

平成23年太宰府市議会第4回（12月）定例会会期内日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
11月30日(水)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	提案理由説明
	委員会散会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	全協終了後	議員協議会	全員協議会室	
12月1日(木)	午 後 1 時			2日目分質疑・討論通告締切
12月2日(金)				
12月3日(土)				
12月4日(日)				
12月5日(月)	午前9時30分	議会運営委員会	第一委員会室	
	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	質疑（討論・採決）委員会付託
	本会議散会後	議会運営委員会	第一委員会室	
	議運終了後	佐野東地区まちづくり及び（仮称） J R太宰府駅設置特別委員会	全員協議会室	
12月6日(火)	午 前 1 0 時	携帯電話中継基地局問題特別 委員会	全員協議会室	
12月7日(水)	午 前 1 0 時	総務文教常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	総務文教常任委員会協議会	全員協議会室	
	協議会終了後	議会基本条例（議会改革）特 別委員会	全員協議会室	
12月8日(木)	午 前 1 0 時	建設経済常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	建設経済常任委員会協議会	全員協議会室	
	協議会終了後	携帯電話中継基地局問題特別 委員会	全員協議会室	
12月9日(金)	午 前 1 0 時	環境厚生常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	環境厚生常任委員会協議会	全員協議会室	
12月10日(土)				
12月11日(日)				
12月12日(月)				
12月13日(火)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
	本会議散会後	議会全員協議会	全員協議会室	
12月14日(水)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
12月15日(木)	午 前 1 0 時	携帯電話中継基地局問題特別 委員会	全員協議会室	
	委員会休憩中	議会運営委員会	第一委員会室	
	委員会閉会後	総務文教常任委員会	全員協議会室	
12月16日(金)	午 前 1 0 時	議会基本条例（議会改革）特 別委員会	全員協議会室	
	午 後 1 時			最終日分質疑・討論通告締切
12月17日(土)				
12月18日(日)				
12月19日(月)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	報告・質疑・討論・採決
	本会議休憩中	議会運営委員会	第一委員会室	
	本会議休憩中	携帯電話中継基地局問題に 関する特別委員会	全員協議会室	
	本会議閉会後	議会全員協議会	全員協議会室	

平成23年第4回（12月）定例会目次

◎ 第1日（11月30日開会）

1. 議事日程	1
2. 出席議員	2
3. 欠席議員	2
4. 会議録署名議員	2
5. 出席説明員	2
6. 出席事務局職員	2
開 会	3
散 会	15

◎ 第2日（12月5日再開）

1. 議事日程	17
2. 出席議員	18
3. 欠席議員	18
4. 出席説明員	18
5. 出席事務局職員	18
再 開	19
散 会	30

◎ 第3日（12月13日再開）

1. 議事日程	31
2. 出席議員	32
3. 欠席議員	33
4. 出席説明員	33
5. 出席事務局職員	33
再 開	34
散 会	92

◎ 第4日（12月14日再開）

1. 議事日程	93
2. 出席議員	95
3. 欠席議員	95
4. 出席説明員	95

5. 出席事務局職員	95
再開	96
散会	176

◎ 第5日（12月19日再開）

1. 議事日程	177
2. 出席議員	178
3. 欠席議員	179
4. 出席説明員	179
5. 出席事務局職員	179
再開	180
閉会	213

◎ 審議結果

1. 審議結果	215
2. 諸般の報告	218

1 議事日程(初日)

[平成23年太宰府市議会第4回(12月)定例会]

平成23年11月30日

午前10時開議

於議事室

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 議案第53号 財産の取得(太宰府市緑地保護地区内)について |
| 日程第5 | 議案第54号 市道路線の認定について |
| 日程第6 | 議案第55号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について |
| 日程第7 | 議案第56号 太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について |
| 日程第8 | 議案第57号 太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第9 | 議案第58号 太宰府市立水城共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第10 | 議案第59号 太宰府市立長浦台共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第11 | 議案第60号 太宰府市立青葉台共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第12 | 議案第61号 太宰府市立大佐野共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第13 | 議案第62号 太宰府市立向佐野共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第14 | 議案第63号 太宰府市立国分共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第15 | 議案第64号 太宰府市立通古賀共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第16 | 議案第65号 太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第17 | 議案第66号 太宰府市民図書館の指定管理者の指定について |
| 日程第18 | 議案第67号 太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について |
| 日程第19 | 議案第68号 太宰府展示館の指定管理者の指定について |
| 日程第20 | 議案第69号 太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について |
| 日程第21 | 議案第70号 太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について |
| 日程第22 | 議案第71号 太宰府市スポーツ推進審議会条例の制定について |
| 日程第23 | 議案第72号 太宰府市立運動公園条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第24 | 議案第73号 太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第25 | 議案第74号 太宰府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第26 | 議案第75号 平成23年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について |
| 日程第27 | 議案第76号 平成23年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第28 | 議案第77号 平成23年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について |

日程第29 議案第78号 太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第30 発議第4号 太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する条例の制定について

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	陶山良尚	議員	2番	神武綾	議員
3番	上疆	議員	4番	芦刈茂	議員
5番	小島真由美	議員	6番	長谷川公成	議員
7番	藤井雅之	議員	8番	原田久美子	議員
9番	後藤邦晴	議員	10番	橋本健	議員
11番	不老光幸	議員	12番	渡邊美穂	議員
13番	門田直樹	議員	14番	小柳道枝	議員
15番	佐伯修	議員	16番	村山弘行	議員
17番	福廣和美	議員	18番	大田勝義	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 会議録署名議員

9番	後藤邦晴	議員	10番	橋本健	議員
----	------	----	-----	-----	----

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市長	井上保廣	副市長	平島鉄信
教育長	關敏治	総務部長	木村甚治
地域づくり 担当部長	今泉憲治	市民生活部長	古川芳文
健康福祉部長	井上和雄	建設経済部長	神原稔
会計管理者併 上下水道部長	三笠哲生	教育部長	齋藤廣之
総務課長	古野洋敏	経営企画課長	石田宏二
市民課長	原野敏彦	福祉課長	宮原仁
都市整備課長	今村巧児	上下水道課長	松本芳生
教務課長	木村裕子	監査委員事務局長	関啓子

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	田中利雄	議事課長	櫻井三郎
書記	白石康子	書記	花田敏浩
書記	茂田和紀		

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大田勝義議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名です。

定足数に達しておりますので、平成23年太宰府市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大田勝義議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、

9番、後藤邦晴議員

10番、橋本 健議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（大田勝義議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの20日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、お諮りしましたとおり決定いたしました。

なお、会期内日程につきましては、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（大田勝義議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては事務局に保管しておりますので、必要な方はごらんいただきたいと思ます。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4と日程第5を一括上程

○議長（大田勝義議員） お諮りします。

日程第4、議案第53号「財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について」及び日程第5、議案第54号「市道路線の認定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、お諮りしましたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 皆さん、おはようございます。

平成23年第4回太宰府市議会定例会を招集をいたしましたところ、議員の皆様には年の瀬を控え、公私とも大変ご多用中にもかかわらずご参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本日、定例議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今年は、私が4月に市長選挙におきまして、市民の皆様の多くのご支援を賜り再び市長に選任をいただき、2期目の4年間市政を担当させていただくこととなった最初の年でございますけれども、太宰府7万市民の皆様及び議員各位のご理解、ご支援とご協力により「市民との協働のまちづくり」の基本姿勢のもと、第五次総合計画及び選挙公約の実現に向け、一步ずつでございますけれども、着実に進んでおりますことに対しまして、この場をおかりいたしまして改めて厚く御礼を申し上げます。

さて、市民の皆様にお約束をいたしました選挙公約（マニフェスト）につきましては、向こう4年間の最重要施策と位置づけまして、取り組みを始めたばかりでございますけれども、今年一年を振り返り、幾つかをご報告をさせていただきます。

まず、「安全で安心して暮らせるまち」についてでございますけれども、今年も甚大な被害がありました3月の東日本大震災を初め9月の台風12号による近畿地方の豪雨災害など、全国各地でさまざまな災害が発生をいたしました。幸いにして、太宰府市では大きな災害もない1年でございますけれども、3月には最新の「高機能消防指令システム」を整備した太宰府消防署が完成をし、太宰府・筑紫野17万市民の生命と財産をあらゆる災害から守る体制づくりの一つができたと思っております。また、災害時の避難場所として、民間施設の所有者に対しまして、必要に応じて周辺住民のための避難場所として使用させていただけるようお願いをし、協定書を締結し、さらに今年24日には大規模災害時の応援に関する協定を国土交通省九州地方整備局と締結をいたしました。今後も、市民、事業者など、皆様のご協力を仰ぎながら、これまで以上にしっかりとした防災体制を築いていきたいと思っております。

次に、「住みやすいまちづくりの推進」についてでございますが、地域交通が整備されたまちづくりの一つといたしまして、市営無料駐輪場として設置をいたしましたJR都府楼

南駅前自転車駐輪場を、周辺地域の交通安全の確保を図るために、民間の持つノウハウを生かしまして運営管理を行いますために民営化をし、使用料の有料化をいたしました。周辺道路につきましては、路上駐輪防止のために「自転車等放置禁止区域」を指定をし、歩行者の安全確保を図ったところでございます。

また、市民参画のまちづくりといたしまして、自治の基本となる仕組みを定める、仮称でございますけれども、「太宰府市自治基本条例」の策定に向けまして、取り組みを開始をいたしました。現在は、条例に関する基本的な内容等必要な事項につきまして審議を行う「自治基本条例審議会」を開催するとともに、幅広く市民の皆様方の意見を取り入れるよう議論・検討を行う「まちづくり市民会議」を今後開催してまいります。

次に、「百年後も誇りに思える美しいまち・太宰府」にすることについてですが、太宰府市は豊かな自然と千数百年という悠久の歴史が織りなしました数多くの歴史的文化遺産が今に引き継がれております。その文化遺産を見守る・保護する・育成するために「市民遺産活用推進計画」を策定いたしましたところですが、文化遺産を市民の皆様とともに育成する取り組みといたしまして「太宰府市民遺産」を創設をいたしました。去る11月20日には、昨年認定をいたしました4件に続きまして、「万葉集つくし歌壇」と「太宰府における時の記念日の行事」を新たに認定したところでございます。これからはぐくんでまいりたいと、このように思っております。

次に、「観光基盤の整備・充実について」でございますけれども、近年アジアにおけるクルーズ市場が拡大し、中国から博多港へのクルーズ船の寄港が急増をいたしております。福岡市を日本におけるクルーズ船の拠点港と位置づけ、アジアからの観光客を誘致し、観光客の受け入れ態勢強化を図りますために、9月末に福岡市と共同で「地域活性化総合特区」の申請を行ったところでございます。規制緩和並びに財政支援をお願いしたところでございます。12月中旬ごろには採択の結果が出る予定となっております。

平成23年度は、第五次総合計画の初年度であり、取り組み途中の施策や、これからの施策など課題も数多く残っておりますけれども、市民の皆様の幸せと、生まれ育った我が愛する「ふるさと太宰府」の限らない発展を願い、「まちづくりに“仁”のぬくもりを」「市民との協働のまちづくり」を行政運営の基本姿勢とし、「継続は力!」「確かな一歩!」「更なる前進!」をスローガンに誠心誠意、全精力を傾注してまいります。

来年も、市民の皆様及び議員各位のご理解、ご支援とご協力をいただきながら、「歴史とみどり豊かな文化のまち」の実現に向け、私自身先頭に立ち、全職員の英知を結集し邁進していく所存でありますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第53号及び議案第54号を一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第53号「財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について」ご説明を申し上げます。

本件は、大佐野地区緑地保護地区内の土地取得に関する案件でございます。

この土地取得につきましては、皆様方のご協力とご理解によりまして着実に進んでおるところでございます。深く感謝を申し上げる次第でございます。

今回、買収いたします土地につきましては、18筆、面積2万5,819㎡、買収金額4,905万6,100円であります。詳細につきましては、財産（太宰府市緑地保護地区内）の取得一覧表をご参照ください。

次に、議案第54号「市道路線の認定について」のご説明を申し上げます。

今回、認定を提案しております松本6号線につきましては、開発により帰属を受けた路線でございます。

道路法第8条第1項の規定に基づき認定を行うものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大田勝義議員） 説明は終わりました。

質疑は12月5日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6から日程第21まで一括上程

○議長（大田勝義議員） お諮りします。

日程第6、議案第55号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について」から日程第21、議案第70号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」までを一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、お諮りしましたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第55号から議案第70号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第55号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について」ご説明を申し上げます。

今回の指定につきましては、太宰府市指定管理者候補者選定委員会の審査の結果、太宰府市立太宰府史跡水辺公園につきましては、シンコースポーツ株式会社九州支店が平成24年度から3カ年にわたり候補者として選定をされましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同法同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第56号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」ご説明を申し上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補

者として、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を平成24年度から2カ年にわたり、太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の候補者に選定をいたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同法同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第57号「太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について」から議案第65号「太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について」までは、太宰府市立共同利用施設に係る指定管理者の指定についてでございます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、各共同利用施設の所在地の自治会を平成24年度から2年間にわたり太宰府市立共同利用施設の指定管理者の候補者として選定をいたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同法同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第66号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」から議案第70号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」ご説明を申し上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、太宰府市民図書館、文化ふれあい館及び女性センタールミナスについて財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を、大宰府展示館については財団法人古都大宰府保存協会を、太宰府市立老人福祉センターについては社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会を平成24年度から2カ年にわたり指定管理者の候補者に選定をいたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づきまして指定するに当たり、同法同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大田勝義議員） 説明は終わりました。

質疑は12月5日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第22から日程第25まで一括上程

○議長（大田勝義議員） お諮りします。

日程第22、議案第71号「太宰府市スポーツ推進審議会条例の制定について」から日程第25、議案第74号「太宰府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、お諮りしましたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第71号から議案第74号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第71号「太宰府市スポーツ推進審議会条例の制定について」ご説明を申し上げます。

従来のスポーツ振興法にかわるスポーツ基本法が平成23年8月24日に施行されたことに伴い、これまでのスポーツ振興審議会条例の全部を改正し新たにスポーツ推進審議会条例として制定する必要が生じたので、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第72号「太宰府市立運動公園条例等の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

従来のスポーツ振興法にかわるスポーツ基本法が平成23年8月24日に施行されたことに伴い、改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第73号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

歴史と文化の環境税は、太宰府市固有の歴史的文化遺産及び観光資源等の保全と整備を図り、環境に優しい「歴史とみどり豊かな文化のまち」を創造するために平成15年5月23日に条例の施行を行っております。

収入は、8年間で約4億3,000万円の自主財源が確保できまして、太宰府市にとって魅力あるまちづくりのための貴重な財源となっております。

来年5月に条例が9年の適用期間を迎えるに当たり、見直しの時期に当たることから、本年9月から4回にわたり、太宰府市税制審議会を開催いたしました。

会議の中で、太宰府古都・みらい基金についての経過報告等もなされておりましたけれども、11月8日の第4回太宰府市税制審議会におきまして、一定の効果があつたこと、収入実績及び将来の持続性の観点から、確実なものとしてとらえることができたことから、歴史と文化の環境税は現行どおり継続し、その期間は3年とすることが望ましいとの答申をいただきました。

太宰府市といたしましても、この答申を踏まえ、3年継続の意向を十分に尊重いたしまして、本税の適用期間を、さらに3年延期するものでございます。

次に、議案第74号「太宰府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が平成23年7月29日に交付、施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大田勝義議員） 説明は終わりました。

質疑は12月5日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26から日程第28まで一括上程

○議長（大田勝義議員） お諮りします。

日程第26、議案第75号「平成23年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」から日程第28、議案第77号「平成23年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、お諮りしましたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第75号から議案第77号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第75号「平成23年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ1億5,035万円を追加をし、予算総額を217億390万8,000円をお願いをするものでございます。

主なものといたしましては、市制施行30周年記念式典準備のための費用、観光客向け有料駐車場の駐車状況や観光情報などを掲示する電子掲示板の整備費、地域支え合い体制づくり事業としてNPO法人が実施する高齢者などの買い物困難者の生活を支援するための事業費、市営土木費の追加、市内全中学校の音楽室の空調機設置工事費、新年度に向けて小・中学校の学級増に対応するための費用、その他福祉タクシー委託料や障がい者の介護・訓練等給付費などの扶助費の不足分を追加をさせていただいております。

また、あわせまして文化ふれあい館などの市内の公共施設の指定管理料など、債務負担行為の追加6件、特別支援教室間仕切り整備などの繰越明許費2件、地域狭隘道路整備事業に係る土地開発関係事業債の追加について補正をさせていただいております。

次に、議案第76号「平成23年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入及び歳出予算にそれぞれ2億3,796万7,000円を追加し、予算総額を74億8,324万9,000円をお願いするものでございます。

歳出につきましては、医療費の増加に伴います保険給付費の療養諸費及び高額療養費、後期高齢者支援金などの増額。また、平成22年度に国、県から交付されました療養給付費等の交付額が確定をいたしましたことから、その精算返還金が主なものでございます。

歳入につきましては、医療費の増加に伴います療養給付費交付金、財政調整交付金の増額が主なものでございます。

次に、議案第77号「平成23年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出にそれぞれ1,474万8,000円を追加し、予算総額を39億5,535万2,000円をお願いするものでございます。

歳出の内容といたしましては、平成22年度保険給付費が確定をしたことによる返還金でございます。

歳入の主なものは、繰越金でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大田勝義議員） 説明は終わりました。

質疑は12月5日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 議案第78号 太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（大田勝義議員） 日程第29、議案第78号「太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第78号「太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

まず、今回の給与に関する条例の改正を行うに当たりまして、人事院においては3月に発生いたしました東日本大震災の影響を受け、2カ月近く遅れて勧告がなされることとなりました。勧告の内容は、月例給で民間給与実態調査における公務と民間の給与比較におきまして、昨年同様、月例給で公務が民間を上回っていますことから、俸給表の引き下げ改定を行うとされたものでございます。また、特別給に当たります期末あるいは勤勉手当は、東日本大震災により被災をした、岩手県、宮城県、福島県の3県について調査をしていない中で、改定を行うべきとの判断に至らず、改定を見送る勧告となっております。

太宰府市におきましては、これまで同様、人事院勧告に準じましてマイナス較差を解消するために給料表を改定するとともに、あわせて4月からの較差相当分を12月の期末手当で調整し、減額するものでございます。

なお、再任用職員につきましても、同様の改定を行います。

また、あわせて人事院規則の改正に伴う関連条項の字句を整理をいたしております。

以上、添付資料の新旧対照表をご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大田勝義議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 市長から、今、提案理由の説明もございましたが、この部分の議案につきましてはおとし、昨年の2カ年の実施の部分と今年度は私は事情がちょっと違うんじゃないかなというふうに思います。その一つが、政府が人事院勧告の、まず人事院から勧告が出て、それを受け入れて行われたというのが過去2カ年の状況だったと思いますが、今年度に関しましては国家公務員の給与を7.8%引き下げるといふ法案を準備しているという関連で政府が人事院勧告の受け入れを拒否しておりますが、そういった状況で、この引き下げの部分の提案をされるということに関しまして、その根拠として成立しているのかということが疑問に私は感じますが、その点についてのご認識を1点伺いたいと思います。

それと、2点目としまして、職員組合との合意はとれておるのか、この2点、まず伺います。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） ご質問にお答えいたします。

1点目でございますけども、政府がこの人事院勧告を実施していない、国家公務員について実施していないということでございます。ただ、政府のほうは特例法案としての震災に対する財源といたしまして国家公務員の給与を7から8%引き下げる法案というのを今出して、国会のほうで論議されております。その中に、この人事院勧告の分の金額的なものも包含しているというような理解でされておるようでございますが、人事院としては公務員の労働基本権の代償として、この勧告を毎年勧告をされております。だから、勧告そのものは有効にされておるという認識でおります。そのことに基づきまして、私どもは毎年人事院のこの勧告に準じて改定を行っておりますので、今年も勧告を尊重いたしまして実施したいということで、職員組合のほうとも協議を行い、職員組合との合意に至って今回の条例案の提出をさせていただいておるところでございます。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） じゃ、今の部長の認識で答弁いただきましたけども、ただ今回福岡県下でも、この人事院勧告の実施がそういった状況の中で給与引き下げを見送る自治体も実際に出ていると思います。例えば市議会にもよく財政規模の比較の際に用いられます、あの類似団体というような、そういった自治体のところでよく比較の部分も説明されたりしますけども、全国的にも実施するところ、実施しないところというふうに分かれていくのではないかと思います。その点についての不均衡が発生してしまうんじゃないかということを考えるんですが、そういった点についてのご認識を伺いたいと思います。

また、今回のこの議案の対応におきまして発生する不用額があると思います、一般会計、各特別会計、企業会計と。総額で構いませんので、どのくらいの不用額が当初予算から発生する

のか、お聞かせください。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） まず、1点目でございますが、他団体ということで、1つは類似団体、全国的には類似団体というのがございますけれども、県内で類似団体というのは1つほどしかございません。あるいは、この近隣でいろいろと話、協議等を行いましたけれども、この筑紫地区におきましてはどこもこの人事院勧告に準拠して実施したということで、先日もよその市のほうでは議会議決をいただいておりますような状況でございます。全国的に見ても実施しないところはあるかとは思いますが、ただそれはなかなかこのやり方等がまだまだ、国が準則等を出さない状況の中で難しいところもあるので、ちょっと足踏みしているというようなことで理解をいたしております。いずれ、この人事院勧告等に基づいた措置は各団体、地方自治体におきましては各団体、措置をしてくるものだというふうに考えておるところでございます。

また、次の質問でございますが、今回の引き下げで発生するという、この給与関係の減額については人件費は約600万円ということで減額になるという推測、予定をいたしております。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 最後に、その関連する動きといたしまして伺いますが、先ほど少し触れましたけれども、今政府が準備しております国家公務員の給与を平均7.8%削減する給与引き下げ法案への関連ですけれども、この7.8%の削減の部分だけ先行実施して今の臨時国会に提出するというような動きも見せておりますが、これ当初民主党政権の中では地方公務員の給与には波及をさせないということを言っておりましたが、地方公務員にも関連する内容として、地方交付税の人件費分を同じような7.8%の率でカットするというような内容も検討されているというふうに聞き及んでおります。仮に実施された場合ですね、太宰府市にどのぐらいの影響があるのか、具体的なその交付税の金額がどのぐらい減るのかというのを現段階で試算、あるいはこの動きに対する対応をどのようにとらえておるのか、現状をお聞かせいただきまして、この議案に対する質疑を終わります。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今、ご質問いただきましたように、この給与関連法案は国家公務員を対象として地方公務員には及ばないということで論議はされております。ただ、そういう論議の中で新聞報道等情報の中では、交付税も含めて地方公務員も同じような形での削減も求めるといったようなことも記事としては出てまいり、情報としては出てまいってきておりますので注視をしておりますが、果たしてそのやり方等については全然それ以降の情報がない中で非常に私も地方のほうも困惑しているようなのが実情でございます。交付税等を反映するとしてもどういった反映の仕方があるのか、財政需要額の中を削っていくのか、あるいは最終的に計算された交付税そのものから金額を減額するのか、そういうことによってもそれぞれ市町村の影響は非常に大きなものがございますので、今後とも情報を注視しながら把握に努めたいというふう

に考えておるところでございまして、今ご質問いただきましたように7.8%削減された場合、大ざっぱに計算いたしまして毎月の給料でありますとか、地域手当等、管理職手当等、そういう反映するものを含めまして、今、毎月大体1,000万円、1,020万円ほどが一月当たり減額になるのではないかと、そして年間を通せば給与関係だけで1億2,000万円、2,200万円ほどが減額になっていくだろうというふうを考えております。それに付随して共済組合の負担金でありますとか、いろんなもろもろのはね返り分がございまして、そういうのは詳細に、またやり方を見て計算をしたいと思っておりますが、現時点でわかりやすい計算でいくと一月当たり1,020万円ほどが減額になっていくというふうに見込んでおるところでございまして。

○議長（大田勝義議員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 議案第78号「太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」、私は次の2点から提案の条例に反対をいたします。

1点目は、まず過去2年間の給与引き下げは、公務員給与を決定する根幹であります人事院勧告が政府にされ、政府もこれを受け入れた上で対応されましたが、今回の給与引き下げにしましては、政府が人事院勧告の受け入れを拒否し、人事院の総裁からも憲法違反だというような声が出されている今の正常な状況とは言いがたい中で行われており、実際に福岡県下でも自治体によっては分かれている状況が1つであります。

2つ目に、復興財源の捻出の必要性は私も否定いたしません。しかし、公務員給与の削減の前に復興財源の確保を政府が努力を行っている状況とは言えないと思います。例えば、証券優遇税制の延長をやめれば新たに1.7兆円の財源が生み出せますが、この証券優遇税制については昨日の参議院予算委員会で日本共産党の大門議員の質問に対して野田首相がこれ以上の延長はしないと明言しておりますが、これは本来であれば3月末の段階で延長を廃止できた段階であります。また、原発被害からの復旧にも、破綻した核燃料サイクル計画などへの税金投入の見直しなど、原発埋蔵金の活用が検討すべきであると考えられていますが、政府の動きとしてそれらが見えてまいりません。

3年連続の給与引き下げは、地域経済のみならず、日本経済全体にも及ぼす悪影響を引き起こし、結果、さらに民間の職場の給与が引き下げられるという形になります。

私は、以上の理由から本条例には反対を表明いたします。また、同会派であります2番神武議員も同様に反対であるということを申し上げまして、反対討論を終わります。

○議長（大田勝義議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第78号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（大田勝義議員） 大多数起立です。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時40分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第30 発議第4号 太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する条例の制定について

○議長（大田勝義議員） 日程第30、発議第4号「太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する条例の制定について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

13番門田直樹議員。

〔13番 門田直樹議員 登壇〕

○13番（門田直樹議員） 発議第4号「太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する条例の制定について」提案理由の説明をいたします。

提出者は門田、賛成者は、渡邊議員、長谷川議員、藤井議員、上議員、神武議員です。

携帯電話の急速な普及発展に伴い、全国各地で中継基地局の建設をめぐり、電磁波による健康被害を懸念する近隣住民と事業者との間で紛争が起きています。本市におきましても、至るところで説明を求める住民と建設を急ぐ事業者が対立し、何度も紛争が起きています。また、一部では、行政、地域、学校を巻き込んで紛争が続いているところもあり、何らかの対応が急がれます。

このような実態を踏まえ、議員有志による私的会合ではありますが、携帯電話基地局問題研究会を立ち上げ、7月から5回にわたり、電磁波が人体に与える影響、国の基準、海外での規制状況及び国内各地における条例や要綱について調査研究を行ってまいりました。

また、会合では、過去の一般質問に対する市の回答を精査するとともに、昨年12月に清水章一議員を紹介議員として提出された「安心安全の見地に基づく携帯電話中継基地局設置の適正化に関する請願」が議員大多数の賛成により採択されたことを重視し、請願の内容を慎重に確認しました。

請願の趣旨は、1、条例を制定すること、2、教育施設に配慮すること、3、設置、改造を行うときは説明会を実施すること、4、既設の基地局のうち児童関連施設の周辺にあるものについては事業者は保護者と話し合い誠実な対応をすることの4点であります。

また、採決に先立って行われた討論では、今でも新設の動きはいろんなところで起きており、一定のルールづくりがぜひ必要である、また関係者の要望等があれば話し合いの場を設置していただきたい、あるいは条例等の検討に入っていただきたいなどの賛成討論がありました。

た。

これらのことを踏まえ、携帯電話中継基地局の設置等に係る紛争の防止に関しては、条例の制定によるルールづくりが必要であるとの結論に達し、本定例会に提案いたしましたところであります。

しかしながら、発議に至る過程、手続におきまして、議員各位あるいは各会派に対し、内容の周知、意見の調整が万全でなかったことは遺憾であり、おわびいたします。

条例の中身につきましては、お手元に配付いたしておりますとおりでありますが、この条例の目的としましては、第1条にあるとおり、基地局の設置、改造及び管理に係る紛争の防止を目的とするもので、基地局の新設や改造を妨げたり、事業者の経済活動を停止させるものではありません。また、現時点における国の方針のもとでは電磁波における健康被害の観点を盛り込むことは困難と判断し、あくまで紛争防止を視点としております。

ご案内のとおり、本市執行部におかれましては、太宰府市携帯電話基地局設置に係る住民紛争等の防止に向けた実施方針を策定されました。その内容は、基本的には今回提案いたしました本条例と方向を一にするものと推察されます。しかしながら、同実施方針においては、市や事業者がその責務を果たしていくための具体的な手続や結果に対する責任等の記述がなく、紛争を防止するものとしては不十分であります。

以上のような経緯、理由によりまして本条例案を発議いたしました。

基地局建設をめぐっては、過去の事例であっても、いまだ禍根を残しているものもあります。第3世代、第4世代携帯電話の普及に向け、本市におきましても紛争のおそれがあります高まってくると懸念されます。私たち市議会議員は、地域のトラブルでは相談を受けることが多いと思います。基地局問題もその一つです。事業者は法を守って建設をしているのですから、極端に言えば説明会をしてもしなくても自由です。周辺住民は法律も条例もないところで大変な思いをしています。我々がいざ相談を受けて行動するとき、頼りとするのは市の条例です。基地局の問題は、一人一人の議員に明日降りかかってくるかもしれません。この条例は、問題を解決するための大事な道具であり、その実施は火急の案件であります。

最後に、議員各位のご理解と、何とぞ今定例会での可決をお願いいたしまして、説明とします。

○議長（大田勝義議員） 説明は終わりました。

質疑は12月5日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大田勝義議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、12月5日午前10時から再開いたします。

これもちまして散会いたします。

散会 午前10時46分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程 (2 日 目)

[平成23年太宰府市議会第4回(12月)定例会]

平成23年12月5日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第53号 財産の取得(太宰府市緑地保護地区内)について
- 日程第2 議案第54号 市道路線の認定について
- 日程第3 議案第55号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第56号 太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第57号 太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第58号 太宰府市立水城共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第59号 太宰府市立長浦台共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第60号 太宰府市立青葉台共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第61号 太宰府市立大佐野共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第62号 太宰府市立向佐野共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第63号 太宰府市立国分共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第64号 太宰府市立通古賀共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第65号 太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第66号 太宰府市民図書館の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第67号 太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第68号 太宰府展示館の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第69号 太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第70号 太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第71号 太宰府市スポーツ推進審議会条例の制定について
- 日程第20 議案第72号 太宰府市立運動公園条例等の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第73号 太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第74号 太宰府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第75号 平成23年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第24 議案第76号 平成23年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第25 議案第77号 平成23年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 追加日程第1 発議第5号 特別委員会(携帯電話中継基地局問題特別委員会)の設置について
- 日程第26 発議第4号 太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する条例の制定について
- 日程第27 請願第2号 ワクチン接種緊急促進事業の継続に関する請願書

日程第28 意見書第9号 防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書

日程第29 意見書第10号 太陽光発電システム設置補助制度の創設を求める意見書

日程第30 意見書第11号 「子ども・子育て新システム」に関する意見書

2 出席議員は次のとおりである（18名）

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 陶山良尚 | 議員 | 2番 | 神武綾 | 議員 |
| 3番 | 上疆 | 議員 | 4番 | 芦刈茂 | 議員 |
| 5番 | 小畠真由美 | 議員 | 6番 | 長谷川公成 | 議員 |
| 7番 | 藤井雅之 | 議員 | 8番 | 原田久美子 | 議員 |
| 9番 | 後藤邦晴 | 議員 | 10番 | 橋本健 | 議員 |
| 11番 | 不老光幸 | 議員 | 12番 | 渡邊美穂 | 議員 |
| 13番 | 門田直樹 | 議員 | 14番 | 小柳道枝 | 議員 |
| 15番 | 佐伯修 | 議員 | 16番 | 村山弘行 | 議員 |
| 17番 | 福廣和美 | 議員 | 18番 | 大田勝義 | 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

| | | | |
|--------------|------|--------|------|
| 市長 | 井上保廣 | 副市長 | 平島鉄信 |
| 教育長 | 關敏治 | 総務部長 | 木村甚治 |
| 地域づくり担当部長 | 今泉憲治 | 市民生活部長 | 古川芳文 |
| 健康福祉部長 | 井上和雄 | 建設経済部長 | 神原稔 |
| 会計管理者併上下水道部長 | 三笠哲生 | 教育部長 | 齋藤廣之 |
| 総務課長 | 古野洋敏 | 経営企画課長 | 石田宏二 |
| 市民課長 | 原野敏彦 | 福祉課長 | 宮原仁 |
| 保健センター所長 | 中島俊二 | 都市整備課長 | 今村巧児 |
| 上下水道課長 | 松本芳生 | 教務課長 | 木村裕子 |
| 監査委員事務局長 | 関啓子 | | |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 田中利雄 | 議事課長 | 櫻井三郎 |
| 書記 | 白石康子 | 書記 | 花田敏浩 |
| 書記 | 茂田和紀 | | |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大田勝義議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりで。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第53号 財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について

○議長（大田勝義議員） 日程第1、議案第53号「財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について」を議題といたします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

通告があつておりますので、これを許可します。

2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 3点お伺いいたします。

この保護地区の取得の目的と、取得後の管理責任者と、最後に今後の取得予定額と期間をお願いいたします。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） お答えいたします。

まず、1点目の目的でございますけれども、広い意味で言いますと緑地の保全でございますが、狭い意味で言いますと大佐野ダムの水源涵養林としての保全でございます。その根拠は、平成6年に策定しました太宰府市緑地の保全に関する条例に基づきまして、当該地域を緑地保全地区に指定し、公有化を進めております。

2番目の管理責任でございますけれども、取得後は太宰府市が管理者となります。

3点目の質問でございますけれども、今年度と同じ取得単価と同じ予算額でという条件で計算しますと約38年かかります。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 濟いませぬ。今、何年間という、ちょっと数字が聞こえにくかったの

で、もう一度お願いします。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 約38年でございます。同じ条件で、今年と同じ条件で38年かかります。

○議長（大田勝義議員） よろしいですか。

これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第53号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、議案第53号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時03分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第54号 市道路線の認定について

○議長（大田勝義議員） 日程第2、議案第54号「市道路線の認定について」を議題といたします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第54号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3から日程第16まで一括上程

○議長（大田勝義議員） お諮りします。

日程第3、議案第55号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について」から日程第16、議案第68号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、お諮りしましたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第55号について、通告がありますので、これを許可します。

2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 3点お伺いいたします。

指定管理の決定方法と、契約の価格、それから管理期間が3年となっておりますが、ほかの共同利用施設等については2年間になっておりますので、3年の理由をお願いいたします。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（齋藤廣之） 回答をいたします。

1点目の指定管理者の決定方法につきましてでございますが、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条に基づきまして、9月1日号の太宰府市広報及び太宰府市ホームページで公募を行いました。その後、10月13日に太宰府市指定管理者候補者選定委員会規程に基づきまして、指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者の候補者とすべき団体の選定を行っております。

2点目の落札価格、指定管理料でございますが、平成24年度から平成26年度までの3カ年で1億4,320万4,000円でございます。

次に、3点目の管理期間が3年の理由ということでございますが、法令上、具体的な定めはございませんけれども、太宰府市民サービスの提供の継続性と安定性、また指定管理者の初期投資におけるリスクの軽減などを考慮しまして3年間として議会の議決をいただきまして協定を結ぶものでございます。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第56号から議案第68号について、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第55号から議案第68号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17と日程第18を一括上程

○議長（大田勝義議員） お諮りします。

日程第17、議案第69号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」及び日程第18、議案第70号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、お諮りしましたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第69号及び議案第70号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19から日程第21まで一括上程

○議長（大田勝義議員） お諮りします。

日程第19、議案第71号「太宰府市スポーツ推進審議会条例の制定について」から日程第21、議案第73号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」までを一括議

題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) 異議なしと認め、お諮りしましたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第71号については、通告が 있습니다ので、これを許可します。

2番神武綾議員。

○2番(神武綾議員) 平成22年度の施策評価において、生涯スポーツの推進については評価が低くなっておりました。前条例での審議会の中での進捗状況、今後の計画等があれば教えてください。お願いします。

○議長(大田勝義議員) 教育部長。

○教育部長(齋藤廣之) ご回答をいたします。

太宰府市スポーツ振興審議会におきましては、平成21年度に太宰府市スポーツ振興基本計画策定のための審議をしていただいたところです。その後は、審議会の開催は行っておりません。今後、このスポーツ振興基本計画は、平成22年度から平成31年度までの10カ年の計画期間を定めまして現在進めております。また、具体的には、3カ年の実施計画に基づいて今後進めてまいりますので、一定の時期に施策内容等につきましてご審議をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(大田勝義議員) よろしいですか。

(2番神武綾議員「はい」と呼ぶ)

○議長(大田勝義議員) 次に、議案第72号について、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

次に、議案第73号について、通告が 있습니다ので、これを許可します。

2番神武綾議員。

○2番(神武綾議員) 2点お伺いいたします。

現在の加入事業者数と、8年間で4億円の自主財源が確保され、平成23年5月末現在で1億500万円の基金が積み立てられているとの報告がありました。基金を使った事業の内容をお願いします。また、その事業を決定する際に審議会の中で議論があったと思いますけれども、その中で出た要望等がありましたらお願いいたします。

○議長(大田勝義議員) 市民生活部長。

○市民生活部長(古川芳文) それでは、まず1点目の指定業者数についてお答えします。

現在、歴史と文化の環境税の徴収をお願いしています事業者数は33事業者となっております。

次に、2点目の太宰府市歴史と文化の環境整備事業基金の使途についてですが、これまで本税の目的であります太宰府市固有の歴史的文化遺産及び観光資源などの保全と整備を図り、環

境に優しい「歴史とみどり豊かな文化のまち」を創造するために活用してまいりました。

具体的には、太宰府ブランド創造協議会事業や正月期の臨時駐車場設置事業、交差点交通誘導員警備、駐車待ち車両の抑制、史跡地保存活用事業、さらに歴史的風致維持向上計画関連事業などがございます。

また、税制審議会におきまして、本税は太宰府市歴史と文化の環境税運営協議会の開催によりまして使途の透明性が確保されていること、市民や来訪者にとって目に見えてまちがよくなっているようなことなど、このような事業を継続してほしいなどのご意見をいただいております。

今後につきましても、太宰府市歴史と文化の環境税運営協議会のご意見を尊重しながら、本税の目的に沿って活用してまいりたいと、このように考えております。

○議長（大田勝義議員） よろしいですか。

これで質疑を終わります。

議案第71号から議案第73号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第22 議案第74号 太宰府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 について

○議長（大田勝義議員） 日程第22、議案第74号「太宰府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第74号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第75号 平成23年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

○議長（大田勝義議員） 日程第23、議案第75号「平成23年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第75号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第24と日程第25を一括上程

○議長（大田勝義議員） お諮りします。

日程第24、議案第76号「平成23年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」及び日程第25、議案第77号「平成23年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、お諮りしましたとおりの一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第76号及び議案第77号は環境厚生常任委員会に付託します。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時14分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時16分

○議長（大田勝義議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま福廣和美議員外賛成者から発議第5号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程として直ちに議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、発議第5号を追加日程第1として直ちに議題にすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 発議第5号 特別委員会（携帯電話中継基地局問題特別委員会）の設置について

○議長（大田勝義議員） 追加日程第1、発議第5号「特別委員会（携帯電話中継基地局問題特別委員会）の設置について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

17番福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

○17番（福廣和美議員） 「特別委員会（携帯電話中継基地局問題特別委員会）の設置について」の提案理由の説明を申し上げます。

環境厚生常任委員会に付託するようにはいたしておりましたが、皆様のご意見の中で特別委員会をつくらどうかという意見もございましたので、次の名称から活動についてご説明を申し上げます。

名称は、携帯電話中継基地局問題特別委員会。

設置目的、太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する条例案について調査研究を行うため。

付議事件としまして、太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する条例の制定に関する件。

構成につきましては、18人をもって構成をする。

経費については、予算の範囲内。

設置期間につきましては、審査終了まで。

活動は、本委員会は付議事件のため、議会閉会中も必要と認めた場合には随時開催することができる。

このような目的で特別委員会の設置をお願いいたしますので、ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（大田勝義議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第5号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時20分〉

○議長（大田勝義議員） お諮りします。

ただいま設置されました携帯電話中継基地局問題特別委員会の委員は、委員会条例第5条第1項の規定により議員全員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員全員を特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ここで、特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時20分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時05分

○議長（大田勝義議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

携帯電話中継基地局問題特別委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、報告をいたします。

委員長に17番福廣和美議員、副委員長に3番上疆議員が選出されました。

なお、本会期中の委員会は、12月6日10時より開催されますので、日程の追加をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第26 発議第4号 太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する条例の制定について

○議長（大田勝義議員） 日程第26、発議第4号「太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する条例の制定について」を議題といたします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

発議第4号は携帯電話中継基地局問題特別委員会に付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 請願第2号 ワクチン接種緊急促進事業の継続に関する請願書

○議長（大田勝義議員） 日程第27、請願第2号「ワクチン接種緊急促進事業の継続に関する請願書」を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

12番渡邊美穂議員。

[12番 渡邊美穂議員 登壇]

○12番（渡邊美穂議員） 「ワクチン接種緊急促進事業の継続に関する請願書」について、請願の理由を説明いたします。

請願者は、社団法人筑紫医師会会長原文彦氏、紹介議員は、私、渡邊美穂です。

請願の理由といたしまして、我が国は海外ではWHOが推奨している予防接種で防ぐことができる疾患に使用されているワクチンの多くが定期接種化されていない実情は周知の事柄です。

平成22年11月26日から、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業が実施されていますが、来年度以降については予算措置が講じられておらず、現状のままでは平成24年3月31日までに本事業が終了することになり、事業の対象者が今年度内に接種が完了できない可能性があり、短期間で終了することは国民にとって不公平な制度となります。

また、予防接種で防ぐことができる疾患に対する予防接種については、国策として定期接種化され、国民が平等に公費で受けられる制度を恒久的に実施して、国民間の不平等をなくすべきと考えます。

このような理由から、以下の3点について国に対して要望書を提出してほしいというものです。

1、海外との予防接種政策の遅れをなくすため、予防接種で防ぐことができる疾患を速やか

に定期接種化し、財政措置を行うこと。

2、V P Dワクチンの定期予防接種化が実現するまでの間は、緊急促進事業を継続して実施し、国民に平等な機会を与えること。

3、予防接種法においては、市町村の財政面を考慮し、実費徴収も可能とされているが、すべての国民が費用の負担なく予防接種を受けることができ、安心して感染症の予防ができる体制を整備し、接種に対する普及、啓発を推進すること。

これは、提出先は厚生労働大臣を予定しております。

以前、本議会におきましてこの議案が取り上げられましたときに、大きく2つの問題が提起されました。1つは、この子宮頸がんに係るウイルスは数種類ありますが、今回のワクチンによって一体どれぐらいの効果があるかということと、それから副作用がどういったものがあるのかという大きく2点のことが議論されました。先日、研修会等で医師会のほうから説明に来ていただきまして、その結果、この今回のワクチンによってヒトパピローマウイルス16、18、これが予防の対象になるわけですが、これによって子宮頸がんが発症する確率が70%であるということ。したがって、このワクチンを接種することによって7割の子宮頸がんは軽減することができるのではないかということ。さらに、副作用については、筋肉注射であるため非常に強い痛みを伴うということが一番大きな副作用であるというふうに説明を受けました。

以上のような事柄から、本議会におきましてもぜひご検討いただきまして、採択していただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

請願第2号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第28 意見書第9号 防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書

○議長（大田勝義議員） 日程第28、意見書第9号「防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

5番小島真由美議員。

〔5番 小島真由美議員 登壇〕

○5番（小島真由美議員） 「防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書」につきまして趣旨説明を行います。

提出者は、私、小島真由美、賛成者は福廣和美議員でございます。

提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、防災担当大臣、男女共同参画担当大臣でございます。  
案文の朗読をもちまして趣旨説明にかえさせていただきます。

国の防災基本計画には、2005年に女性の参画、男女双方の視点が初めて盛り込まれ、2008年には政策決定過程における女性の参加が明記されました。この流れを受け、地域防災計画にも女性の参画、男女双方視点が取り入れられつつありますが、具体的な施策にまで反映されているとは必ずしも言えません。

中央防災会議の東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会が平成23年9月28日に取りまとめた報告においても、防災会議へ女性委員を積極的に登用し、これまで反映が不十分であった女性の視点を取り入れることへの配慮が盛り込まれています。

よって、政府におかれましては、防災会議に女性の視点を反映させるため、以下の項目について速やかに実施するよう強く要望します。

1、中央防災会議に少なくとも3割以上の女性委員を登用すること。

2、地方防災会議へ女性委員を積極的に登用するため、都道府県知事や市区町村の長の裁量により、地方防災会議に有識者枠を設けることを可能とする災害対策基本法の改正を速やかに行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

意見書第9号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 意見書第10号 太陽光発電システム設置補助制度の創設を求める意見書

○議長（大田勝義議員） 日程第29、意見書第10号「太陽光発電システム設置補助制度の創設を求める意見書」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

7番藤井雅之議員。

〔7番 藤井雅之議員 登壇〕

○7番（藤井雅之議員） 意見書第10号「太陽光発電システム設置補助制度の創設を求める意見書」につきまして提案理由を説明させていただきます。

提出者は私、藤井雅之、賛成者は2番神武綾議員であります。

理由としまして、福岡県に対し、自然エネルギーを促進するため、太陽光発電システム設置

に係る県独自の補助制度を創設することを強く求めるためでございます。

提案理由の詳細な説明につきましては、机上に配付させていただきました意見書の案文の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

国のエネルギー政策が見直され、また自然エネルギーの促進について国民的な関心が広がる中、本市においても住宅用太陽光発電システムを設置する市民や設置を希望する市民が増加することが予想されています。

太陽光発電システムの設置費用は標準で200万円以上となります。現在、設置費用を補助する国の制度がありますが、補助金額は設置費用から見ると少額のため、多額の自己資金が必要です。

自然エネルギー促進の中で、特に市民が容易に導入できる太陽光発電の普及が重要なかなめになってくるため、国、県と連携した施策が必要です。

よって、太宰府市議会は、福岡県が自然エネルギーを促進するため、太陽光発電システム設置に係る県独自の補助制度を創設されることを強く要求いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、福岡県知事小川洋様としております。

なお、本意見書につきましては、平成23年度の福岡市の9月議会においても全会一致で採択されております。ぜひ太宰府市議会でも採択いただきまして、福岡県に対して太陽光発電システム設置補助制度の創設の足がかりになるように、ぜひ意見書の採択を重ねてお願いいたします。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（大田勝義議員） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

意見書第10号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第30 意見書第11号 「子ども・子育て新システム」に関する意見書

○議長（大田勝義議員） 日程第30、意見書第11号「子ども・子育て新システム」に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

2番神武綾議員。

〔2番 神武綾議員 登壇〕

○2番（神武 綾議員） 「子ども・子育て新システム」に関する意見書につきまして趣旨説明を行います。

提出者は私、神武綾、賛成者は藤井雅之議員です。

案文の朗読をもちまして趣旨説明にかえさせていただきます。

政府は、7月29日の少子化対策会議において子ども・子育て新システムに関する中間取りまとめを決定し、平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革に伴い、早急に所要の法律案を国会に提出するとの方針を示しました。

新システムの導入は、保育現場に市場原理が持ち込まれることになり、福祉としての保育制度が維持されないことや保育者の負担増につながる制度見直しとなるなどの懸念があり、国の責任で福祉として行われてきた保育制度の根幹が大きく揺らぐおそれがあります。

また、新システム導入に必要な約1兆円の財源は明確になっておらず、現状では新システム導入は不透明な情勢となっています。このままでは、平成24年度からの保育施策がどのような方向性になるのか明確ではなく、保育現場での無用な混乱や不安に拍車がかかることとなります。

よって、国においては、下記の項目について早急に実現を図り、だれもが安心して利用できる保育制度を維持、拡充されるよう強く要望します。

1、子ども・子育て新システムは、児童福祉法第24条に基づき、国の責任で行われてきた現行制度を後退させるおそれ強い。また、財政措置も何ら明らかになっていない中で、単に保育現場に混乱を招くだけである。したがって、今年度中の法案提出については、保育現場に混乱をもたらすおそれがあるため、慎重に取り扱うこと。

2、保育制度の見直しに当たっては、保護者、保育現場等の意見を十分尊重し、慎重に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

なお、この意見書につきましては、さきの県議会におきましても全会一致で可決されております。十分ご議論の上、ご理解いただき、可決していただきますようお願いいたします。

○議長（大田勝義議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第11号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大田勝義議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

次の本会議は12月13日午前10時から再開いたします。

本日はこれをおもちまして散会いたします。

散会 午前11時20分

~~~~~ ○ ~~~~~

# 1 議事日程(3日目)

[平成23年太宰府市議会第4回(12月)定例会]

平成23年12月13日

午前10時開議

於議事室

## 日程第1 一般質問

### 一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名<br>(議席番号) | 質問項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 不老光幸<br>(11)    | <p>1. 歴史と文化の環境税と太宰府古都・みらい基金について</p> <p>(1) 歴史と文化の環境税について、市長の諮問に対して税制審議会からは3年間の継続の答申があったが、太宰府古都・みらい基金が施行されている状況でどのような考えで諮問されたのか伺う。</p> <p>(2) 当初の理念に基づく今後の事業予定について伺う。</p> <p>(3) 太宰府古都・みらい基金制度に移行することについて、考えを伺う。</p>                                                                                                                                                                                       |
| 2  | 藤井雅之<br>(7)     | <p>1. 介護保険制度について<br/>改正された介護保険法について伺う。</p> <p>2. いきいき情報センターの今後の運営について<br/>特定の日に発生している駐車場への入場待ちによる施設周辺の渋滞への対応を中心に、今後の施設運営のあり方について伺う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 3  | 門田直樹<br>(13)    | <p>1. 携帯電話中継基地局の問題について<br/>市が配付した「安心安全の見地に基づく携帯電話中継基地局の適正化に関する請願の処理経過及び結果の報告」は、請願の趣旨を誤解、曲解している。請願が求めていることを「求めている」として出した結果報告であり、理解できない。請願の趣旨は、</p> <p>① 条例を制定すること。<br/>② 教育施設に配慮すること。<br/>③ 設置・改造を行うときは説明会を実施すること。<br/>④ 既設の基地局のうち、児童関連施設の周辺にあるものについては、事業者は保護者と話し合い誠実な対応をすること。</p> <p>の4点である。請願趣旨と結果報告の相違について伺う。</p> <p>また、今定例会に提出された「太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する条例」案に関して、市執行部が否定的な活動を行っていると聞く。この件について所見を伺う。</p> |

|   |                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4 | 長谷川 公 成<br>(6) | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学校施設の整備について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学業院中学校の体育館について</li> <li>(2) 太宰府東中学校の体育館の天井について</li> <li>(3) 太宰府南小学校の中庭駐車場について</li> </ol> </li> <li>2. 公共施設の利用について<br/>施設予約の際、複数の団体から申し込みがあった場合の抽選方法について伺う。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 5 | 原 田 久美子<br>(8) | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 安全で安心して暮らせるまちづくりについて<br/>災害時、緊急時の施策について伺う。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) コミュニティ無線について</li> <li>(2) AEDについて</li> <li>(3) 救マーク制度について</li> </ol> </li> <li>2. 子育て支援について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 認可保育所への入所待機児童の現状と主な入所希望の理由について</li> <li>(2) 入所希望者の増加の理由について</li> <li>(3) 待機児童ゼロ作戦の考え方と推進状況について</li> </ol> </li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                    |
| 6 | 上 疆<br>(3)     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建設産業課に「やまびこ班」を設置することについて<br/>協働のまちづくりとして、市民と行政が対等な立場でお互いの特性を生かしながら、地域でできることは様々な対応をしているが、地域には高齢者が多く、例えば公園の樹木は大きくなるため高い枝を切らなければならない、また、道路舗装の欠損修理や側溝の蓋の交換等、市職員が確認されて業者に発注している。ほかにもいろいろあるが、地域の声にすぐ対応できる昭和52年頃の「やまびこ班」を建設産業課内に設置していただきたい。市長の所信を伺う。</li> <li>2. 西鉄バスの西鉄二日市駅東口・星ヶ丘線の増便等について<br/>このバス路線は、地域で最初の大きな取組みとして、当時の役場や西鉄に強い要望活動を行い、昭和58年7月に団地バス「星ヶ丘線」が開通した。多くの利用者があり順調だったが、近年は経営が厳しいのか太宰府高校の通学用に大型バスを増やし、緑台から西鉄五条駅行きは大幅な減便をされ、高齢者が外出できなくなっている。この現状について市長の所信を伺う。</li> <li>3. コミュニティバスまほろば号高雄回り線等について<br/>高雄回り線の国道3号線経路をやめて、緑台から青山、西鉄五条駅を経由するよう変更すれば利用者は増えると考えますが、市長の所信を伺う。</li> </ol> |

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番 陶 山 良 尚 議員

2番 神 武 綾 議員

3番 上 疆 議員  
 5番 小 島 真由美 議員  
 7番 藤 井 雅 之 議員  
 9番 後 藤 邦 晴 議員  
 11番 不 老 光 幸 議員  
 13番 門 田 直 樹 議員  
 15番 佐 伯 修 議員  
 17番 福 廣 和 美 議員

4番 芦 刈 茂 議員  
 6番 長谷川 公 成 議員  
 8番 原 田 久美子 議員  
 10番 橋 本 健 議員  
 12番 渡 邊 美 穂 議員  
 14番 小 柳 道 枝 議員  
 16番 村 山 弘 行 議員  
 18番 大 田 勝 義 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（26名）

|                            |           |                 |         |
|----------------------------|-----------|-----------------|---------|
| 市 長                        | 井 上 保 廣   | 副 市 長           | 平 島 鉄 信 |
| 教 育 長                      | 關 敏 治     | 総 務 部 長         | 木 村 甚 治 |
| 地 域 づ くり<br>担 当 部 長        | 今 泉 憲 治   | 市 民 生 活 部 長     | 古 川 芳 文 |
| 健 康 福 祉 部 長                | 井 上 和 雄   | 建 設 経 済 部 長     | 神 原 稔   |
| 会 計 管 理 者 併<br>上 下 水 道 部 長 | 三 笠 哲 生   | 教 育 部 長         | 齋 藤 廣 之 |
| 総 務 課 長                    | 古 野 洋 敏   | 経 営 企 画 課 長     | 石 田 宏 二 |
| 協 働 の ま ち<br>推 進 課 長       | 諫 山 博 美   | 市 民 課 長         | 原 野 敏 彦 |
| 税 務 課 長                    | 久 保 山 元 信 | 環 境 課 長         | 濱 本 泰 裕 |
| 福 祉 課 長                    | 宮 原 仁     | 高 齢 者 支 援 課 長   | 平 田 良 富 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長            | 中 島 俊 二   | 子 育 て 支 援 課 長   | 小 嶋 禎 二 |
| 都 市 整 備 課 長                | 今 村 巧 児   | 建 設 産 業 課 長     | 伊 藤 勝 義 |
| 上 下 水 道 課 長                | 松 本 芳 生   | 教 務 課 長         | 木 村 裕 子 |
| 生 涯 学 習 課 長                | 木 原 裕 和   | 監 査 委 員 事 務 局 長 | 関 啓 子   |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|             |         |         |         |
|-------------|---------|---------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 田 中 利 雄 | 議 事 課 長 | 櫻 井 三 郎 |
| 書 記         | 白 石 康 子 | 書 記     | 花 田 敏 浩 |
| 書 記         | 茂 田 和 紀 |         |         |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大田勝義議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の一般質問通告書は、14人から提出されております。

そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定しておりますことから、本日13日、6人、14日、8人の割り振りでを行います。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（大田勝義議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

11番不老光幸議員の一般質問を許可します。

〔11番 不老光幸議員 登壇〕

○11番（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

歴史と文化の環境税と太宰府古都・みらい基金についてであります。

歴史と文化の環境税は、平成15年5月23日から条例が施行されました。以後、平成16年3月3日の議会で、施行後3年での見直しの条例の一部改正条例案が可決されました。さらに、平成18年5月19日、臨時議会で3年間延長の条例が可決され、平成21年3月議会でさらに3年間の継続が可決されました。

一方、太宰府古都・みらい基金は、平成18年5月9日の太宰府市税制審議会の太宰府市歴史と文化の環境税についての答申の中で、将来のまちづくりのための財源確保については、本税を継続する案と、市民みずからまちづくりに参加することによる基金制度の2つの案が提唱された。よって、次の事項を付して継続と判断するに至ったと答申されております。

その付記事項の中に、1、来訪者や事業者の理解、制度上の公平性などを回避するために本税を廃止し、それにかわる基金制度の提案、太宰府みらい基金については、時代の趨勢から協働のまちづくりという趣旨を踏まえた提案として受けとめ、早急の検討課題であると判断する。

また、平成18年5月19日の臨時議会で当時の佐藤市長、市当局の答弁の中に、1、太宰府市観光駐車場協会からの陳情の中で、太宰府みらい基金（仮称）の提案を受けている。2、太宰府市の歴史的文化遺産を継承していくには、財源が必要であるという共通認識がある。今程

度の税の金額の確保が必要。その資金5,000万円が確実に継続的に確保されるならば、基金に移行も考えられる。4、太宰府みらい基金（仮称）は、条例で制定しなければならない。5、ワーキンググループを早急に立ち上げて、基金創設に向けて積極的に進めていきたい。6、付記事項等にございます基金の問題につきましては、なるだけ早い機会にそういう結論が得られればそれに従うということです。

このようなことから、平成18年6月、ワーキンググループを立ち上げ、以後6回会議を開催して、（仮称）太宰府みらい基金条例（案）を作成、平成18年12月議会で特別委員会を設置、平成19年3月議会での条例制定には至らず、改選後の議会に申し送り事項として終了した。

改選後の新しい議会にて、みらい基金創設特別委員会を平成20年3月議会にて設置し、また、みらい基金創設検討委員会も平成20年2月から検討を重ねて、平成21年9月議会にて太宰府古都・みらい基金条例が、議会発議で議員全員賛成で可決され、平成22年4月1日から施行されました。

その後、太宰府古都・みらい基金推進会も任意に立ち上げられ、その実施に向けた活動を開始の段階で、あの東北地方大震災が発生いたしまして、今自粛をいたしているところであります。このような背景のもとでの今回の歴史と文化の環境税の諮問をされ、答申になっております。

そこで、次のことについてお尋ねいたします。

まず1点は、太宰府古都・みらい基金が、平成18年5月9日の税制審議会の答申の内容、及び平成18年5月19日の臨時議会での当時の市長、市当局の答弁により、その意向のもとにワーキンググループ、議会における2度の特別委員会の制定、審議、基金創設検討委員会の検討などを経て、議会発議にて条例が制定され、施行実施されている状況の中で、歴史と文化の環境税をどのようなお考えで今回諮問されたのかをお伺いします。

2点目は、当時の理念に基づく今後の事業予定をお伺いします。

3点目は、太宰府古都・みらい基金制度に移行することについてのお考えをお伺いします。

以上、再質問につきましては自席にてお伺いいたします。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） おはようございます。

歴史と文化の環境税と太宰府古都・みらい基金についてお尋ねでございます。お答えを申し上げます。

まず、歴史と文化の環境税でございますけれども、平成15年5月23日に施行をいたしました。本年で8年を経過をいたしております。現在まで年間6,000万円を超える安定したまちづくりの財源となっておるところでございます。

このこと、背景につきましては、納税者を初め、市民でありますとか、あるいは特別徴収義務者でございます駐車場事業者など、関係者の多くの今日までのご理解とご協力のたまものと、ここでもちまして厚く御礼を申し上げたいというふうに思っております。

さて、お尋ねの件でございますけれども、太宰府古都・みらい基金条例（案）の作成から引き続きまして、特別委員会での取り組みなど、議員の皆様には、改めまして厚く感謝を申し上げたいと思います。現在、太宰府古都・みらい基金条例が成立をいたしました。推進会が活動を開始されておりますので、今後の発展を見守っているところでございます。

また、太宰府市歴史と文化の環境税は、条例の附則第2項の適用期間の定めがございました。今回が3回目の適用期間の検討時期となりました。今回の見直しにつきましては、総務省での取り扱いが前回の、前回は報告でございましたけれども、今回は同意を要しますことから、その手続が3カ月必要になってまいります。このために条例施行後におけますところの、税を活用したまちづくりに必要な財源となっていますことや、社会経済情勢の推移等をしんしゃくいたしまして、9月に適用期間についての諮問をいたしたところでございます。

次に、2項目めの質問にお答えを申し上げます。

歴史と文化の環境税は、法定外普通税ではございますけれども、目的税的要素もあることもまた事実でございます。この税を活用いたしまして、例えば臨時駐車場設置事業でありますとか、あるいは仮設トイレ設置事業、あるいは門前町美化推進事業、太宰府発見塾推進事業、また史跡地ライトアップ事業、史跡地の保存活用整備事業等を実施をしておるところでございます。

さらには、環境負荷、CO<sub>2</sub>の削減事業といたしまして、レンタル自転車事業の運営支援でありますとか、あるいは渋滞対策の交差点交通誘導警備、また国から認定を受けました歴史的風致維持向上計画関連事業等に活用させていただいております。太宰府市のまちづくりにとりまして、必要な財源でございますし、このことを活用しながら、そしてまちぐるみ歴史公園のまちづくりを行ってまいりたいというふうに思っておるところでございます。

3項目めの質問についてお答えを申し上げます。

行く行くは歴史と文化の環境税にかわるものとして推移すべきという意見もございますけれども、太宰府古都・みらい基金は、昨年4月に施行されたばかりでございますので、今後の進展を見守ってまいりたいと、このように思っております。これも駐車場事業者を初めといたしまして、関係者の皆様方の多大なるご協力のおかげであると思っております。改めて感謝を申し上げたいというふうに思っております。今後も従来からの継続事業や新規事業につきましてご提案を申し上げ、運営協議会におきましてご審議をいただき、新年度の予算に反映をさせてまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 11番不老光幸議員。

○11番（不老光幸議員） 歴史と文化の環境税という言葉に対しまして、なぜ車で来られ、市内にあります駐車場を利用される方のみはこの税を課すのか、この疑問が当初からありまして、この不合理性と税を課する側の後ろめたさが、この中にある多くの皆さんが、知恵と時間をかけて、歴史と文化の環境税のかわりにこの太宰府古都・みらい基金条例を制定して、「歴史と

みどり豊かな文化のまち」の理念をもとに、環境と歴史ある資産の整備をして、後世に伝えていこう、そのための財源として駐車される方のみでなく、多くの方々にご理解をいただいて財源を確保しようと、また平成18年5月の臨時議会での議会各位の発言と、市長を初め総務部長さんの回答がもとになり、太宰府古都・みらい基金を議員発議で制定して施行されたことを申し上げておきます。

平成21年5月の歴史と文化の環境税の条例改正前の平成20年12月26日の税制審議会の答申では、協働の理念をうたう太宰府みらい基金がこれからのまちづくりの新しい形の一つとして期待され、今後も検討していくべき課題であることなどから、太宰府みらい基金に関する条例の制定とその施行状況、社会情勢の推移なども勘案し、必要に応じて税制審議会が開催されることを望むものであるとなっております。このことに関して、税制審議会を開催されましたか、お伺いいたします。

○議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） ただいまのご質問ですが、平成20年12月26日に税制審議会のほうから答申をちょうだいいたしました。ちょうど今ご意見にありました古都・みらい基金の条例制定に向けた動きとそのことの報告、そういうことを含めて必要に応じた税制審議会の開催をという、確かに答申書ということになっております。

先ほどからるる不老議員さん述べられましたように、この古都・みらい基金につきましては、平成21年9月議会で可決をいただきまして、平成22年、昨年4月からの施行ということになっておるところでございます。これに当たりましては、市長も申し上げましたように、議員各位には大変なご協力をいただいたことに関しまして、深く感謝を申し上げたいと、このように思っております。

また、今年の3月には11日、東日本におきます大震災が起きたということもございまして、ちょうど推進会のほうのお話を聞きますと、基金の寄附のお願いの文書をもう発送するまでになっておったということもございましたが、先ほど申し上げましたように、そういう震災の状況から送付を断念したということもお聞きをいたしております。

したがって、なかなか現在まで基金のほうが思うように進んでいないという状況もございましたし、来年の期限に向けて今年9月からの税制審議会の開催を予定いたしておりましたので、この間、税制審議会を開催をしていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 11番不老光幸議員。

○11番（不老光幸議員） 私は、今回の答申では、みらい基金も同じテーブルで審議検討されるべきではなかったかと思っております。今回の答申内容では、平成21年9月に太宰府古都・みらい基金が制定されたことの報告を受けたとだけになっております。それ以前の税制審議会の答申の中では、本当に真摯に受けとめてやろうという姿が見えていたわけですが、今回は、太宰府古都・みらい基金については、それを歴史と文化の環境税と同じような取り扱い

で、お互いに比較をしながら、真剣に検討していただきたいという気持ちを持っておりましたが、それがされていないという、非常に残念なことだと思っております。

さっきも申しましたように、平成20年12月26日の税制審議会の答申の内容では、私はみらい基金を真摯に審議してもらえると、また参考に考えていただけたらと思っておりましたが、今回の答申の内容にはみらい基金の存在には関知せず、審議もしなかったという内容だと思いません。なぜ税制審議会に今回の諮問の前にみらい基金の現状なりを報告して、審議をされる機会をつくらなかったのか、非常に残念に思っておりますけれども、この件についていかがだったのか、再度お伺いいたします。

○議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） ただいま審議が十分になされなかったというご指摘でございましたけれども、審議会の中におきまして、先ほど申し上げましたように、歴文税の経過、状況の報告はもちろんですけれども、その中で推進委員会事務局のほうからも、この古都・みらい基金についての現状、状況の報告をいただいたところでございます。

また、審議委員さんの中のご意見といたしましては、そういう未来、希望する、期待する基金であるので、早くかわるべきではないかという一部のご意見もございました、確かにですね。そういうこともございましたが、先ほど申し上げましたように、基金の状況がなかなか思うように進んでいないという状況もございましたので、結論的には委員さんすべての中で、本歴文税については3年継続が適当であるというご意見に至ったところでございます。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 11番不老光幸議員。

○11番（不老光幸議員） 参考までにお伺いいたしますけれども、今度の税制審議会の審議の中で、駐車場事業者の方は反対というか、継続に反対だという意見をお持ちだとは思いますが、その駐車場事業者以外で、歴文税の継続に反対の意見がありましたかどうかを伺いたいと思います。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） この歴史と文化の環境税等々につきましての事業者以外の反対があるかどうかというようなこと。私は第1期目のときでございますけれども、2年間をかけたままに44行政区回らせていただきました。そのときにもまちづくりの財源の問題等々が論議になりました。その中で、むしろあの環境税はどうなっておるのかと、廃止したのか、存続しておるのかどうかと、むしろ必要なんだというふうなこと、経過をもっと説明してほしいというふうなことはありましたけれども、反対の意見等々については一つもありません。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 11番不老光幸議員。

○11番（不老光幸議員） 今市長のお答えのとおりだと思います。ほとんどですね、前アンケートをとられたときに約8割近くは継続という市民の結果だったと思います。それから、駐車場

事業者のほうは七十何%だったと思うんですけど、反対だという中で、今回私が危惧しているのは、税制審議会のメンバーの中で、観光協会からの代表の方から反対の話をお聞きをいたしました。これは普通の方から、やっぱりこの件については反対だというご意見をお伺いしましたので、そちらの観光協会からの代表の方は、そういうご意見はあったのかどうか、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） ちょっと私も税制審議会へ入っておりましたので、私のほうからご回答させていただきます。

確かにですね、発言としては私的な部分も含めてということではいろんな発言がございました。その中では、人件費を下げればいいじゃないかというような、市予算全体における職員体制、人数の問題でありますとか、人件費が5%下げたら幾らになるというようなことで、ある程度、歴文税のことよりもそういう人件費関係のようなことで、私的な部分もということでは発言もありまして、そのようなことで、団体、代表で発言されたのか、個人的なものなのか、ちょっと明確にはなっていないなと私もその当時感じておりました。

そういう私どもの職員体制、市の予算執行のことについても、それは一つのご意見として私ども承っておるところでございますが、この税そのものですね、根本的な問題で、組織として、代表としてどうのというようなふうには私はとらえていないところでございます。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 11番不老光幸議員。

○11番（不老光幸議員） わかりました。

話をかえまして、今後3年間、環境税を実施しながらですね、この太宰府古都・みらい基金の寄附が、環境税に見合う金額の達成ができるとお考えなのか、参考のためにお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） このみらい基金の今の6,000万円を超える形での、例年継続的にこのことが寄附、浄財が集まるというふうなことについては、なかなか難しい問題ではないかなと、そう私どもは市民の意識の醸成等々を期待いたしますけれども、また努力はしてまいりますけれども、現実問題として、あらゆる私も寄附金の状況、他の寄附の状況等も勘案しますと、なかなか難しい面があるというふうに思っております。

○議長（大田勝義議員） 11番不老光幸議員。

○11番（不老光幸議員） わかりました。

この歴史と文化の環境税は、3年に1回ずつ見直し、改定をされると思っておりますけれども、じゃああと何年というか、いつまでぐらい続けろうというお考えが、ずうっと続けるお考えなのか、ある程度年限を切るとか、そういうような中で、ある一定の目途がついたらまた考えるのか、そういうちょっとお考えをお聞かせ、お願いしたいと思います。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） 太宰府古都・みらい基金につきましては、歴史と文化の環境税と並行した形で、広く市民だけではなくて、全国の皆様方に呼びかけながら、この古都太宰府を守るというふうな意味での浄財等々については可能であるというふうに思っております。したがって、期限を切ってこれを廃止するとか、終えんを迎えるとか、そういったものではないのではないかなというふうに思っております。未来永劫といいたいまいしょうか、に向かって、この古都を守る、100年後も誇りに思えるような、ふるさとを守っていきますためには、やはりこれは必要だというふうに思っております。

○議長（大田勝義議員） 11番不老光幸議員。

○11番（不老光幸議員） この歴史と文化の環境税をですね、継続しながら、太宰府古都・みらい基金を並立していくというお考えですけれども、一度やっぱり、なかなか並行してだったらみらい基金が本当にそれなりに存在価値というか、ある程度やっぱり期待された基金がですね、集まらないと事業もできないし、そういう状況の中で、ちょっと市長さんと考え方は変わると思いますが、私は一度、歴史と文化の環境税をですね、3年間なら3年間休止をしていただいて、みらい基金がどうなるのか。やはりみらい基金のですね、最初の制定前の取り組みの段階では、駐車場事業者が今は環境税を徴収する代行者として行っておりますけれども、それをやめてかわりに駐車場の収益の中から寄附を、環境税に見合う寄附をいたしますという話があったと思います。それを、私はそれをもとに、太宰府古都・みらい基金の制定に向けて準備をしていったというふうに解釈をいたしております。

それで、先ほど申しましたように、一度3年間ほど、この歴史と文化の環境税を休止して、そしてみらい基金がどのような推移をするか見きわめた上で判断するのが一つの方法ではないかと思っておりますが、この件についていかがでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） この歴史と文化の環境税の存続、廃止の問題等々につきましては、議員も述べられました平成18年5月19日の臨時会の中で、6項目についての見解を述べております。その項目の中での3番目に中心的な今のテーマがあらうと思っておりますけれども、その資金が確実に継続的に確保される基金に移行したならば、そういった推移があるならば移行も考えられるというふうに、当時の見解として述べております。この考え方に今も変わりはありません。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 11番不老光幸議員。

○11番（不老光幸議員） いろいろと見解の違いがありますが、やはり一番心配をしているのは、税の徴収代行者である駐車場の事業者が十分納得をされた上で、この歴史と文化の環境税を継続していただきたいという希望を持っております。

ですから、やはり定期的にですね、定期的にこのことにつきまして、事業者の方と市の方と情報交換するなり、あるいは協議をして、運営協議会ですかね、税の運営協議会とか、審議

会、そういったものはありますけども、やはり実際に実働で税の徴収をやる駐車場事業者の方と、定期的に意思疎通をですね、ぜひとも今後ともやっていただいて、何とかですね、いい方向で進められますことを希望しまして終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（大田勝義議員） 11番不老光幸議員の一般質問は終わりました。

次に、7番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

〔7番 藤井雅之議員 登壇〕

○7番（藤井雅之議員） ただいま議長から発言の許可をいただきました。通告書記載の2件につきまして質問をさせていただきます。

まず、介護保険制度について質問いたします。

東日本大震災の発生で予定が遅れておりました介護保険法の改正が、今年6月の国会で成立し、来年度から制度改変が行われたもとの介護保険事業が新たにスタートいたします。

本年3月議会の一般質問でも取り上げましたが、要支援1、2の人に給付されます介護サービスを、介護予防、日常生活支援総合事業に置きかえていく制度が正式に法改正で決まりました。市町村の判断において、これまでの介護サービスから切り下げを行うことも可能になりましたが、太宰府市としてはどう取り組んでいくのか、現在の見解をお聞かせください。

同時に、現在、平成24年度の介護保険事業特別会計の予算編成が行われていると思いますが、3年ごとに改定される介護報酬と、2年ごとに改定される診療報酬が同時に改定される年度になりますが、介護保険料の負担に現状変化があるのか、どう対応されるのか、現状をお聞かせください。

次に、いきいき情報センターの運営についてお伺いいたします。

今年度、特にいきいき情報センターの周辺で、駐車場への入場待ちによる渋滞の発生が目立っております。入居しているスーパーの定例の特売日に、乳幼児などの各種健診との重複、さらに施設の定期利用の方々が来られている状況であると思いますが、時間帯によっては、いきいき情報センターの周辺道路の渋滞にもなっていることが見受けられます。来年度以降、行事の調整等の対応を市が指定管理者間とで行う必要があると思いますが、見解を伺います。

同時に、第五次総合計画の基本計画では、平成27年度の将来目標人口を7万1,000人、平成32年度の将来目標人口7万2,000人とありますが、その細分化を見ると、少子・高齢化の構造とはいえ、本市においては、子育て世代の30代から40代の層が多く見受けられる人口目標となっておりますが、今後、本市で子育て世代を中心に人口が微増していくことを前提に考えると、現状のいきいき情報センターに保健センターや子育て支援などの福祉の施設が入居しておりますが、それらの福祉分野の拠点施設が、別途必要になっていくのではないかとすることも考えますが、あわせて見解を伺います。

答弁は件名ごとに、再質問は自席で行うことを述べまして、本壇での質問を終わります。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） ただいまご質問をいただきました1件目の介護保険制度についてご回答申し上げます。

今回の改正につきましては、高齢者の方が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが提供される地域ケアシステムの実現に向け改正されたものでございます。

議員お尋ねの介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、要支援の認定を受けている方の状況に応じて、これまでどおり予防給付を提供することにより、介護状態になることを予防する方法と、介護予防及び配食サービスや見守りによる生活支援等、総合的に支援する方法を選択できるようになったものであり、一律に要支援の利用者について、介護予防・日常生活支援総合事業に置きかえていくものではございません。

なお、太宰府市では、認定の有無にかかわらず、給食サービス、緊急通報サービスなど、独居の高齢者に対する見守りなど、緊急事態に備えるサービスや、高齢者及びその家族からのさまざまな相談に対応する総合相談支援業務、高齢者の財産管理や、虐待などの権利擁護に関する相談に対応する権利擁護業務等に取り組んでおります。

次に、介護保険につきましては、高齢化の進行により年々給付費が伸びていることから、引き上げは避けられない状況でございます。しかし、第5期、現在の第5期介護保険事業計画を策定中でございますけど、第4期と同様に、低所得者層に配慮した保険料を設定する予定でございます。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 介護保険事業の問題と、今保険料の問題と2つお聞きしましたので、順次それに基づきまして、それぞれ幾つか再質問をさせていただきたいと思いますが、まず部長から今答弁ございました総合支援事業、総合支援というような答弁の中で言葉がございましたけども、その中心になってくるのが、包括支援センターの部分が当然中心を担っているんだろうなということは、私もわかるんですけども、これは私が経験した、市民の方から相談が寄せられた中で、包括支援センターの業務に関することでちょっと相談を受けた中でのですね、遠方に娘さんがおられて、お母さんがこっちで要介護認定を受けておられるということなんですけども、その方の、当然要介護認定が毎年行われるんですけども、そういった家族の事情がですね、きちんと担当のケアマネージャーに引き継がれていなかったということが、今回、今年の秋だったんですけども、その2回目の要介護認定のときにですね、わかったんですね。

私もそういった部分がきちんと引き継ぎは、包括支援センターの職員の方の雇用の問題というのは、いろいろ太宰府市でも住民の皆さんがつくっておられるグループのニュースの中にも載ってございましたし、選挙前には各議員にそういったところに対する認識の質問状が出たりもしておりますので、市民の皆さんも多く知られていると思うんですけども、そういった形で、雇用の状態がですね、契約制といいますか、嘱託になっているということで、不安定な部分は

あるというのは認識しておりましたけども、そういった家族間の事情といますかね、そういったものは私はきちんと引き継ぎがされているんだろうというふうには思っておったんですけども、相談を受けた方に念のために、一応包括支援センターのほうのケアマネージャーに連絡だけは、電話はしておいてくださいということを言って電話をしてもらったら、その家族のことできちんと引き継がれてなかったとか、今回担当される方はそういった家族の事情までは知りませんでしたというような事例が、私実際この秋経験いたしました。

そういう中で、また新たに国の制度、法改正のもとですと、行われることになりましてけども、現在のその包括支援センターの職員の体制といますかね、特に業務のそういった部分の引き継ぎ等が今後ますますですと、いろいろ重要になってくる側面があるんじゃないかなというふうに思うんですけども、現状、そういった業務の部分の点検等はされておられるのかということと、これに合わせての対応策を別途とられる考えがあるのか、お聞かせください。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） 確かに、現在ケアマネージャーにつきましては11名の嘱託の方で実施しております。そういった中で、雇用形態がやっぱり単年単年という形で継続になりますので、おやめになられたときとかの引き継ぎというのが、確かに問題になってこようかと思っております。

そういったときには、ケース記録とか、そういったものもございますし、きちっと業務点検につきましては、再度また内部のほうで検討といますか、再度見直しを行って、きちっと引き継ぎといますかね、そういったところは行っていきたいというふうに考えております。

雇用期間が切れるときには、次の方と交代する場合につきましては、事前に日にちを重ねたところでの引き継ぎ等も行っていきたいというふうに考えております。そういったところで、包括支援センターの充実について、今後も努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） また、この総合支援の部分につきましては、今後も国が、今予算編成等も行っている最中で、いろいろ具体化も見えてくると思いますので、また3月の予算特別委員会の折にですね、具体的なそういった部分も出てくるでしょうから、その点はまた質問させていただきたいと思うんですが、その前段となります保険料の問題についてですね、もう少し質問させていただきたいんですけども、今部長の答弁では、引き上げは避けられないということをおっしゃって、それを今回はっきりと答弁の中で入れて、そういった答弁をしていただきましたけども、大体今新聞報道等でも介護保険料の引き上げ、政府の試算では全国平均で5,000円程度にもなるんじゃないかというような、よく5,000円の攻防というようなことが言われておりますけども、具体的に引き上げは避けられないということでは言われておりますけども、まだ具体的な金額等については、本市ではそこまでは検討はされていないのでしょうか。現状をもう少し補足といますか、答弁をお願いします。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） 先ほど申しましたように、高齢化の進行とか、そういった介護サービスがやっぱり年々増加しております。そういったところも踏まえたところでの、今後3年間の介護保険料になろうかと思えますけど、今の段階ではまだ幾らというところまでは決まっておきませんので、今後につきましては、早急にそういった数値的なものも出していくようになっていこうかと思っております。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） まだ幾らか決まってないということですけども、その点でいいますと、例えば介護保険のほうには、介護保険の会計には基金等もあると思えますけども、先ほど低所得者層への対応はとるとということ、別途とるといような答弁もいただきましたけども、そういった基金の活用について、現状、保険料への対応をどう考えておられるのかですね、現状、基金が幾ら、太宰府市の介護保険の特別会計に基金が幾ら積み上げられておって、平成24年度の予算編成においては、どれぐらいその保険料の抑制のために基金で対応していくのかというような、基本的なところだけでも結構ですので、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） 介護保険給付支払準備基金につきましては、今度の12月で若干の補正をかけさせていただいておりますけど、補正後で1億6,000万円ほどになります。

この準備基金を使いまして、今後保険料の算定をしていくわけですけど、この基金をやはり保険料に少し充当していきながら、保険料の算定をしていきたいというふうに考えております。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） それと基金に関しましては、ちょっともう一点伺いたいことがございまして、これは事前にこの詳細な部分まで申し送り、きちんとしておりませんでしたので、もし答えがいただければいただきたいということで一応質問いたしますけども、市町村の介護保険特別会計が赤字等になった場合にですね、貸し付けをするために都道府県のもとに設置されております財政安定化基金というのがあると思うんですけども、それを取り崩してですね、保険料の上昇緩和に充てていることが今回可能になっておりますが、この基金の財源は、国、都道府県、市町村が集めた第1号保険料が3分の1ずつですが、その保険料分がですね、市町村の介護保険会計に戻されるというふうな話も聞いておりますが、この部分、いわゆる介護保険でいえばこれは私は埋蔵金という部分に当たるんじゃないかなと思うんですけども、今後この財政安定化基金のような取り崩しの部分の基金の対応はどうされるのか、基本的な構想を持っていればお伺いしたいのと、本市に対するその還付といいますかね、戻される金額が幾らかわかるようでしたらお聞かせください。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） 今お尋ねの金額につきましては、まだ確定しておりません。

しかし、今後介護保険料の算定の中には、その今言われました基金につきましても含めていくように予定をしております。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） またこれ金額等がですね、もし早い段階で確定しましたら、議会のほうに何らかの形で説明等をさせていただきますようお願いいたします。

それで、3月のまた予算のときには一定方向性も見えてくるでしょうけども、その保険料の問題と、今後ますます包括支援センターの部分が、特に住民の皆さんからのこの介護保険の相談あるいは問い合わせ等の窓口になってくるということは、もう容易に私も想像できますので、これは今後の課題として、もう答弁求めませんが、やはり包括支援センターの中、あるいは職員の配置の部分で、福祉のそういった専門家というのがですね、包括あるいは福祉部門に、社会福祉士等の資格を持った専門の職員がきちんと正規の職員として配置されて、福祉の分野を一定を担っていけるようなですね、そういった人員の配置等の構想が必要になってくるんじゃないかなと思いますので、これは来年度以降の課題としてぜひ取り組み、検討していただきたいということも、改めてお願いいたしまして、1件目については質問を終わります。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（齋藤廣之） 2件目のいきいき情報センターの今後の運営につきまして回答いたします。

いきいき情報センターは、平成10年に公共施設とショッピングゾーンをあわせ持つ複合施設として開設し、その後NPOボランティアセンター、子育て支援センター及びファミリー・サポート・センター太宰府の拠点として、現在活用をしております。

なお、1階スーパーの特売日が重なるなど、センター利用者が増加し、駐車場の満車状態は周辺の道路に渋滞を引き起こす原因となっております。このことから、センター内駐車場の満車状況を解決するため、指定管理者を含めまして関係課会議を招集し、公用車をほかのところに移動したり、また総合健診を休館日の中央公民館、図書館に移動して実施することが可能かどうかなど、各事業の調整を図る努力を現在しております。また、駐車場を確保するために、近隣空き地を探し、駐車場として利用可能かなどを検討をしているところでございます。

また、現在保険センターあるいは子育て支援センターにつきましては、主にいきいき情報センター内の施設を利用いたしておりますけれども、利用者の増加や事業のさらなる充実なども考えますと、別途子育て支援の核となる施設や、気楽に親子が集まって利用できる施設の設置が必要と考えられますので、今後各関係部、当然教育委員会もでございますが、施設の整備を検討していく中で、福祉分野の拠点施設につきましても、今後調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 特に今年度、その渋滞がですね、多く発生しているという部分で、今部長の答弁の中で言われた公用車の、別のところに置きかえて少しでも駐車スペースを確保しているというようなご答弁をいただきましたが、これに関しては、今年総務文教常任委員会の所管調査を太宰府市内の全小・中学校で行かせていただきましたけども、その中で、太宰府中学校に伺ったときに、この公用車が太宰府中学校のグラウンド下の駐車場にとめられていることを、現地の校長先生とも確認をしたんですけども、それについては、校長先生の認識では、何かちょっといつの間にかとまっている、きちんと市からそういった部分、とめますというような連絡もなく、何かあいまいになっているような気はいたしますというようなことを言われたんですけど、特に今学校への不審者対策等あたりしますし、私も実際、いきいき情報センターに所用があつて行きましたときに、満車で駐車場に入れない状態だったんですけども、警備員さんから中学校の駐車場のほうにとめてくださいというような誘導をされたことが実際あったんですけども、そういった部分で、公用車だけが当初置かれているというふうなものだったのから、どうも警備員さんの中では、来る車を全部あそこに誘導していいんじゃないかというような認識にまで立っているような実態も感じたんですけども、その所管調査でもこれ終了後、所管調査の総括の中で、中学校等への対応をしていくべきじゃないかということは指摘させていただきましたけども、その点についてはどういうふうな対応をされたのか、答弁をお願いします。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（齋藤廣之） このいきいき情報センターの駐車場問題、非常に市民の方にもご迷惑をかけておるところでございます。今ご指摘ございました太宰府中学校への関係については、若干引き継ぎ等が十分できていなかった部分もありますので、公共の車あるいは市民の車の関係を、じゃあどの期間、どの日にち、そういう関係施設にお願いするのか。ある一定、関係課でまた整理しましてですね、具体的に各中学校あるいは公共施設等の確認といたしますか、調整を図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） よろしく申し上げます。

それで、渋滞の緩和策という部分で、一つ提案といいますか、させていただきたいのが、可能かどうか一度これも検討していただきたいのはですね、とりわけ子育て世代のところというのが、健診等で自家用車を使ってあそこの施設に来場されるということも多くあるんじゃないかなとは思いますが、少しでもそういった形の公共の交通機関を利用させていただくというような、そういったような方策も別途必要んじゃないかなと私は思うんですね。

例えば、健康診断に自家用車じゃなくて、まほろば号あるいは西鉄電車等で来ていただいた、そういった父母の方にですね、スーパーのマミーズの割引券なり、あるいは近隣のそういった入居しておりますカフェのようなものがありますけども、ああいったところでコーヒー

杯の無料券とか、そういった部分の、何か車で来ないで公共交通機関を使ってそういった施設に来場していただくような、仕掛けづくりというのも今後必要になってくるんじゃないかと思うんですね。

それで、結果として渋滞が緩和されるというようなことにもつながっていくんじゃないかなというふうに思うんですけども、これについては内部で検討される考えはございますか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（齋藤廣之） 五条駅周辺、非常に便利なところにいきいき情報センターがございますので、この施設の利用に当たりましては、各公共交通機関をご利用いただいて、ぜひ利用いただきたいというように考えておりますので、関係部とも協議を重ねまして、そういう利用を図っていただけるような仕掛けなりを検討してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） わかりました。

それで、特にこういった健診が重なるというのは、これは市だけではなくて、当然医師会といますか、そういったところの先生方等の都合もあつたりする関係で、とりわけ今年度は特売の日とそういった健診とが重なったんじゃないかなということも思いますけども、来年度、今年度のそういった部分も教訓といたしますかね、踏まえていただきながら、この渋滞対策等をしていただきますようお願いをしたいと思います。

それと、別途今教育部長のほうからの答弁、福祉と教育分野の拠点づくりというのは、内部で今後検討しているというような答弁いただきましたので、これにつきましてはですね、私はまた今の答弁をもとに、別の機会に議会で、市長に今度は認識を伺わせていただきたいなというふうにも思っておりますので、来年度以降のこの渋滞対策についてはきちんととっていただきますよう、重ねてお願いいたします、一般質問を終わります。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長（大田勝義議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番門田直樹議員の一般質問を許可します。

〔13番 門田直樹議員 登壇〕

○13番（門田直樹議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告しました2件について質問します。

まず、昨年12月に議会で採択された請願に対して、市が9月議会で配付、説明されました実施方針及び請願の処理経過及び結果報告の内容が、請願の趣旨を全く反映していないことにつ

いて伺います。

この件につきましては、私が請願者から直接伺った話と、今回の質問用にいただいた参考資料に基づきお尋ねします。

昨年12月に議会で採択された請願の趣旨は、1、条例を制定すること、2、教育施設に配慮すること、3、設置改造を行うときは説明会を実施すること、4、既設の基地局のうち、児童関連施設の周辺にあるものについては、事業者は保護者と話し合い誠実な対応をすることの4点です。

請願との相違について具体的に伺います。

まず、参考資料1として出された、太宰府市携帯電話基地局設置に係る住民紛争等の防止に向けた実施方針の基本的な考え方については、政府の電波防護指針及び総務省見解等を根拠に、結論として、住民の健康不安等の主張に対し国の見解を超えた安全基準を考慮した市独自の条例を制定することは困難と考えていますと述べられています。請願は、住民の同意を尊重した安心・安全のまちづくりを推進するために、条例を初めとする施策を立案、実施することを求めているのであって、国の基準を上回る安全基準を考慮した条例の制定を求めています。

市執行部は、誤解なのか曲解なのか、条例制定を求める請願の趣旨をあえて変え、国の基準を上回る安全基準を考慮した条例を求めているとして、困難という結論を導いています。

そもそも請願には、市に独自に安全基準を設定するように求める事項は一切書かれていません。また、全国には携帯基地局に関する条例を制定している自治体も複数あります。そのような実績を無視して、なぜ条例制定が困難なのでしょう。国の基準を上回る安全基準という、太宰府市以外だれも言っていない文言以外に、資料1の考え方には明確な根拠が示されていません。請願が求めてもいないことを求めているとしたのはなぜか、執行部の説明を求めます。

次に、資料2の安心・安全の見地に基づく携帯電話中継基地局設置の適正化に関する請願の処理経過及び結果報告についてお尋ねします。

この中で市は、携帯電話基地局から発射される電磁波等については、国において電波法令等の法整備を初め規制や指導を行っているものであり、市から携帯電話会社に対する直接的な指導は適切ではないと考えておりますと述べられていますが、そもそも電磁波等についての規制は国の仕事であって、地方自治体の仕事ではありません。請願はそのようなことを太宰府市に求めてはおりません。請願が求めているのは、そのタイトルのとおり設置の適正化、すなわち基地局を設置する場所及び設置の仕方を適正化することです。なぜ電磁波等についての規制を求めているかのごとき報告をされるのか、説明を求めます。

同じく、結果報告の中で、携帯基地局を教育施設等から遠ざけることについては、市域内のほとんどを携帯電話の通信エリアから除外することになり、既に携帯電話基地局があることで便益を受けている市民が多数いることに加え、市の携帯電話会社に対する指導等の法的権限がないことから、その対応は困難ですとありますが、請願は、計画する際にとしか書いておら

ず、既設基地局については書いていません。ここでも請願にないことをあるかのように書かれ、それを根拠に請願に対応できない旨が書かれています。変更の理由をお答えください。

また、新設について、教育施設から離すことは、既に便益を受けている市民には影響しません。新設基地局を教育施設から離した場合、市域内のほとんどが通信エリアから除外されるということはありません。それぞれ根拠を示してお答えください。

さらに、指導等の法的権限がないから対応は困難という理論は驚きです。地方自治体は、指導等の法的権限を得るために条例をつくるのではないのでしょうか。国の法律以外のことを地方自治体みずから法的権限がないから対応しないというのでは、条例制定等の地方自治を根幹から否定する立場と読めます。条例で定めることができる範囲等は、既に法学的に明らかにされています。法的に可能な範囲で条例化がどの程度可能かを議論することが必要と思いますが、市長の考えをお聞かせください。

次に、同報告の中で、周辺住民の同意を義務化することは困難ですとありますが、請願は、周辺住民の同意を義務化することなどは求めてはいません。請願の文章は、説明会を実施して同意を得るよう努力するとなっています。これがどうやったら同意の義務化になるのでしょうか。

請願は事業者に対し努力してほしい旨を書いているだけです。市は努力さえも否定するのでしょうか。住民を説得する事業者の態度さえ求めないなら、紛争防止などは初めから不可能ではないのでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。

また、市が携帯電話基地局の移動や撤去等を求めることは困難ですとありますが、請願はどこにも、太宰府市に対して携帯電話基地局の移動や撤去等を求めてはおりません。請願の文章をよく読んでいただきたいのですが、学校周辺の基地局については、健康に関して不安が出されたときには、携帯電話会社は基地局の移動や撤去等を含む環境改善に関して、保護者及び周辺住民とよく話し合い、誠実な対応をすることを求めています。事業者に対して保護者や住民と話し合い、誠実に対応することを求めているのです。この文章がどうして市に対して基地局の移動や撤去を求めることになるのでしょうか。請願内容を恣意に解釈することはやめていただきたいと思います。市長のお考えをお聞かせください。

以上、請願に対する太宰府市の実施方針及び処理及び結果報告は、請願趣旨をことごとく極論に変えた上で、対応が困難という結論を導いているものです。そのような対応が1つぐらいならばただの誤解かと思うこともできますが、主な論点ほとんどについて同様の対応がなされており、これは作為的であるとしか考えられません。もし市という公的機関が市議会で採択された請願について、請願趣旨を意図的に極論に変えて対応困難という結論を導いたとなると、非常に問題と言えます。もし意図的でないなら通常理解能力が欠けていることになり、やはり行政能力が不足していると言えます。

請願者は、この件に対し次のように言っておられます。

私たちが市が言うような極論を請願したと市議会という公の立場で文書として出すのは、名

誉毀損に当たると思う。有権者に対する侮辱であり、採択した市議会に対する侮辱になるのではないかと。また、私たちは請願、採択を、市長及び担当課長、部長と数度にわたって協議をいたしました。請願の内容についても誠意を持ってご説明したつもりです。その上でこのようなことが書かれたことにショックを受けています。請願した市民として非常に悲しい思いがします。請願内容が取り入れられるかどうかという以前に、市に対し常識的な誠実さを求めることができるかどうかというレベルで、絶望的な気持ちになりますともおっしゃっています。大変重い言葉です。どうお答えになるのか、市長のお考えをお聞かせください。

2項目めは、今定例会に提出された太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する条例(案)に関してですが、条例案に対し、市執行部が否定的な活動を行っていると聞いております。市長におかれまして、この件に関しご存じであればご所見を願います。

以上、回答は項目別をお願いします。再質問は自席にて行います。

○議長(大田勝義議員) 市長。

○市長(井上保廣) 携帯電話基地局の問題についてのご質問にご回答申し上げます。

平成22年12月議会での請願採択や、市民からの要望書の提出を受けております。関係する住民との協議でありますとか、携帯電話事業者等の協議、また行政内部におきましてもこの問題について協議を行ってまいりました。

これらの結果を総合的に判断をいたしました中で、住民と携帯電話事業者との紛争を防止することを目的といたしまして、太宰府市携帯電話基地局設置に係る住民紛争等の防止に向けた実施方針を定めたものでございます。

この方針は、電波防護指針値を超えない強さの電波により、健康に悪影響を及ぼす確固たる証拠は認められないという国の見解や、携帯電話基地局が法令を遵守した中で合法的に設置運営されていることを尊重しながら、住民の不安の払拭に向けましての市の中間的な役割や、携帯電話事業者の説明責任など、市、事業者、住民がそれぞれの立場から紛争防止に努めることを定めておりまして、請願の趣旨や要望書の内容を踏まえた上で、今市民にとって何が一番必要なのかを十分に検討し、条例制定ではなく、実施方針として制定することが望ましいという判断に基づくものでございます。

詳細につきましては、担当部長から回答をさせます。

○議長(大田勝義議員) 市民生活部長。

○市民生活部長(古川芳文) それでは、ただいまのご質問につきまして、詳細につき、私のほうからご回答を申し上げます。

安心・安全の見地に基づく携帯電話中継基地局設置の適正化に関する請願、及び市民から提出されました請願の採択に基づく施策の早期実現に関する要望、学校周辺の携帯電話基地局に反対する署名、これらを受けまして、携帯電話会社との協議や太宰府東小学校周辺住民との協議、携帯電話会社による説明会の開催、また太宰府東小学校における電磁波の測定などを行ってまいりました。これらの経過を踏まえまして、市としての考え方と方針をまとめ、9月の議

会全員協議会においてその結果を報告させていただいたところでございます。

結果を出すに当たりましては、請願で求められております内容についてはもちろんのことですけれども、この請願の採択を受けまして、署名を添えて市民から提出されました要望書にあります、携帯電話基地局を保育所や小・中学校の周辺地域にはつくらないこと、及び携帯電話基地局の設置には住民合意が必要であることなどを携帯電話会社に指導するとともに、それらを内容とする条例を制定すること、太宰府東小学校のそばにある携帯電話基地局を、撤去もしくは小学校の周辺地域から移動するよう携帯電話会社に要求すること、太宰府東小学校に近接する環境美化センターに携帯電話基地局の設置を許可しないこと、並びに太宰府東小学校の周辺地域、最低半径500mに携帯電話基地局が設置されないようにすること等々という内容につきましても、十分に考慮して総合的な検討を行ってまいりました。

このため、請願の採択及び市民からの要望を受けまして、請願者及び要望書提出団体との協議、携帯電話会社による太宰府東小学校及びその周辺の電磁波測定、携帯電話会社からの説明会の開催などの経緯を踏まえた中で、請願理由にかんがみ請願要旨に沿って処理経過及び結果を報告をさせていただいたところでございます。

次に、ご質問に対しまして順を追って説明をさせていただきます。

まず、請願の見解に対しての全般的な見解といたしましては、請願の処理、経過及び結果報告につきましては、まず初めに、請願の採択及び学校周辺の携帯電話基地局についての要望を受けまして、請願者及び要望書提出団体との協議、携帯電話会社による太宰府東小学校及びその周辺の電磁波測定、携帯電話会社からの説明会の開催などの経緯を踏まえた中で、請願理由にかんがみ、請願要旨に沿って処理経過及び結果を報告いたしますという、前置きをつけましてご報告をさせていただいたところでございます。

このように、報告の内容につきましては、請願の内容はもちろんのことですが、市民から提出されました要望書や署名文書の内容、この間の住民の方々との協議などを考慮した中で、総合的に検討を行ってまいりました経過がありますことをご理解いただきたいと、このように思います。

次に、国の基準を上回る、安全基準を配慮した市独自の条例制定についてですが、国の見解といたしまして、現時点では電波防護指針値を超えない強さの電波により、健康に悪影響を及ぼす確固たる証拠は認められない旨を公表しているところであり、市といたしましても、携帯電話基地局から発射される電波は安全であるという認識に立っております。

また、請願や要望を全般的に見ていく中で、その内容について国の見解を超えるものであるとの解釈をいたしたところでございます。このため、法律で定められた範囲内で合法的に設置されております携帯電話基地局に対しまして、これ以上の安全を求めること自体が、国の安全基準を超えるものという認識に立っております。

次に、設置の適正化についてであります。携帯電話基地局は、電波法令や電波防護指針など、法律に基づいて合法的に設置されております。請願や要望の内容を総合的に判断いたしま

すと、電磁波の影響というものを想定した内容となっておりますが、国におきましても、現時点では電波防護指針値を超えない強さの電波により、健康に悪影響を及ぼす確固たる証拠は認められない旨を公表しており、市といたしましても、携帯電話基地局から発射される電波は安全であるという認識に立っております。このようなことを総合的に踏まえまして、この結論に至ったものであります。

また、既設基地局についてであります。請願の中では、ご指摘のとおり、設置を計画する際にはとありますが、保育所や小・中学校の周辺に既に設置されている基地局について、子供たち及び周辺住民の、現在及び将来の健康に関して不安が出されたときには、携帯電話会社は基地局の移動や撤去などを含む環境改善に関して、保護者及び周辺住民とよく話し合い、誠実な対応をすることという項目もあります。

また、要望書の中には、太宰府東小学校のそばにある携帯電話基地局を、撤去もしくは小学校の周辺地域から移動するよう携帯電話会社に要求することとあります。このようなことを総合的に踏まえまして、この結論に至ったものであります。

次に、条例化についてであります。携帯電話基地局が関係法令を遵守して設置されており、その義務を課すことや権利を制限することができる条例を制定することは適当ではない、このように思っております。法律の範囲内で行われていることであり、実施方針といった一定の指導という形で進めることが最適であると考えているところでございます。

次に、同意の義務化についてですが、請願の中では、携帯電話会社は基地局の設置及び改造を行う際、周辺の住民に対する説明会を実施し、同意を得るよう努力することとあります。また、要望書の中には、携帯電話基地局の設置には住民合意が必要であることなどを携帯電話会社に指導するとともに、それらを内容とする条例を制定することとあります。

実施方針の中でも、事業者の責務といたしまして、基地局の設置もしくは改造、または既設基地局についての説明を求められた場合、住民説明会の開催など周辺住民の意見を聞き、理解が得られるよう誠意を持ってその解決に当たり、紛争の防止に努めるものとするをいたしております。このようなことを総合的に踏まえまして、この結論に至ったものであります。

次に、基地局の移動や撤去などを求めることを求めておりませんということですが、請願の中では、保育所や小・中学校の周辺に既に設置されている基地局について、子供たち及び周辺住民の現在及び将来の健康に関して不安が出されたときには、携帯電話会社は基地局の移動や撤去などを含む環境改善に関して、保護者及び周辺住民とよく話し合い、誠実な対応をすることとあります。

また、要望書の中には、太宰府東小学校のそばにある携帯電話基地局を、撤去もしくは小学校の周辺地域から移動するよう、携帯電話会社に要求することとあります。このようなことを総合的に踏まえまして、この結論に至ったものであります。

このように、報告の内容につきましては、請願の内容はもちろんのことですが、市民から出されました要望書や署名文書の内容、この間の住民の方々との協議などを考慮した中で、総合

的に検討を行ってまいりました経緯がございますので、内容につきましての多少の誤解が生じた部分もあろうかと思っておりますけれども、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 13番門田直樹議員。

○13番（門田直樹議員） 私、通告のこの文書を出しているわけですね。たくさんまとめてご回答いただいたんでもう少し整理せんとですね、いかんと思います。ちょっと今回だけでは終わりそうもないようなボリュームだと思うんですが、まずですね、一つ一つじゃあお願ひします。

国の基準を上回る安全基準を理由にされていると、実施方針ですね。国の見解を超えた安全基準を考慮した市独自の条例を制定することは困難と考えていますということは、要は総合的に考えてということですか。まずね、一つ確認をしておきたいのが、この請願はきちんとこれかがみと一緒にですね、清水章一議員紹介議員、後ろのこの請願に代表と請願人ですね、PTA会長等々、自治会長さんたちとかあるんですが、これを我々議会は審議したんですよ、で採択したと。

それを受けて市がこういう実施方針をつくられたということですが、その過程では、そのほかのいろんな材料というのがかかわってくるということですかね。これにかぶさるような形で判断を変えることになるわけですか。その辺のをまず聞かせてください。

○議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） 今回の請願につきましては、まず昨年9月ぐらいだったと思いますけれども、話の始まりですね、そこからの記録が残っておりますけれども、まず東小学校周辺の公園の中に事業者のほうから相談がありましてですね、新設をしたいという話がありました。そのときは地域の方へのご相談もありましたし、いろんな各関係者の中に入ってのご協力もいただいたというふうに聞いておりますが、その話は場所を変えての相談にもなったようですけれども、まずもう新設ができないという状況になったということでもございました。

それから、引き続き、どうしても東小学校周辺にございますこの基地局の構造物がですね、かなり目につくということもございまして、非常に健康に不安があるというふうなことから、話が新設から既設の基地局へと内容が変わってまいりました。そういうふうな、最初の段階からの経緯を受けながらの相談を受けておりましたのも事実でございます。

そして、昨年12月にこの請願書が提出をされまして、この請願書を出されました後に、前回は時系列の経過報告の中にも記録しておりましたけれども、12月21日に受け付けておりますが、先ほど申し上げました安心・安全の見解に基づく携帯電話中継基地局の設置の適正化に関する請願、これは採択された請願でございます、の太宰府市議会採択に基づく施策の早期実現に関する要望ということで、二千数百名の署名を添えて要望書が市長あてに提出をされました。これらの経緯を踏まえた中で、請願の内容をより具体的に要望する内容というふうにとら

えた部分もございます。

ですから、一連の流れを総体的に解釈をしまして結論に導いたということでございます。したがって、先ほど申し上げましたように、請願書の中の文面だけでの誤解が少し生じたという部分だろうと思っておりますので、ご理解のほど、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（大田勝義議員） 13番門田直樹議員。

○13番（門田直樹議員） いや、理解できません。

請願の趣旨、要旨としてきちんとここにまとめてあるわけですよね。これがその他の判断、その他いろんな事情、過去の経緯とかあるかもしれません、要望等もあるんでしょう。要望等というのは、個々人、いろんな人がいろんな思いをただ乗せてくるだけですね。しかし、この請願は我々がここで議論して、そしてこれを通したわけですよね。だから、これが変わるんですか、要は。今のは、聞きますとやっぱりそれで変わったとしか聞こえない。要は変えたんでしょう、そういうことで。どういった判断で変えたのか。変わったのか変わってないのか、この請願とこの方針ないしこの結果の説明ですね、そこですよ、明らかに変わっているんですよ。そこをもう少しちゃんと説明してください。

○議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） 今ご指摘のありましたように、請願の趣旨が変わったのかということですが、それはございません。請願は請願として解釈をしながら、総合的に理解を深め、配慮をしたというところでございます。

○議長（大田勝義議員） 13番門田直樹議員。

○13番（門田直樹議員） 文章が変わっているのが変わっていないというね、説明にしか聞こえないんですよ。皆さん、みんなこの資料を持っていますからね、読み比べてみればいいんだけど、だからどこにありますか、その国の安全基準を上回る安全基準とか、電磁波に対する規制をどこに求めていますか。さっきからこのことは答えていないですよ、総合的な判断したとか、要望があったとか、そういう説明は聞きましたけど、この請願の中ですよ。たったこれだけの、たったこれだけですよ、ボリュームが。この中に、要するに既設基地局を撤去するとかどこに書いてあるんでしょうか。努力せろということは書いていますよ。ちょっとその辺、もう少しちゃんと説明していただかんと、ちょっと先に進めんのですけど。

○議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） 撤去とか移動は請願の中に具体的に書いてないじゃないかというご意見だと思いますが、先ほどから申し上げましたように、協議の中であるとか、要望書、これらの中にそれをはっきり明記した部分がございますので、そこを含めてしたということでございます。

○議長（大田勝義議員） 13番門田直樹議員。

○13番（門田直樹議員） じゃあ請願が別にこれに限らずですね、何か議会で採択した場合に、

それに基づいて何かアクションがあるときには、それは別途のいろんなそういう要件が入ってくるということですか。請願の趣旨が変わっていくという、趣旨に関してね、何か少し見解の相違があるみたいですが、それはおかしいんじゃないですか。請願の、少なくともその文言が若干違うとかというんじゃないでなくて、ないことをあるというふうにするようなことは、もうこれは解釈の問題とかじゃないと思うんですよ。これだけのたくさんのですよね、今言いました、国の基準を上回る安全基準とか、電磁波に対する規制なんか求めてない。だから、既設基地局をね、撤去するとか、そういうことも言っていないよ。

あるいは、既に便益を受けている市民、だって新設に関して説明をしてくださいということを行っているわけですよ。それで既に基地局はたくさんあります。市が出してきたでしょう、円をいっぱい書いてですね、ほとんど市域全体をもうあれでカバーしているでしょう。じゃあ新設が、仮にですよ、極端な話、新設がそれで遅れたり何なりしたと仮定して、じゃあどうして既に便益を受けている人たちがまず困るんですか、おかしいでしょう。じゃあその辺、ちょっと説明してください。

○議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） まず、最初のご質問ですが、処理経過及び結果の報告を議会の中でさせていただいたときに、配付した資料の中にですね、請願に対する経過、処理経過及び結果のところの前段に書いておるとおりでございます。請願の採択及び学校周辺の携帯電話基地局についての要望を受けて、請願者及び要望書提出団体との協議、携帯電話会社による太宰府東小学校及びその周辺の電磁波測定、携帯電話会社からの説明会の開催などを行ってまいりました。

この経緯を踏まえた中で、請願理由にかんがみ、請願要旨に沿って以下のとおり処理経過及び結果を報告するというので説明をいたしておるわけございまして、請願書の中以外の要望書であるとか、協議の中のことも考慮いたしましたよということでの記述といたしておったところでございます。したがって、今意見述べられましたような、請願書の中身が変わったということではないということでございます。

また、新設のその受益者の部分ですね。受益者の方がたくさんおられて、その支障があるというふうな部分が次でしたですかね。

そのことについては、この条例が制定されるということになりますと、やっぱり指導要綱的なものとはまた違いまして……。

（13番門田直樹議員「そんなことは聞いてない」と呼ぶ）

○市民生活部長（古川芳文） いや、事業者に対してのやっぱり義務を課するという部分ですね。それから、やはり権利をある程度制限していくというふうな、条例的なものはそういう意味合いがございまして、そこまでの制限をしていくときになかなか整備が進まないという状況が想定されましたので、そのときに日進月歩で発達しておりますこの技術革新の中で、新設あるいは改造を必要とするケースが今から増えてくるであろうというふうな中で、今使っている方の

受益者の利便性が損なわれていくというふうな判断をしたという部分でございます。

○議長（大田勝義議員） 13番門田直樹議員。

○13番（門田直樹議員） 少しじゃあ質問を変えます。

先日11月17日付で、事業者、3者連名です、こういう回答があったということで、資料を配付していただいたんですけど、この前の特別委員会の中でもちょっとお尋ねしましたが、下から4行目です、今後も基地局建設に当たりましては、必要に応じて近隣にお住まいの方々への説明会の開催等とありますが、この必要に応じての必要に関して解釈はどうでしょう。だれがどう判断するのか、もう一度お聞かせください。

○議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） 示しております実施方針の中の事業者の責務という部分で、必要に応じてそういう説明会を行っていくということもでございます。したがって、指針を受けた内容で対応する部分もありましょうし、市のほうが住民から相談を受けて業者のほうに要請していく説明会もあると思います。また事業者そのものが判断をして、地域の方への説明会を行うというようなケースもあろうかと思えます。そういうもろもろのケースがあるということで、想定したところの必要に応じてという部分ではないかというふうに解釈をいたしております。

○議長（大田勝義議員） 13番門田直樹議員。

○13番（門田直樹議員） 必要ならばきちんとした、実行できるような担保が要すると思うんですよ、非常にあいまいだと。

もう一つです、この実施方針の中で、幾つもあるんですが、一番気になるのは3番の市の責務。市は周辺住民と事業者との紛争の防止及び調整に努めるものとする、この調整についてどのようにお考えか、もう一度お聞かせください。

○議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） 具体的な定めというものはいたしておりません。ただ、住民と事業者との間に入りまして、双方の連絡調整を図ることなどの範囲で考えております。

このため、調停やあっせんといったものまでは言及しておりませんが、今後必要に応じて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大田勝義議員） 13番門田直樹議員。

○13番（門田直樹議員） 必要に応じてということは、この実施方針が今後まだまだ何というか、発展というか、していくということですか。これが何か要綱になったりとか、その辺ちょっともう一回聞かせてください。

○議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） ただいま示しております実施方針につきましては、これまでの経過、それから現状から判断をいたしました市の考え方をもとに実施方針を決定をしておるということでございます。したがって、先ほど申し上げましたように、技術の革新、現在でもスマートフォンの状態でかなり電波のほうに混乱しておるというようなこともお聞きしてござい

す。そういう状況の変化によっては方針を変更していく、そういうこともあり得るだろうというふうには考えております。

○議長（大田勝義議員） 13番門田直樹議員。

○13番（門田直樹議員） この実施方針の中で、例えば周辺住民の責務とありますが、周辺住民は事業者による説明について検討を行い紛争の防止に努めるとありますが、まず説明をいつ行うのか。そもそもその近接住民はいつそういう事実を知るのか、その辺のことはどうなっていますか。

○議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） 現状から申し上げますと、事業者のほうにもお伺いをいたしました。新設をするに当たりましては、大体基地局の1倍から2倍、その辺の周辺の方には特にチラシを配布したり、回覧を用いたりしながら、内容の説明にかえるということもあるようでございます。

要望によっては説明会を開催するということもあるようでございますが、今のところその説明会そのものが国のほうも義務化をしていないという事実がございますので、ただ国のほうの要請といたしましては、そういう近隣周辺住民からの、そういう不安をもとにした説明を求められた場合は、きちんと法律を守って安全なんですよというところを含めた説明会をですね、説明をするようにという要請はあっております。したがって、事前に知るということはなかなかできませんけれども、近隣の方の周知については、そういうことで現在でも行われておるといところでございます。

○議長（大田勝義議員） 13番門田直樹議員。

○13番（門田直樹議員） それちょっと問題だと思うんですね。いつ知るかというのは大変大事なことで、ですよ。説明会をされるされないはまず置いといてですね、今国の話が出ましたが、国は事前の説明ですね、適切な説明を要請をされていますよね。このまんまいくと市の方針というのは、できてしまったあるいはできる途中で要望があれば説明をするというのは、国の要請よりもうんと後退していませんか。

○議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） 先ほどから申し上げておりますように、市の決定した一つの大きな材料といたしましてですね、国の見解として、やはり法を遵守しながら事業者が事業を運営しているということでございます。したがって、国の見解でありWHOの見解であり、いろんなところの見解そのものが、電波に対するものの安全性といいますか、今のところ体には影響ないんだという見解を示しておりますので、それを基盤に判断をしておるといことでございます。

○議長（大田勝義議員） 13番門田直樹議員。

○13番（門田直樹議員） この請願、まずは今請願の話をしていますから、この請願でいきますと、いろんな理由等に思いというものはよくあります、中にですね。しかし、この中には電磁

波による健康被害というのは何もないんですよ。そんなこと言っていない。紛争防止のための施策をお願いしますと言っているわけですね。

今回、今定例会に提案されていますところのこの条例も、そういうふうな文言は一つもない。紛争を何とかなくしたいということですよ。まずはやっぱり市が、先ほどからですね、国のいわゆる電波防護指針ですね、国際非電離防護委員会なりの基準とか、国の防護指針とかそういった、これに関しても非常に幾つもの意見があるんですよ、ご承知と思いますけども。それが非常に低いんじゃないかと、いろんな。そもそも国の所管もですね、今総務省ですけど、本当は厚生労働省じゃなかろうとかですね、そもそも何のための法律なんだと、何のための基準なんだと、人体へのことは考えているのかと、産業育成だけじゃないかというふうな疑問もあるんですよ。今日は別に人体被害のことをここで言う予定はないんですよ。しかし、そういうことは重々ご承知だと思います。

だから、近接住民というのは、その辺を心配しておられる。ですから、それに対して、それだけのたくさんの情報を持っているわけですよ、業者の方たちも、そうでしょう。だから、それをちゃんと説明してください。事前に説明してくださいと、そうして紛争がないようにないようお願いしますと、そういうことですよ。

もう一つ、今条例のことをちょっと言いましたので言いますと、この条例案ですね、は参考までに言いますと、非常に反対みたいなことなんです、市はほとんど何もやるようなことないですね。それと事業者は計画書を出す、説明会をする、そしてそれを報告する、この3つだけですよ。そんなにできないことなのか。

今回、この意見書というものを今日いただきましたけども、この3つですね、会社のそれぞれの責任者と思いますが、いただきました。これはこれで内容について今どうこう言いませんけれども、どうしてそこまでね、説明をするぐらいのことができないのか。そして、市もそれに対して否定的なのかというのは、非常に疑問です。市民の目線とかよく言われますけれども、どうなのかということがある。

もう一つ言いますと、先ほどからこの経緯をですね、説明した、資料3の一番後ろにずうっと平成22年11月からの経緯が説明されていますね。そして、こういうような陳情があった、請願が提出された。あるいは何か説明、何かそういう勉強会ですか、等々あったとかですね。あるいはこの請願者たちは、市長に直接お会いしていろいろ説明をしている。所管の部長、課長とも何度も、古川部長の前だったかもしれませんが、されていますね。そのとき、市長は手を握ってね、頑張るぞと、やると言われたと思いますよ、請願者の方々、涙を流している。そのことは市長に聞きたい、覚えてあるでしょう。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今私のところには2回ほど来られております。そのときに来られました趣旨については、その当時、事務当局のほう余りよく聞いてくれないと、このことについて。だから、市長としてどうかというようなことでお見えになりました。そのときは議員の皆様方も

何人か来られておりました。その中でお話をしたところです。そのことについては、今の基地局、今部長が説明しておりますように、否定的なもの、被害の部分、あるいは撤去の問題等々のお話があつておりました。

そして、翌平成23年5月に入りまして私のところにお見えになりました、23日だったと思います。そのときには、青山一丁目地内の溝尻・高雄線道路、石穴神社のところに行くところに鉄塔が建つておる。したがって、その道路拡幅の要請がありました。そして同時に、撤去をしてほしいというふうな要請でございました。そして、学校には、教室等に電波が通らないようなフィルムを張ってほしいというふうなことでございました。私はその後、現場にも幾度となく行っております。その前も12月の時点でも行っております。

そして、実際問題、担当部長、部内の中にも議論をさせました。このことについて住民の皆様方が本当にこの撤去の問題等々がある。被害の心配される人たちがおるといふこと、そのことについてもまた事実でありますので、回避できないかというような形での話をずっと続けておったのも事実でございます。

そして、検討させました結果、やはり全体で1億5,000万円ほど単独事業で予算が必要と、撤去する場合については1億円以上の撤去補償が必要といふことで、到底今の状況から見て一般財源ではできないというふうなこと。あるいは、学校教室等々のフィルムを張ることについても、教育委員会、学校当局と話し合いされているかどうかといふようなこと。いろんな調整がございます。私には政治的な判断で撤去をしてほしいというふうに申し込まれたのが初めてございました。総合的に、私は今もその気持ちは変わりませんが、総合的な考え方で、条例よりも指針でもって皆様方の心配を回避する、行政が努力する旨の表明をしたところでございます。

現に5月23日、6月10日にその結論を出す前、前後につきましても、ドコモのほうに訪問をいたしました。そして、住民の皆様方の要望等を話し、行政として努力したいと、どうか解決策はないかと申し入れを行いました。その申し入れに基づいて、返ってきました文書が11月、今の文書等にもつながっておるのではないかなといふふうに思っております。

私は、市民の皆様方がどんな、いろんな方々がいらっしゃいます。しかし、市民の意見に耳を傾けるといふことについては、行政は大変重要であるといふふうに思っております。多くの市民の福祉向上を願う大変重要なことであろうといふふうに思っています。

そして、いろんな考え方、いろんな状況を考慮しながら、必ずしも要望に沿えることばかりはありません。全体の太宰府市の発展、多くの市民の皆様方のことを考えて、あえて反する、意に反するような結論もあろうかと思えます。しかしながら、心は市民にとって、太宰府市にとって何が一番大事かといふふうなことで総合判断をし、今の指針に落ちついたところでございます。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 教育委員もいろいろと関係しているわけですが、先ほど議員の質問といましようか、発言を聞きよりましたところ、この請願にはいわゆる健康上の問題、被害の問題は全然関係ないんだという発言を聞きまして、私も我が意を得たりという感じでございました。ありがとうございました。

○議長（大田勝義議員） 13番門田直樹議員。

○13番（門田直樹議員） ちょっと教育長が何をおっしゃりたいのか、少し頭をひねりますが、私が言っているのはこの請願ですね。請願の要旨の中にそういうものがないと。理由等々にはありますよ、それから要望等はいろいろあるでしょうね。そのことはまた別です。今学校であっている問題とはちょっと別ですね、それはそれです。これは請願ですから、市域全体に関することと私はとらえています。

わかりました、わかりましたというか、次に進み、もうあと5分で終わりたいと思うんですね。

次の2項目め、お願いします。

○議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） 次に、市執行部の否定的な活動についてであります、この件につきましては、市といたしまして実施方針を定めており、条例制定は困難であるという立場に立っておりますが、今回議員発議といたしまして条例案が提案されており、この案件の慎重審議を願う立場にありますので、ご指摘のような活動はございません。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 13番門田直樹議員。

○13番（門田直樹議員） 個別に電話したり呼びとめたり、この件に関していろいろ説明したり同意を求めたりしたことはありませんか、だれもありませんか。総務課長、ないですか。古川部長ありませんか、答えてください。

○議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） 個々に説得をしたりですね、そういうことではなくて、市の方針的なものを理解していただくためにお話をしたということはございます。

○議長（大田勝義議員） 13番門田直樹議員。

○13番（門田直樹議員） 言葉は使いようと思うんだけど、例えば執行部がいろんな議案出されますね。あるいは人事とか、そういったものに、出る前に議会がそれはこうだ、ああだとか、そういうことは言いませんよね、越権行為だと思います。議会が今つくっているこういう条例、あるいは提案した条例に対しては静かに見守っていただきたいと、そういうふうに思います。

最後に、ここに重々ご承知と思いますけど、要望署名2,532名、議会で圧倒的多数で採択、市長は協力約束、これが2011年1月の中旬ぐらいですね。それから4月24日を挟んで今日があるわけです。最後に、市執行部おかれましてはですね、こういう、今提案された条例が可決さ

れたならば、しっかりと執行していただきたい。そのことだけはお願いして終わります。

○議長（大田勝義議員） 13番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩いたします。

休憩 午後0時04分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（大田勝義議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔6番 長谷川公成議員 登壇〕

○6番（長谷川公成議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました2件について質問させていただきます。

1件目は、学校施設の整備について伺います。

先月11月7日月曜日と11月10日木曜日に、総務文教常任委員会所管施設調査におきまして、太宰府市立小・中学校11校と学童保育所1カ所の視察をしてまいりました。

各校、教育目標や教育指針が掲げてあり、地域人材の活用、地域との交流など、特色のある学校運営が行われ、学校長を初め、先生方の子供たちを思う気持ちが伝わり、非常に有意義な調査だったと私は感じました。

今年度設置した扇風機の効果についても喜んでおられる声が多かったように思います。今後も継続的に設置されるということですので、設置後の状況等を把握しながら見守りたいと思います。そんな中、学校現場における問題点や要望がありましたので、3点伺いたいと思います。

1点目は、学業院中学校体育館の屋根について伺います。

学業院中学校といえば、本市の中学校の中で一番最初に開校した非常に歴史がある学校で、市長や議長を初め、数多くのOBの皆さんがおられることは言うまでもありません。その長い歴史はすばらしいのですが、近年老朽化が目立つのは残念で仕方ありません。特に体育館はひどいようで、雨が降ると雨漏りをするそうです。体育の授業など、雨が降ったら体育館で行うのは当たり前で、その体育館が雨漏りすればどこで授業をするのと疑問を感じます。この雨漏りのせいで部活動における練習試合を中止したこともあると伺いました。その都度教育委員会の方に連絡を入れると、迅速に対応され、業者が来るそうですが、一部を修理したところすぐ直るというものではないようです。私は、連絡を入れたら迅速に対応していただける教育委員会を非常に評価いたします。今後、雨漏りせず生徒が不安なく体育館の利用ができるように、体育館屋根の大規模改修を要望いたしますが、見解をお伺いいたします。

2点目に、太宰府東中学校体育館の天井について伺います。

この太宰府東中学校も開校して約25年になると思われれます。この東中学校体育館は、他の体育館とは違い観覧席は広く、部活動の応援などする際には快適ですばらしい施設だと私は感じ

ております。しかし、幾らすばらしい施設でも、見上げれば天井は老朽化しており、ボールが当たれば天井の素材がすぐ落ちてくるような状況です。これではせっかくの施設が台なしだと思います。この天井は、私の記憶が正しければ急に老朽化したのではなく、10年くらい前からなっていたと記憶しております。早急な対応が必要だと考えますが、見解をお伺いいたします。

3点目は、太宰府南小学校の中庭駐車場について伺います。

太宰府南小学校は、市内で唯一、小学校とコミュニティセンターが併設されている施設で、非常に多くの利用者が利用され、イベントの際にも体育館、校舎、コミュニティセンターとつながっているため、使い勝手がよく地域に必要不可欠な施設となっています。今後、このようなコミュニティセンターが設置されることを強く期待いたします。

利用者が多いのはよいことですが、その反面、駐車場が少ないのが残念で仕方ありません。昼休みや掃除の時間、下校の際には多くの児童・生徒が中庭に出てきます。駐車場が満車でぎりぎりのスペースにとめている車も見かけます。車と車の間から児童・生徒が飛び出し、走行中の車と接触という危険性も大いにあると思います。今後、中庭の木を切ったり、中庭の構造自体を検討する必要があると考えますが、見解をお伺いいたします。

2件目に、公共施設利用について伺います。

近年、本市のスポーツ人口も年々増加傾向にあると、私自身そう感じているところであります。なぜそう感じるのかと申しますと、10月30日に予定しておりました第17回ペタンクカーニバルにおきまして、大会史上最多チーム数の94チームの応募があり、市民の皆さんに広く普及してきたことは大変喜ばしいことで、今後ともスポーツ推進委員として尽力していく所存であります。

残念ながら、当日は雨天のため中止になりましたが、ほかにも体育館やグラウンドの利用率も上がったり、水辺公園、市民プールですが、11月にもかかわらず早朝より多くの市民の皆さんが利用される姿を見まして、運動やスポーツに対し関心がある方々が増えてきているのではと感じたところであります。

関心がある人が増えてくると、限られた施設を他の団体よりもいかに自分たちが使えるようになるかということが、利用者にとって最重要課題になってくるのではないのでしょうか。利用できる施設さえ押さえてしまえば、あとは自分たちの思うように練習するなり試合するなりできるわけですから。そこで、今回は施設予約の際、1カ所の施設に複数団体による申し込みがあった場合の抽せん方法について伺います。

1、受け付けは何日前から行われているのか、2、申し込みは1団体1つという規則はあるのか、3、キャンセル時の対応ができるよう、第2候補、第3候補まで決めておく必要があると考えるが、以上2件についてお伺いいたします。

なお、答弁は件名ごとに、再質問は自席にて行います。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○**教育部長（齋藤廣之）** 1件目の学校施設の整備につきまして回答申し上げます。

1項目めの学業院中学校の体育館でございますが、現在雨漏りが発生したときは、その都度補修など行って対応しておりますが、屋根のスレートの老朽化が進んでおる状況もございます。教育委員会といたしましては、早急に改修に向けて計画をしていきたいというふうに考えております。

次に、2項目めの太宰府東中学校の体育館の天井についてでございますが、この体育館の天井は、ボールが当たったと思われる無数の穴があいておりまして、体育館の機能的には支障はないというふうに判断しております。確かにご提言がありましたように、外見上の問題等あるというふうに認識しております。

この施設の改修の考え方でございますが、本市の学校における建物の耐震化工事はすべて現在もう完了しておりますけれども、現在、東日本大震災を受けまして、文科省におきまして新たに天井材や、また照明等の耐震化を推進する整備方針が出されておるところでもございますし、この事業とあわせてこの太宰府中学校の体育館の天井改修工事の計画を策定していきたいというふうに考えております。

次に、3項目めの太宰府南小学校の中庭の駐車場についてご回答いたします。

太宰府南小学校は、地域コミュニティ施設もご利用いただいております。そういった中で、駐車場が不足するときもございまして、中庭の庭園スペースにつきましては、子供たちの在学中の思い出となる記念樹やモニュメントが複数存在し、撤去は現在のところ厳しい状況というふうな判断をいたしております。しかし、校内全体をしてみますと、校内に他の敷地の活用ができる部分もあるのじゃないかというふうにもとらえておりまして、これらを今後検討させていただければというふうに考えております。

以上です。

○**議長（大田勝義議員）** 6番長谷川公成議員。

○**6番（長谷川公成議員）** ありがとうございます。

学業院中学校についてはですね、壇上で申し上げましたように、所管調査に行ったときには、連絡があればすぐに教育委員会のほうが本当に早急に対応していただけているというふうな話を校長先生もなさっていました。今後ですね、また現状把握をきちんと行っていただきまして、できれば早急に大規模改修工事を検討していただきますようお願い申し上げます。1項目めは終わります。

2点目ですが、まずはこちらの写真をごらんください。

これが東中学校の今の現状の体育館の屋根です。ちょっと見にくいんですが、黒い点が穴です。ボールがこう当たったと思われまして。天井もはげてきていますね。私がこれ1週間前に写真を撮りに行ったんですが、ちょうど教頭先生から紹介されたんですけどね、昨日バレー部の部活のときにここにボールが挟まりましたということを受けてです。ズームアップするとこんな感じです。こういう本当にひどい無数の穴がたくさんあいています。これ最近じゃなくて、

壇上でも申し上げましたとおり、もう大分前からやっぱりこのような状況だったと私は認識しております。

市長にお伺いしたいのですが、この写真をごらんになられて、率直な感想をお願いします。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私は写真を見せていただきましたけれども、東中学校体育館のほうにも柔道大会とかで参っております。その都度天井を見上げて同じ感想でございます。いつか、やはり早目にしてやらなきゃいかんというような思いでいっぱいあります。

○議長（大田勝義議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

市長は今総合体育館の建設に向けてですね、ご尽力されておられるようですが、私は今既存の施設、ましてや教育施設がこのような状態であるという現状を考えたときに、総合体育館の建設よりもですね、この2校の屋根の改修がどう考えても先だと思います。市長のご見解をお伺いいたします。

○議長（大田勝義議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 市長ということでございますが、担当しておりますので私のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

先ほどの写真の件でございますが、私ちょっと写真は見にくかったですけれども、実態は把握しておりまして、大変申しわけないと思っております。この体育館に限らず、教育施設等早急な改善が必要ということが多々あるということも現実でございます。

そういう状況で、議員言われますように、そういう段じゃなくて、早くこっちからしてほしいという、そういう気持ちもよくわかりますし、総合体育館の話が出た段階で、私どももやはり早く学校のほうをしてくれんかという、そういうことを市長部局のほうとも話したところでございます。

一方ですね、私自身もスポーツが好きでありますし、また体育施設、夜のいろんな練習も会場が足りないとかですね、それから市が主催します大会等も近隣の学校を借りたり、また使っているときには手狭であったりという現状もございました。そういう中で、いろいろな陳情があったり、それからいろんな申し入れもございましたし、またいろいろ諮ったところ、こういう体育館をつくったらどうかという答申もいただいたところでございます。市長もそういう状況だったらぜひ建てたいという、そういう意気込みでもあるようでございます。

こういう大きなものをつくるというのは、ある面ではそういう機運が盛り上がったときにしないといけないと、やっぱりこれがしぼんでしまうと、また10年単位で時が流れていくんじゃないかというふうに思っております。そういうふうなこともございまして、意見は非常に重要視しながらもですね、総合体育館の建設と学校の大規模な改築とを、やっぱり並行しながら進めさせていただきたいととらえているところでございます。いろいろとお世話をかけますけれど

も、そういう考えでありますので、何とぞよろしくご理解ください。

○議長（大田勝義議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） ご丁寧なご答弁ありがとうございます。

私は、総合体育館建設に向けて決して反対はしていないので、はい、ご理解ください。

東中のこの天井を見ていただいたんですが、やはり体育の授業や部活動の際にですね、屋根が落ちてくる可能性も十分考えられますので、早急な対応をお願いいたしまして2項目めは終わります。

3項目めについてですが、私自身も会議や体育館利用時にですね、南小の中庭駐車場に駐車するのですが、やはり会議とか体育館を利用するときは夕方から夜にかけて利用することがあります。そしたら、そのときに社会体育を終えた子供たちを迎えに来られている保護者の車とですね、よく時間帯が重なります。駐車スペースがないときは待っていればもう夕方とか夜なので、その保護者は帰ります。それであきますけども、あきますので問題はないのですが、所管調査に行ったときに校長先生も言われていましたけど、昼間の時間に重なった場合ですね、コミュニティセンターを利用される方と、例えばPTAと、あと学校の教職員ですね。一遍にその利用時間が重なったときはですね、学校の教職員は、やっぱり駐車場料金を支払っているのにもかかわらず駐車スペースがないとなると、やはり不愉快な思いをするのではないかと思います。

中庭に植木があるので、その植木を撤去していただけると多少はスペースができ、数台の駐車スペースが確保できると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（齋藤廣之） ご提言の中庭につきましては、約100㎡ほどありまして、30台ほど、それすべて駐車場にすると可能かなというふうには考えられますけれども、先ほど申しました中庭につきましては、記念樹とかですね、モニュメント等ございますので、現場を見る中では、西側の校舎の、スペース的にはですね、全然不可能じゃないスペースもございまして、今後そのスペース等を検討してまいりたいというふうには考えております。どういう、費用的な面もございまして、その辺も含めまして調査検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 中庭ともう一つ、体育館周辺ですね、あの植木も余り目立たないところにあるんですが、そういうのも撤去を考えられてはいかがでしょうか。体育館裏側あたりは児童・生徒もほとんど来ることがないので、車と接触する危険性はないように思います。今後この駐車場の件はですね、学校側と協議されて、事故等が起こることがないように駐車場の確保を検討されることをお願いいたしまして、1項目は終わります。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（齋藤廣之） 2件目の公共施設の利用につきまして回答いたします。

1 項目めのスポーツ施設予約の受け付けにつきましては、インターネットによる予約システムをご利用いただいております。北谷運動公園の野球場、それから大佐野運動公園の野球場、及びソフトボール場の予約申し込みにつきましては、利用月の前月の1日の2週間前から受け付けをしまして、抽せんを行うシステムをとらせていただいております。

2 項目めの申し込みは1団体1つという規則についてでございますが、規則はございませんが、抽せんによる予約申し込みの場合は、利用者が取得可能な1つのID番号で、複数の予約申し込みはシステム上できないようになっております。

3 項目めのキャンセル時の対応につきましては、現在2候補、3候補まで決める方法は採用しておりません。今後、ご提言いただいたことにつきましては、施設利用者の皆様により便利で公平性を伴う予約システムへの移行について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 受け付けは1日の2週間前だと理解いたしましたので、この点はいいいですが、受け付けの際、必須項目の登録が必要だと思います。この時点でですね、一つのチームが何人もの登録をして抽せんを行えば、例えばAのチームは1登録しかしてないのに対してですね、Bのチームは5の登録をして抽せんすれば、確率からして当然Bのほうのチームが有利になり、抽せん自体公平性に欠けるように思いますが、今部長のご答弁ありましたけど、そういうことはないというふうにおっしゃられましたけど、でも私がいろいろ話を伺った中で、こういうことが実際あっているように思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（齋藤廣之） 今回答させていただきましたように、1つのIDであれば複数になることはないんですが、モラルの問題もあると思いますけれども、1団体に2つ以上のIDを登録されるとですね、そういうのが可能という部分もあるわけでございますけれども、その辺は、このシステムのあり方という部分も検討の余地はあると思いますが、皆さんの利用団体の方ですね、十分全体のことも一定考えていただきながら、予約、施設の利用も図っていただければというふうにも考えます。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） モラルとおっしゃいましたけど、モラルがあれば恐らくこういう問題も発生しないと思うんですね。やっぱりどうしてもそのグラウンド、当然ですけど、利用したいとなれば、やっぱり、例えば子供のチームであれば保護者もどうにかしてグラウンドを押さえて、練習や試合などさせてあげたいというのが親心であると思いますけども、しかしやっぱりほかもその時期、時間帯に重なってしまったりすることも本当にあると思います。

やはり今後はですね、きちんとチェックを行っていただきまして、公平性が保たれるように

1 団体 1 登録というルールづくりが私は必要だと思います。もしどうしてもこのルールづくりがなかなか難しい場合にはですね、例えばその代表者会等で利用時間の話し合いを行うように検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（齋藤廣之） システムの問題を含めまして、その辺は関係者の方々の意見も聞かせていただきながら、改善に向けて進めさせていただければというふうに考えます。

○議長（大田勝義議員） 6 番長谷川公成議員。

○6 番（長谷川公成議員） わかりました。

最後の 3 項目めのキャンセル時の対応についてですが、例えば例に挙げますとですね、大会の雨天延期という理由で一つの団体が 4 週連続で押さえていたとします。しかし、大会は雨が降らず 1 週目に無事終わりすべてキャンセルが出たとします。しかし、今のシステムでは次の週のグラウンド利用はできません。管理人がいるグラウンドでは当日の申し込みでも可能かもしれませんが、大佐野野球場やソフトボール場では、あいているにもかかわらず利用できないのが非常にもったいないと思います。予約の際にですね、キャンセルが出てもいいように、第 2 候補や第 3 候補まで決めておき、キャンセルが出た場合は連絡を行い、利用ができるような予約システムをぜひともつくっていただきたいと思います。これは予約システムの改善が必要だと考えますが、検討の余地はありますか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（齋藤廣之） 失礼します。

当然、今保守点検でこういう予約システムのソフトをですね、契約で更新も行ってありますので、例えばこういうシステムの改善、改良をするときに、どれぐらいの費用が実際かかるのかを含めてですね、調査、当然やっていかなくちゃいけないというふうに考えておりますので、そういう部分を調査させていただければと思います。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 6 番長谷川公成議員。

○6 番（長谷川公成議員） わかりました。

最後になりますけども、予約システムを改善するとなるとですね、やはり費用がかかると思われます。経営企画課のほうには予算配分をですね、ぜひとも検討していただきたいと思います。グラウンド利用できない状況が非常にもったいないと私は考えます。もっと市民が利用しやすい環境をつくっていただきますようお願いいたしまして、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（大田勝義議員） 6 番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

次に、8 番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔8 番 原田久美子議員 登壇〕

○8 番（原田久美子議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告しております 2 件に

ついて質問いたします。

1 件目は、これまで幾度となく質問してまいりました安全で安心して暮らせるまちづくりについて質問します。

現在、本市では第五次太宰府市総合計画が作成され、防災体制、消防、救急体制の充実に向け取り組んでおられますが、私は市民一人一人が日ごろから災害に備えておくことによって、万一災害があっても被害を未然に防いだり、最小限にとどめることができると考えます。

そこで、災害と緊急時の施策について3項目お伺いいたします。

1 項目めは、コミュニティ無線についてであります。市内全域を網羅されているコミュニティ無線、これが緊急時には防災無線になると考えますが、いろいろな地域からよく聞こえないという声を耳にいたします。この現状をどのように把握されておられますか。緊急時にその役割を果たすとお考えでしょうか。また、改善策についての考えをお伺いいたします。

2 項目めは、市内各地にAED、自動体外式除細動器が設置されていますが、公共施設、学校、店舗、病院等の施設への設置状況と、その管理をそれぞれどこが行っているか、お伺いいたします。

また、AEDは一度使用した場合、バッテリーと電極パッドを交換いたします。また、使用しなかった場合でも3年から5年ごとにバッテリーの交換が必要ですが、部品の交換はどのようにされているのか。交換部品の費用負担はどのようになっているのか。市の負担で行っているものがあるのか、お伺いいたします。

3 項目めは、救マーク制度についてです。

福岡市では、不特定多数の方が使用する施設における突発的なけがや病気に対し、応急手当て講習を受講した従業員が適切な応急手当てができる施設を認定し、救マークを表示する制度を設けています。これは安心施設の目印として表示されるもので、この取り組みについては、救マーク制度と呼ばれています。本市でもこの取り組みを検討されてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

次に、2 件目は子育て支援について質問いたします。

太宰府市の人口増加率は、福岡県2010年に実施された国勢調査では、本市の1995年からの人口増加率は108.59%となっており、上昇傾向にあります。太宰府市に住みたいと転入する人が増えることは大変うれしいことであり、転入してくれる人たちを歓迎すべきことです。しかし、現状の都市の悩みは少子化の問題であり、この問題の解決を図るためには、子供を産み育てる環境の整備が必要であると思います。

近年、社会は不況続きで、結婚しても共働きをしながら家庭と仕事の両立をしなければならない状況です。共働きの増加は、不安定雇用の増大、賃金水準の低下、教育費の高騰などが影響しています。労働力の人口は、少子化も相まって長期的減少傾向にあります。これらの対策として、就労か結婚、出産、子育てという二者択一の構造を解消し、育児世代の男女がともに働き続けるための条件整備を進めていくことが必要であると考えます。

そこで、市内保育所への入所待機児童の現状等について3項目お伺いいたします。

1項目めは、認可保育所への入所待機児童の現状と主な入所希望の希望理由について。

2項目めは、入所希望の増加の理由について。

3項目めは、待機児童ゼロ作戦の考え方と推進状況について。

以上、2件について、件名ごとに答弁をお願いいたします。再質問は自席から行います。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 1項目めのコミュニティ無線につきましては、MCAシステムを利用して平成19年5月に開局をいたしました。避難勧告などの防災情報を初め、地域におけるコミュニティ活動のお知らせなどにも活用していただいております。

当初は、市内62カ所の子局を整備いたしました。聞こえない地域があるという話はお伺いをいたしております。市長の1期目のときに、地域、各行政区を回りまして、その中でも聞こえにくいというご意見、それと一部にはうるさいというご意見も伺っております。

屋外によります音声による放送は、住宅の遮音性も向上いたしております。立地場所、周辺の地形や建物、建造物、風向きなどの気象状況によっても大きく左右されます。また、夏場の豪雨時におきましては、雨の音等も含めまして、聞こえにくいという状況はあると思っております。

防災情報の伝達手段はコミュニティ無線だけではございませんで、必要に応じて広報車等も出しております。ただ、手段はこれだけに頼るとするのは非常に心もとないというふうには常々感じておりまして、複数の手段を用意する必要があるというふうを考えております。そこで、現在では戸別受信機などの研究もしておりますけれども、これについては億単位の多額な費用がかかるということでございます。そこで、最も有効的な手段として今研究しておりますのがエリアメールでございます。

こういうふうにして複数の手段を確保してまいるように、今それぞれ研究をして、できましたらなるべく早い時期に取り組んでまいりたいというふうを考えております。

次に、2項目めのAEDにつきましては、公共施設を初め、市内48カ所に設置をされております。場所につきましては、太宰府市のホームページはもちろんですが、筑紫野太宰府消防本部のホームページにも掲載をしております。

AEDの設置、維持管理、バッテリー、パッド等の交換費用につきましては、それぞれの施設の管理者で行っていただいております。その中には、太宰府市が所有している施設もございまして、それにつきましては、当然市が負担をいたしております。

次に、3項目めの救マーク制度につきましては、近隣では福岡市消防局で導入をされております。心肺停止などの場合に、いかに早く応急手当て、救命措置ができるかが大事なことは十分承知しております。インターネットで調べますと、福岡市以外にも大きな行政の消防局で採用され始めているようでございます。

本市に場合におきますと、筑紫野太宰府消防本部がその中心的な役割を担っていただけるも

のと思っております。ということであれば、太宰府と筑紫野市とも関連がございますので、この件につきましては、筑紫野太宰府消防本部と連携しながら研究を進めてまいりたいというふうに考えております。今後とも多くの市民の方に救命講習を受けていただくよう、啓発にも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） ご答弁ありがとうございます。

再度確認したいと思えますけれども、防災無線が住民から聞こえないという、あった場合には、どういうふうな対応をとられているのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 各行政区からさまざまな要望がございまして、複数伺っております。ただ、行政といたしましては、すべて今網羅しているとは思っておりませんで、必要な箇所については、毎年二、三カ所程度でございますけれども、予算を確保いたしまして、優先的に増設をしております。その方法ですけれども、山ろく沿いですかね、その災害の危険性が高い地域を優先的に配備をいたしております。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 今日、私の一般質問の資料を見ていただきたいんですけども、この資料は水城ヶ丘の公民館の防災無線でございます。この水城ヶ丘公民館は、防災訓練、避難訓練等には欠かせず私は出席しております。ここ地域づくり担当部長さんも行かれているのを私も一緒に行ったこともありますので、このことなんですけれども、この場所はもう部長さんもお存じだと思いますけれども、この公民館が道路の下のほうにあるんです。そして、家屋にあって機密性の場所であって、1階建ての屋根と変わらないところにあるんです。例えばです、水城ヶ丘公民館の防災無線の、水城ヶ丘の自治会のほうから移設の要望とかございましたでしょうか、今まで。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） この水城ヶ丘区に限って申しますと、団地の入り口のほうです。公民館から向かって下のほうになりますけれども、そのほうに声が届きにくいという話は伺っております。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） そしたら、現場に行ってみれば状況は把握されているということによろしいんですかね。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 現場に行ってみれば聞こえたかどうかというテストをしたわけではございませんけれども、そういう地域の声が上がっているのは十分承知はしております。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） この防災無線を取りつけるときに、やはり自治会立ち会いのもとで設置場所とか音声とかを確認されることが一番大事じゃなかったのかと私は思います。ここだけじゃなくて、ほかのところからも聞こえないとかということがあると思いますけど、設置するときの大事なことは、設置するときやはり自治会の立ち会いのもと、音声の声を最後に聞いたり、ここでのよろしいですかねという、やっぱり地域のことは地域しかわかりませんので、そういうようなことを聞くべきだったのではないかと。聞いておってつけられたのであれば、私の言い方がちょっとおかしいかもしれませんが、そういうふうに立ち会いのもと設置されているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 当然ながら、自治会と協議をいたしまして設置はいたしております。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） そうであればですね、一応私のほうで、その水城ヶ丘の自治会のほうにですね、一度現地調査を実施していただきまして、納得されるように、今までの経緯とかそういうような説明を聞いていただいて、必要であれば業者さんとも話を交えてですね、そういうふうな聞こえないということをお聞きしておりますので、住民からも聞いております。場所も場所だと思いますので、もう一度ですね、現場に行ってください、調査を含めてしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 水城ヶ丘については確認作業をさせていただきますけれども、聞こえないというのは水城ヶ丘区だけではございませんで、多数の行政区の方の要望でもございます。どこにつけるかどうかというのは総合的に判断をさせていただきますけれども、水城ヶ丘に限っては地域の自治会と確認をさせていただきます。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） ありがとうございます。

一応そちらのほうで移設も含めて、要望があれば早急にしていただきたいということをお願いしまして、この1項目めは終わらせていただきます。

2項目めなんですけれども、公共施設と学校施設のほうは、今先ほど部長がおっしゃいましたのには、48カ所にAEDが設置されているということで報告をいただきました。

私、2010年10月26日にホームページのほうから引き出した資料がございまして、このときには太宰府市内、保育所は五条保育所と南保育所、それと小学校、中学校、そしてあと公共施設の13カ所にAEDが福岡県の市町村組合のほうから寄贈されたものと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 一番当初に議員さんがおっしゃいましたように、市町村振興

協会から寄附をいただきました。それは、これが導入の最初のころでございまして、公共施設で欲しいところはあるかということで、手を挙げたのがまず最初でございました。それは、役所を初めとしまして公共施設、学校、保育所も含めました公共施設を要望いたしまして、無償で寄附をいただいております。その後バッテリーの交換につきましても、2回までは無償で交換まで面倒を見てもらいましたけれども、それ以降についてはそれぞれの費用で管理してくださいということでございます。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） ではですね、そのときも、たしか市町村振興協会から寄贈をしていただいたときが平成14年と記憶しておりますけれども、そのときには自治会のほうですね、公民館のほうにはそのときは配付されていませんでしたけれども、公民館は公共施設ではないということでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） いえ、公共施設ではないということではありませんですね、これについても中央公民館を通じまして、要望するかどうかという打診はいたしましたけれども、その協議がまだ調っていないというふうな状況がございました。それで、当初は受け付けをされていたのがですね、平成18年5月16日が第1回目で寄贈を受けております。その当時は、24カ所でございます。それから、その後2カ所追加をさせていただいて、26カ所を寄附をいただいております。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 私、壇上で申し上げたとおり、第五次太宰府市総合計画の防災消防体制の整備の充実につきまして、自主防災組織というのがございますね。この数が、平成21年には11自治会にできました。そしてまた、平成27年度、その6年後には44自治会には自主防災組織を設置するというので、この計画のほうには出されておりますけれども、自主防災組織の中で、自治会の中で、平成22年度では12自治会組織ができたといっていましたけれども、AEDを使ったAED体験講習会とかというのは実施されておられますでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 講習会ですかね。

（8番原田久美子議員「はい」と呼ぶ）

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 一斉にしていくことではなくてですね、個別にいろいろ相談を受けまして、自主防災組織の立ち上げに向けた勉強会等も要請を受けながら、地域に出ています。

それと、自主防災組織の導入の起爆剤ともなりますいろんな防災グッズについてもですね、県の補助金をいただいて希望のある自治会に、今度補正で計上させていただきましたけれども、そういうことを契機にですね、自主防災組織の設立につなげていくように、鋭意努力をいたしておるところでございます。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 私、この自主防災組織が立ち上がっているところには、やはりAEDを設置するべきではないかと思います。それはなぜかといいますと、普通今公共施設にはあるんですけども、13カ所ぐらいですね、やはり学校とか普通の公共施設にはですね、休日、夜間がですね、やっぱり利用の制限があると思うんですよね。それで、公民館だと避難場所でもあり、休日や夜間などでも市民の身近にあるというところを考えると、やはりAEDが有効に使える場所だと私は思います。このAEDというのは、急に意識がなくなって、もうご存じだと思いますけれども、心臓の機能停止状態に陥った場合にいち早くAEDを使うと、救急車が来るまでの数分間にやっぱり人を助ける、命が救われるということで、やはり公民館には設置するべきではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） AEDは、そもそも不特定多数の方が集まる施設ということで重立った公共施設を優先的に入れさせていただいております。公民館につきましては、今後所管であります教育委員会のほうとも協議をさせていただいて、検討をさせていただきます。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 前向きに検討していただきまして、自主防災組織ができてるところからでもいいですので、AEDを設置するというようお願いしたいなと思っております。

それと、AEDを一度使用した場合には、バッテリー交換が必要になってくるんですけども、先ほど部長がおっしゃいましたのには、2回が無料でしていただけるということでしたっけ。濟いませぬ、もう一度お願いします。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 先ほど申しました市町村振興協会から無償でいただいた分につきましては、バッテリーを2回まで面倒見ていただいたということです。もう既に終わっております。今後につきましては、単独で、実費で交換をしていただきたいということでございます。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） わかりました。

公共施設以外の設置場所というのが、2010年10月26日にちょっと私、引き出したときには11カ所ぐらいだったんですけども、これから余り増えてないということになると思いますけれども、その設置されているところだけでもですね、自主的に取り付けられているわけですから、設置していただけているだけでも私はありがたいと思っているんです。AEDの交換については、維持管理をしていただけるという観点からですね、交換の負担はできませんか。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） それぞれの施設で不特定多数の方に何かあったときのために置いておるのが主目的でございます。当然、行政が持っているものにつきましては行政の責任

で、民間の持っている施設については民間の責任で交換して、AEDの機能が十分に発揮されるというのが筋だと思いますので、民間施設に行政が補助をするという考えは、今のところございません。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） この私が今補助をしていただけないかって言ったんですけども、交換するためには1万8,000円ぐらい、原価で1万8,000円ぐらいかかります。パットと電極パットを交換するだけで1万8,000円ぐらいかかるんですけども、それを全額とは申しません。半額ぐらいの補助というんですかね、自主的に使っているところに対してですね、補助をすれば、やはりこの太宰府がですね、今全国的には補助をしている市町村はありません。ですから、私この太宰府がですね、防災に対する意識を高める万全な太宰府としてですね、目指していただいてですね、検討していただきたいと思いますけれども、それも検討する気持ちもないということですね。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） そう言われますと、非常に冷たい人間のように思われましてなんなんですけれども、行政は行政としての役割がございます。民間は民間としての役割がありますので、どこまで行政が立ち入るかというのは、それはあつたにこしたことはあるかもしれませんが、一定の筋というのは通すべきだというふうには認識いたしております。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 私の強い力ではちょっとできないということですけども、私今年の7月1日に天神の大丸で急に倒れた人を見かけまして、実際に私はAEDを使う体験をさせていただきました。体験って失礼ですけどね。そのときに、私大丸の前だったんで、大丸に私はとりに行ったんです、AEDを。そして、AEDを持ってきて設置しました。それで、夏、本当暑い7月1日もう暑いときで、実際につけたんですけど、ふるえがあつてですね、結局それは作動しなかったんですよ。結局ふるえているから、AEDは使用できなかったんですよ。救急車が来ました、救急車にも連絡しましたので。そういうふうな体験をしたときに、救急車が来て、そのAEDと電極パットはもうその場でもうとられたんですよ。その後はもう救急隊の方が判断しますので、とっていかれたんですよ。それで、それを大丸さんにお返しに行ったときに、ああ私この本当AEDを大丸さんが置いていてくれただけで、私は本当によかったな。本当貴重な体験をさせていただいたんですけど、そのときにこの電極パットは1回使ったら使用できないんだから、またこのAEDを、大丸さんがこのバッテリーを交換しなきゃいけないんだなと思ったときに、ふと太宰府市でもそういうふうな場面があつたときに、市のほうとしてどうにか補助ができないかなと思って、今回の質問をさせていただくようになりました。実際、公共施設以外ですね、施設に対しては、本当にAEDを設置していただいているということだけでも私はありがたいと思っております。真剣に思っております。ですから、市のほうでも2分の1でも3分の1でもいいですので、前向きにですね、太宰府市から発信して

いただいて、自分たちはこんなにしてAEDの補助につきましては補助をしているんだよという  
ことを全国にやっぱりPRするべきだと思いますけれども、それでもだめでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） お気持ちはよくわかります。ただ、行政は行政の責任がある  
のと同様に、民間は民間の社会的責任もあるというふうに感じております。その施設を利用さ  
れるのは、その施設のお客様でございますし、たまたま今回は大丸前の、大丸を利用された方  
じゃないかもしれませんが、社会的責任というのは民間も負っておるというふうに感じ  
ております。

現時点では、重ね重ね申しわけありませんが、民間は民間、行政は行政という筋で通させて  
いただきます。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） もうしつこく言われたら、また私嫌われますのでちょっと言いません  
けど、国のですね、中小商業活力向上事業というのがございまして、その事業の目的の中に地  
域コミュニティの核となっているものであって、商店街とかですね、地域商業というのが地域  
のコミュニティの核となって振興を図っていく商業というところで、その事業の中に国から2  
分の1の補助がございまして、その事業の中でAED設置というのがございました。これ調べ  
ていただいたらわかると思いますけれども、AED設置も補助の対象になっておりますので、  
できれば、これは国の事業でございますけれども、恐らくこのAED設置ができれば、補充の  
ほうもできるのではないかと感じておりますので、ぜひ太宰府市から国のほうに問いかけてい  
ただいて、できるものであれば、こういうふうな補助金を使っていただきまして、設置をお願  
いしたいと重ねてお願いします。

それでは、3項目めに行かせていただきます。

3項目めなんですけれども、先ほど資料の中に、一番下に資料の中にあるんですけども、  
もうこれ読んでいただければわかると思いますけれども、そこで応急手当の講習会を受講し  
たという従業員が、そういうふうな人がいるんだよという安心の目印ですので、また普及にも  
なると思いますので、ぜひこういうふうな救マークを表示してはいかがかということで、今先  
ほど部長の回答で検討していきますということでしたので、前向きに検討していただきまし  
て、1件目を終わらせていただきます。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） では、2件目の子育て支援についてご回答申し上げます。

まず、1項目めの認可保育所への入所待機児童の現状と主な入所希望理由についてござい  
ます。

10月1日現在における待機児童数は123人となっており、4月1日現在と比較いたします  
と、45人の増加となっているところでございます。その内訳といたしましては、2歳以下の児  
童が83人となっており、全体の約67%を占めております。また、今年度の特徴といたしまして

は、3歳児におきましても33人が待機児童となっているところでございます。

入所希望の理由といたしましては、大半が就労を理由とするものでございまして、そのほかには、保護者の出産や病気、また祖父母の介護のためといったものでございます。

次に、2項目めの入所希望者の増加の理由についてでございます。

ご承知のとおり、4月1日から定員120名のこくぶ保育園が開園いたしました。しかし、待機児童数は4月1日現在で、平成22年の30人から平成23年は78人へと大幅な増加となったところでございます。この理由といたしましては、子育て世代の人口の流入と共働き世帯の増加が主なものであると考えておりますが、これに加えて、保育所の新設により、今まで認可外の保育施設等を利用していた方々の入所申し込みが増大したことも、その要因の一つであると考えております。

次に、3項目めの待機児童ゼロ作戦の考え方と進捗状況についてでございます。

待機児童の解消につきましては、市長の重要施策の一つでもございまして、保育所の増築や分園の設置により、平成24年度には78人の定員増を予定いたしております。今後におきましても、平成24年度以降における保育所整備の補助制度について、見通しが今の段階でははっきりしていない部分もございしますが、今後の保育需要の動向を勘案しながら、引き続き保育所の定員増に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） ここで14時15分まで休憩いたします。

休憩 午後1時57分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時15分

○議長（大田勝義議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） まず、お聞きしたいのは、私平成23年9月1日現在で各市内の認可保育所の待機児童の状況について窓口のほうにお聞きしましたときには、そのときは203名の待機児童がいたんですけども、今現在123名ということなんですけれども、それは人数のほうはちょっとよろしいんですけども、こくぶ保育園が新設されたということで、定員が120名で、現在の入所数についてちょっと数を教えてください。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） ただいまのご質問でございますけど、こくぶ保育園だけでよろしいでしょうか。

（8番原田久美子議員「はい」と呼ぶ）

○健康福祉部長（井上和雄） 定数が120名でございますけど、10月1日現在で入所児童数が119名となっております。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 濟いません、もう一カ所。公立五条保育所の数字もよろしいでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） 五条保育所におきましては、定数が90名に対しまして、10月1日現在の入所数は112名となっております。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 先ほど部長のほうから入所の増加の理由もお聞きしましたのでわかりましたけども、こくぶ保育園が新設しておりまして、来年度にまた増設ということで聞いておりますけれども、増設する場所は1カ所でしょうか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） 先ほど申しました増築が1カ所で、星ヶ丘保育園でございます。それと筑紫保育園が分園となっております。2カ所になります。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） ありがとうございます。

今五条保育所、定員が90名で現在の児童数が112名。本当に大変な、待機児童数も22名で間違いないと思いますけれども、この22名の方がまだ待機児童としておられるということでいいのでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） 10月1日現在で、先ほど言いました入所児童数は112名でございますけど、ここを第1希望としております待機児童数につきましては、25名となっております。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） この五条保育所というのは、やはり公立では1カ所しか今のところございません。この五条保育所というのは、やっぱり便利だと思います。太宰府の中央にあって駅も近いし、中央だからいろんな方が、やはりその五条保育所に来られているということだと思っておりますけれども、五条保育所の園のことなんですけれども、老朽化をしているということを見て感じます。この五条保育所の移設とか立て直しとかというのは考えられてないでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） 五条保育所につきましては、開園いたしましてもう三十数年、40年近くなりますので、確かに施設といたしましてもう老朽化しております。そういったところで、子育て支援課といたしましては、できれば早急にという形なんですけど、五条保育所の建てかえ、それに伴います、あわせて定員増とかできればというふうなところではちょっと考えておりますけど、まだ現在の市の状況等で実施計画等にもまだきちっとそのあたりを明記して

おりませんので、そのあたりは早急に検討していく必要があるかとは思っております。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） ありがとうございます。

やはり、見る限りにおいてはですね、教室で間仕切りをして2クラスを見ているような状態を、ちょっと私この前拝見させていただきましたので、やっぱりこれじゃいけないなど。公立の保育所だからこそですね、しっかりとした保育所であってほしいと。本当に建て直しも考えられているということですので、もうそれ以上は言いませんので、前向きに検討をお願いしたいと思っております。

それと、次に話は変えますけども、11月号の太宰府市政だよりの中に、今回入所の申し込みを受けますという回覧がありました。この中に、出生前とか職業復帰、そして年度途中の入所希望の申し込みもこの期間に提出してくださいというのは書いてありますからわかりますけれども、もしも1月13日を過ぎて申し込みをした場合には、どういうふうな事情があるのかちょっと詳しく教えていただけませんか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） 今原田議員申されましたように、申込期間につきましては、平成24年1月13日としております。あとこれに基づきまして、結果の通知を2月末までにするようにしております。そういったところで、申請をされた場合でも入所できない場合等もございますので、やはりその後の手続の関係等もございます。そういったところで、1月14日以降申請分につきましては、申請されてあっても入れなかった方もあります。そういったところで、3月1日までにまた入所の審査を行います。そして、3月16日までに入所の審査を行いまして、以後毎月1日と16日に審査を行っていくようにしているところでございます。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） その入所に当たっては、1次審査というのが対象になると思えますけれども、この1次審査のために日にちが区切られていると思えますので、これを見たときに、申し込みしたい方は、入所決定のための1次審査があるということが、この中ではわからないと思うんですね。それで、そういうふうな審査があるということが、預ける側としたら必要だと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） そうですね、1次審査につきましては、1月13日までに申込書を提出された方が対象となります。その場合でも、提出された書類で確認がとれない場合とか、疑義がある場合等につきましては、追加資料の提出をお願いしたりすることもございます。また、勤務先等への電話や書面による調査、面接などを行う場合がございますので、ということでの添え書きといたしますか、そういったところをさせていただいているところでございます。

また、1月13日を過ぎて申し込みをされた場合には、1次審査の対象にはならないというようなどころの記載等をしておりますけど、あと審査結果につきましては、1次審査対象者には

2月下旬に文書で通知をしますということのお知らせというふうになっております。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） また、入所の申し込みの件につきましては、また個人的に相談に行きたいと思いますので、これはこれで終わります。

入所申し込みについてですけれども、ならし保育というのがあると思いますけれども、このならし保育というのも申し込みのほうに書くようになってきていると思います。この分につきましては、ならし保育も含めての決定通知というのがそちらのほうから行くんでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） 今原田議員が申されましたように、ならし保育も含めて通知をするというふうになります。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） それではですね、第五次太宰府市総合計画の中の子育て支援推進について、ちょっとまた質問をさせていただきます。

この子育て、先ほど部長のほうから平成21年度では待機児童数を93名、基準値がですね、平成21年度では入所できない児童数を93名と書いてあります。平成23年度では78名ということで、先ほど報告がありました。平成27年度には待機児童をゼロにするという、これは計画でございます。このゼロにするためには、平成23年ですからあと4年しかありませんね。その4年後に78名をゼロにすることですけれども、今回こくぶ保育園の新設があり、来年度は星ヶ丘保育園の増設、またはもう一つの筑紫保育園の分園ということで報告を聞いておりますけれども、これで今現在待機児童が123名、これで解消できるのかなというので、私は解消できればよろしいんですけれども、平成27年度に向けて解消するための方法としては、何かそちらのほうではほかに児童数を解消する方法を、施策を考えてあったらお願いしたいと思います。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） 先ほど、第1答目でご答弁申し上げましたように、平成22年におきましては待機児童が30名で、今年1月1日からこくぶ保育園の120名の保育園を開園したところでございますので、本来でしたらここで待機児童は解消というふうに予測的には見ていたわけでございますけど、先ほども申しましたように、やっぱり潜在的な保育入所希望の方というのがいらっしゃいますので、新しくできたことによって、自分の子供もまた保育所に預けることができるのではないかとというふうなところで、確かに入所希望者が増大しているというところがございます。そういったところで、待機児童につきましてはゼロ作戦ということで、市長の施策にもありますように、今後におきましても認可保育所に対します分園なり増築、またそのあたりを協力をあくまでお願いしながら、進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 分園、増築、新設。新設はもう無理だろうと思います。本当に財政が

もう大変ということはわかっておりますけど、できればですね、社会福祉法人とか民間の活力を導入することが必要ではないかと思っております。公立の保育所に比べて、やはり民間というのは柔軟な対応がなされている施設でもございます。この太宰府市に住みたいという、転入の方が、この待機児童数でもわかるように、若い人たちが増えているということ、やはり市としては前向きにとらえていただきたいとは思っています。やはり、この太宰府市に若い人が増えるということは、待機児童がいるということは増えているということですので、この待機児童をゼロにするためには、やはり民間の施設に頼るしかないのではないかと思っておりますので、今後ともこのゼロ作戦に向けて頑張ってもらいたいと思っております。

最後にですね、市長にお伺いしたいんですけれども、平成14年度の3月に男女共同参画社会づくりに向けてという市民意識調査の報告では、行政が男女が共働きで働ける条件の整備ということで打ち出されとったのが、70%中の57%がそういうふうに行行政に望みたいという人が多かったんですけれども、それは14年前ですので、10年前にそういうふうな57%の方が条件整備を進めていただきたいということで、市長の公約にもありますとおり条件整備を進めていくという施政方針には書いてあるんですけれども、この10年間たっても、やはり男女の親たちが働き続けられる条件整備が、このゼロ作戦というのがやはり第1の預けて働かなきゃいけない状態ということは、私が初めに申し上げさせていただきましたけれども、それを含めて市長からこのゼロ作戦の施策をもう一度お聞きしまして私の一般質問にかえたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） 子育て支援につきましては、今も原田議員がおっしゃっていますように、女性の社会進出とする意味からも、非常に大きい施策の一つだというふうに思っております。

10年前等々と相当の数字も変わってきておりますけれども、やはり基本の部分は10年前と相当社会状況の変化があるというように思っております。今以上に女性の社会進出、あるいは次世代を担う子供たちの保育、教育環境をよくしていくというようなことについては、特に必要だと。特に10年前と比較しまして、待機児童が年々措置をしても、きちっとした施設の整備、増設をしてもなおかつ増えると。それに追いつかないというふうな状況等が今日的課題ではないかなと。ひいては、女性の社会進出、男女共同参画社会が充実強化されてきておるというふうに、裏返しのことでも評価もできると思います。私ども行政といたしましては、やはり女性の皆様方が今以上に社会進出し、そして安心して子供が育てられるような状況づくりをすることが第一義的な課題の一つであるというふうに思っております。将来を見越しまして、まだまだ78名の待機児童がおるということ、そして今、今年2園を増設あるいは分園の中で、60名本来であれば来年度は吸収するはずですが、待機児童ゼロになるはずですが、また来年度等については若い人が入ってこられる、転入されるということは非常にいいことだというふうに私も思っております。そういった段階を見きわめて、今選択肢の一つとして言われました公的保育所の増設といいましようかね、新築、改築も一つでしょう。それから、今の福祉法人の増設

といひましようか、認可といひましようか、無認可を認可にするというふうなことも選択肢の一つでしょう。いづれにしましても、どのような方法が一番最適かというふうなことを含めて、次年度の状況を見てみて、そして将来の方向性を打ち出す施策を打ち立てていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

次に、3番上疆議員の一般質問を許可します。

〔3番 上疆議員 登壇〕

○3番（上 疆議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告してあります3件について質問をいたします。

最初に、1件目のやまびこ班の設置についてであります。平成22年度から本年度までの事業として、地域環境保全対策費県補助金が交付され、市民部環境課で不法投棄ごみの監視パトロール事業を主に、不法投棄ごみの片づけを初め、地域からの環境問題などの苦情対応や、その他、資源回収、クリーンデーなどの多岐にわたる窓口対応について、囑託職員として男性3名を現場に、窓口受け付けとして女性2名の計5名を雇用され、迅速かつ的確に処理され、地域市民から大変喜ばれているとともに、地域と市役所のパイプ役として重要な役割を担っております。

この事業の補助金が来年度からなくなると聞き及んでおりますので、この対応とあわせまして、昨年度から地域コミュニティ自治会制度となり、協働のまちづくりを市民と行政が対等の立場で、地域でできることは、これまで以上に地域の特徴を生かしたさまざまな活動を展開しておるところです。しかしながら、少子・高齢化に伴って各地域においては、お世話される役員等も高齢化が進み、市の予算も厳しくなる中、公園などの樹木は年々大きくなり、この伐採等について年1回では不十分であり、また小さな公園はほとんど地域で高い枝も切らなければならず、また側溝ふたの交換などの通報をすると職員が確認されて業者に発注されている無駄もあり、ほかにもいろいろありますが、地域の声に市がこたえて、市域でできない無理な業務については、昭和52年ごろから建設課内に配置されていたやまびこ班などをモデルにした市民活動支援係、合わせてやまびこ班でもいいわけですが、そういった部署を設置されまして、市として地域活動を積極的に支援していただき、またこの職員対応については、これからも増えてくる再任用職員を適材適所に配置されまして、実施できるよう前向きに取り組んでいただきたいと考えますが、市長はいかがお考えか、所信をお伺いします。

次に、2件目の西鉄二日市バス、二日市駅東口・星ヶ丘線の増便についてであります。このバス路線は、地域で最初の大きな取り組みとして当時の役場や西鉄に強い要望活動を行い、昭和58年7月に団地バス東ヶ丘・星ヶ丘線が開通し、多くの利用者があり、便数も多くなり、長い期間順調でありましたが、近年経営も厳しいのか、太宰府高校への通学区間にはバスを大型化し、便数も東ヶ丘、星ヶ丘から西鉄二日市東口方面行きは、1日24便に対して、太宰府高

校から西鉄二日市東口方面行きは69便と45便も増便され、また梅香苑、緑台、青山地域から五条駅方面行きは、ピーク時の時刻表は把握をしていませんが、今回改正前の便数で比較すると、1日48便から32便と16便の大幅な減便を強いられ、高齢者が市役所を初め買い物や病院などに外出することができなくなって、大変困っております。

民間企業といえども、公共交通機関が事前に市や関係者に協議もなく一方的に、バス社内の広告周知だけで実行されております。この現状について、市長のご所見をお伺いします。

次に、3件目のコミュニティバスまほろば号高雄回り線等についてであります。この高雄回り線について、太宰府市の利用人員調査によりますと、1日7便運行され、9月5日から11日の1週間での利用者が204人で1日平均29人、1便当たり4人と、私が予想した以上に少ない利用者数となっておりますが、高雄回り線の国道3号線経由をやめて、高雄または高雄台から緑台、青山、五条駅から市役所行きに変更されると、利用者はかなり増加するものと考えます。この現状について、市長のご所見をお伺いします。

なお、回答は件名ごとをお願いいたします。あとは自席にて再質問させていただきます。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） まず、1件目の建設課やまびこ班の設置ということでございますが、市長ということですが、私のほうから回答させていただきます。

ご質問の中でも述べられましたが、ごみ関連で環境課におきまして、平成22年度から2年間の期間限定で、これは県からの10割の補助金をいただきまして、5名の嘱託職員を雇用いたしております。

また、ご質問ありましたやまびこ班につきましては、全国的なすぐやる課等の行政ニーズということで、昭和52年から平成7年6月まで設置をして、さまざまな行政ニーズに対応してまいってきたところでございます。

現在では、建設産業課の職員が地域からの要望があった場合、まず現場の状況確認を行いまして、緊急性やあるいはその対処方法などについて判断をし、適切に対応をしてきておるところでございます。その状況と結果を聞きますと、技術面でありますとかコスト面から職員のみで対応できるものは少ないというようなことを聞いておまして、総合的な判断のもと、業者へ依頼をしているところが多いということを聞いております。

お尋ねのような、市民ニーズへのさまざまな対応の方法があろうと思いますが、こういうことにつきましては、現在市が推進しております協働のまちづくりの中で、市民が行います自助、あるいは地域コミュニティの市民同士が助け合う共助、そして市などによります公助の役割分担を明確にしながら対応していくということで、総合的に勘案して進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 今総務部長からお話がありましたが、この地域環境保全対策費県補助金、今年度850万円が交付されておりますが、これ100%、先ほど言われましたが、そのとおり

ですが、結局この850万円については、新年度、平成24年度ではなくなるわけでしょう。そういうことでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 基本的には、2年間限りということですが、県のほうの制度として、まだ継続という話も聞き及んではおりますけど、まだ明確なことにはなっておりません。基本的には、終わっております。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 私の情報では、平成24年度はもう廃止されるというふうに聞き及んでおりますので、このことについて今やっている不法投棄、ごみの監視パトロール事業を主体にしたものについては、平成24年度はどのような形で取り組もうとしているのか教えてください。

○議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） ただいまご意見をいただいております福岡県の環境保全対策費県補助金を利用しまして、地域のグリーン・ニュー・ディールということで、5名の嘱託職員で対応しておりますのでございます。平成24年度以降につきましては、ただいま総務部長が申し上げましたように、まだ未確定な部分もありますけれども、国の以降といたしまして継続した場合ですね、広くやっぱりいろんな市町村に利用していただきたいという意向もあるようでございますので、なかなか同一市が補助を受けるということは、継続した場合としてもなかなか難しかろうというふうに考えているところでございます。

また、現在の効果につきましても、市内の巡回を初め不法投棄、散乱ごみの監視、それから対応事業ということでございますけれども、補助金が切れまして嘱託がないという状況になりましても以前の体制に戻るわけですが、職員で連携、協力しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） ということは、現在5名雇っている方は、継続しないということでしょうかね。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 現時点では、この5名については今年度限りということですが、今ご質問がありましたように、このごみの不法投棄でありますとかさまざまな行政ニーズに対応しておることも事実でございますので、今後それだけではなくて、例えばごみの減量作戦ということにも非常に市の命題として今取り組んでおります。そういうことも含めて、環境問題全般的なものでこれからどういう体制でいくかということを詰めたいというふうには考えておるところでございます。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） それでは、やまびこ班をというふうに言っているんですけども、共助の形でやってほしいということでしょうかね、やはり地域ではできないことがいっぱいある

んで、その一つの部分で、公園等の年1回の樹木伐採がされております。だけど、実際はですね、伐採じゃなくて一般の剪定作業なんですよ。それではね、安全・安心のまちづくりからしたら、公園の中が外から見え、死角とならないような防犯環境をするためには大胆な伐採が必要だと思いますが、この考えはどうか伺います。

○議長（大田勝義議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（神原 稔） 公園の樹木に関するの質問でございますが、市内に130を超える公園がございます。年数も相当たっておりますして、設置のときに植えた木なり樹木が大きくなっておるといふ現実がございます。市内を分割して専門の業者にその辺の剪定というのもやっておるつもりでございますが、その地域の状況、それから公園の位置等も勘案しまして、今後とも適正に伐採といいますか剪定等を進めてまいりたいと思います。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 本当は、それぞれ大きな公園というんですか都市公園というんですかね、そういう分につきましては、本当に年数もたっておりますから、大きな樹木があるわけです。それについては、伐採をかなりやってもらわないいけないわけですが、なかなか今言いますように業者がやっているのは剪定作業ですよ。そういうのは要らないんですよ、もう伐採をやらないと、本当に防犯環境につながらないといいますか、もう木が茂ってですよ、もう下のほう、大体もうね、我々人間の頭の下は全部木を切るぐらいでないで死角になっておるようです。そういうことからですね、現在私どもは脚立を使い作業をしていますが、やはり高齢もありますことからですね、切断した枝と一緒にですね、落ちてしまうんですよ。これは、本当に大変な、危険なことが伴うわけですし、こういった作業のときに先ほど申しております市民活動支援係などによりましてですね、ユニック車、こうがと上がりますよね、ああいう車を市のほうで持っていて、やはり応援に来ていただくと、それは業者さんと呼ばなくても私ども地域でできることでありまして、そういう分ではぜひやまびこ班らしき地域市民活動支援係をですね、つくっていただきたい。

そのほかにですね、やっぱりこの材木を処分するのがまた大変なんです、これ切った後もですね。これは袋に入れますが、もう小さく切っても今ごみ袋が薄くなつとるので、すぐ破れてしまうんですよ。そういうことを含めてね、やっぱりトラック、私たちの団地にはトラック等を持っている方が非常に少ないので、平日で使おうとすれば全然ありません。そういうことから、これも市のほうで車をですね、市内に、地域に貸し出せるようなと言ったらおかしいんですが、一緒に運転して、一緒にこうやってもらえれば一番いいことですが、そういうことしてもらえばと思っております。

また、この市営土木事業で、道路側溝ふたが今かなり改修が進んでおりますよね。今後は、このクリーンダーの清掃の際に、側溝ふたを上げる要望が増えると思います。このような部分についてもですね、地域ではもう上げられないんですよ。昔側溝ふたを上げるためにも、大きなありましたね、ジャッキみたいなのが。各地域に配ってございましたが、それもほとんど今あり

ません。そういった分とあわせて、今の側溝ぶたは、舗装がかかっているんですね、もう端っこは。だから、もう個人の手では上げ切りませんので、そういった部分では、市のほうの応援が絶対今から必要になってくると思いますので、そういった部分で話を、そういう部署を設置していただきたいというのが現状であります。

先ほど言いました補助金が切れて、ごみの巡回パトロールやごみ捨て所の処分について、合わせてこういう地域の土木作業と言うたらおかしいんですけども、そういった作業はかなり出てくると思っておりますので、ぜひですね、こういった部分をつくっていただきたいと思っております。

それで、市長が、私は市長について言っているんですが、なかなか市長お答えになりませんので、再度市長にお伺いしますが、協働のまちづくりを市民と行政が対等の立場で推進するため、地域コミュニティ自治会制度となり、第五次総合計画の中で、市として地域コミュニティ活動の支援をする体制を充実し、活動を支援しますとされていますが、昭和52年から建設課に配置されてきましたこのやまびこ班などをモデルにした市民活動支援係などの部署をぜひ設置されまして、市として地域活動を積極的に支援していただきたいと思いますが、市長の再度お考えを伺います。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） やまびこ班に類する協働のまちづくりでのそういった課の設置、あるいは班の設置というようなことですが、やまびこ班が廃止された経緯もあります。松戸市でのすぐやる課が廃止された経緯もあります。

それから、もう一つですが、私は地場、地元、今仕事がかただけ疲弊している中において、造園業の皆様方、いろいろ市内には工事、施工されている業者がいらっしゃいます。今建設課のほうで答弁しましたような基本の考え方でもって進めてまいりたいというふうに思っております。そういったことから、ご提起されておりますことについては、現時点では考えておりません。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 最後にも言いましたが、再任用職員が今からかなり増えてくると思うわけですね。そうしたときに、再任用の職員の皆さんには、適材適所と先ほど言いましたが、人によってやっぱり事務職、窓口職それから現場の職と、そういった部分で得意な方々が今から多くなってくると思うんです。そこで、確かにこういう経済事情が厳しいときに民間を使いたいという気持ちも十分わかりますが、再任用職員をこれはしていくことは変わらないと思いますが、そうでしょう。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） 再任用職員については、これはご指摘いただけるまでもなく、今もそうしておりますし、今後においても希望があれば任用していく方針に変わりはありません。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） それで、再任用がですね、今言いましたように、本当にそれぞれ多くの職域から再任用職員が出てきております。その人その人の特色はあるんで、そういう人に合った職場を与えてあげることが、その人が生き生きとして再任用期間ですね、力を発揮して本当の職員に替わるような、補助をしていただけるような職員になるんじゃないかなと思います。現在、私どもが聞いたところによりますと、大変働きにくいところについているという方もおられることは耳にしておるところでございますので、その辺も含めて、今日の回答は考えていませんということでしたが、そういう職場を考えた部分での部署をぜひ設置していただきたいと思っておりますが、なかなかあれですね。これ、引き続き次回にまた機会を得たときに再度質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、2件目をお願いします。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 西鉄バス二日市駅東口・星ヶ丘線の増便につきまして、市長回答ということでございますけれども、私のほうから回答させていただきます。

この団地バス、通称星ヶ丘線につきましては、地元からの要望によりまして西鉄の路線バスが開設されたという経緯がございます。10年ほど前までは順調に推移しておりましたけれども、近年団地住民の高齢化や団塊世代の大量退職などによりまして、通勤手段としての需要は徐々に減少してきているのが現状のようでございます。

これまでも、太宰府市から西鉄に申し入れを行っておりますけれども、西鉄によりまして、まほろば号と同程度の小型バス4台、中型バス1台で、星ヶ丘線（五条方面と二日市駅東口方面）を運行しておりましたけれども、乗客数の減少によりまして採算割れがかなり前から生じておるということでございました。今回やむなく小型バスを1台減便いたしまして、小型バスの運行経路を中心にダイヤの改正を行った結果、減便となったというふうに聞いております。

規制緩和以降の公共交通を取り巻く状況は非常に厳しいものがございまして、特にバス経営については一段と厳しいようでございます。経営状況によっては、減便されたり、ややもすると廃止といったことも各地では起こっているようでございます。これ以上の減便をさせないためには、何よりも地域住民の方の利用によって、地域のバスを支えていただくことが重要だというふうに考えております。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） そういう回答が来ることはわかっておりますが、まず市長、私これも市長にお願いしたんですが、市長が答弁しておりませんので、先ほど述べましたように民間企業といえども公共交通機関が事前に市や関係者に協議もなく、一方的にバスの車内に広告を周知ただけで実行されているんですね。この分、市長どう思いますか。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） 企業がやられておることでしょうから、十分に公共的な要素はありますけれども、その辺のところは西鉄関係者に聞かれたほうが良いというふうに思います。私は、もっ

とサービスを、周知期間も含めてというふうな気持ちはわからないことはありませんけれども、以上です。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） さらに申しますと、先ほども申しましたが、内容的には少し違いますが、西鉄二日市東口から太宰府高校口が1日43便出ているんですよ。五条駅行きが1日26便なんですよ。先ほど今泉部長がご答弁がありました、2便で小型で回しているということでしょう。だけど、太宰府高校までは43便ですよ。どうして、その2つの場所できると思えますか。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 減便されました今の現状で申しますとですね、西鉄二日市駅東口から梅香苑、それから緑台の公民館前を經由して太宰府高校に行く便は、減った現在でも138便ございます。それと、西鉄の五条駅から緑台公民館を經由して太宰府高校に行く便は、減便されても63便ございます。それと、西鉄二日市東口から梅香苑、緑台を經由して太宰府高校に行く便は、減便されても101便あるということでございます。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 台数が大分違うような感じがしますが、西鉄二日市東口方面行きというんですかね、太宰府高校からですよ、それが69便ですよ。今69便、どう言いました。五条駅って言うた。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） もともとバスはですね、以前は6台で運行されておりましたけれども、それが台数が減ったということございまして、1台のバスが減ったことによって便を減らさざるを得ないという状況でございます。調べますと、西鉄五条駅から緑台を經由して太宰府高校に行く便は、当初91便あったのが減りまして63便になったということでございます。同じように、西鉄東口から梅香苑、緑台を經由して太宰府高校に行く便は1日156便あったのが138便に減便をされたというふうになっております。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） これは、西鉄の情報ですか。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） これ、西鉄の情報でございます。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 私が言った数字はですね、これあれですよ、バス停の一覧表があるんですが、その本数を数えればわかるんで、実際それは空で行っとるかもしれませんが、百何便って絶対ないよ。69便でした、最高。だから、そういう部分も含めてですね、かなり減数されています。本当に民間企業ですからですね、利益優先のみで、やはり公共交通機関としての地域への貢献が本当に乏しいなと思います。市長は、高齢者が市役所を初め買い物や病院などに

外出することができなくなって大変困っておりますと言っておるんですが、現状から西鉄バス二日市株式会社に対し増便されるよう、強く要望していただきたいと考えますが、お答えください。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） 常に市民の目線といいましょうか、それで行っております。特に、西鉄等々についての要望は事あるごとに私直接出向き、お話をすること再三でございます。ただ、今の便にしましても、まほろば号の便からいきますと相当多いというふうな状況と思われれます。地域の高齢者の皆様方、どれを選択するかというようなこともあるかもしれませんけれども、あるいはまほろば号の増便のときにも、私も今の路線を競合するかもしれないけれども走らせる案も市の中ではあったわけでございます。しかしながら、西鉄との長年の競合といいましょうか、競合路線については、それは市のまほろば号は走らせないというふうな状況等がありましたので、その辺のところ等については、やむなく引き下げたような状況です。

今のような、まほろば号ぐらいの便になりますと、大変困るわけですから、その辺のところについては少なく、減便しないような、そういった要望等については行っていきたいというふうに思います。

それからもう一つは、市民の皆様方が、あらゆるまほろば号も含めて利用していただくというふうなこと、これが一番大事でございます。この辺のところも地域の皆様方、先ほどの質問の中にもありましたけれども、みずからの自家用車を使うことなく、それぞれの皆様方が公共路線を利用するというような視点に立って、自治会におきましてそういった運動を進めていただきたいというふうに願うものであります。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 市長がそのように要望していただくということで、まああれですけども、市長、たまたま市長が言われましたけども、この西鉄バスの二日市駅東口から星ヶ丘線につきましては、平成14年度ごろに私も担当しておりましたが、その間西鉄バス二日市の幹部とですね、まほろば号までうちが引き受けましょうと、市でと話を進めておまして、このときにもう西鉄バス二日市株式会社さんのほうも、ぜひもう市でやれるものは市でやってくださいということでした。だから、やはりもう赤字ばっかしのまほろば号じゃなくて、こういう黒字路線もまほろば号の中に含めた形で、大きな市内まほろば号にしていただければと思っておるところでございますが、この点につきまして、また3件目で質問しておりますんですけど、言っていただきましたように、それもあわせて最後言いますが、今後とも増便については、市長のほうから向こうの社長とでも協議をいただいて、1便でも2便でもいいですから、バスを1つ確保してもらえれば、3便ぐらい増える。簡単な方法ですので、そういう分では、ぜひ増便方の要請をしていただきたいと思えます。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私どもが要望した、地域と一緒にあった一つの成果をご報告しておきますけ

れども、今、甘木・博多駅線が都市高速を使って走っておりますけれども、これも長年の懸案事項でありました。通っておるといふようなことを知った時点の中で、高架をずっと通過しておいた経緯もあります。それで、市のほうとしては、市民が博多駅まで直通で都市高速使って行けるから下を通ってほしいというようなことを、まずもって西鉄に要望をいたしました。そして、洗出あるいは高雄もそうですけれども、今回水城バス停が設置をされました。「まにまに日記」を見ていただくと、そのバス停の開所式も掲載しておりますのでわかりますけれども、そういった形で必要なところ等については要望しながら開設をし、市民の利便性のために努力を、汗を出しているところです。同様の便の増設等々についても、必要なときには汗を流していきたいというふうに思っているところです。そういった報告も含めて、お知らせを市民の皆さんにしておきたいというふうに思います。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） その甘木線につきましては、私も担当しておりましたから十分承知しております、その当時に坂本、洗出のほうにですね、下を走ってくださいということで要望をして、今現在になっているとおりですが、ぜひ市長の力強い要望でですね、増便ができますように、よろしく願いいたします。

3件目をお願いします。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） コミュニティバスまほろば号高雄回り線等について、市長回答ということでございますけれども、私のほうから回答をさせていただきます。

平成21年の路線開設時に、西鉄バスと路線についての協議を行っております。後から運営します後発バスにつきましては、競合地域への乗り入れは行わないという基本原則がまずございます。それとあわせて、公設路線と民間路線とは経営環境が違うということで、高雄回り線につきましては、団地内の乗り入れが困難だということの結果、こういうふうなコースになっております。

また、高雄回り線につきましては、1日平日で7便という本数の少ない中での運行でございますけれども、通称星ヶ丘線につきましては、減便になった今日でも先ほど申しましたように、往復の便数ですけれども、9倍以上の本数が確保されております。まずもっては、この便数を維持するためにも、地域で利用していただくものを切にお願いしたいというふうに考えております。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 少し昔の話になりますが、平成14年9月議会の中で、清水前議員さんから、まほろば号の高雄地域方面への運行計画について一般質問がありました。この路線については、運行道路の整備が必要で、基本的には高雄地区全体のまちづくりを視野に入れながら、高雄中央通りを優先的に整備して、高雄台地区への接続を検討し、星ヶ丘線も含めた部分で、高雄台新設路線を協議していると回答されておりますが、平成21年4月には、現在の高雄回り線

が開通されましたが、この路線について青山地区等には何ら協議もなく、多くの市民の声を聞かないまま発車オーライされているように思いますが、そのわけをもう少し説明してください。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 高雄のほうの中央通り線と高雄台団地のほうへ抜ける道の整備については、その整備が終わった後に運行するという事は、まずそれはもうご承知のとおりだと思いますけれども、先ほども申しましたように、東ヶ丘については、民間が運営します西鉄バスと競合するということで、その地域は避けなくてはならないという協議結果になったために、やむなく国道3号線を走るという結果になったということ聞いております。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 一番ネックは、じゃあ競合する部分があるからということでしょう。それについては、もう既に先例があるじゃないですか。宇美線、市役所から宇美線に行っていますよね。あの中には、まほろば号が走っていませんか。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） 宇美線の廃止に伴いますところのまほろば号の増設のとき、ちょうど助役をしておりましたんで、あと担当がかわっておりますので、私のほうから回答いたします。

初めに、そういった要望等もありまして、あの宇美路線を廃止するんだと。私どもとしては困ると、関屋まで都府楼団地やったかな、二日市駅まで行っておったんですね。それが廃止されて、私どもの要望を繰り返しながらして、関屋といいましょうか、今の市役所までになった経緯があります。その間のまほろば号と競合するというふうなことでどうするかというような話になりました。西鉄と折衝をずっと重ねたわけです。それでは、西鉄のほうか、私どもが考えております三条台、それからもう一つの大原台も含めて、西鉄バスを通すならば、まほろば号として認めようと、補助金も出すというふうな形の中でやりました。そのことについては、結果的にできないというような形になりました。西鉄については、太宰府間について100円というふうな形の中で、最終的に決着をしたと。相当の補助金の要望も当時ありました。廃止をする場合についての赤字分についてのそういった補償というふうなことを含めて、そういった経緯で今の状況になっておるということで、競合はしておりますけれども、その間についてはまほろば号というふうなとらえで結構だと思います。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） そういった先例があるので、高雄回り線を青山地区に回すことは問題ないじゃないんでしょうかね。どう違いますか、その辺は。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） その先例といえますのは、大きな幹線でその道しかございませんので、選択の余地は多分ないと思いますけれども、星ヶ丘の団地の中については、枝線といえますか幹線路線ではなくて、そこの団地の中で競合するという部分でございます。当然私

どももいろんな折衝をした中での結果、種々協議した結果がこうなったということで、先例があるからすぐできるかどうかというのは、今さっきの宇美線の幹線道路とはちょっと別の次元があるのではないかというふうに思います。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） それは、行政の考え方であって、市民から見たときに、なぜその高雄回り線が3号線に行くのかと。私もやはり質問するからにはいけないということで乗ってみました。2日間乗りました。確かにですね、私が乗ったときには、今先ほど1便当たり平均4人と言いましたけれども、私が乗ったときは6人でした。だから、少しは増えているのかなと思いましたがけれども、やはり3号線の間は乗る方もいないし降りる方もいないんですよ。やはり地域の方が乗られるんです、間違いなく。そんな近いほうもあつたら早いんじゃないですか。そういうことを含めて、やはり星ヶ丘、今路線があるものは、西鉄二日市がやっているその星ヶ丘線は、五条駅でとまってしまふんですよ。だから、青山地区や梅香苑含めて、五条駅でとまって、五条駅から歩かないかん、市役所へ行くには。そういうことは、今の高齢者が住む中にね、非常に困っているというのが現状であるんですよ。それで、やはり市としてはそこら辺を十分考えてもらって、市役所に行ける工夫をね、考えてもらえればと思うところです。

あわせて、やはりこのコミュニティバスまほろば号については、当然私もかかっておりましたから、一面では福祉バスとしての目的もございます。だから、費用対効果は余り言えないとは思っておりますが、最初の質問でも述べましたが、予想以上に少ない利用者数でしたので、私も高雄回り線を12月9日と、金曜日ですけども15時30分発と、12月12日月曜日の14時発に乗車したと先ほど言いましたが、確かに6人ぐらい乗っておりましたが、少し増えています、間違いなく。

ただ、それはもう太宰府駅から高雄回りをして市役所に帰ってくる間で6人ですからね。往復ですよ、結局。往復で6人しか乗らないというのは、費用対効果でいいますとかなり厳しいなと思います。平成21年4月に路線を新設されておられるので、大変今現状利用されている方から考えると難しいことだとは思いますが、利用者を増やすことも、それは福祉バスがわりというものもありますけども、福祉を支援するというバスにもなるわけですが、そういったときに、やはり利用者をもっと増やす工夫を考えることも大事ではないかなと。今つくったのがベターじゃないんで、私どもはその意見として言っていきたいと思うんですが、やっぱり利用者を増やすために、高雄回り線の国道3号線経由を高雄から高雄台、緑台、青山、五条駅から市役所行きに変更することによってかなり増員が、数がこれは本当に増えると思います。なぜかといいますと、先ほど言いましたように、西鉄バスは五条駅でとまる。高雄回り線は市役所まで行きますから、かなり市役所の方々の利用者はこれに乗っていかれるだろうと思います。そういうことで、ぜひそういうことを含めてですね、検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今の路線等々の基本的な考え方は、部長のほうから回答したとおりです。ただ、私も梅香苑のときだったと思いますけれども、市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会の中で言われた言葉がまだ耳に入っていました。梅香苑はどこまでと思っておるか。道を離れた筑紫野市境のところがあるわけです。そこは、ほっておきではないかというふうなことを言われました。中村家具のところの周辺ですけども、その周辺の方々も乗れるようなバス停のバスカットをし、そして停留所といえましょうかバス停を設けておるといような状況もあります。ですから、日々乗ってあるとき、乗ってないときの光景はそれぞれあるでしょう。しかしながら、高齢化社会を迎えたときについては、必要なときに走っておるといことが大事であるというふうに思っております。もう少し、その辺の廃止、変更するかどうかについては検証が必要だというふうに思っております。それから、第一義的には、今西鉄との競合路線でございますので、その辺の話を先にすることが大事ではないかなというふうに思っております。もともとすべてを廃止されると、とても今のまほろば号の金額といえましょうかね、予算額では走らせることができない、バスの増大もしなきゃならない、全体的にはどうかというふうなことも含めた形で、腹をくくって交渉しなきゃならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 大変市長、力強いお答えだったのかなと思っておりますが、少し私としては物足りないところがあるんですが、私もですね、そんなに早急には考えていません。やはり2年半以上ですかね、高雄回り線ができて。だから、その部分でかなり利用されている方が、やっぱりこっちへ回っているのになぜこっちになるのかということになるろうと思っておりますので、そういった部分のやっぱり協議も当然しなきゃなりませんし、意見も聞かないかなんかと思っております。だから、あわせましてですね、西鉄二日市バス路線も含めて、このまほろば号もあわせてですね、高雄回り線を一緒に考えてもらって、やはり効率のいい利用の仕方をしたほうが費用も安くなるし、料金収入のほうもかなり上がってくると私は思いますので、その両面をですね、一緒にして考えていただきたいと思っております。

そんなことで、今後とも検討協議されるよう要望いたしまして、今日の質問は終わります。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大田勝義議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、12月14日午前10時から再開いたします。

本日はこれもちまして散会いたします。

散会 午後3時20分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程 (4 日 目)

[平成23年太宰府市議会第4回(12月)定例会]

平成23年12月14日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名
(議席番号) | 質 問 項 目 |
|----|-----------------|---|
| 1 | 後 藤 邦 晴
(9) | 1. 五条駅周辺の道路等の整備について
(1) 五条駅入口交差点から五条駅間の歩道設置の計画はどのようになっているのか伺う。
(2) 大賀薬局駐車場から鹿子生整形外科裏間の道路に架かる小さな橋は離合ができないため、その改善策を伺う。
2. いきいき情報センター入口付近の渋滞対策について
いわゆる「七の日」や保健検診日などの渋滞対策について伺う。
3. 総合体育館建設について
(1) 建設検討委員会の進捗状況及び結果について伺う。
(2) 建設の時期及び場所等の選定はどのようになっているのか伺う。 |
| 2 | 渡 邊 美 穂
(12) | 1. 東北地方の被災地支援と放射能を帯びたがれき処理の受け入れについて
(1) 今後の義援金以外の支援策について
(2) 放射能で汚染されたがれき処理の受け入れの考え方を伺う。
2. P P S (特定規模電気事業者) 電力の利用について
省電力のための P P S による入札や契約方法についての考え方を伺う。 |
| 3 | 小 畠 真由美
(5) | 1. 認知症予防の推進について
(1) 認知症予防の取組みとして力を入れている点、今後の課題について
(2) 簡易聴覚チェッカーの導入について
2. 地域福祉について
成年後見制度の現状について |
| 4 | 村 山 弘 行
(16) | 1. 教職員の超過勤務の実態及びその解消策と、修学旅行等の勤務上の取り扱いについて
(1) 市立小中学校教職員の超過勤務の実態について |

| | | |
|---|-------------|---|
| | | <p>(2) 指定(各種)校の実態について</p> <p>(3) 学校現場視察に対応する教職員の勤務実態(状況)について</p> <p>(4) 各種報告書の教育的効果について</p> <p>2. 次世代育成支援対策推進法に基づいた本市の教育現場の対策と方針について</p> <p>(1) 学校現場における本市の対応について</p> <p>(2) 子育て推進のための対策と、特定事業主行動計画の中における教育現場の位置づけについて</p> |
| 5 | 橋本健
(10) | <p>1. スポーツ振興の支援と充実について</p> <p>「スポーツ振興基本計画」が昨年3月に策定され、施策の展開が期待される。また、総合体育館建設に向け審議会が設置され、これから生涯学習課のスポーツ振興係は施設整備、そして指導者の育成や支援など多忙を極め、きめ細かな対応が求められる。機構改革により係から課へ格上げを実施し、スポーツに明るい人材を増員して、さらに本市スポーツの充実を図っていただきたいと思うが、市の見解を伺う。</p> |
| 6 | 神武綾
(2) | <p>1. 「太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針」について</p> <p>(1) 人権センターの事業運営について</p> <p>(2) 子どもの人権問題について</p> <p>2. 小中学生の読書環境について</p> <p>小中学校の図書司書の配置について</p> |
| 7 | 陶山良尚
(1) | <p>1. 次代を担う子どもたちの育成について</p> <p>国と郷土を愛する教育について</p> |
| 8 | 芦刈茂
(4) | <p>1. 友好都市「多賀城市」との今後の交流について</p> <p>10月9日の多賀城市での「万葉復興祭」に参加したが、今後の多賀城市との交流について伺う。</p> <p>2. 市内の道路及び駐車場の現状と今後について</p> <p>(1) 吉松の事故現場について</p> <p>(2) 大宰府政庁跡前の道路について</p> <p>(3) 水城跡第一広場について</p> <p>3. 水城少年スポーツ公園の管理について</p> <p>きちんと管理がなされているのか伺う。</p> <p>4. 景観まちづくりについて</p> <p>建設経済常任委員会で先進地である金沢市、富山市、彦根市の視察をしたが、本市の今後のまちづくり、とりわけ小鳥居小路、どんかん道の整備について伺う。</p> <p>5. 市制30周年と今後の文化行政について</p> |

| | |
|--|-----------------------------------|
| | (1) 市制30周年記念行事と関連した行事の進捗状況と今後について |
| | (2) NPOボランティアセンターの活用について |

2 出席議員は次のとおりである（18名）

| | |
|---------------|--------------|
| 1番 陶山良尚 議員 | 2番 神武綾 議員 |
| 3番 上 疆 議員 | 4番 芦刈茂 議員 |
| 5番 小 畠 真由美 議員 | 6番 長谷川 公成 議員 |
| 7番 藤井雅之 議員 | 8番 原田久美子 議員 |
| 9番 後藤邦晴 議員 | 10番 橋本 健 議員 |
| 11番 不老光幸 議員 | 12番 渡邊美穂 議員 |
| 13番 門田直樹 議員 | 14番 小柳道枝 議員 |
| 15番 佐伯 修 議員 | 16番 村山弘行 議員 |
| 17番 福廣和美 議員 | 18番 大田勝義 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（29名）

| | |
|-------------------|----------------------|
| 市長 井上保廣 | 副市長 平島鉄信 |
| 教育長 關 敏治 | 総務部長 木村甚治 |
| 地域づくり担当部長 今泉憲治 | 市民生活部長 古川芳文 |
| 健康福祉部長 井上和雄 | 建設経済部長 神原 稔 |
| 会計管理者併上下水道部長 三笠哲生 | 教育部長 齋藤廣之 |
| 総務課長 古野洋敏 | 経営企画課長 石田宏二 |
| 管財課長 辻 友治 | 市民課長 原野敏彦 |
| 環境課長 濱本泰裕 | 人権政策課長兼人権センター所長 森田良一 |
| 福祉課長 宮原 仁 | 高齢者支援課長 平田良富 |
| 保健センター所長 中島俊二 | 子育て支援課長 小嶋禎二 |
| 都市整備課長 今村巧児 | 建設産業課長 伊藤勝義 |
| 観光交流課長兼太宰府館長 篠原 司 | 上下水道課長 松本芳生 |
| 教務課長 木村裕子 | 学校教育課長 大藪勝一 |
| 生涯学習課長 木原裕和 | 文化財課長 井上 均 |
| 監査委員事務局長 関 啓子 | |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | |
|-------------|-----------|
| 議会事務局長 田中利雄 | 議事課長 櫻井三郎 |
| 書記 白石康子 | 書記 花田敏浩 |
| 書記 茂田和紀 | |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大田勝義議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（大田勝義議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

9番後藤邦晴議員の一般質問を許可します。

〔9番 後藤邦晴議員 登壇〕

○9番（後藤邦晴議員） おはようございます。ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

まず、1件目の五条駅周辺の道路等の整備についてお伺いします。

市長もご存じのように、五条駅入口交差点から五条駅に向かう際の道路が余りにも狭隘なため、車の運転手も歩行者も困惑している状況に頻りに遭遇します。道を歩いている人がいる場合は、車が追い越さないため、その歩行者をせかすように後ろをゆっくり進んでいたりしますし、気を配る歩行者の方は道路の端に身を避けて車を先に通行させています。自転車ともなると、車の前を悠然と乗っているのを見かけます。このような危険やいらいらを伴う主な原因の一つは、車道が狭いことにあわせて歩道がないということです。

最近ここに歩道を設置する計画があると聞いて楽しみにしていますが、いつ完成し、今現在どのように進めておられるのか、具体的な計画をお伺いします。

また、大賀薬局駐車場から鹿子生整形外科裏間の道路には小さな橋がありますが、この橋の構造上、道路が鋭角に曲がるようになっており、ここも車の離合ができずに利用者は長年困っています。

以前、水路の改修にあわせて改良を図るとお聞きしていましたが、なかなか実現しません。市のほうで何か問題でも起きているのか危惧しています。その点も含めて今後どのように進めていくのかお伺いします。

次に、2件目のいきいき情報センター入り口付近の渋滞対策についてお伺いします。

君畑交差点から天満宮方面へ向かう車が多い中、盆や正月などの太宰府特有の渋滞ではなく、平日に時折渋滞が生じています。原因は、いきいき情報センター駐車場が満車のときに発生しているようで、駐車場に入れない車が県道まで並んでいます。つまり君畑交差点側からの車が情報センターへ右折できずに停車しており、車道は片側1車線しかなく、右折帯もないた

めに、五条交差点への通り抜けに支障を来し渋滞するものと思われます。

特にスーパーの売り出し日の「七の日」あたりとか、保健検診日や予防接種などの日に渋滞が目立ちます。このようなことはもう随分前から指摘されていたはずですが、いまだに改善ができていないのが現状です。市長はこのことをどのようにとらえ、どのように改善されていくのか、その具体的な対策をお伺いします。

次に、3件目の総合体育館建設についてお伺いします。

スポーツにいそしむ市民待望の総合体育館は、健康な体をつくり、精神を養うだけではなく、福祉の面でも多大な効果が生まれるものです。健康に生きることにより、過度の医療が減少し、ひいては医療費の削減にもつながるものと思います。このことから、総合体育館の早期完成を願い、以前にも質問させていただいておりましたが、そのときに建設に向けて検討委員会を組織し、より具体的に実現に向けて進めていくとのことでございました。

その後、検討委員会では基本設計の内容、つまり館の規模や建設用地などはどのように意見を述べているのか、そのほか答申結果の内容も含めて当該委員会の進捗状況をお伺いします。

また、市としては当該委員会の意見に対しどのように受けとめ、進めていかれるのか、あわせて建設の時期はいつごろを考えておられるのかお伺いします。

以上、3件にわたって質問させていただきますが、回答は件名ごとをお願いいたします。

あとは自席にて再質問をさせていただきます。

○議長（大田勝義議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（神原 稔） 1件目の五条駅周辺の道路等の整備についてご回答いたします。

1項目めの五条駅入口交差点から五条駅間の歩道設置の今後の計画についてですが、この区間は交通量も多く、大型車の通行もあり、歩行者の安全確保を図るため県道筑紫野・古賀線の五条口交差点からa uショップ駐車場までの約70mの区間につきまして歩道の整備を行うため、現在土地所有者と用地・補償協議を行っている状況であります。所有者の皆様も歩行者の安全確保のためには協力をしたいというふうな思いを持たれております。平成24年度の早期に歩道設置工事に入れるように鋭意現在協議を進めているところでございます。

2項目めの大賀薬局駐車場から鹿子生整形外科裏の道路にかかる小さな橋の改善策についてですが、大賀薬局駐車場から鹿子生整形外科裏にある橋、橋梁は車道幅員が5.6mでございます。S字カーブになっているため車両が通行する際、上り下りどちらかの車両が待機する状況でございます。また、歩行者や自転車の通行に際しても、路側帯が狭く通りにくくなっている状況でございます。

改善対策としては、幅員の拡幅または既設水路のふたの設置、あるいは水路上への張り出し歩道の設置等が考えられますが、今後地域住民の方、また五条区自治会と協議を行いながら、よりよい方法を検討し、改良していきたいと思っております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 9番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） ありがとうございます。

まず、1項目めの先日見ましたんですけど、床屋の近くで測量をされているのを見ましたんですけど、それが今道幅を広くするというのに関連しているのでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（神原 稔） はい、その測量でございます。

○議長（大田勝義議員） 9番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） 部長先ほど言われました信号機側からa uショップのところまでというのは、床屋さんがありまして、住宅があって、駐車場があって、整形外科があって、a uショップ、空き室、道挟んで本屋さんまでありますですよ。あそこまでの範囲が70mという長さになるのでしょうか。もしそれが本当であって、もし公表ができるんだったらどのような格好になるものか、教えていただける範囲で結構ですので、答えていただきたいと思います。

○議長（大田勝義議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（神原 稔） 言われましたように、交差点入り口、床屋さんから隣の宅地、土地ですね、それからもう一つa uの駐車場があります。その3宅地までが一応70m、工事の予定であります。2 m50cmほど宅地側に広げまして、床屋さんのところは交差点、Tの字になっていますので、その交差点改良も含めて行くと、そういう工事を予定しております。

○議長（大田勝義議員） 9番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） 今答えられました駐車場までですか。その先のa uショップ、それから整形外科、そして空き家がありますけど、あそここのところは全然いじらないんですか。

○議長（大田勝義議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（神原 稔） 将来的にはその先のほうまで道路計画が必要と感じておりますけど、建物の形態、それから踏切、それから建物等の密集ぐあいもありますので、今後の課題というような形にしております。

○議長（大田勝義議員） 9番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） そうすると、駐車場までだったら、その整形外科さんとa uショップさんのところはまだ道路幅は狭いんですよ。今の現状のままになると、やはりそこでの支障が出てくるんじゃないでしょうか。どうせ計画されるんだったらそこ、せめて床屋さんの角地の道路のところまで計画を一気にされるのがいいんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（神原 稔） 今回計画しておりますのは、床屋さんがございます。床屋さんはほぼ床屋さんの土地といえますか、全部を交差点改良等で広くするように計画しております。それから、その隣の宅地、それからa uの駐車場というのは2 m50cmほど広げてするということです。

それから、整形外科の建物につきましては、その2 m50cmはちょっと、何といいますか、2

m50cmにすると建物が当たるといような形になります。この整形外科もそうですけど、その先についても広げていくのが必要と感じておりますけど、とりあえず今回の工事では一応駐車場までというのを計画しております。

○議長（大田勝義議員） 9番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） わかりました。私はもうちょっと先まで行くものとお聞き及んどったもんですからいいなあと思うとったんですけど、今年度の計画がそこまでということになると、整形外科さん、それからa uショップ、あそこのところはもちろん建物はセットバックは無理だと思いますけど、今入り口のところの側溝とかありますけど、あそこのところを改善されて、少しでも幅広くなるのかなということで期待しておりました。わかりました。一応計画は計画だと思いますので。

そうすると、計画としては歩道だけだと思いますけど、お年寄りや障がい者の方にとっては本当わずかな段差でも危険だと思いますけど、その点のバリアフリー化とかはもちろん計画はされているんでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（神原 稔） 新設します、改良します区間については、それを考慮して工事は行います。

○議長（大田勝義議員） 9番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） それと、よく歩道上で自転車と歩行者の方との事故等もありまして、トラブっているのをよく見ることもありますし、お聞きすることもあるんですけど、その点何か考えておられるんでしょうか、自転車と歩道がもし一緒になるということになれば。

○議長（大田勝義議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（神原 稔） 特別に自転車専用のレーン等は設ける計画はございません。歩道のみということです。自転車については、昨今いろんなルール等、エチケット等を言われておりますけど、基本自転車はこの区間におきましては車道を通行というふうな形になろうかと思えます。

○議長（大田勝義議員） 9番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） わかりました。もし歩道等で計画変更できるんだったら、歩道はもう少し幅広い歩道にされて、自転車も一緒にその上を走れるような、そして自転車はこの幅ですよというような色分けをしていただければ、自転車道路ということで区別ができるんじゃないかなと思いますけど、それは頭の隅にでも置いていただければありがたいと思います。

あの場所は、五条、あそこの近辺の市民の方皆さんが本当に待ち望んでおられたことでございます。歩行者、自転車、自動車等が安心して通れる整備を一日でも早く完成していただきたいと思えます。これで1項目めを終わります。

それと、1項目めを終わらして、大賀薬局のほうですけど、こちらのほうで、ちょっと逆のほうで行きますけど、あの水路、先ほど部長もふたをすとかというふうなお話もちらっと

出ていましたけど、現在の水路で大雨が降った場合、何mmということはわかりませんが、大雨が降った場合でも現在の水路で補えることでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 五条の入り口の道路のことなんですが、後藤議員さんが言われるように、あの道路についてはですね、五条の入り口の……。

（9番後藤邦晴議員「入り口ですか」と呼ぶ）

○副市長（平島鉄信） ちょっと戻りまして、考え方をちょっと述べたいと思うんですが、何かすごく拡幅しているような感じがどうもされて、聞いておいてあれなんですけど、本来ですとですね、あの道路を、いわゆる両側歩道をつけて太宰府病院の入り口までやろうというのが本来の姿だろうと思います。それ以前は五条の周辺の再開発というお話もございました。そういうふうな大がかりな工事をやりますと、ここ5年、10年、それ以上にかかるというふうなところで、今回は本当に壁と壁があって、まほろば号が来ますと本当に壁にびたつくっついてですね、よけなきゃいけないというような緊急事態のことがありました。以前から床屋さんについてはですね、市はあの事業を行うについては協力をしますよということを以前からもらっておりまして、碁会所がなくなりまして、その時期ではないかということで、市長が判断をしまして、緊急的にやはりあの部分だけは拡幅をすべきだろうということで、ほとんど単独事業でやるものですから、家の補償がないような形の今の状態でやっつくべきだろうと、恐らくあそこも商業施設を建てるような計画で、今用地交渉の中でわかったんですが、そういうことをされますと、いよいよできないという形になりますものですから、それ以降については少し道幅に、両側に余裕があるものですから、安全を第一に考えてその辺をやっていくと。大きな計画としては、短大通りもですね、学校のほうに大型バスが入られずに、あそこの生徒がどっかに行く場合は太宰府の市役所までお送りになって、バスに乗り継ぎがあります。そういう大きな課題もありますので、とりあえずは今差し迫った緊急避難的な道路の拡幅をやろうと、そういうことで行っておりますので、そういうことを理解をしながらご協力をお願いしたいと思います。

○議長（大田勝義議員） 9番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） わかりました。そうですね。今副市長がおっしゃったように、それ持ち出していいのかなと思ったんですけど、あそこの五条駅周辺の大開発を最初お話を聞いたんですけど、その話が取りやめになって歩道をつくれるだけかなと思うたものですから、それならせめて本屋さんのほうまではその幅で行くのかなということで思うんですけど、とりあえず碁屋さんがなくなって、ああいうところの土地を早く買って少しでも歩道をつくるときたいということの先に先行されたということで納得します。わかりました。そしたら、先ほどの質問をお願いします。

○議長（大田勝義議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（三笠哲生） 今、後藤議員お尋ねの水路につきましては、五条雨水幹線というこ

とになっております。この五条雨水幹線につきましては、銚ノ浦調整池、団地造成されました五条台のところの新しくなったところですね、あそこの調整池から今お尋ねの水路を通過して県道を横断し、それから大型スーパーの駐車場の水路を通過して、それから右に曲がって御笠川に落ちるといふ幹線でございます。ここににつきましては、既に今お尋ねの水路については、雨水排水計画の計画断面が充足されております。県道まで終わっております、この間の大雨水状況によりまして冠水をしておりましたので、大型スーパーの駐車場の先からですね、立体駐車場がありますよね、あそこの水路をずっと入ってくるんですけど、その先からまず御笠川までを整備をしようということで、平成21年に工事着工しまして、そこの整備が終わっております。今、結論からいいますと、お尋ねの水路の部分については雨水幹線としての整備については計画断面の整備が終わっているということになっております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 9番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） 今おっしゃったことになると、今私がお聞きしている水路、あそこは大雨が降ったときにも十分補えるということの回答になるんですかね。

○議長（大田勝義議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（三笠哲生） 補えるということですね、今の雨の降り方の状況がこの間いろいろ取りざたされておりますけども、想定範囲外というような言葉で、いろいろ批判もされますけれども、雨水計画をする場合に時間雨量、毎時63.5mmで計画いたします。10年確率とかということで計算上はするんですけどもね、それは大丈夫だと。ただ、時間雨量60mmとか40mmとかといつても、1時間にずうっと降るんじゃないくて、昨今の雨はゲリラ豪雨というような表現をされますけども、ゲリラ豪雨ですね、そういうことです。だから、充足している、計画上はそういう雨水幹線の整備の中では充足している。じゃあ、原則どうなるかということ、そういういろんなものがあるということです。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 9番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） 私がお聞きしたのは、十分補えるということであった場合は、先ほど建設経済部長が申されましたように、あそこの水路にふたをしていただければ、あそこの車両の通行、あの鋭角に曲がっている橋も改良しまして、あの水路のふたをすれば車両の通行は十分補えるし、そしてあそこの学校の子供さんたちの学校通学路の一部になっているんですよ。だから、私もあそこに立っておった時期がかなりあったんですけど、子供さんたちが本当に車が朝なんかの渋滞するときなんかは、車の間を避けて行き来して病院前の信号機までたどり着いてくるというようなことで、小学生の低学年の方というのは本当に危険だなと、つくづく私はあそこにおっと思って見たんです。だから、PTAの方たちが必ずあそこに立って誘導されています。それ朝見られましたらわかりますけど、それぐらい、結構距離としては短いんですけど、危険な場所だなというのを痛感しました。それで、あそこの橋のところの水路全部にふた

をしていただいて、あの鋭角のところの住宅がありますけど、角地を少し用地をいただければ、あそこの車の通行も十分補えるし、子供さんたちの歩行、通学路にも十分緩和されるんじゃないかなと思ったものですから。そして、大賀薬局の駐車場のほうと県道のストアのほう側の道路を糸で結んで、レベルの高さを糸で結んだ場合は、かなり下引っ込めていますよね、水路のところは。その先が改良されたのであれば、あそこにふたをされて、両方民家があるから、玄関口があるから、いろんなもので支障があるかもわかりませんが、ふたをされて、したらあそこの幅というのは物すごく幅が広くとれるんじゃないかな。両方に家屋がありますけど、そちらにセットバック、のいてもらうんじゃないかと、水路のふたをするだけであそこの道路としては緩和されるんじゃないかなということでもちょっと質問させていただいたんですけど、その点は将来的に何か考えられていることはありますでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（神原 稔） 先ほど上下水道部長のほうで申しましたように、断面的にはということもございますけど、現在の水路はご存じのように昔の用水路の跡、それから住宅側につきましてはもういっぱい家に家が建つととか、いろんなちょっと形状がございます。現在の水路につきましても、ちょっと見ると大分古いような気もします。ふたかけと、単純にふたというわけにはちょっといかないかなと思っております。いずれにしても、先ほど言いました橋、ふた、トータルである付近の通行といいますか、安全確保、歩道の設置をどうするかというのをトータルで考えていきたいと、検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 9番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） ぜひそうしていただきたいと思っております。そうすることによって、あそこの通学されている子供さんたちが助かること。そして、青山、五条台、秋山、湯の谷等から通られる車両、この方たちも解決していくんじゃないかなと。鋭角に曲がると橋のところでは全部が、両方が渋滞するものですからですね、そのところはぜひ将来的に解決していただきたいと思っております。

それでは、1件目を終わります。2件目をお願いします。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（齋藤廣之） 2件目のいきいき情報センター入り口付近の渋滞対策につきましてご回答いたします。

いきいき情報センターは、平成10年に公共施設とショッピングゾーンをあわせ持つ複合施設として開設し、その後NPOボランティアセンター、子育て支援センター及びファミリー・サポート・センターだざいふの拠点として現在活用いただいているところでございます。

なお、1階スーパーの特売日、「七の日」が重なるときなどセンターの利用者が増加し、駐車場の満車状況は周辺の道路に渋滞を引き起こす原因となっております。このことからセンター内駐車場の満車状況を解決するために、このいきいき情報センターを利用している関係各課

の会議を開催しまして、まずは公用車をほかのところに移動したり、また総合健診を休館日の中央公民館・図書館に移転し、実施検討するなど、各事業の調整を図る努力を現在しておるところでございます。

また、駐車場を確保するために近隣の空き地等を探しまして、駐車場として利用可能かを検討をいたしております。

今後、この施設全体の整備を検討していく中で、福祉分野の拠点施設につきましても、調査研究を行っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 9番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） ありがとうございます。前日の藤井議員の質問と重なるところがありますが、再度お聞きするというところで回答をお願いしたいと思います。

今部長が回答されましたけど、駐車場が満車になっているから入れないということで、渋滞するのは当たり前ということはわかりますけど、今回回答にもありましたけど、本当に別に駐車場用地等を準備するなど探してあるのかどうか、再度お聞きします。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（齋藤廣之） 現在利用する利用の仕方です、実際駐車状況の調査を9月、10月、11月行っております。9月につきましては15日、15日一日じゅうということじゃありませんが、15回、10月が12日、11月になりますと5日といいますかね、時間帯的には午前、2時間ぐらいが満車というような状況。こういう中で利用するいろんな教室とか健診とか実際やっておりますので、それが複合しないような形態がまずとればということの調整をまずやろうということで今現在考えております。

あわせて、この周辺に駐車場を確保できるような用地等があるかないかもあわせてですね、並行して検討はさせていただいております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 9番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） 渋滞の原因の一つが県道の片側1車線ですね、君畑から五条のほうに向かうところの片側1車線にあると思いますけど、何とか県のほうに働きかけとかしていただいて、右折帯を設けるようなことはできないのでしょうか。四、五台の右折帯で十分だと思うんですけど、右折されるような右折帯で十分だと思いますけど、駐車場の用地も含めていろいろ県のほうに働きかけとか、県道のほうの右折帯を設けるとか、そういうことはできないでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（神原 稔） 県道に右折帯ということですが、それも一つの案だと思います。先ほど言いましたいろんな改善策がございますので、それも視野に入れて検討ということになるかと思っております。

○議長（大田勝義議員） 9番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） 保健検診日するときなどは1階の駐車場、ここに大きな検診車、これが5台たしか来ていると思うんですよね。そして、その1階の駐車場の普通乗用車の駐車スペースが19台分の駐車場スペースがあるんですよ。そして、そこに健診のときだけはその19台分のスペースをつぶして検診車が5台入ると。健診ですので、もちろん来訪者が多くて駐車スペースは大きく減少する。これは現状のままではいつまでたっても周りの渋滞の緩和策にはならないと思うんですけど、やはり何とか場所を変えとかという考えを持って、昨日の藤井議員のときにもありましたけど、場所を変えて計画するか、駐車場をどこか違うところを借りるとか、そういうことを再度県のほうにとりか、しっかり働きかけることを行動していただきたいと思います。

そして、君畑交差点から五条方面に向かうことで情報センターに入る車の台数とかの調査をされたことについてあります。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（齋藤廣之） 先ほど回答しました駐車場の利用状況につきましては調査をいたしておりますが、道路上の車の渋滞の調査までは行っておりません。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 9番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） 私ちょっと調べたんですけど、君畑信号機からですね、五条方面に向かって情報センターに入る車、君畑信号機から入る車の渋滞、1列になっとなって3台ぐらいなんですよ、信号機から。そのほかは全部直進なんです。それが3台ぐらいのためにあそこが渋滞して、ひどいときは君畑の信号機から国道3号線、久留米の方面まで渋滞するんですよ。盆、正月とかじゃなくて、一般のときでも、「七の日」とか全部入れましてですね。だから、福岡方面からもし入ってこられて、五条のほうに渡りたいというときに、「七の日」とかそういうことを忘れて一たんあそこに入ってしまうと身動きとれないんです。それだけ渋滞するということをよくよく考えられて、今後の対策をしっかり練っていただきたいと思いますが、再度お聞きしたいと思います。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（齋藤廣之） 今ご提言いただきましたように、今できることとしまして、先ほど言いました事業の調整をする、あるいは駐車場の確保、昨日藤井議員からも提言いただきましたような公共交通機関を市民の方により多く使っていただくような啓発もあわせてする。道路につきましても、建設経済部と連携とりながら県のほうにも要望するというような形で総合的に進めることができたらというふうに考えております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 9番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） ありがとうございます。今部長がおっしゃったように、内部での日程調

整、これはお聞きしたところによりますと、もう何年も前からそういう会議だけはされているようであります。だけど、全く前に進んでいないのが現状じゃないかなと思います。できるだけ、しっかり会議をされまして、別のところに、私は健診の場所を変えるほど、昨日部長も提案されていましたが、中央公民館等に、そのほかにまだ別にいいところがあればあれなんですけど、場所を変えるとか、そういうことの手だてをしっかりと考えていただいて、これ以上あそこの渋滞というものを解消していただきたいと思いますので、よい解決を願いまして、この件に対して質問を終わります。

次、3件目をお願いします。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） まず、いきいき情報センターの交通渋滞の件、今お話を聞いておりまして、そのとおりでなというふうな思いでございます。かつて平成10年、平成7年、平成8年ございましたけども、ジャスコ跡地の中で市が購入したいきさつから見ますと、感慨深いものがあるなあと、あのときについては本当にあの周辺がゴーストタウン、そして人も集まらないというふうな状況がありました。いかにして集客していくか、あの周辺をいかに活性化していくかというふうなことから頭を痛め、そして時の議会、あるいは執行部、一体となってジャスコ跡地の購入というふうなことに踏み切り、そして館、今のスーパーを公設では本当に珍しい、全国的にも視察があったぐらい、今でもそうでございますけれども、下にはスーパーマーケットが入っておる。そして、市民全体の中で今までの懸案事項がすべてあの時点で解決したと、保健センター、いきいき情報センター等々、生涯学習センターを含めた形、狭隘でありますけれども、そういったことが成功したといいましょうかね、結果的にこれだけの多くの皆さん方が、また交通渋滞になるような形になったということについては、裏返したら喜ばしいことであるなというふうにも思っております。しかしながら、今の状況下を考えますと、特に交通渋滞というふうな、そういった状況にもなっておりますんで、他の館の移設も含めて今保健センター等々をどっかに持っていくとか、そういった形での考え方といいましょうかね、今後の公の施設を建てる際における移設を含めて検討の必要性があるなというふうにも思っております。そういうふうには私自身感じたところでございます。

さて、本来の3件目の総合体育館の件でございますけれども、1項目、2項目めをあわせまして回答させていただきたいというふうに思います。

太宰府市の屋内施設は体育センター、南体育館及び小・中学校の体育館を多くの市民の皆様方にご利用いただいております。近年のスポーツ愛好者の増加に伴いまして、市内体育館の利用は飽和状態となっております。そしてまた、体育センターでございますけれども、老朽化もしておりますし、私も常々土日についてはいろんな催しがあつておりまして、そこに行きますと新しい体育館の要望等、あるいは夏では暑い中において、そして劣悪な状況下の中で市民の皆様方が本当に体育、健康増進のために活動なさっておるというふうな状況を目の当たりにしまして、早くどうかしなきゃならんというふうな思いも募っております。

でございます。

このことから、平成11年の9月議会で行っていただきましたけれども、利用者の皆様方の総合体育館建設への強い要望に基づきまして、総合体育館建設を求める請願が提出をされまして可決をされているところでございます。また、平成22年1月でございますけれども、太宰府市体育協会から総合体育館の建設を求める要望書が2,320名の署名を添えて提出をされておるところでございます。そうしたことを踏まえまして、私は今も申し上げましたように、たとえ今後4市1町合併いたしましたとしても、太宰府エリアの皆様方が集う総合体育館、あるいは健康増進のための総合体育館というようなものについては必要だというふうに思っておるところでございます。

第四次の総合計画のときにも、10年前、20年前からこの総合体育館の要望等はあっておりました。当時はやはり市の市制施行というふうなことでありまして、都市基盤整備等々、あるいは福祉、教育の充実というようなことが先にあったというふうなことから、延び延びになって今日に至っておるといふような状況でございます。そういったことを考えますと、ある程度都市基盤整備も充足をいたしました。福祉・教育分野等々についても平成15年7月の水害等々があり、一時的に大きな財政支出がございました。本当に五、六年ほどこの財政の向上に向けての努力というふうなものが必要でありましたために、この総合体育館等々につきましても、封印状態でありましたけれども、こういった今財政状況もかなり以前と比べましては向上いたしました。そして、市民福祉、教育の充実強化等々についても、他市並みには本当に遜色がないような状況まで来たというふうな思いでございます。

今後等につきましては、将来の市民の皆様方、あるいは現の市民の皆様方も本当に健康増進、あるいは一堂に会して、国体においても、あるいはいろんな大会が太宰府市でも正々堂々とできるような、そういった総合体育館の必要性等々を強く今感じておるような次第でございます。

そういったところからこの経過を踏まえまして、今年の3月でございますけれども、太宰府市総合体育館建設調査研究委員会に対しまして、総合体育館建設に関する調査研究を諮問をし、そして9月末にこの答申を受けたところでございます。

この答申内容を尊重いたしまして、総合体育館の建設に向けまして、新たに庁内会議でございますけれども、総務部長をヘッドと、柱にいたしまして、総合体育館建設委員会を設置をさせまして、建設場所を含めて具体的に内容について現在検討をさせておる状況でございます。

この私は建設時期につきましては、総合体育館は私の責任のもとに建設をしてまいりたいというふうに思っております。平成25年中には着工し、そして早期開館を目指したい。ちょうど来年度が市制施行30周年事業にもなります。それにあわせた30周年事業として位置づけながらも、総合体育館の建設に向けて行ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 9 番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） ありがとうございます。建設時期としましては、平成25年着工ということになれば、来年度から設計段階に入られるというように思いますが、場所についてはある程度何か考えられとるんですか。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） 場所等につきましては、今含めて案はあります。腹にはあります。また、折衝をしておる途中でもございます。拡大を含めて用地の折衝、倍ぐらいほど要りますんで、土地の用地等についても既にアクション起こしておる状況でございます。そういうふうなことが明らかになり次第、速やかに議会のほうにも明らかにしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 9番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） ありがとうございます。場所については、まだちょっと明らかにされないようですけど、大体描けば、大体場所はわかります。それで、私は違う場所を何回か質問させていただいたんですけど、皆様で決められることの場所だったら、もちろん私もそれに賛成いたします。それで、その場所としては回答は現在できないということですけど、今おっしゃいましたように、周辺の用地買収、購入といえますかね、これを考えられるということと、その近辺では大体描いたところですけど、まちづくり計画もされているようなところとひつつくんじゃないかなと思うんですけど、その点どのような考えを持ってあるんでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） 総合的にこれはまほろば号の交通の利便性のあるところ、公共交通のあるところを含めた形、あるいは周辺にそういった体育施設のあるところ、市民がやはり集まりやすいというような状況等のところを含めた形で考えますし、また先ほど保健センターの部分等々も言われましたけども、本当にこの際複合的な形での館、総合体育館も含めて考えてみたいというふうに思っております。

○議長（大田勝義議員） 9番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） そうすると、まだ体育館の内容、規模というような、大きさとか、そういうものはまだ決まってないんですか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（齋藤廣之） 先ほど市長のほうから答弁申し上げましたように、この総合体育館建設調査研究委員会に諮問し、答申をいただいている内容については、一定の規模の答申をいただいております。これに基づいて太宰府市として、太宰府市にふさわしい総合体育館はどういう規模がいいのかというのをですね、庁内で作る建設委員会の中でたたき台というのか、建設の案を策定し、その策定する中でまた議会のほうにも説明をさせていただければというふうに考えております。まだ決定までは至っていないという状況です。

○議長（大田勝義議員） 9番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） そうすると、駐車場のスペース、実際体育館をそこにつくった場合は何台分ぐらい確保するというような考えも持ってあるんですか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（齋藤廣之） 現在この諮問の中では、300台以上は必要じゃないかというような、普通車300台以上、駐車場として必要ではないかというふうなご提言はいただいております。しかし、太宰府市、用地はどこにするのか、その辺も含めて場所をやっぱり選定して、どのぐらいまた必要なかを今後詰めていくということになるかと思います。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 9番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） 今部長がおっしゃった本当に体育館をつくっているいろんなものをそこに持ってくるということになれば、300台ぐらいのスペースでは足りないのじゃないかなと私はそう思います。

それと、これも場所がはっきり決まってないということですけど、回答の中で描いたところで考えれば、今市民プールができてありますけど、あれができたときでかなりの渋滞、苦情が市のほうへ殺到したと聞いておりますけど、アクセス道路、大体描いたところで考えるところで、アクセス道路は考えられておりますか。

○議長（大田勝義議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） まだそこまでいってないのに、いろいろですね、立ち入って質問されますと、なかなかこちらの検討の余地が狭まってきますのでね、またまだ相手があることですので、今のような質問されて誤解を受けるとですね、進むものも進まないんじゃないかと思えますので、どうかその辺どうかよろしくご理解ください。

○議長（大田勝義議員） 9番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） 今教育長がおっしゃったとおりだと思いますけど、ちょっと立ち入って入らせていただきました。もちろん相手があることですから、せっかく今前に進んであるのが途中で中断するといけませんので、ここでやめときます。

私ももちろんですが、市民の方々が本当に待ち望んでおられます。予算等もいろいろあると思いますけど、最終的には使い勝手のよい体育館を、そしていろんな大会等も立派にできるような体育館を、そして後でああすればよかった、こうすればよかったと反省するような体育館だけはつくっていただきたくないと思います。本当に市民の皆さんが楽しみにされております。本当に念願がかないつつあるなということを私も思います。

最後にですが、今市長のほうから回答が出ましたので、平成25年度から着工に入るという回答をいただきましたので、もちろんこれは市民の方にも、会う方々に回答していったほうがいいでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） この議会という公の場で発言いたしておりますので、その責任は全うしてい

きたいというふうに思います。

○議長（大田勝義議員） 9番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） ありがとうございます。ぜひいい体育館をつくっていただきたいと思っています。

これで質問を終わります。

○議長（大田勝義議員） 9番後藤邦晴議員の一般質問は終わりました。

次に、12番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

〔12番 渡邊美穂議員 登壇〕

○12番（渡邊美穂議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告しております2件について質問いたします。

東北地方の災害から9カ月が過ぎました。マスコミを初め人々の関心が徐々に薄らいでいるような気がします。東北地方はこれから厳しい冬を迎えますが、寒さ対策は十分なのだろうかと心配しているところです。本市の友好都市である多賀城市から毛布などの要望は来ていないのでしょうか。また、多賀城だけに限らず、本市では今後東北地方を応援するための何か具体的な方策をお考えでしょうか。特に原発の被害を受けたJ A福島の話では、前年度の1割しか収入がないということです。東北地方の農業は壊滅的な打撃を受けており、これは日本全体の食料の問題にもなりかねません。現在の市の考え方をお示してください。

次に、放射能に汚染された瓦れきの受け入れについてですが、市長はどのようにお考えでしょうか。現在、福岡県には何の規定もありません。県議会での一般質問に対しても、知事からは積極的な回答は得られておりません。したがって、民間同士での受け入れについては今現在何ら規制がないこととなります。本市には産業廃棄物を処理する施設はありませんが、既に高濃度の放射能に汚染された瓦れきが近隣市町の施設において処理されている可能性もあります。既に焼却されている場合、煙によって近隣自治体への影響はないのか。また、灰はどのように処理されているのか。埋められている場合は、地下水への影響は考えられないのかなど幾つかの懸念事項があります。現在、筑紫野市山家に産業廃棄物処理場の建設計画が明らかになり、筑紫野市民の間でも放射能に汚染された瓦れきが受け入れられた場合の不安が広がっています。申し上げたように、煙や地下水からの影響は他市の問題ではありません。今回の原発事故においても、数百km離れた東京や神奈川でホットスポットが発見されています。市長のお考えをお示してください。

2件目は、PPS電力の活用についてお伺いします。

1995年、電気事業法が改正され電力の自由化が始まりました。このPPSは例えば鉄鋼関連企業などでは、製鉄する際に出る熱を利用して発電したものを、一定の手続のもと、自由に販売できるというもので、資源を有効に活用するという意味でも注目されています。当初は十分な電力が供給できるのかといった懸念もありましたが、事業者の数も増え、資源エネルギー庁の発表では、平成23年現在、福岡に電力を供給できる会社は6社になっています。本市では電

力をすべて九州電力から買っていますが、福岡県内でも福岡県と福岡市、久留米市がPPSの導入を行っています。身近なところでは、九州国立博物館も電力の入札を行っており、本市でも庁舎や学校を初め電気事業法に基づいた条件を満たした市の施設ごとに電力の入札を行うことによって競争原理が働き、価格への影響が期待できます。まずは市の考え方をお示してください。

以下、再質問につきましては、自席にて行います。回答は件名ごとをお願いいたします。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 市長ということでございますけれども、実務的なこともございますので、まず私どものほうから回答をさせていただきます。

1件目1項目の今後の支援金以外の東北地方の災害の支援策についてでございます。

東日本大震災に伴い被災された地域の中で、主には本市と友好都市の盟約を締結をしております多賀城市へ物的な支援、あるいは人的支援をこれまで行ってきたところでございます。

これまでの支援の内容でございますけれども、物資の支援でございますが、飲料水、毛布、また市民の皆様方々から提供いただきました衣料品やミルクなどをお届けをしております。また、人的支援といたしましては、延べ18名の職員を派遣いたしまして、総合相談窓口での被災者の方への対応や被災された家屋の損傷の判定、あるいは文化財技師によります民家の蔵におさめられた貴重な文化遺産の記録調査に従事をさせております。

本市といたしましては、現在も連絡をとりながら多賀城市の状況把握に努めておりますけれども、今後におきましても応援要請等がありましたときには、職員を派遣していくなど、継続的に支援をしてまいりたいと考えておるところでございます。

また、このルート以外のその他の被災市町村への対応といたしましては、主には全国市長会災害対策本部を通じまして適宜派遣要請を受ける体制もとっておるところでございます。そのほかでは、先ほどの統一選の関連で、県の選挙管理委員会を窓口とした照会によりまして、福島県等の選挙事務への派遣要請にもこたえるということで回答いたしておりました。結果的には派遣要請はありませんでしたけれども、いろんなチャンネルを通じて応援の策をとっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） それでは、1件目2項目めの放射能で汚染された瓦れき処理の受け入れにつきまして、市長からということでございますが、私のほうからご回答申し上げます。

震災発生から9カ月が経過をいたしまして、復興支援の内容や形態につきましてもさまざまな課題が見えてまいりました。中でも瓦れきの処理につきましては、国全体の問題といたしまして、安全確実に処理していくことが緊急かつ深刻な課題であると認識をいたしております。しかしながら、放射性物質を含む災害廃棄物の環境への影響などにつきましては、高度に専門的な問題であるとともに、住民に重大な影響を及ぼす問題であり、さらに市内だけの問題で

はなく、広域的な問題でもありますので、一自治体だけで判断できるものではないと、このように考えております。

今後ともこの問題につきましては、広域的な自治体との連携を図るとともに、議会を初め市民の皆様の意見も十分に踏まえながら慎重に対応していきたいと、このように考えております。

なお、福岡県におきましては、産業廃棄物処理施設に放射性物質が含まれるおそれのある東日本からの産業廃棄物を受け入れる場合には、事前に県に報告するように指導をされております。12月初めの段階におきましては、県内では放射能に汚染された廃棄物の受け入れの報告はあっていないとのことでありますが、今後このような報告があった場合には、詳細なヒアリングを行うなど、安全性の確保に努めていくとのこととございます。市といたしましても、産業廃棄物の指導監督を行っております福岡県や筑紫保健福祉環境事務所とも密接に連携を図りながら、迅速かつ適切な対応を行っていききたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） ここで休憩いたします。11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長（大田勝義議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） まず、本市で行われておりますロビーでの義援金なんですけれども、発表されている額、ホワイトボードに書いてありますが、それを見る限り非常に伸びが少ないように思います。前回9月にもお伺いしたんですが、それ以降10月から現在までに、この約2カ月半ぐらいですが、この間にどれぐらい増えましたか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） ただいまのご質問にご回答申し上げます。

10月分につきましては、ちょっと月の分で申し上げたいと思います。多賀城市分といたしまして11万8,625円、日赤の分といたしまして6万749円、11月分といたしまして、多賀城市の分29万2,619円、日赤の分といたしまして12万6,596円となっております。実際、日々の募金箱につきましては、この浄財につきましては減ってはきておりますけど、いまだやはり団体の皆様、また個人として義援金をいただいている場合がございます。例えば多賀城市の分といたしまして9月初めに福岡市の方でございますけど、個人として3,000円寄附をされまして、以降毎月持参をしていただいている状況等もございます。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） 9月の議会のときも申し上げましたけれども、心ある方もたくさんい

らっしゃるとは思いますが、やはり多くの人々の関心が徐々に薄らいでいっているというのは現実ではないかなと思います。前回私が提案いたしました1回手をすれば1カ月1,000円ずつ5年程度は自動的に市の指定口座に振り込まれるような仕組みができないかというご提案をいたしました、これは実現が非常に難しいというご回答でした。しかし、市民にですね、やはり引き続き関心を持ち続けていただくための仕掛けもやはり必要ではないかなと私は思っております。私個人はですね、市民の団体の方々が福島のお酒や果物などを個人的に取り寄せておられまして、そこからお酒や果物などを購入しています。先ほど申し上げたJA福島の話ではですね、お酒は昨年のお米を使っているのが安全だし、果物なども健康に被害を与えるものではないので、ぜひ買ってほしいというご要望がございました。先ほど申し上げたように、1割しか収入がないというのは、やはり非常に大きなダメージではないかと思えます。

10月の市民まつりではですね、多賀城の産品を販売されていたようですけども、もっと積極的に、例えば市民にも呼びかけてこの市役所の外を使って定期的に東北の物販をしたりとかですね、あるいは先日開催された自治基本条例に関するフォーラムのように、市が主催や後援する会場ではですね、東北を応援するための物販など、こういったことを行うような可能性はあるでしょうか、できますでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今おっしゃいましたように、多賀城の物販、お酒もですね、先日私も2本もおしくいただきましたけれども、そのようなものを今後のですね、多賀城との連携の中でいろんな、観光の部分で今奈良のほうにこちらから物販を送ったりとか、いろいろやり方はノウハウとしては持っておるものもございますので、その辺を含めて多賀城との連携の中で、もし可能であればですね、こちらのほうでお世話をしていきたいというふうに考えております。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） いや、多賀城だけに限らずにですね、東北全般から先ほど言ったようにJAとか、そういった組織に連絡をとれば、多賀城だけではなく、東北全域からある程度のそういったものが取り寄せることができるんじゃないかと思えます。現実市民でやっていたらの方がいらっしゃるのですね、市がやろうと思えばできるんじゃないかと思えますが、それを市が応援して例えば定期的に市民に販売するというような仕組みはできるとお考えですか。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） もっと大きな話ということでございます。東北全体のことを中間でお世話するような形のご質問でございますか。ちょっとその辺、今ネット経由等のいろんな方法論もあると思えますけれども、ちょっとやり方等、今後の検討課題とさせていただきたいと思えますけれども。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） 先ほど申し上げたように、やっぱり市民の皆様方の関心というのを薄れさせないというためにもですね、ぜひ市が何か具体的な仕掛けを検討していただいて、東北を応援をしていただきたいと思います。

次に、放射能を帯びた瓦れきの受け入れについてなんですけど、基本的に福島のは県内で処理をされているんですけど、近隣の瓦れきについて受け入れる場合でも、いわゆる風評によってあちこちで反対運動が起きています。本年8月の時点でですね、太宰府市は大野城太宰府環境施設組合も含めて瓦れきの受け入れは表明されていませんでしたが、お隣の筑紫野市はですね、清掃施設組合での受け入れを表明していました。しかし、その後、受け入れ自治体が1割弱に減ったという報道もありまして、筑紫野市が現在どのように判断されているのかわかりません。その情報はございますか。

○議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） 筑紫野市の今お尋ねの詳しい状況については、ちょっと今のところ把握をいたしておりませんが、県のほうに確認をいたしました情報によりますと、県内の自治体で受け入れを表明したところは今のところないということで確認はいたしております。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） 先ほどおっしゃったように、これはやはり広域で取り組まなければならないので、一自治体ではという話だったんですが、冒頭申し上げたように、県のほうはですね、今のところ条例の制定とかに踏み込むようなお考えは知事にはないようなことを9月議会ではおっしゃっておられたんですね。しかし、規制がないということはですね、民間同士の受け入れであれば行えるということなんですよ。先ほどおっしゃったように、県に報告をなさいというように今努力義務のような形で県が指導しているようなんですけど、これはあくまで努力義務でございまして、民間が受け入れましたよと報告をして、その詳細な情報をヒアリングするだけということになっちゃうわけですよ。したがって、一定の基準を、設けるということは受け入れるということになってしまうんですけども、しかし設けなければそのまま自由にそういった放射能を帯びた瓦れきが受け入れられてしまう。民間施設では特に受け入れられてしまう可能性があるということなんです。したがって、市としてもやはり一定の方向を考えなければならぬと思っております。その方針、市としての考え方、先ほど一自治体では判断できないとおっしゃいましたが、やはり一つの自治体、自治体、それぞれがやはりある程度の意識を持っていなければならないと思います。これはやはり市長にお伺いしたほうがいいかと思いますが、市長ご自身は今現在どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） もちろん最終処分場ありませんし、それでなくても福岡都市圏の南部環境施設組合、4市1町、福岡市を含めた4市1町での最終処分場、あるいは大野城太宰府環境施設組合での最終処分場、そういったことも持たない自治体の一つでございます。

この放射能の問題等々については、本当に一自治体の職員の判断といたしまして、またそ

のことの判断基準というようなことについても、そこを求めるとのことについては私は難しいというふうに思っております。それは福岡県でありますとか国でありますとか、そういった基準値を設けながら、そして本市にあっても民間のそういったものの話があれば、無論この放射能の物質の搬入の問題等々については、これは私どもとしては受け入れること等については、市民のやはり放射能汚染であるとか、あるいはいろんな分野から考えて、一自治体だけで判断できるものではないと、もしもそういうふうにあった場合については、私についてもよその自治体が行われておるようにお断りをするというふうな形になろうと思います。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） 私は個人的には、やはり何らかの基準を設けないとですね、やはり恐ろしいというのがあります。つまり先ほどから申し上げているようにですね、基準を設けるとことは受け入れるということになるかもしれませんが、しかしなければ国民で自由にやりとりをされてしまう。そのことが市民にわからないうちに国民でやりとりをされてしまって、県に報告が上がって、県がそれを公表するかどうかはわかりませんが、それがどのように住民に伝わってくるかわかりません。したがって、最終処分場が当市にはないということですが、しかし先ほどから申し上げているように、放射能というのは風向きとかですね、そういったので二、三十km先、100km先というのは平気で飛んでいくわけですから、知らないうちに太宰府市内にホットスポットができていたということも十分に考えられるわけです。ですから、全体的な意思の統一を図っている間にももし民間で受け入れが行われてしまったらどうするのか、そのときにはじゃあ太宰府市としてはそれは住民にどこで受け入れられましたよというような内容を公表するのか、そういったお考えは、計画は今お持ちでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） ただいまのご質問ですが、福岡県のほうも規定を設けたということは今のところございませんで、確認をいたしましたら、福岡県としては国の基準以内であれば受け入れる考え方を持っているということでの確認をいたしておるところでございます。

また、先ほど報告があった場合の対応につきましては、先ほど申し上げましたけれども、福岡県としてはその中で詳細なヒアリングを行って、安全性の確保に努めるというふうなことで確認をいたしておるところでございます。

また、ただいまご意見いただきました一定のルールが必要ではないかということにつきましては、東日本大震災以降ですね、市民の皆様の大気や土壌、地下水などへの先ほどおっしゃいました放射性物質、そういう汚染は、懸念は大変強くなっているものと、このように思っております。

現在、国では放射性セシウムを含むおそれがある廃棄物につきましては、処分方針などを示して広域処理を推進しておりますけれども、現在のところ国が示した基準以下のレベルであっても、県内で受け入れた市町村はなく、先ほど申し上げましたとおり、産業廃棄物業者におきましても受け入れの予定についての報告はあっていないということでございます。

この問題につきましては、まだまだ流動的な部分もありますので、国からの通達、また県との連絡調整などを密に図りながら、近隣市町とも連携を図り慎重に検討していくべき問題であると、このように考えておりますので、現段階におきましては、必要な情報を迅速かつ的確に収集し、その対応に努めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） 県は国の基準以下のものは基本的には受け入れるという方向であるということであればですね、やはり国の基準以下の放射性の物質、瓦れきが今後受け入れられていく可能性は当然県からの指導が各最終処分場を持っているところには行くでしょうから、そうするとそういった自治体ではそれを受け入れる方向になるのかもしれませんが。もしかしたら住民とかのいろいろなご判断があるかもしれませんが、そのときにですね、私たちが知る方法というのは、それはあるのでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） 今のところ、産業廃棄物等につきましては、先ほどから申し上げましたように、県への報告ということになっておりますので、福岡県なり福岡県の筑紫保健福祉環境事務所、こういうところと密に連絡をとってその情報を入手することしかないかなというふうに考えております。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） 県もそうですし、昨日の電磁波の問題も同じことなんですけど、結局国の基準以下であるということは、国は安心であるというふうに言っているわけですね。したがって、それは安全であるという判断で県はそれ以下のものは受け入れるという判断をされている。そうすると、昨日のご回答であれば、うちの自治体も国の基準以下であれば安全であるという見地に立つという、そういうお考えでよろしいでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） 国のほうといたしましては、先ほど言いましたように、東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドラインというものを示してございまして、いろんな情報を見ても、山形県ですね、こちらのほうはこれに対しての一定の考え方を各市町村に通知をしたということも確認をいたしておるところでございます。

そういう基準の中では、少し国の基準を下回るようなガイドラインを設定したということもございませけれども、基本的には国が示しておりますガイドラインということに従っていくと、基本的にはですね、そういうことになるだろうというふうに考えております。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） それは山形県の考え方だと思うんですけど、当市としてもやはり国の基準以下であれば、県が受け入れるということであれば、それは安全だろうということで容認するというお考えでよろしいですね。

○議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） 国の基準に準じていくという考え方、基本的にですね、ということ  
でよろしいと思います。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） 私自身は立場を一にしておりまして、やはり予防原則という立場から  
焼却することによってさらに放射能の濃度が濃くなるとかという説もございます。しかも、国  
の基準というのは、これは外部被曝だけの問題を上げているわけで、内部被曝の害については  
ですね、ここはほとんど触れられていないんですね。したがって、内部で被曝したときにそれ  
から5年、10年たったときにどういうふうな事象が出てくるかということについては、国の基  
準の中には入っておりません。ですから、私自身としてはもし自治体のほうでご検討されると  
ときには、県が一定の基準を出すでしょうけれども、しかしやはり国の基準自体もですね、福島  
の原発事故が起こって基準がいきなり下がったりとかですね、基準自体があいまいになってお  
った時期もあります。したがって、全国の多くの皆さん方が国の基準そのものに対して余り信  
用していない。そして、直ちに影響はないという言い方をされる。直ちに影響はないというこ  
とは、しばらくたったら影響があるんじゃないかというふうな解釈もできるということの中で不  
安を持っておられる。こういったことはですね、やはり自治体の中で決めることもあるかもしれ  
ませんが、やはり市民の意見もぜひこれは聞いていただきたいし、自治体の中で、広  
域でももちろんお話をされるときにもですね、やはり市民の、住民の意見というのは十分に聞いて  
いただきたいというふうに思っております。

検討したらですね、その情報はできるだけ早く私たち住民に開示をしていただきたいと思  
いますが、それはできますでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） 可能な限り情報は公開ということになっておりますので、そのよう  
に取り扱っていきたいというふうに思っております。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） よろしく申し上げます。

それでは、2件目の回答をお願いします。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） それでは2件目、PPS、特定規模電気事業者電力ということで私のほ  
うからご回答させていただきます。

まず、電力の使用の現状でございますけれども、本市の庁舎、あるいは中央公民館・図書館、  
あるいは学校などの公共施設につきましては、一般電気事業者として九州電力株式会社との契  
約を行い、それに基づいて電力の需給を行っております。これは電力の小売事業は電気事業法  
による参入規制がございまして、地域の電力会社、一般電気事業者だけが小売供給できるとい  
うこれまでの経緯によるものでございます。これが先ほども質問の中で説明していただきました  
ように、2000年に始まりました電気事業法の改正によりまして、電力の自由化ということで

2,000kW以上の利用者はそれまでのように九州電力だけではなくて、PPS、特定規模電気事業者からも電気の供給を受けることができるようになりました。

現在では、契約電力が50kW以上の利用者が電気事業者を選択することが可能となっております。九州の状況によりましては、先ほどの新聞報道等でも宮崎県が特定電気事業者、PPSからの購入実績が非常に高いということで報道されておりました、まだそのほかの県におきましては、まだまだ導入実績が低いということで報道がっております。福岡県内におきましては、先ほどご質問の中でおっしゃっていただきましたように、九州国立博物館、あるいは福岡市などが実際に導入を行ってきておるようございまして、今後その先進事例などを早速調査してその効果などを研究したいと思っております。

また、あわせまして入札の方法でありますとか、受電規模なども必要となってまいりますので、条件、あるいはそれを九州電力から切りかえた場合のメリット、あるいはデメリットも含めて調査研究を行いまして、電気料金の削減という観点から電気事業者の選定の検討を行ってまいることとしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） 九州国立博物館でお話をお伺いしたんですけれども、単に入札だけを行ったときより契約電気料の変更を同時に行ったことによって、さらに電気料金が安くなったということなんです、太宰府市ではですね、毎年次年度の予定電気使用量というのを調査されておられますか。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 電気使用量の実績というのはまとめておりますけれども、予定電気使用量までは現時点で把握はいたしておりません。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） これは契約電気量の変更、これを行うときに必要になってまいりますので、もし入札を具体的にお考えになられた時点ででもいいので、次年度、これまでの累積です、結局今までどれぐらい電気量を使ったかということから次年度を予測するという形になると思いますが、それをぜひ行っていただきたいと思っております。

福岡市のほうにも行ってまいりまして、お話を聞いてきましたけれども、福岡市では各学校において電気代の入札を行ったそうです。そして、約6,400万円の削減を実現しています。福岡市には約220校の学校がありますので、単純に計算すると1校当たり約30万円電気代が安くなったということになります。また、市役所の庁舎もですね、平成22年度の費用効果が約1,200万円、1,270万円となっています。この電気料金の契約について本市の状況をお伺いしますと、ほとんどが施設ごと、指定管理者ですとか、あるいは市が直接契約していることもあるようですが、施設ごとに契約が行われているようですし、学校もそれぞれの学校で契約が行われているということでしたので、まず今総務部長がおっしゃいましたように、市のほうで十分

に検討していただきまして、ぜひ各施設のほうにもですね、できるだけ早い段階でそういった情報を回していただければ、1校当たり30万円というのは学校にとって非常に大きなメリットになるかと思えます。

今3階から順次LEDに電球を交換されているということなんですが、LEDに交換するためには先行投資が必要なんですけれども、もし入札を行ってこれで削減することができればですね、その費用を使ってLEDにどんどんかえていって、電気代そのものも安くすることができるのではないかと思いますので、ぜひこれは前向きに検討していただいて、ある程度検討結果が出た時点で、議会なり私たちのほうにご報告はいただけますか。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） いろいろご質問をいただきました。まず1つが、九州国立博物館の状況を言いますと、あそこも入札等を行いまして、結果的には九州電力との再契約ということになっておるようでございますが、電力の経費削減の効果は非常に大きいということを聞いております。そして、今ご質問いただきました各施設、施設の電力関係の中でも、特に庁舎関係におきましてはエコオフィスの推進など節電努力を行っておりまして、これまで月間の消費電力は非常に減少してきておる状況でございます。そういう中の毎月ごとの今使用量等も調査しております。そして、この翌年の電力という場合は、その前、1年間の中で月使用量が多かったところがこれからの基本料金となっていくようでございますので、その前年あたりの一番多かったときはなぜかというような理由、原因等も調査してですね、今後の経費の削減につなげていきたいというふうに考えております。

そして、今ご質問いただきましたように、庁舎、公民館、中央公民館、図書館、そして各学校の使用量、各学校ごとに違ってまいりますので、その辺を内部的にもですね、情報を出しながら、今後の電気料金の削減と、そして電気事業者の選定という方法論のほうに入っていきたいと思っております。その辺の効果の上がりましたものはまたご報告等をしながら、その分あえて経費削減のほうに有効に活用していくという方法の中でやっていきたいと考えております。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） ぜひご検討ください。このPPSについてはですね、課題点として例えばCO<sub>2</sub>排出について、この発電のほうが環境の悪いというような説もございましたが、これはですね、例えば入札時の環境配慮基準の設定ですとか、あるいはグリーン電力証書購入といった、こういったものを活用することによって一定限軽減することができると思っておりますので、いろんな情報を収集されまして、ぜひこれは実現していただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

次に、5番小島真由美議員の一般質問を許可します。

〔5番 小島真由美議員 登壇〕

○5番（小島真由美議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従い2件質問をさせていただきます。

日本は今人類が経験したことのない超少子・高齢社会へと突き進んでいます。団塊の世代が75歳を超える2025年を展望し、介護基盤の整備をどう実現するのが大きな課題となっています。こうした高齢化の進行に伴う介護予防推進が重要な施策であることは言うまでもありません。高齢者が尊厳ある生活を維持するためには、コミュニケーションの維持が必要ですが、それを妨げるのが認知症です。介護予防の中でも、とりわけ力を入れるべき取り組みが認知症予防であると考えます。

2010年に公明党が47都道府県、10万件を超える介護現場でアンケート調査を行った結果、介護についての不安では、自分自身や家族が寝たきりや認知症になるかもしれないという不安が6割、また全国市町村への今後充実していきたいサービスは何ですかとの問いでは、認知症対応型グループホームが約5割と多かったのも認知症への課題が大きいことをあらわしています。本市における認知症予防への取り組みとして、現在力を入れている点、また今後の課題についてお示してください。

聞こえはコミュニケーションの基本であり、難聴が認知症を引き起こす原因の一つであるとも言われています。厚生労働省の調査によりますと、65歳以上の人のうち、聞こえづらいと自覚しているのは21.6%、70歳以上では25.2%と4人に1人は難聴を自覚しています。また、耳鼻科医田崎洋氏によれば、加齢性難聴の発症頻度は65歳以上で30%、75歳以上で60%、85歳以上では80%を超えると言われます。加齢による難聴は、老人性難聴とも呼ばれ、高い音が聞こえにくくなるのが特徴です。連続した音が途切れて聞こえるために聞き間違いが多くなり、会話もスムーズに進まなくなります。ただ、低い音は比較的聞こえるため、ちょっとおかしいな、年のせいかなと耳鼻科の受診を延ばしがちで、早期発見を逃し、治療を困難にしております。

簡易聴覚チェッカーが2010年12月に埼玉県鶴ヶ島耳鼻咽喉科診療所の小川郁男医師により考案、開発をされました。同市では、この簡易聴覚チェッカーを活用し、市の職員が要支援の方、介護認定には至らぬ2次予防高齢者、特定高齢者、老人会などの皆さんが活動している体操教室などへ、人が集まる場所へと行き、聴覚チェックを行い、その結果で耳鼻科医に診てもらうように勧奨をしております。簡易チェッカーは音だけでなく、ペンギン、飛行機、日比谷、7時などの言葉を発し、また長谷川式認知症チェックを考慮した、今日は何年何月何日ですかとか、3つの言葉、例えば桜、猫、電車等を覚えておいてくださいねなどの質問を発します。

鶴ヶ島市ではチェックの希望をとって、希望者に行うそうですが、ほぼ全員が希望されるそうです。血压をはかるように気軽にこういった聴覚チェック、認知症チェックの機会を設けることが必要だと考えます。簡易チェッカーを使つての聴覚チェックを実施することについて市の見解を伺います。

2件目の地域福祉についてお尋ねいたします。

2010年国勢調査抽出速報によると、全国の一般世帯数は約5,000万世帯、このうち単身世帯が1,588万5,000世帯と31.2%を占め、これまで最多だった夫婦と子の世帯を初めて上回りました。また、65歳以上でひとり暮らしの人は457万人を超え、65歳以上の男性の10人に1人、女性の5人の1人がひとり暮らしだとしています。そうした高齢者のひとり暮らしが増えていく一方で、認知症の高齢者をねらった悪徳商法は後を絶ちません。また、知的障がい者の親亡き後をどうするか、だれが面倒を見るのか、将来に不安を感じる親御さんたちも少なくありません。核家族化が進む中、身寄りのない高齢者や知的・精神障がいなど判断能力が不十分な人を地域で見守り、支え合う仕組みが必要になっています。その制度の一つに成年後見制度があります。成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどの判断能力が十分でない人の財産管理や身上監護についての契約や遺産分配などの法律行為等を自分で行うことが困難な方々を保護し、支援する制度です。介護保険とともに平成12年4月にスタートいたしましたが、いまだ制度が十分周知されておらず、また後見人の認定の難しさなどから、介護保険制度ほど利用されていないようです。こうした中、国は利用促進のためにこれまで自治体の長が後見人を立てる場合、要件の大幅緩和や成年後見制度利用支援事業の創設に取り組んできました。

そこでお尋ねいたします。今後高齢者人口の増加、障がい者の社会参加の促進につれ、同制度の活用が重要であります。本市の取り組みの現状と今後の課題についてお聞かせください。

以上、再質問は自席にて行います。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） ただいまのご質問につきまして、1件目の認知症予防の推進についてご回答申し上げます。

まず、1項目目の認知症予防の取り組みとして力を入れている点、今後の課題についてでございます。

認知症は老化によるものとして見過ごされがちですが、脳の障がいによって起こる病気で、だれでもかかる可能性がございます。今年初めごろのある製薬会社によるアニメキャラクターを使った新聞折り込み広告やテレビコマーシャルなどによる啓発は、皆様もご記憶のことと思います。それをごらんになられて、物忘れや認知症についての不安は自分はどこに相談すればよいのだろうかと思われた方も多かったのではないのでしょうか。認知症は早期に発見し、早い時期から治療を受けることで症状の進行を緩やかにすることができ、重症化の予防につながります。また、誤解や偏見から専門の病院には行きにくかったり、本人の拒否であったり、なかなか受診につながらない状況があります。このような状況を改善するために、平成23年度から筑紫医師会と筑紫地区4市1町の高齢者支援担当課が協力をしてもの忘れ相談事業に取り組んでおります。これは相談医の講習を受けたもの忘れ相談医が適切な認知症診断と治療ができる体制を整えて、認知症患者やその疑いのある人、またその家族が受診しやすいように専門の

診療分野を問わず対応できるような体制をとっています。

ちなみに太宰府市では、内科や皮膚科など4つの医院が認定をされています。そのほかに福岡都市圏地域共同事業といたしまして、平成22年度から認知症の相互理解に向けて、「みんなで支えよう認知症～認知症どげんかせんといかんばい～」を開催して、筑紫地区住民への啓発を行っております。

平成23年度は2会場で専門家による相談コーナーや啓発ブースを併設いたしまして、講演会を開催する予定にしております。

年明けの2月12日、日曜日でございますけど、太宰府市中央公民館、また3月11日日曜日には春日市ふれあい文化センターで開催する準備を今進めているところでございます。

続きまして、2項目めの簡易聴覚チェッカーの導入についてでございます。今年の7月から8月にかけて太宰府市の65歳以上の高齢者の方で要支援、要介護の認定を受けてある方1,000人と、認定を受けていない2,000人を無作為抽出しまして実施を行いました日常生活圏域ニーズ調査を行いました。高齢者の生活などについても調査を行っております。

その中で疾病の状況を見てみますと、全体的に高血圧が一番多く、介護が必要になった原因は年代別に差はございますけど、総合的には1番目として高齢による衰弱、2番目に認知症、3番目に脳卒中、4番目に骨折・転倒の順となっております。今後の認知症予防につきましては、重要な課題であるというふうに認識しているところでございます。

そのために、閉じこもりやうつ傾向を防止し、地域の方々とのコミュニケーションを図りながら、健康づくりの啓発を行う介護予防事業を、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上などの目的別、対象者の身体的状況に応じていろんな方策で展開をしているところでございます。

認知症の相談につきましても、先ほどお答え申し上げましたが、気軽に受診できるもの忘れ相談医の啓発と周知を行っておるところでございます。

簡易聴覚チェッカーによる聴覚検査の導入につきましては、加齢性難聴と認知症の因果関係を見きわめながら今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） ありがとうございます。今特に取り組んでいる内容といたしまして、部長のほうからご説明いただきましたこのもの忘れ相談事業でございますが、私もちょっと勉強不足でございまして、西日本新聞でちょっと拝見して存じ上げているところでございますが、少しこのもの忘れ相談事業についてご質問をさせていただきたいと思っております。

このもの忘れ相談事業というのは、4市1町で取り組まれているということなんですけど、事業の期間というのは決まっているものではないでしょうか。それから、本市では4つの医院ということでご説明いただきましたが、差し支えなければこの4つの医院を教えていただきたいということと、もう少しこれから増えていく可能性があるかということもお聞かせください。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） 期間というのは、平成23年度からの取り組みでございますけど、特に終わりというのはございません。それと、太宰府市内におきます認定医でございますけど、秋吉外科胃腸科医院、津田内科医院、中川内科医院、山野皮膚科医院の4つとなっております。

また、今後の増加につきましては、この認定を受けていただくためには、その講習を受けていただかないといけません。講習を受けていただいて認定をされるという形になります。この医院につきましては、医師会を通じてそういった呼びかけとかをさせていただいているところでございます。今の段階でまだ増えていくかどうかというところは、ちょっとこちらでは判断しにくいところでございます。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） これはスタートして半年ということでございますが、PR等はどういった形、啓発等はどういった形でされている内容でございますか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） PR方法といたしましては、市役所とか関係機関の窓口にパンフレット等を置いたり、講演会を行ったりしておりますけど、そういったときにさまざまな場でPRをしていっている状況でございます。

○議長（大田勝義議員） 5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） この相談医にお手を挙げて協力をしてくださっている医師の皆様には感謝を申し上げたいと思いますが、とても大切な事業だと私は思っております、この認知症かなと思ってから受診するまでに65%の人が2年以上かかっているそうでございます。そして、恥ずかしいからとか、精神科のほうに行くことへの大きなハードルとか、そういった理由がありまして受診をためらう方が多いというのが現実の中で、こういったもの忘れ相談事業というのは、そこら辺の気軽に相談できるといったような早期発見への有効なこういった事業であるというふうに思いますので、ぜひこれは進めていただきたいと思います。やはり病院に入ってそういった相談医であるかどうかの、せめてステッカーとかですね、わかる形でぜひ進めていただけたらもっともこの事業は大きく進んでいくんじゃないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） そのあたりにつきましては、このもの忘れ相談事業につきまして中心的にさせていただいております牧病院とかございますので、そのあたりも調整していきたいというふうに思っております。

また、この事業を始めまして実際に相談を受けられている件数といたしましては、10月にある研修会がございました。そのときに報告を受けたところでは、102件の相談があっていると

いう報告は受けております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） それではもう一つ、「～認知症どげんかせんといかんばい～」というような講演会を持たれているということですが、これは去年からの事業ということではよろしかったでしょうか。これもずっと続けていかれるということではよろしいですか。

日にちの設定が来年の2月12日でしたかね、1年を通して一番寒い時期に設定をされて、今回はしょうがありませんけれども、ぜひこれは暖かい時期に検討していただいて、より多くの方に来ていただけるようなPR活動もしていただけたらと思っておりますが、この2月12日の講演会の内容を若干、せっかくですから説明をいただいてよろしいですか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） この筑紫地区の相談事業につきましては、平成22年度からの取り組みでございます。先ほど申しましたように、年明けて2月12日、日曜日でございますけど、太宰府の中央公民館でまず開催を行います。これにつきましては、専門医による認知症の相談、行政書士による成年後見制度の相談、家族会による介護相談、また特別の相談コーナーと啓発コーナーもあわせて設けていきます。また、太宰府会場では、作家でありタレントであります遙洋子さんによる実のお父様の介護に携われた体験の講演を予定しているところでございます。この遙さんにつきましては、介護体験をもとにされました著書「介護と恋愛」につきましては、NHKでドラマ化をされて放送されており、文化庁の芸術祭参加ドラマにも選ばれているということでございます。

また、3月には春日市のほうで開催を行いますけど、春日市の会場では落語家の三遊亭夢之助さんによる講演会を予定されているところでございます。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） 最初の私の質問で特に力を入れているということで、この2つの事業をお示しいただきました。もう一つやはり大事なのはですね、地域に密着してどう地域の中できかわりを深めながらのこういった支援をしていくかということだと思います。その中に認知症サポーターというのがあったと思いますが、本市におきましてはこの認知症サポーターについてはどういったことになっていきますでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） ただいまご質問ありました認知症サポーターにつきましては、実際太宰府市ではまだ取り組みをしておりません。これにつきましては、今後指導者の育成なども含めまして研究をさせていただきたいというふうに考えております。この認知症サポーターにつきましては、認知症を知り地域をつくる10カ年の構想ということで、2005年にスタートしている国の制度でございます。その中の一つとして、認知症サポーター100万人キャラバンの構

想取り組みが行われております。そういったところで、もっと市としても研究をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） この認知症サポーター100万人キャラバンというのは、平成16年に痴呆という呼称から認知症へと名前が変更されたことをきっかけに、ずっと、もう7年ぐらいになりますけれども、全国で取り組まれております。進んでいるところは、やはり認知症サポーターは自発的な何の制限もなく、拘束もなく、やっぱり自発でボランティア精神でやっているというふうな取り組みでございますので、小・中高の今から次代を担うようなお子さんたちがやはり意識を持ってこういった高齢者の方にかかわり合いをしていくというふうなことも大事な地域の要素でございます。

一つ先進地でのお話の中で、中学生が下校中にですね、やはりちょっとはだしとか、つかかけを履いた冬の寒い中で歩いてたおばあちゃんを見かけまして、声をかけて、たまたま近くにあったデイケア施設のほうに介添えをして、そこで保護をしていただいたというふうな経緯もございますように、こういった地域ぐるみでやはり認知症の方々をサポートしていくような体制づくり、今回は私は通告の中に入れておりませんが、介護保険としての事業としての受け皿はもちろん必要でございますが、こういった地域を挙げて認知症をサポートしていくようなシステムづくりを早急にさせていただきたいというのがあります。

今現在、現実問題、地域で取り組まれているようなことは何かありましたらちょっとお示しください。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） この認知症に関してということでの地域での取り組みというのは、今のところございません。

○議長（大田勝義議員） 5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） この認知症というのは、本当に複雑な医学的な見地からはさまざまなことが考えられるような病気でございますので、本当に難しい。記憶の障がいであるとか、思考力の障がいであるとか、見当識障がい、計算の障がい、被害妄想、行動障がい、こういった病気か病気じゃないのかわからないような、老化現象であるのか、それとも認知症という病気なのかといった、こういったわかりづらいような病気でございますので、こういったところの勉強会の地域への出前講座をしていただくとかですね、専門家による出前講座をしていただくとか、そういった方々にかかわるご家族の方へのレスパイトケアといったような事業も必要でございましょうし、さっき申し上げました認知症サポーターの養成講座もこれからはしっかりとやっていただきたいなと思います。この件はこういった要望で終わらせていただきます。

それから次に、聴覚チェッカーについてご回答いただきましたけれども、この簡易聴覚チェッカーの導入については、本当にこれは耳の聞こえづらさがコミュニケーションを遮断して、

そこからひきこもりであるとか、うつであるとか、お年寄りがどんどん社会から隔絶をしていくといった大きな社会問題を気軽にこういった形でチェックしていきながら予防していこうじゃないかというような、そういったツールでございますので、これはぜひ本市としても検討していただきながらですね、さまざまな形でこういったものを使っていっていきながら、もうすぐ3軒両隣の中でお一人は認知症というような時代がまいりますので、ぜひこういったものはどんどん使ってもらって、地域の中で密着して予防とそして支援する体制づくりをお願いして、1件目を終了させていただきます。

○議長（大田勝義議員） ここで13時まで休憩いたします。

休憩 午後0時04分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（大田勝義議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） 2件目の地域福祉についてご回答いたします。

成年後見制度の現状についてでございます。太宰府市では平成15年3月太宰府市成年後見制度利用支援事業実施規則を制定いたしまして、判断能力が不十分な要支援者で福祉サービスの利用支援などの援助が必要な方について、配偶者または4親等内の親族がない場合、市長が家庭裁判所に成年後見審判の申し立てを行うものと定めております。

昨年度までに5件、平成23年度も1件の申し立てを行い、後見開始の審判を受けているところでございます。

次に、本制度の普及事業といたしまして、平成20年度から社会福祉協議会に委託し、毎月1回あんしん相談という名称で弁護士による相談事業を実施しているところでございます。

次に、後見人養成に関することですが、ご質問の中にもありましたように、本年6月の介護保険法等の一部改正では、認知症対策として後見等に係る体制の整備等が加わり、市町村に対し人材の育成等の必要な措置を講じ、高齢者の権利擁護の推進を図るよう努力義務規定を定めております。

今後、認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は高まり、その需要はさらに増大することが見込まれることから、市民を対象とした人材育成などの推進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 5番小畠真由美議員。

○5番（小畠真由美議員） 私の質問の中に、今の現状ともう一つ課題というか、そういったものもご提示いただけたらということをお聞きをしていたんですけども、部長の今のご答弁の中から察しますに、利用率がちょっと低いかなといった、これは全国的に本市に限らずなんですけれども、こういったことが一つの大きな問題になってきていると思います。この成年後見制

度につきましては、なかなか周知ができない、しづらいということもございますし、利用しづらいといったこともあると思うんですけども、大きな要因としてはどういったことを市としては考えられていらっしゃるでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） そうですね、やっぱりこういった制度の周知と申しますか、そのあたりをいかに図っていくかというところでございます。そういったところで、先ほど社会福祉協議会のほうに委託して、取り組みをしていただいているということを申し上げましたが、平成22年度の状況といたしましては、弁護士等による相談件数といたしましては、平成22年度28件というふうになっております。

また、周知をいかにしていくかというところでございますけど、そのあたりにつきましてはもっと広報なりホームページなり、そういったいろんな機会でも周知をしていきたいというふうにご考えております。

○議長（大田勝義議員） 5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） ホームページ等とか、また地域のほうにですね、自治会を通してまた周知のほうもお願いをしたいと思っておりますが、またこの制度が普及しにくい理由のもう一つの大きな原因としてはですね、安心して頼める後見人が身近にいないという点もあると思います。これは後見人の6割が親族でございますけれども、相続権のある親族にゆだねるために相続人同士で財産の奪い合いとか、こういったことも起こっているようでございます。残りの4割が弁護士、司法書士、社会福祉士らの第三者が担っているというのが今の成年後見制度の実情だと思いますけれども、今、少し最後のほうに申し述べられましたように、部長がおっしゃったような市としての取り組みとしては、市民後見人制度というものを取り入れたいという意向ということでよろしいですか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） 先ほど申しましたように、今後後見人の需要が増えてまいりますことから、太宰府市といたしましては来年度から社会福祉協議会と連携をいたしまして、市民後見人養成研修と申しますか、講座等を開催していきたいというふうにご考えております。

○議長（大田勝義議員） 5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） 私も同感でございますが、この市民後見人制度をしっかりと進めているところもたくさんございまして、東京の世田谷区ではですね、区民後見人という形で養成をしておりましたり、また大阪市あたりは市民後見人として市全体でそういった支援センターを開設して、専門のスタッフや弁護士などによる相談とともに、こういった市民独自の市民の後見人の養成をしているところも今たくさん出てきておりますので、こういった市民後見人という形で身近な方たちの中からそういった人たちを養成することも必要じゃないかというふうに思います。

この高齢者や知的・精神障がい者など判断能力が不十分な人を地域で見守り支える役割を果

たすのが、こういった成年後見制度ですが、なかなか周知がここまで来てできていないということと、利用しづらいという難点がございまして、ぜひ市民後見人という形での担い手となる人の要請をお願いして、今回の質問をさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（大田勝義議員） 5番小畠真由美議員の一般質問は終わりました。

次に、16番村山弘行議員の一般質問を許可します。

[16番 村山弘行議員 登壇]

○16番（村山弘行議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い質問を行います。

まず、1件目でございますが、教職員の超過勤務の実態及びその解決策についてお伺いし、さらに小・中学校の修学旅行の事前調査、いわゆる下見の勤務上の取り扱いについてお伺いをいたします。

まず、教職員の勤務についてでございますが、全国的に見まして教職員の超過勤務は年々増えてきております。逆に子供たちと接する時間は短くなってきているわけでございます。2006年10月に労働科学研究所による教職員の健康調査が発表されました。また、2007年5月からは文部科学省による教員勤務実態調査が公表をされました。また、教職員の健康調査結果によりますと、健康状態に不調を訴える教員の比率はすべての職種の平均の約3倍、そして7割の教職員が家庭や余暇生活を犠牲にしているという結果が出ております。小学校、中学校の平均超過勤務時間は持ち帰りも含めると月に平均46時間から55時間にも上り、多忙、長時間労働の実態が裏づけられております。

2010年に私どもの友好団体の調査によりますと、これは個人へにアンケート調査でございますが、1日の中で休憩時間なしというのが福岡県全体で23.5%もあります。筑紫地区の数値につきましても、1分間未満、休憩時間が、40.7%もあり、また超過勤務も筑紫地区を対象にした調査では、1週間に全く超勤がないというのはゼロであります。週に7時間から10時間というのが16.3%、週に10時間から15時間が23.3%、週に20時間以上というのが25.6%もあります。さらに、1週間の在宅業務も3時間から10時間以上を含めると51%強であるという数字があります。これは筑紫地区全体ですから、本市の実態がわかりません。したがって、お伺いいたしますが、本市の教育委員会として市内の小・中学校における教職員の超過勤務の実態は把握をされているのかお伺いをいたします。また、把握をされておるといふことであれば、具体的な数値をお伺いするものであります。

次に、長時間労働からさまざまな疾病が出て、休職者の数も増加をしております。これも文部科学省の調査でも、1995年の全国の教職員の総数が97万1,012名で、病気休職者が3,644名ありました。その3,644名の中の精神疾患の数は1,240名であります。その10年後の2005年の調査では、教職員総数は91万9,154名と10年前より5万人程度少なくもなっておりますが、逆に病気休職者は7,017名と約3,300人増えておりますし、精神疾患の数も4,178名と増えております。この10年間で約3.3倍になっております。本市につきましても、これに類する調査は行っ

たことがあるのかどうなのか、また実態を把握しておられるならば明らかにしていただきたいと存じます。

そこで、このような学校現場の対策として労働安全衛生委員会があらうかと思いますが、実際には学校現場にはありません。法では50人以上の従業員の事務所には、労働安全衛生委員会が義務づけられておりますが、本市の中には50名以上の学校はありません。したがって、本市全体の小・中学校を対象とした労働安全衛生委員会の設置の考えはないのかお伺いをしたいと思います。

超過勤務を増やしておる要因の一つに、さまざまな研究指定校があると思いますが、県教委、あるいは筑紫地区の市教委、あるいは本市の教育委員会、あるいは学校長等の研究指定校の実態がどのようになっているのかお伺いをいたします。

また、関係校長先生などが学校視察をされているようでございますが、その受け入れ側の学校もその準備が大変苦勞が多い、仕事が多いというふうに聞いておりますが、それとの教育的効果が上がっているのか甚だ疑問であるというふうにも伺っておりますか、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

さらに、教育論文提出があるようですが、筑紫地区のいわゆる地区論文研は具体的にはどのようなものがあるのかお伺いをいたします。その効果は上がっているのか、逆に疑問視する声すらありますが、あわせてお伺いをいたします。

次に、小・中学校の修学旅行の事前調査、いわゆる下見についてでございますが、勤務上の取り扱いがどうなっているのかお伺いをいたします。当然私は出張扱いと思いますが、いかがでしょうか。

2件目についてご質問を行います。

次世代教育支援対策法に基づいて策定されました特定事業主行動計画は、5年という時限立法であります。地方公共団体及び301名以上の全企業には義務づけていることはご案内のとおりであります。本市の特定事業主行動計画の対象といたしますか、教職員はその対象になっているのかどうなのかをお伺いするものであります。

以下、再質問につきましては自席で行いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大田勝義議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 順次お答えをさせていただきます。

最初に、1項目めの市立小・中学校教職員の超過勤務の実態についてお答えいたします。

教職員の時間外勤務の状況につきましては、さきに申されましたような文部科学省の実態調査、また県教育委員会のいろんなご指導、またさきに申されました友好団体の調査、こういうこと、そのほかに学校での校長や教頭からの聞き取り等から把握しております。市独自での調査は行っておりませんが、市の状況もこれらの結果とほぼ同様ととらえておるところでございます。

ご承知のように、日本の学力状況はやや心配されたこともありました。また回復の状況に

あり、人口が1億人を超す国では最高の水準を保っておると思います。このようなことは先生方のご努力が非常に大きな要因と考えています。それだけにゆとりを持って指導できることを強く願っており、私どもは文部科学省や県に対し教育環境の充実を例年強く要望しているところでございます。

このこととはまた別に具体的なことといたしまして、時間外勤務軽減のために各学校におきましては、校務分掌の見直しや不要な業務の洗い出し、情報通信技術機器の活用による業務の効率化、会議や研修の内容の見直し並びに回数や時間短縮などにも取り組んでおります。それとともに、市長の肝いりもあります。支援員等の配置もお願いしているところでございます。

次に、病気休暇についてですが、本年12月1日現在で病気休暇、あるいは休職をしている教職員は6名おります。うち2名が精神疾患が原因となっております。

労働安全衛生委員会についてですが、法の規定により常時50人以上の職員がいる学校には設置することとされておりますが、本市においては該当する学校がありませんので設置はしておりません。ただ、長時間にわたる過重労働により健康に悪影響を及ぼすことが懸念される教職員に対しては、チェック票などの提出を求め、必要に応じて医師との面接指導を受けさせるようにしております。

2項目めの指定校の実態についてお答えします。

文部科学省、県教育委員会等では各教科指導法の研究、環境教育や人権教育等領域的な研究、各地区の課題、例えば学力向上などの課題の解決のための研究等の指定がなされております。本市においてもこのような指定を受けることもございます。市独自といたしましては、現在小・中連携教育の推進、地域運営学校の運営推進に絞って行っております。これらは今後の社会を考えた場合、どうしても必要な事項と考え、校長会や教頭会と諮り実施しているものでございます。

これら市が実施する教育研究指定校は毎年2校から3校指定を行い、3年間の研究期間を経て教育研究発表会を行っております。

これらの研究指定校は、本市のさまざまな教育課題に対し実践研究を通して、新しい教育課程・指導法の改善・開発を目的としており、新学習指導要領改訂への対応や教育の指導力向上のほか、他校の学校運営の実証的資料として生かされるなど貴重な実践資料となっております。ただ、指導案とか冊子、こういうことにつきましてはより軽減を図るよう考慮しながら進めているところでございます。

3項目めの学校現場視察に対応する教職員の勤務実態についてですが、学校現場への視察としては、市教育委員会が行う学校訪問と他の学校の依頼による視察がでございます。学校の対応といたしましては、授業公開と校長による学校説明が主なものになりますので、公開の準備と公簿の整理など日常的な業務に加えて、校長、教頭、教務主任等が学校訪問時の資料作成を行っている状況であります。

また、他の学校から依頼による視察につきましては、多くの場合、当該学校が日ごろから専門的に取り組んでいる内容に関する視察となりますので、視察のための資料準備、当日の対応が主な業務であり、校長、教頭、教務主任、研究主任等、限られたメンバーで対応することが主でございます。

4 項目めの各種報告書の教育的効果についてお答えします。

筑紫地区4市1町において教育に関する研究調査及び関係職員の研修を行うことを目的に、筑紫地区教育事務連絡協議会を設置しておりますが、その主体行事の一つとして筑紫地区小・中学校教育論文の募集及び表彰を行っております。これはすぐれた教育活動実践論文、研究論文を広く募集し、筑紫地区の教育活動の充実や振興に資するため実施しております。筑紫地区管内の小・中学校より学校の実情に応じて希望により募集を行っているところです。

本市においては、各学校より一、二名程度の応募がありますが、教師が自分自身の教育実践を論文としてまとめることは、自分の教育実践を深く見詰め、評価し、充実した指導法のあり方を創造することにつながり、またそうした研究内容や指導方法が共有化されることにより、学校や地域の教育レベルアップが図れるなどのことから、非常に有効なものと考えております。

最後に、修学旅行における事前調査の勤務扱いについてですが、ご存じのように出張は校長が命じます。下見に関する期日や人数、調査内容等を校長が判断し、事前調査が必要と認めたときは、公務出張の取り扱いになるとなっております。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 教育長ご存じだと思いますけども、非常に学校の先生が多忙になっておるとするのは、これは否めない事実だと思います。文部科学省が昭和41年の調査と平成18年を調査したのでは、約3.4倍ほど超過勤務が増えておると。学校の先生にはこの超勤というのがないというふうに思っておりますが、調整手当かなんか4%なんかその中に入っていると。それは昭和40年代の学校の実態の中で算出の基礎になっているかというふうに思うんですが、いずれにしましても、かなり授業時間そのものはそんなに、昭和41年と平成18年を比べた時間ではそんなに変わっていませんが、残業といいますか、超勤がやっぱり3倍ぐらい上がってきておるという意味では、やはりどっかに問題があるのかなあという感じがします。今、教育長からのご回答があったんですが、いずれにしましても、例えば学校長なり他の学校から要望などがあって視察に行くという、今度は受け入れ側の学校の先生たちは、これは現場の先生たちのご意見ですけども、やはり何時に学校に到着をされる、それから教室に何時に来られる、非常に詳細にわたってこの段取りをしなければならぬと。実際その学校の公開授業を見るのは、その1カ所だけじゃないと思われるので、5分程度かなあと、ためにやっぱり相当な時間を費やすという意味で、それが論文でもそうでしょうし、研究指定校もそうでしょうけども、教育のレベルを上げていこうという、先生のレベルを上げていこうという趣旨について

は異論あるわけじゃないんですが、結果としてそのことが教師の超勤になってみたりだとか、子供との接する時間が短くなっていく。数年前に県の教育委員会としては極力指定校を減らすようにというふうにご指導があつてかたというふうに思いますが、超勤は現場長である学校長が把握をされているというご回答、そのとおりと思います。一回本市の、休職者については今ご回答いただきましてわかりましたが、超勤の実態調査などもですね、一回教育委員会として小・中学校の、外部に明らかにする必要まではないと思いますが、一体本市の小・中学校の学校の先生たちがどれほどの超勤をされておるのか、あるいは持ち帰り時間ですかね、持ち帰りの作業がどれくらいあるかというのを一回調査をしてみられたらどうかと思います、いかがでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 先ほど言われましたように、昭和40年代と現在を比べましたときに、やはり教育内容が非常に複雑になってきたということを感じまして、打ち合わせその他に要する時間がかかなり増えてきているということではございます。それとともに、子供の様子とか家庭の様子、地域の様子等も随分変わりました関係で、先生方の指導に要する時間が長くなってきているというような状況もあるんじゃないかと思っております。

先ほど言われましたように、先生方の勤務の実態についてはですね、詳しく調べれば調べるための一つの効果もあるんじゃないかと思いますが、それでもってですね、じゃあどう対応するかというのは、まだ今のところ県教育委員会の指導を受けながらやっているというのが現状でございますのでね、今すぐ職員全体に対して超勤の状況はどうだろうかというようなことまでは考えていないというような状況でございます。

○議長（大田勝義議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 結局超勤が、ご案内だと思いますけども、増えてくるとなかなか子供、かつて私も一般質問で申し上げたと思いますけども、超勤なりいろんな諸準備、論文も一つのそうでしょうけども、そういうものに、言うなら言葉が適切かどうかわかりませんが、きゅうきゅうとしてといいますかね、一生懸命そっちのほうになって、子供との接する時間が少なくなってきておると。そのことが結果として子供が発信をしているいじめだとか、いろんな問題を見る時間が、みんなに目が届かないといいますかね、そういうふう子供が一生懸命発信をしているところだけでも、日常の多忙な業務内容によってなかなか見過ごしてしまったということで、結果的に悲惨な結果になってしまうというようなことなどもあるようでございますから、ぜひここは一度ですね、小・中学校の校長会かなんか当然あつていまいしょうが、一回機会があればどれくらい超勤があつているのか、あるいは持ち帰りがどれくらいあつているのかというようなことも教育委員会として把握をする必要があるかと思いますが、これはひとつご検討をお願いをしておきたいというふうに思っております。

労働安全衛生委員会、今こういう部分ですね、病気だとか、そういういろんなさまざまな問題で事業所、50人以上の事業所ということでは、筑紫地区では3校くらいあるかなと思います

けど、本市にはございません。ただ、文科省が出しております学校における労働安全衛生委員会の整備促進について万全を期すようにと、先ほど教育長もお話がありましたように、できれば50人未満の事業所を含めて、言われましたように面接指導ですかね、面接指導があつているということではありますが、国会の附帯決議で平成20年4月の労安法の完全実施に当たってはということで、いろいろ注意書きがあつておりますし、県教育委員会あるいは地方公共団体にもですね、通達が出ているように、言うならば平成20年4月から常時50人未満の労働者を使用する事業所を含めすべての事業所に面接指導等が義務づけられておりますので、これはただ義務づけられているからということよりも、先生が休めば代替えの要ろうし、やっぱり子供たちと先生の接する今までの思いと、突然に新しい先生が来られるという意味では、子供たちも若干の不安が出てくるというふうに思いますからですね。かつて私も一般質問の中でも申しあげましたように、市全体で教育委員会と7小学校、4中学校ですか、たとえば産業医、その代表、どういう構成はなるかは別に、それは論はゆだねておきたいと思いますが、産業医を入れるとか、そして定期的に、私の経験でいくと労働安全衛生委員会、労使で通常僕らの場合はつくっていたんですけども、それは労働安全衛生委員会に産業医を入れたりということで、学校全体でというのはできませんから、市で、市の教育委員会と11の小・中学校を、どういう構成にするかは別にして、単体といいますか、学校独自ではもう50人増えていませんけども、市でやって教育委員会が中心になって労働安全衛生委員会をつくっていかうということについて、いま一度ちょっとお伺いしたいと思いますが。

○議長（大田勝義議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 学校はそういうわけで、50人以下という状況ですけど、市全体はですね、これだけの規模ですから当然あるわけでございますので、市の状況を少し聞かせていただきたいというふうに思っております。

それから、具体的にもしそういうのを設置した場合、どんなふうになっているかというのをちょっと今のところ考えておりませんのでですね、先生方のいろんな不安を除去するのに役立てば非常に効果があるんじゃないかと思っておりますが、ちょっとまだ部内で話し合いをさせていただきたいと思っております。ただ、やっぱり50人という一つの規模がありますので、なかなか難しさも感じているというのもご理解いただければと思います。

○議長（大田勝義議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 行政側、市長部局とも議論されて、できるだけ、これはねらいはできるだけ学校の先生が病気にならないように、あるいは超勤を少なくする方法で、そしてできるだけ担任の先生が子供たちと接する時間をつくるということでもありますから、労安をつくるのが目的じゃないんで、病気を未然に防止をしていく、あるいは子供たちとの接する時間をできるだけ余計とっていかうということが私の思いでございますので、労安をつくれれば事が足りるということではなくて、労安が至らないなら、それに何とかいい方法でそういう先生たちが病気にならないように未然に防ぐという努力もご検討をお願いをしておきたいというふうに思

います。

それから、修学旅行のいわゆる事前調査でございますが、これはご案内ように学校には大体夏休みだとか、そういうときに行われているようでありますけれども、私はちょっと学校の先生から、どこの学校ということではありませんし、本市ということでもありませんが、有休を使って事前調査に行くというようなお話を聞いたことがございます。もちろん、それはもう去年とかおとしじゃなしに、もう最近、有休で行かされたというようなことを聞きましたので、修学旅行は当然校務でありますので、事前調査、校務に伴う事前の調査でございますし、既に教育長ご存じだと思いますけども、最近の修学旅行は班で行動しますからですね、1人、2人の先生が行くよりも、やっぱりその対象の学年の先生たちが班として行動する生徒たちの事前の調査ということですので、ないとは思いますが、教育長の答弁では当然校長先生が必要と思ったら校務になるぞというふうにご回答いただきましたが、ここは用心というよりも、できれば各学校に修学旅行の事前調査については、当然校務であるから公務扱いにというような通達と言うとかたくなるかもしれませんが、事務連絡というようなものが出していただければ、議会でそういう疑義があったと、質問があったのでということまで書くかどうかは別にしまして、各関係小・中学校にそういう連絡というか、事務連絡でも構いませんし、そういう部分も出していただけるかどうかをちょっとお伺いしたいと思いますが。

○議長（大田勝義議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 私自身も校長をしておりまして、そういうふうな事例に出会わしたことがございます。その中で二、三、話したことの一つにですね、やはり下見というのは非常に大変な役割で、広く言えば、その場所と、その場所を管轄している、例えばホテルでしたら消防署とか、いわゆる保健所みたいなところ、それから散歩する道でしたら警察署等との届け出とか、そういう非常に大きな責任も反面では持っているだけにですね、どういうところを見てくるかというような内容をやっぱりよく精査しておかないと、余りに下見して、もし何かあればそちらに責任がいくというようなこともございますので、その辺を十分検討しなくてはならないというふうに思っております。大概はそういう専門の業者等を通じながらやりとりしているというのが現状でございます。

もう一つはですね、先ほど夏休みの話が出ましたけど、下見は下見になっているけど、内容として例えば家族サービスとかですね、職員旅行的な要因がもしその中に入っておるようだったらですね、やはり年休で対応したほうが適切じゃないかというような事例もあったのも事実でございます。

そういうふうなことを含めながらですね、先ほど申しましたように、どういう内容、何人ぐらいでどういう期間等々、校長のほうが見ながらですね、出張を命ずる。または逆に、今言われましたように、初めて行くようなところを、町をグループで歩かせる場合は、やっぱり町の様子を見てきなさいという意味合いで、今度は校長のほうから〇〇君行ってきなさいというような命令を発するような場合もございますので、その辺の中身をですね、十分見てから

校長のほうの判断をお願いしたい、任せたいというふうに思っております。

○議長（大田勝義議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 例えばですね、湯布院に修学旅行を1日ぐらいで行くと、来週私、家族で湯布院に旅行に行くと。じゃあ、町並みだとか人の出入りがどれぐらいかちょっと見といてくれんねという校長先生が言われる分は、これは参考に、いやあ、もう平日はとても多かったですよという意見とか、日曜日この間、先週あの先生が行ったらどうだったというのは、これは家族旅行のときに湯布院は計画しとるけどどうだったのかという部分は、これは有休で全くプライベートで行った部分に湯布院の状況をちょっと聞いとくという意味では、支障はなかるうと思うんですね、有休として当然休みを自分の休暇で行く。ただ、修学旅行の下見で行くときですね、明確にこれは下見というときには、これはもう出張ということに論をまたないというふうに思いますので、少しそこらがグレーゾーンがあると、ちょっと労災なんか事故があったときとか、車で行きよるときの問題が、プライベートやけども、校長からあれも言われたからあそこまで行っとかんといかんと、こうなると非常にグレーゾーンが出てくるというふうに思うんですね。だから、そこは少しやっぱりしっかりけじめというか、これは有休のついでよければ見てきてという程度にしとくならしとくと、いや時間が無理と、あなたは時間があれば、ちょっと考えよるから湯布院からちょっと別府まで足延ばされたら、例えばですね、という、それはあくまでも自由意思ぐらいにしとって、事前調査ということであれば、これはもう明確に出張扱いにしてくれということの区切りといいますか、けじめはしっかりしとかなきゃいかんのじゃなかるうかと、論をまたないと思いますが、そういうふうにぜひお願いしときたいし、できればそれぞれ機会があれば学校長にもその旨を伝えていただければというふうに思います。

じゃあ、2番目の件をお願いいたします。

○議長（大田勝義議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 最初に、1項目めの学校現場における本市の対応についてご回答いたします。

平成15年度に成立した次世代育成支援対策推進法に基づき、事業主としての立場から平成16年度に太宰府市特定事業主行動計画を策定しております。さらに、平成22年度から平成26年度までの5年間を後期と位置づけ、新たに太宰府市特定事業主後期行動計画を作成したところです。この計画は職員として安心して子育てをしていくことができるよう、職場環境を向上させるとともに、地域社会における子育て支援にも積極的に参加することにより、社会全体で子育てしやすい環境づくりに貢献することを目的としております。

2項目めの子育て推進のための対策と特定事業主行動計画の中における教育の現場の位置づけについてですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、市町村立学校の教職員のサービスの監督は市町村教育委員会が行っておりますので、教職員もこの対象になるととらえております。ただ、採用とか分限等は県に権限がございますので、実務をする場合には県

の指導、助言を受けながら行っているというところでございます。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 聞いてよかったなと思いましたが、聞いてよかったなと思いましたが、じゃあ教職員もその対象というふうに理解をしてよろしいということですね。

○議長（大田勝義議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 教職員も市の職員ということでございますので、その中に入っておると。ただ、先ほど申しましたように、実務をやっていく場合は、県教育委員会との合議といいますかね、教育委員会としては内申という形で県に届けて、実務が進んでいくということになっていきます。

○議長（大田勝義議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） そこで、教育長の、わかったんですが、計画の対象の中にいわゆる現場長は校長であるという明文化は本市の場合はされていないと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 教育委員会となっているようでございます。

○議長（大田勝義議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） だから、教育委員会が所属長となれば、学校職員はいわば、いわゆる教職員は職員ということで、今教育長の話では、所属長が教育委員会となれば、職員は教員と理解してよろしいでしょうか。それは所属長は教育委員会であって、職員という、いわゆる教職員は職員であるというふうに、いわゆる特定事業主行動計画の対象の範疇に教職員も入っておるというふうに理解をしてよろしいでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今ご質問の特定事業主後期行動計画でございますけども、まず基本的に任命権者ごとにつくるということになっております。だから、市長、市長部局の市長、そして教育委員会、例えば議長もそうですから議会、そして監査委員というような形の任命権者ごとに本来はつくるべきものという原則論がございます。ただ、私どものような市町村におきましては、そう細かなことも言わないのでということで、市全体で市長部局、教育委員会部局等の課長等で組織した委員会で、太宰府市としての子育て支援のプログラムとして行動計画を定めておりますけども、本来は任命権者ごとということでございますので、今教育長さんお答えになったように、教職員も含めた教育委員会として本来は一つ持つておくべきものというのが原則論でございます。

○議長（大田勝義議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） いやいやそう理解しているんですよ。そのように理解をしているので、私がここでお尋ねしたいのは、教員もその行動計画の対象の中に、教職員も入っています

ねと言ったら、それは入っていますというふうに教育長が答えられたから、それはそれでいいんですよ。できれば、その中に明文化はされていないでしょうということを知っている。なぜかしら春日市の場合は所属長は各所管をする課長級、それ以外を職員と。なお小・中学校に当たっては、所属長は校長、それ以外を職員という、こういうふうに明文化されているわけですね、春日の場合は。うちの場合はそこまで明文化されていないけれども、同じように理解をしていいかということです。できれば明文化してもらいたいし、そういうふうに理解をしてよろしいのかという質問です。

○議長（大田勝義議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 明文化につきましては、また総務部と検討させていただきたいと思えます。

それから、ここに行動計画が手元にあるわけですが、先ほど部長が説明しましたように、ずっと併記しているというような形でございますので、より適切にするにはどうしたらいいか、また総務部のほうとも話をしたいと思えます。

○議長（大田勝義議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） ぜひ明文化をしていただきたいというふうに思っております。学校現場非常に多忙でございまして、先生たちも先ほど申し上げましたように、超勤で、また自分の時間がなかなかないと、まして生徒たちと接する時間も非常に少なくなってくるし、生徒が発信してくれる、発信しておるいじめに対する、そういうものを見抜く時間もできるだけとれるような、研究指定校なり、論文発表についても、できれば先生たちの余裕の持てるような時間をできるだけつくっていただくように、今後の教育行政に生かしていただきたいということをお願いしまして、私の一般質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（大田勝義議員） 16番村山弘行議員の一般質問は終わりました。

次に、10番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔10番 橋本健議員 登壇〕

○10番（橋本 健議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載の1件について質問させていただきます。

スポーツ振興の支援と充実についての質問です。

来年の平成24年、すなわち西暦2012年第30回ロンドンオリンピックが開催されます。ロンドンは1908年、元号で言いますと明治41年とそれから1948年、昭和23年、そして来年度、2012年、平成24年の計3回の開催となり、オリンピック史上初の快挙だそうです。開会式は7月27日、ロンドンオリンピックスタジアムで始まり、8月12日までの17日間、陸上競技、水泳、サッカー、テニス、バレーボール、ボクシング、卓球、体操、柔道、射撃など26競技、302種目で争われます。日本選手団の活躍に期待し、日本人としてしっかり応援をしましょう。平和な我が国では、ありとあらゆるさまざまなスポーツがありますが、特に一番人気は野球でしょう。今年悲願の日本一を遂げましたソフトバンクの戦いぶりは見事でした。完全制覇

での優勝は経済的効果はもちろん、地元福岡を大変盛り上げ、活気づけました。また、サッカーではなでしこジャパンの大活躍でワールドカップ世界一という栄冠に輝き、日本じゅうを大興奮させました。こうした一流の競技スポーツやプロスポーツは見る者を興奮させ、楽しませてくれますし、子供たちに夢と希望を与えます。

さて、私たちを取り巻く環境は随分と変化し、大変恵まれた便利な世の中になりました。車や電車や飛行機などでの移動、確かに行動範囲は広くなりましたが、乗り物のない時代と比べ歩くことが極端に少なくなり、強靱な足腰を培うことは期待できなくなりました。このような便利で快適な生活によって子供たちを初め高齢者までもが運動不足やストレスを増大させ、健康を阻害する一要因となっております。スポーツは体を動かすことによって自分自身の健康維持、体力増進、運動能力の向上といった効果があることは言うまでもありません。体力低下が指摘された昨今の子供たち、テレビゲームやパソコンを初め室内遊びが定着してしまった現代において、スポーツの果たす役割は大変大きく、意識的に体を動かすということは日常生活に不可欠であります。特に子供たちにとっては生きる力を身につけることであり、心身の健全な発達を促すことは言うまでもありません。スポーツにはルールがありますが、そのルールを尊重することでフェアプレーの精神をはぐくみます。また、青少年の団体スポーツにおいては、仲間との協調性やコミュニケーション能力も育成され、相手を思いやる心やチームワークの大切さを学びます。生涯を通してスポーツを気軽にいつでもどこでも楽しめる社会実現のために、総合型地域スポーツクラブ、太宰府よか倶楽部が平成16年4月からスタートいたしました。現在会員数約270名の9種目、13教室で稼働し、私もよか倶楽部の一員としてスポーツの普及に努めております。スポーツ活性化のため、スポーツ振興基本計画が昨年3月に策定され、施策の展開が期待されるところであります。

また、総合体育館に向け委員会が設置され、これからの生涯学習課のスポーツ振興係は施設整備、そして指導者の育成や支援など多忙をきわめ、きめ細かな対応が求められます。

そこで質問いたします。機構改革により係から課への格上げを実施され、スポーツに明るい人材を増員していただき、さらに本市スポーツの充実を図っていただきたいと思いますが、市の見解をお聞かせください。

以上、1件につきましてご答弁をお願いいたします。

再質問は自席にてさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（齋藤廣之） スポーツ振興の支援と充実につきましてご回答いたします。

現在、生涯学習課のスポーツ振興係は、4人体制で本市のスポーツ振興に係る業務を担当しております。平成22年3月に策定いたしましたスポーツ振興基本計画の基本理念に基づき、生き生きとしたスポーツライフの創造の実現を目指すものでございます。そのために体育協会を初め各競技スポーツ団体や体育指導員の皆さん、また地域の各自治協議会の会長さん初め教育部長の皆さんと連携を深めながら各種事業の事業等を推進しているところでございます。

ご質問の機構改革による課への格上げの件につきましては、今後総合体育館の建設も見据えまして、スポーツ・健康・福祉等、総合的な市民の健康増進を図るセクションなども含めまして検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 10番橋本健議員。

○10番（橋本 健議員） いろいろ事業を展開されておるといいますし、総合体育館、いろいろ先ほどの後藤議員の質問の中にもありましたけれども、総合体育館建設に向けて前進をしているという市長答弁もございました。そういった意味でもですね、4月からの市の組織がえをする自治体が一般的でありますけれども、本市もやっぱり質の高い行政サービスをさらに提供するためにも組織の再編をしていただきまして、ぜひスポーツ全般にわたる充実と事業推進、これを強化していただき、スポーツ振興係からですね、スポーツ振興課という昇格をぜひご検討いただきたいというふうに思っております。よろしく願いしときます。

昨年策定されましたスポーツ振興基本計画について何点か質問をさせていただきたいと思えます。

太宰府市が目指すスポーツ振興の基本的方向を示すもので、よく実に整理されているというふうに思います。要はここに書かれています施策をですね、いかに実現をしていくかと、これが一番肝心なことでありまして、この中から数点質問をさせていただきたいと思えますが、日ごろからスポーツに取り組んでいるという市民の割合は、平成21年度が33.9%なんですね。平成27年度、6年後の目標数値が40%になります。この差6.1ポイントをスポーツ振興基本計画にあるこの地域スポーツ、それから競技スポーツ、それと青少年スポーツの3つの領域で事業や施策を展開しながらそれを達成させたいと、40%に達成させたいという計画でございますね、これは。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（齋藤廣之） 橋本議員お示しのとおり、平成21年度の33.9%から平成27年度に40%に、この市民の方が日ごろからスポーツに取り組んでいる割合というものを目標の一つにしまして、取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（大田勝義議員） 10番橋本健議員。

○10番（橋本 健議員） それでは、これは昨年3月に策定されたということでございますけれども、現在まで1年9カ月が経過しているわけですね。その間、何か目新しいスポーツ振興のためにですね、施策の実施事例、事例がございましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（齋藤廣之） 先ほど議員説明いただきましたが、1番に総合体育館の建設に向けた調査研究というものを現在進めております。また、体育指導員派遣事業につきましては、派遣要請により直接地域へ出向きスポーツイベントや教室の指導を行う事業で、特に市民のニーズが高いラジオ体操、ウォーキング、ストレッチ、子供の体力向上につきましては、各部会を設置

し、指導プログラムの研究、作成、PRを行った結果、派遣数が倍増するという成果も得るところでございます。

さらに、近年における子供の体力低下の問題、スポーツをする子、またはしない子の二極化という課題もありまして、昨年から小学校低学年及び保護者を対象として、子供の体力向上といたしまして親子元気アップ、子供体力向上教室を行っており、また今年度は夏休みを利用して、全5回の講座として子供の動きづくりを行うコーディネーショントレーニングを主体とした夏休みキッズわくわく教室を現在開催することとし、参加者から好評をいただいております。このような状況でございます。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 10番橋本健議員。

○10番（橋本 健議員） わかりました。この中に書いてあります地域スポーツですね、これについてお尋ねをしたいんですが、体育指導員についてはですね、13から14名いらっしゃると思うんですけども、担当制をしいて各地域に出向き支援をされ、活躍をされているというのはよく重々承知しております。同じ組織づくりの中ですね、私も関係あるんですが、総合型スポーツクラブの充実というものもここの中にうたわれているんですね。太宰府ではよか倶楽部という名称で今事業を展開しているわけなんです、よか倶楽部を充実させるために行政として何かお考えになっている具体策がございましたらぜひお聞かせ願いたいと思いますが。

○議長（大田勝義議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 総合型スポーツクラブ、太宰府よか倶楽部は本市におきますスポーツ振興に大きな貢献をいただいております。大変ありがたいことだとお礼を申し上げたいと思っております。また、このよか倶楽部は今年10月7日に地域におけるスポーツ振興に顕著な成果を上げた、という優良団体といたしまして文部科学大臣表彰を受けられております。大変うれしいことだと思っております。こういうふうなことからですね、今までのように補助金を含めいろんな面でバックアップをしてその振興を図っていきたくて考えているところでございます。

○議長（大田勝義議員） 10番橋本健議員。

○10番（橋本 健議員） ありがとうございます。宣伝をするわけじゃないんですが、よか倶楽部、ここ5年間でですね、会員数が250名でずうっと推移しておりまして、昨年内部努力をいたしまして約50名プラスということで約300名の会員になりました。まだまだですね、会員拡大のための工夫や知恵を絞り出してスタッフ一同努力してまいりたいというふうに思っております。文科省からの表彰もいただきましたので、これを励みにしまして、さらに頑張っていきたいというふうには考えておりますが、一方国ではこの総合型地域スポーツクラブを中学校区単位までに細分化して、もっともっと家庭にいらっしゃるお年寄りや子供たちを引っ張り出したいというのがそういうねらいでございます。本市のよか倶楽部、さらに充実するために先ほど教育長のほうからバックアップをするよと、補助金もこれ以上はちょっと無理でしょうか

ね。増額といいますかね、しっかりした補助金をいただければと思っておりますので、全面的な支援をひとつよろしく願いしときます。

今使っている会場といいますのは、小・中学校の体育館やグラウンド、また公共施設などをお借りしながらですね、子供から高齢者までサッカーやソフトボール、バレー、卓球、テニス、それからバトン教室などで楽しく汗を流しております。特に卓球とか硬式テニスは人気が高くですね、会員数も多いんです。ですから、施設、会場が足りないという厳しい現実があります。それで、解決の糸口がなかなか見つからないんですが、また会員数も増やしたいためにスポーツ種目も増やしたい。ただし、確かな会場確保ができないという悩みがありまして、総合体育館に結びつくわけなんですけども、体育館の建設が望まれるところであります。

先ほど概略をお聞きしました。体育館の場所も確認できました、どこだということがですね。これについては、今議会でですね、答申、9月に出たということでしたので、今議会で全員協議会で説明していただくのかなあと思ったりしましたが、まだまだ我々議員には正確には詳しい説明はされていません。先ほどの回答の中では、まだ不確定要素が多いんで、ちょっと説明はできかねるというふうなご回答でしたよね。これはもしはっきり内容が固まればですね、議員にもしっかりと説明をしていただけるのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 確定は、まだ場所等は確定はいたしておりませんが、現在の状況は、本議会の最終日にちょっと状況だけご報告をさせていただきたいということを今考えております。ただ、相手があることでございますので、非常に微妙なところもございますが、状況報告はさせていただいて、また進展があれば、多分新年度以降ですね、その都度報告をさせていただくことで考えております。

○議長（大田勝義議員） 10番橋本健議員。

○10番（橋本 健議員） その状況報告と今おっしゃいましたけど、いつごろしていただくんでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） まず、今議会の最終日に全員協議会を要請をいたしております。

○議長（大田勝義議員） 10番橋本健議員。

○10番（橋本 健議員） わかりました。どうぞよろしく願いしときます。

施設整備を実行し、スポーツ環境づくりをぜひ進めていただきたいんですが、現在のほかの施設ですね、これも十分とは言い切れない、これは重々ご承知だと思います、執行部の方も。行政の課題としては、側面的支援として、やっぱりスポーツ施設の整備が必要なわけですが、体育協会とか、あるいは任意スポーツの団体からも、こういうふうにしてもらえないかといういろんな要望が上がっていると思うんですね。既存施設の中で、もしほかにもですね、体育館のほかにも整備計画がございましたら教えていただきたいというふうに思います。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（齋藤廣之） 若干経過も含めて説明をさせていただきます。

社会体育施設につきましては、平成21年度に水辺公園の大規模改修をさせていただいたところ。また、昨年度におきましては歴史スポーツ公園の多目的広場の防球ネット、また大佐野スポーツ公園のソフトボール場のベンチの設置、あるいは北谷運動公園のテニスコートの入り口の芝補修工事等を実施いたしております。また、今年度は体育センターの、直接的ではないかもしれませんが、耐震化の補強工事が完了させていただいたところ。またあわせて、中学校の開放等も行っておりますが、中学校の施設の整備も順次予算の範囲内です、やっておるという状況でございます。

今後につきましても、安全に市民の方がスポーツができるように努めていきたいというふうに考えております。

○議長（大田勝義議員） 10番橋本健議員。

○10番（橋本 健議員） もう一つ気になるのがあるんですがですね、直営で梅林アスレチック、これはスポーツ公園になっていますから、都市公園になっていますのでちょっと難しい部分もあるかもわかりませんが、私も前回、去年ですか、アスレチックスポーツ運動公園については質問をさせていただきました。非常に何ていいますかね、停滞しているといえますか、活気がないといえますか、もう少しやはり利用団体が増えるようなアイデアといえますかね、を出していただければということで質問をさせていただきましたけども、この芝生化について触れさせていただきました。この芝生の問題については、議論なり何かご検討はなさったんでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（神原 稔） 平成23年度でございます、今年度でございますが、芝をほかの樹木の剪定と同時に、市で芝刈りを開始したということでございます。

○議長（大田勝義議員） 10番橋本健議員。

○10番（橋本 健議員） その芝刈りですけれども、芝というよりもですね、雑草が実情を見ますと8割。これ1年間で、年間何回の芝刈りを実施されていらっしゃるのか、そしてその1回当たりの作業費が幾らなのかを教えてくださいと思いますが。

○議長（大田勝義議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（神原 稔） 今年度ですけど、年2回やっております。もう既に2回目は終わっております。

それから、作業費なんです、公園内の樹木剪定等、あわせて入札によることでやっております。ちなみに今年度の契約は410万円ほどでございます。芝だけをとると、1回当たり30万円から40万円ぐらいではなかろうかと思っております。

○議長（大田勝義議員） 10番橋本健議員。

○10番（橋本 健議員） 樹木剪定まで含めてということでして、芝刈りの作業費としては30万円から40万円というご回答ですが、40万円としまして年2回ですから80万円ですよ。この

80万円を有効活用といいますか、芝刈り機を買いましてね、50万円から80万円すると思うんだ、いい芝刈り機は。それを買ってその後の維持管理はよか倶楽部か、あるいはサッカークラブにボランティアで芝刈り作業を任せるということはできないでしょうか。もちろん正式な手続を踏んでのお話です。毎年のことですから、経費的にもこのほうがずっと安上がりで無駄を省けるとは思います、いかがでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（神原 稔） 大変ありがたいご提案だと思いますが、機械を買って団体の方、ボランティアでやられるということですけど、いろんな方もいらっしゃるでしょうし、長期的にそれでやっていただけるかどうか、それからまた機械は機械でまた維持管理等もございまして、やっぱりいろんなところをちょっと検討しないと、なかなかお願いしますとはならないかと思っております、研究には値すると思っております。

○議長（大田勝義議員） 10番橋本健議員。

○10番（橋本 健議員） では、この件についてじっくりとテーブルに着いてですね、お話し合いというか、話し合いはさせていただけますでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（神原 稔） 今芝ということになってはいますが、スポーツという競技場の芝と、いい芝か、競技できるような芝と、一般公園の何というんですか、グラウンドの芝と、手入れ方法とか、いろんな問題があるかと思っております。一概にどうするというのは、ちょっとあれですけど、先ほどから教育部のほうで言っておりますスポーツ施設というようなことをとらえて、芝だけじゃなく、トータルで考えていかなければならないんじゃないかと思っております、芝の管理だけでテーブルというわけにはいかない、その辺は総合的に考えていきたいと思っております。

○議長（大田勝義議員） 10番橋本健議員。

○10番（橋本 健議員） ちょっと厳しいですかね。これがだめであれば、もう一つの方法としてですね、ここにt o t oのスポーツ振興助成事業というのがありますが、人工芝か天然芝に張りかえるための助成金活用の調査研究をぜひしていただきたいという希望なんですが、これはなされたことはありますでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（齋藤廣之） このグラウンドの芝の事業化、t o t oの助成事業ということで、インターネット等での情報収集という形では調査をさせていただいております。今後、芝を整備するかどうかにつきましては、まだ結論が、どうするかとかという部分は出ておりませんが、常に補助事業、あるいは申請が果たしてできるのかというようなものにつきましては、常時調査とか研究は当然やっていかなくちゃいけないなというふうには考えております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 10番橋本健議員。

○10番（橋本 健議員） 梅林アスレチックスポーツ公園の場合はですね、芝生化とそれから夜間照明ですね、こういったものもご検討いただくと、グラウンドのナイター利用といたしますかね、こういったのもできますし、スポーツ団体にとっては非常にありがたくて朗報となりますので、ぜひ研究をしていただきたいと思います。

資料をお配りしておりますのでごらんいただきたいと思います、これは一番新しい情報でございます、スポーツ振興くじにおける助成事業例です。例えば報告日はもう12月5日、今月の12月5日ですね。福岡県篠栗町では体育館改修工事を申請をされまして2,260万円ですか、これが助成金として出て工事を完了されております。これはここに記載しておりますのは、全部工事完了済みの事業でございます。それから、宮若市ですか、福岡県、西鞍の丘運動公園クラブハウス新設事業、これが約2,890万円ですね、それから愛知県に行きましては、碧南緑地少年サッカー場の芝生化工事、芝生化の新設事業で2,300万円、これももう完了した工事でございます。それから、3つですね、特定非営利活動法人アスレチッククラブ町田というところは3つの事業を申請されて、これももう済んでおります。金額が出て工事が完了ということです。調布市も天然芝生化新設事業で4,800万円、規模が違うんでしょうから金額も違うと思うんですがね。それから、長野県松本市、これはサッカー場の人工芝新設事業、済いません。その前に②というのがありまして、人口の「口」が間違っております。済いません。それから、松本市の「人工」も「人口」になっております。日本語とは非常に難しいんですが、同音異義語で工業の「工」に訂正をしておいていただければと思います。4,800万円ですね、芝生化の新設事業で。それから、スポーツ施設の整備事業で2,000万円と、合わせて6,800万円、これだけのt o t oのですね、スポーツ振興くじで助成を受けられた。写真を入れておりますが、これ白黒でちょっと見にくいと思います。バックネットの向こう側が芝生化されたグラウンドなんですね。ちょっとカラーですとわかるんですが、白黒でちょっとわかりにくいと思います。認定を受けてこういう施設が整備できましたよという、その看板、t o t oの看板がございます、左に。それから、人工芝新設と夜間照明の設置ということで、夜間照明が立っていますね、2基見えますけどね。こういったふうに希望する事業がこの助成事業で活用すればできるということです。ぜひ本市もですね、これにチャレンジしていただきたいというふうに思っております。これはいろんな対象事業がありますのでね、大規模スポーツ施設整備助成金の事業とかですね、それから地域スポーツ施設整備の事業とか、それからスポーツ活動そのものに対する事業の助成もでございます。ぜひしっかり研究をしていただきまして、これだけの、これはチャンスだと思うんですね。ぜひ積極的にチャレンジしていただきたい、このように思っております。

最後の質問になります。市長にお伺いしたいと思うんですが、こういうふうに助成金を使っ
ての事業展開、ぜひ太宰府市、本市も臨んでいただきたいと思うんですが、本市のスポーツ施設への満足度、これを見ますとね、アンケート調査ではやや不満も含め64%が不満というふうに答えていらっしゃるんですね。そういう結果が出ていますので、市民が快適にですね、ス

スポーツできる環境づくりにひとつ力を入れていただきたいと、そのためにも老朽化した公共スポーツ施設の整備、t o t oのスポーツ振興くじ助成事業の活用にぜひ取り組んでいただきたいと思います。市長のご見解をお聞かせください。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） かねてから申し上げておりますように、都市基盤整備もある一定程度完了したというふうなことがございます。したがって、今からについては福祉教育は当然のことでございますけれども、市民のスポーツ振興のための施設を含めたソフトづくり、支援といひましようかね、そういったところに力を入れていきたいというふうにしておるところです。

そして、総合型といひましようか、かねてからこれも申し上げておりますけれども、市民が全体的に健康になっていただくということ、そのことが医療費の削減にもつながりますし、国保の医療の削減につながってくるというふうな視点の中から、総合的な体育、スポーツ振興、体力の増進等々に努めてまいりたいというふうにしておるところでございます。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 10番橋本健議員。

○10番（橋本 健議員） ありがとうございます。こういった環境づくりのための助成事業の研究、それから医療費軽減を目指したスポーツの推進、さらに学校の部活動や生涯スポーツへの指導者派遣システムの構築など、やるべき課題が山積しております。そのためにもぜひですね、冒頭に申しましたスポーツ振興係からスポーツ振興課への昇格という機構改革、体制づくりをしていただきまして、機構改革の実現を切にお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（大田勝義議員） 10番橋本健議員の一般質問は終わりました。

ここで14時30分まで休憩いたします。

休憩 午後2時14分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時30分

○議長（大田勝義議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番神武綾議員の一般質問を許可します。

〔2番 神武綾議員 登壇〕

○2番（神武 綾議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告しておりました2件について質問させていただきます。

まず1件目に、平成22年3月に策定されました太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針の中から2つ質問いたします。

1項目めは、人権センターの事業運営についてお伺いいたします。

人権センターは太宰府市人権センター条例において3つの施設が設置されております。南隣保館、南児童館、南体育館です。南隣保館、南児童館は社会福祉法人みらいへ、南体育館は社会福祉法人ほむらに委託されています。9月議会の一般質問で児童館の設置について取り上げ

まして、建設の予定なし、考えるとすれば、今後建設する予定のコミュニティセンターにその機能を持たせるとの回答でしたが、太宰府市内に児童館と名のつく施設がここにありましたので、この南児童館についてお伺いいたします。

事業内容には、促進学級、スクール活動、自主活動があり、それぞれ児童指導員、教務課職員、地域活動指導員、学校教諭が配置されています。活動の内容を指導員、職員とのかかわりも含めて詳しくご説明ください。

2項目めは、子供の人権問題について質問いたします。

子供の権利を守るため、1990年に発効された国際条約で子どもの権利条約があります。1994年には日本も批准していますが、その中の大きな4つの権利として、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利が定められています。太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針の子供の人権問題の基本指針で、「児童・生徒が一人の人間として尊重されるととも、その権利を義務とともに正しく理解させるなど、児童の権利に関する条約の趣旨を生かした教育の充実を図ります」とありました。児童の権利に関する条約の趣旨を生かしたというのは、子どもの権利条約だと解釈いたしますが、その趣旨を生かして実施されている教育内容はどのようなものがあるのかお伺いいたします。

2件目は、小・中学校の図書司書の配置についてお伺いいたします。

現在、太宰府市内では学校図書法で配置を義務づけられていない国基準に沿い、小・中学校に図書司書の専任の職員はおらず、事務補助の先生が事務作業と兼任し、司書教諭と連携しながら業務に当たっていらっしゃいます。学校図書は子供たちが本を借りるだけでなく、その子の興味に合った本の提供や先生方が蔵書を授業に生かすという利用方法があります。図書司書は授業内容を担任と打ち合わせをし、教材としての本を選び提供する。そのことによって授業内容が深まる。授業をきっかけに子供たちが関連した本を探しに来るといった流れができます。

「本を読むということは、言葉を知り、文章が書けるようになり、思いをつづることができます。創造力がたくましくなり、空想やイメージーションが働くこととなります」と、国語の先生がおっしゃっておりました。

また、脇明子さんの「読む力は生きる力」の中で「全体を見通して論理的に考える力がつき、創造力が豊かになることで人を思いやる心が育つ。そして、子供が難問だらけの思春期を乗り切り、一人前の大人へと成長していくためには、本を読むことによって培われる力が必要だということ、力を培うにはどんな本でもいいのではなく、読むことによって読む力が育つような本に出会う必要がある」とおっしゃっています。学校現場の先生方は、子供たちにいい本に出会わせたいと思っいらっしゃいます。借りた冊数での評価ではなく、本の内容での評価も必要です。事務作業の片手間にしてもらうのではなく、図書室に責任を持っていただくためにも、一番身近な学校図書室の本に出会えるよう、全校に図書司書の配置をお願いするものですが、今後の計画等をお尋ねいたします。

以上、回答は件名別にお伺いいたします。

再質問につきましては、自席にて行います。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（齋藤廣之） 1件目の太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針につきましてご回答申し上げます。

1項目めの人権センターの事業運営でございますが、その中の南児童館ということですので、私のほうから回答いたします。

まず、1点目の活動内容につきましては、教科指導、生活指導、子供の人権学習指導、学習体験活動、地域の高齢者及び地域の保育所、園児との交流、家庭訪問による保護者の指導等につきまして、指導主事1名が地域活動指導員2名の協力を得ながら指導を行っております。

また、広報活動につきましては、部落差別の解消が目的のため、地区の対象者には参加を呼びかけておりませんが、市内全域への周知は特にはいたしておりません。ただし、設置目的を理解し、賛同していただける市民の方には参加をしていただいておりますし、今後も理解を広げながら、設置目的の推進に取り組んでいきたいというふうに考えております。

なお、参加者の自己負担額についてでございますが、主に児童・生徒が対象となる事業でございますので、徴収はいたしておりません。

次に、2項目めの子供の人権問題について回答いたします。

1点目の子どもの権利条約の趣旨を生かして実施されている教育内容についてでございます。

我が国におきましては、児童の権利に関する条約が平成6年に公布され、この条約の発効に伴い、児童の人権に十分配慮し、一人一人を大切に教育が行われるよう、さらに一層教育の充実が図られることが重要になってきております。文部科学省の当条約に関する通知にも、教育に関する主な類似項として、いじめや校内暴力、不登校へのさらなる取り組みの推進、体罰の禁止の徹底などが示されています。

本市といたしましても、要保護児童に対する適切な保護、スクールカウンセラーによる教育相談の充実やスクールアドバイザーの派遣によるいじめや不登校問題の対応への指導、援助を行っております。

また、適応指導教室や特別支援学級、また通級指導教室などを設置し、特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人に応じたきめ細かな教育環境の充実に努めております。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） 子ども条例の必要性について回答させていただきます。

本年1月現在で、いわゆる総合的な条例といたしまして、子ども条例を制定している自治体は全国で25団体となっております。太宰府市におきましては、次世代育成支援対策後期行動計画、また人権尊重のまちづくり推進基本指針に沿って子供の権利が最大限に尊重され、子供が健やかに育つことができる社会の実現を目指し、今後とも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） ありがとうございます。それでは、南児童館の事業内容について先ほど少しお話しいただきましたけれども、ちょっと詳しく、わからない部分もあるので質問させていただきます。

促進学級なんですけれども、資料を見ますと平日5日間、月曜日から金曜までの毎日行われているようですが、年間231回開催されて、参加されているお子さんが921名で大体1回の平均が4名の利用になっております。平成19年の3年前になるんですけども、この資料を見たときに平均7人だったんですけれども、平均値で見て3人減って4人というような形になっているんですけれども、この利用者が減った理由というのは何か把握していらっしゃいますでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（齋藤廣之） 私ども把握させていただいておりますこの南児童館、日常的に利用いただいておりますのは、現在18名ですね、小学校6名、中学校12名、地区外の方も含めてでございますが、もう参加いただいて学力の向上等に我々努めておるところですが、減った理由という部分については、特にこれというのは今つかんでおりませんが、少子化ということもあるのかなというふうには考えておりますが。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） それでは、今18名とおっしゃいましたけれども、この18名というのはもう登録制になっているのでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（齋藤廣之） 明確に登録制ということじゃなくて、幅広くこの児童館の設置目的に賛同していただける、当然保護者の方、子供さんですね、児童の方につきましては広く門戸を開いておるということでご理解いただければと思います。

○議長（大田勝義議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） それでは、ここにかかわってある職員の方なんですけれども、この促進学級については学校職員の方が当たられているのでしょうか。もし学校職員の方であれば、どこの学校から配属されてあるのか、また常勤なのかですね、雇用体系等を教えてください。

○議長（大田勝義議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 指導に当たってですね、基本的には私ども市のほうで雇用しております教員が充たっております。それ以外にですね、やはり子供の担任であります、主には水城小学校とか学院中が中心になりますが、お手伝いに来ていただいているところでございます。

○議長（大田勝義議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） ということは、学校職員とおっしゃった、市のほうで雇われている教職

員の方は水城小学校、学業院中学校には在籍されていない先生ということでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） ももとは教員でございましたけど、市のほうの雇いということで、現在は市のほうの職員になっております。

○議長（大田勝義議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） そして、一応確認なんですけど、この促進学級に参加されるお子さんが今18人とおっしゃいましたけれども、この18人の子供たちは特に学力的に問題があるとかということではなくて、この設置目的に合ったと、さっき部長さんがおっしゃいましたけれども、そういうところへ集まってくる子供たちに対してこの教職員の方が学習指導を行っているというような形でしょうか。

○議長（大田勝義議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） いろんな状況で、やはり学力的にですね、いろいろ厳しいお子さんが多いのが事実です。ただ、すべてがそうだというわけではございませんで、非常にすぐれた学力を示している子供さんもおられる場合もあります。

○議長（大田勝義議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 濟いませぬ。そして、この学習指導なんですけれども、時間帯は放課後にされていると思うんですけども、何時間ほどされていますか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（齋藤廣之） 小学生につきましては、放課後から午後6時まで、中学生につきましては放課後から午後9時30分ということで学習指導を行っております。

○議長（大田勝義議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 促進学級で学校以外ですね、先生から学習指導していただけるということは、保護者にとってはとてもうれしいことですね、うらやましいなというふうには私は思ったんですけども、地域の公民館とかですね、学校で放課後そういう指導がされているということは恐らくないと思いますので、何かしらそういう手だてをですね、南児童館だけではなくて、できればしていただきたいなというふうに思っております。

○議長（大田勝義議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 南児童館の場合、いろいろ歴史的な経過がございますね、今のような形になっておりますが、神武議員言われますように、いろんな面でやはり学力をつけるということは大事でございます。現在、地域運営学校、コミュニティスクール等を進めながらですね、いろんなところで地域の方々のご支援をいただきながら、子供たちの学力をつける、そういう方策を求めていきたいというふうに思っております。

○議長（大田勝義議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） ありがとうございます。続いて、自主活動についてなんですけれども、先ほどちょっと申し上げましたけど、平成19年から平成22年度、昨年度までの間に、毎週金曜

日に家庭学習の日というのが増えていまして、家庭で宿題をするという内容の活動が増えてい  
るように報告がされていまして。これは先ほどの教員の方が家庭に訪問して学習指導をしてい  
るということでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（齋藤廣之） 家庭訪問ということではなくて、家庭で勉強をするということで我々は  
行っております。

○議長（大田勝義議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 先生方がそちらに行くということではないということですね。わかりま  
した。そしてです、スクール活動の中に長期休みの活動があるんですけども、この活動がで  
すね、3年間で事業が9件増えています。これもですね、参加者が3年前は平均で13人ぐら  
いたんですけども、平成22年度の報告で6人になっています。この夏休みだけちょっと見て  
みますと、3日間連続で調理活動とかですね、水泳教室に行ったり、魚釣りに行ったりと盛り  
だくさんありますし、また中学生ではお正月明けた4日の日にキャナルシティの探検というの  
をされているみたいなんですけども、これも参加者が4人だったという報告がされています。  
南児童館が先ほど部長さんがおっしゃいましたけども、設置目的に合ったところで賛同できる  
方が利用されているということなんですけども、ここら辺のですね、きちんと建物があつて  
予算もついているわけですから、もう少し広報活動などをしていただいでですね、地域の方に  
広げていただくというようなことをお願いしたいと思うんですけども、そこら辺はいかがで  
しょうか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（齋藤廣之） この児童館の目的を広くやはりPRして、多くの児童さんにですね、こ  
こで学習をしていただきたいというふうに考えておりますので、PRには努めていきたいとい  
うふうに思います。

○議長（大田勝義議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） それで、事業経費なんですけども、隣保館と南児童館の業務委託とし  
て平成21年度の決算で3,850万円の支出がありました。平成22年度は3,950万円となっております  
ましたが、この増額分が先ほどお話ししました参加者が減っている事業に充てられているのでは  
ないかというふうにちょっと思っているんですけども、先ほども申しましたけども、子供た  
ちの勉強を見るとかですね、児童館を開放して子供たちが自由に過ごすとか、夏休みなど長期  
休みには広範囲に出かけていくという、集団でですね、お友達と出かけていくなど、これだけ  
の魅力的な事業が行われておりますので、子供たちが、参加者がですね、少ないのはすごくも  
ったいないと思いますので、広報活動には力を入れていただきたいなと思っております。

この内容からいきますとですね、地域の子ども会がダブるんですけども、今私が地元の子  
ども会で役員をしておりますが、その話を少しさせていただきます。

子ども会はご存じかと思っておりますけれども、保護者の方で役員をしているんですけども、活

動をサポートしているんですが、地域活動指導員とか児童指導員とか、まして先生方がいるわけではありません。年度初めに役員になった保護者が生涯学習課主催の講座などに参加して、地域活動指導員の方の指導を受けて子供たちの指導や活動のサポートをしています。公園を開放してのスクールや促進学級、学習指導はもちろんありません。長期休みとか公民館で一緒に宿題とかができたらいよいよねとかというようなことができますね、保護者の方からも出てくるんですけれども、親御さんたちは仕事で忙しくてなかなか時間もとれませんので、見守りの保護者の体制がとれずに地域の公民館で集まって何かをするということにはなかなかないという現状があります。今年度は既に5回の活動をしておりますが、地域の6割の子供たちが大体参加されています。大体地元の子ども会で30人超えるぐらい参加しているんですけれども、素人の私たち、保護者が見守ってこれだけの参加があります。専門職の方のかかわりがあればもっと魅力的に活動が組み立てられると思いますし、参加する子供たちも増えるのではないかと考えていますけれども、その点いかがお考えでしょうか。教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（大田勝義議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） ご指摘のようですね、より多くの方が参加できるように、活動も含めまして魅力あるものにしていく、そういう努力が必要だと感じております。

○議長（大田勝義議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 少し前向きにですね、考えて何かしら手だてを考えていただければと思っております。

今までのことを含めまして平成24年度の予算に少しでも反映していただければというように強く要望いたしまして、人権センターについての質問は終わります。

続いて子供の人権についてなんですが、2010年5月にスイスのジュネーブで国連・子どもの権利委員会が2日間にわたって行われました。その中で日本への勧告の一部として、子供にかかる国の予算がヨーロッパの3分の1しかないことや、驚くべき数の子供が情緒的充足感の低さ、日本の15歳の30%が孤独と感じると答えているということなどが指摘されていますが、このような現状をどのようにとらえてあるか、見解をお伺いいたします。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） 今のご質問でございますけど、この国連・子どもの権利委員会の勧告といいますか、これにつきましては日本政府が国連・子ども委員会のほうに報告、日本政府としての報告をしたものに対する総括といいますか、がされておりますけど、そういった中で日本政府のコメントといたしましては、一部報告した内容が網羅されていない部分等もあり、やはり疑義を呈さざるを得ないというようなところもございます。そういった中で、今言われました予算的な面でございますけど、日本としての平成21年、2009年の予算といたしましては、1兆3,871億円という数字が出ております。しかし、まだヨーロッパの予算というのがちょっとこちらで把握できませんので、比較ができませんけど、そういったところでは日本とい

たしましても予算面から見ればかなり投資しているんじゃないかなというふうには考えております。

○議長（大田勝義議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 日本の子供たちを取り巻く環境は年々悪化しています。先ほど部長さんからのお話にもありましたけれども、環境から子供たちを守るために子ども条例を制定する自治体が増えてきています。実際に近隣でもですね、筑紫野市の子ども条例や志免町の子どもの権利条例、筑前町の子どもの権利条例があります。先日、議会広報特別委員会で視察に行った大阪府の箕面市でも制定されておりました。今のですね、私の周りを見回しても、ひとり親世帯や数字には出てきにくい単身赴任世帯など、家庭環境が不安定な世帯も増えていきますし、また両親の長時間労働により毎晩家族一緒に過ごすというような、そんな当たり前のことができていません。また、学校では1日の授業数が増え、放課後は習い事や塾で忙しく、子供たちが戸外で元気に遊ぶ光景がぐっと減っています。夏休みの長期休みも携帯やインターネットやゲーム機などの爆発的な普及で、心も体も日常生活も脅かされています。心身の安全が守られ、子供ならではの遊びや学び、そして休息や文化を享受する子供期が奪われていると考えられる今、太宰府市でも子ども条例制定について取り組んでいただきたいと思っておりますが、市長のお考えをお聞かせ願えないでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） かつてもお話をしておりましたけれども、この趣旨等々についてのこの条例があろうとなかろうと、この子供の次世代を担う子供の育成等々についてはやっておるわけがございます。それから、予算につきましても、一分野の児童の名のつくものだけではありませんで、全般的に総予算の中に子供も含めた形での予算になっておるといふようなことをお話をしておきたいと思っております。

それから、子どもの権利条約等々についての条例については、現時点では考えておりません。

○議長（大田勝義議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） わかりました。条例がなくても子供の環境づくりには力を入れていくというふうなお話でしたので、私としましてはですね、条例の中には4つの権利、先ほどお話ししましたが、生きる権利だったり、育つ権利、そして守られる権利、参加する権利など、今の子供たちが育っていく環境の中でですね、保護するための権利が含まれておりますので、そここのところも含んでいただいて、条例の制定の検討をお願いしたいと思っております。

続いて、小・中学校の図書司書の配置についてお願いします。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（齋藤廣之） 2件目の小・中学生の読書環境についてご回答申し上げます。

学校図書の業務に関しましては、現在事務補助員が兼務をしておるところでございます。1日のうち一、二時間程度図書室での業務に充てております。確かに多くの学校で子供たちは昼

休みに図書室を利用しておりますので、その時間につきましては業務のあいた時間に休むという形で対応をしております。

子供の読書推進活動に当たり、専門員としての学校図書司書につきましては、調べ学習の資料提供や読書指導など、子供たちが本に接しやすくするためのさまざまな業務を担ってもらうために、その配置についての必要性は十分認識しております。このことから、今後専任司書教諭の配置に向けまして、国や県に要望してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 太宰府市の市民図書館が25年前に開館した際に、そのころは小・中学校に図書司書がいらっしやったということなのですが、開館に際して図書館機能をすべて1カ所にまとめるということで図書司書が引き揚げられたと聞いておりますが、それが本当だったのかですね、それが本当であれば、その理由はどうだったのかということをお聞かせ願えないでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 市民図書館ができたときにですかね、ちょっと私、図書館ができたときに図書司書を学校から引き揚げたというのは、ちょっと私は知らないんですけども。

○議長（大田勝義議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 以前はですね、図書司書と事務員を配置したことがあります。一度は市の職員を事務員で充てたこともあるんですけども、その後非常に財政的に厳しくなりまして、市の役割と県の役割というのがございまして、学校の図書についてはこれは学校の先生で県が配置すべきだというふうな図書館法かな、何法かな、法律にありますので、見直すときに県の守備範囲だという形で見直した経過がございます。その後、図書の事務員もですね、県のほうから事務員が配置されております。それでも不足するというので、事務の、給食の事務はあるもんですから、それを含めて補助職員として事務を補佐させております。そういう経過があるということは確かでございます。

○議長（大田勝義議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） わかりました。先日配付されました教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価の報告書の中にですね、子供の読書活動を推進するために図書館が中心となって所管課と連携を図り、子供の読書活動推進計画を平成23年度中に策定するとありました。この子供の読書活動推進計画は今審議会で検討中のようなのですが、その審議会での案の中で、学校図書司書についての記載がありまして、モデル校事業などとして取り組んではどうかというような提言があっているんですけども、委員さんの中からですね、人件費の問題は大きいですが、司書の役割が大きいとのことで、春日市、大野城市の例もあるのではということで検討案が出されています。実際に春日市、大野城市では図書司書が配置されておりますし、小郡市でも全校配置されています。先ほど副市長が市と県の役割があるということをおっしゃいましたけ

れども、多分今もそのようなことがあっていると思うんですが、もうこれは自治体裁量ですね、配置されているところというのは自治体で予算をつけて行われていると思うんですけれども、小郡市についてはですね、公立の図書館が開館したときに小・中学校の図書司書もそれまでもいたんですけども、そのままですね、引き揚げることなく自治体の予算をつけて連携をとるようなシステムをつくって今に至っているそうです。太宰府市では3年前にですね、緊急雇用対策事業で半年間司書教諭が配置されたと聞いておりますが、各方面からの要望もあり、補助金を利用して配置されたと思いますけども、その点配置後ですね、現場からどのような総括がされたか、お話がありましたらお聞かせください。

○議長（大田勝義議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 議員ご指摘のようにですね、図書司書の配置というのは非常に、私どももぜひそうあってほしいと思っておりますし、多くの方が期待しているんじゃないかと思えます。先日、ちょっと話が変わりますけどですね、来年の35人学級について日本教育新聞という教育関係の新聞の記事を読んでいたたら、財務省は非常に厳しい査定状況で政治折衝になってどうなるのかというような話というぐあいにはですね、司書教諭は学校教育法にも出ているわけですけども、そういうふうな状況でありましてですね、それらをすべて市町村がカバーできるかという、なかなか難しいのが現状だと思っております。

先ほど幾つかの市の例が挙げられましたけれども、やはりどういうところに人を配置するかということで、図書司書に配置されたり、35人学級を実施するのに配置されたりというところもあると思えますが、太宰府市の場合は特に特別支援学級とか、特別支援教育といいますか、その辺の支援員あたりに多くの人数を配置しているというのが現状でございます。だから、余りここは1点だけ見たら確かにこっちは多くてこっちは少ないというかもしれませんが、市で雇っているということから見ると、太宰府市も決して引けをとっている状況ではないというふうにとらえております。そうはいいながらもですね、やはり図書は充実しなくてはなりませんので、図書司書についても、また市長のほうにも要望していきますが、それとともにやはりボランティアとかですね、皆様方の力をかりて図書教育、図書館の利用がより充実するようになっているところでございます。現在も学生さんを初め保護者の方と地域の方等がボランティアとなっていていただきまして、読み聞かせを初め図書の整理、またいろんなイベント等もやっていたところでございます。

市職員として責任持ってやっていただくような組織というのも、これまた重要なあり方だと思いますけれども、それと同時に地域、いろんなボランティアの方々の援助をいただきながらですね、子供たちの教育の充実も図る、そういうことから考えてまいりたいと思っております。

○議長（大田勝義議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 教育予算に関してですね、すべてに満足できるような体制をとっていただくということは無理かもしれませんが、そこそのですね、読書に関してだったりと

か、35人学級だったりとかしてですね、それぞれ要望している保護者の方たちがそれぞれ違いますので、その方たちの声を聞いていただきたいなと思います。

それで、今図書司書の先生というか、事務補助の方がされているんですけども、今の状況なんですけど、ちょっと学校のほうで聞いてきたんですけども、今事務補助の先生が事務作業と図書司書の仕事を兼務されているためにですね、事務職をしながら、中間休みだったりとか昼休みに図書室の貸出業務についていらっしゃいます。昼休みもとれない状態だそうなんです。小・中学校11校のうち、図書司書の資格を持って事務補助をされている方が何人いらっしゃるか、ちょっと私のほうは把握しておりませんが、実際に資格を持って事務補助につかわれている学校ではですね、やはり資格を持っているということで専門的なところまで目が届いて、次年度の教科書に沿って図書室の本の選定にもかかわれたり、子供たちの集まる休み時間には図書室に上がって図書委員の子供たちの指導にも充たっていらいらっしゃいます。校長先生とかですね、教頭先生のお話でもありましたけども、資格を持っているということで、本当に任せています、任せることができていると助かっていますということをおっしゃっていました。事務補助の先生なんですけど、お給料が筑紫地区、一番安いというふうにならないうちにおっしゃっていたんですけども、そのところはお存じでしょうか。

お給料が、賃金が安い上に、通勤で使っている自家用車の駐車場代は自己負担で毎月2,000円を支払っているということなんです。休みもなく働いて、駐車場代も払うと。職員の先生方は駐車場代は1,000円だそうなんですけども、事務補助の先生方は2,000円払っているよということで、そこら辺の賃金の関係はどんなふう把握していらいらっしゃいますでしょうか、わかればお願いいたします。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 臨時さんの賃金単価について、突出して高いわけではないというふうにご理解をいたしております。そういう中で一生懸命努めていただいておりますところで感謝を申し上げておる次第でございます。数年前から駐車場代もいただくという形になってきております。そういう中でのご不満の部分があるのかなというふうには思っております。

私も以前担当しておりました、事務補助の方、あるいは図書事務の方、私のときには両方の方がおられました。その後、いろんな流れの中で今事務補助の方に、図書の分もあわせていただいておりますのが現状でございます。学校内部におけます事務といたしましては、本来県の、県費の事務官もおられますし、その方たちの役割分担もいま一度また構築しなければならないのかなというふうには、財政の予算編成の見地からいけばそんなふうには考えたりもいたします。ただ、今後先ほど教育長さんが言われましたように、教育部門、いろいろ一生懸命頑張っております、以前からの人員体制の中ではですね、子供たちの教育環境としては、通級指導員でありますとか、学校指導員ですか、あるいは小さなことであれば、もう中学校のランチサービスの分にもまた臨時賃金等を充てて、体制としては非常に大きなものを整備してきて

おりまして、その中で図書の事務員の配置というようなことが今言われておるのかなというふうに思っております。ただ、今後どう教育環境を充実していくかということについては、教育環境の充実が市長の方針でもございますので、予算編成的にはいつも課題としては持っております。そういう中で、先ほど神武議員言われましたように、学校図書の図書室をどう位置づけていくのかというような視点で対応しなきゃいかんのかなと思っております。人を配置すればいいということではなくて、やはりそこにどうかかわっていくか、あるいは対価を払う払わないにしてもPTAがどうかかわっていくのか、あるいは市の市民図書館がございますけども、そことの連携がどう図られていくのかということで、この問題はとらえていかなきゃいけないんじゃないかなということで予算編成上は今考えておるところでございます。行く行くは教育環境の充実という大きな面の中で予算編成を考えて、対応していきたいと考えておるところでございます。

○議長（大田勝義議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） ありがとうございます。最後にですね、なぜ学校図書館にこだわるかということでお話しさせていただきたいんですけども、2点ですね。1つは、脳科学の面からなんですが、東北大学の川島隆太教授の研究では、読書しているときの脳を測定すると、左右の脳の多くの領域が活性される中、その中でも脳の30%を占める前頭前野が特に活発化するという結果が出ています。ここが思考やコミュニケーション、抑制、制御、記憶、意欲、集中力、そして注意などを統括し、脳のほかの部分からの情報を統合する場所ですが、この前頭前野が発達することによってコミュニケーション能力や創造性、社会性をはぐくむと言われてい

ます。

現在ですね、市内の小・中学校では授業前に15分の読書タイムに取り組んだり、保護者の方の、先ほど教育長もおっしゃっていただきましたけども、読み聞かせのボランティアネットワークも立ち上がって、今活発に市内の小・中学校の各クラスで本を読み聞かせる活動をされています。子供たちのお話を聞く楽しみがあるんですけども、読書離れが進んでいる子供たちへ本の楽しさを伝えたいという、そういう保護者の本当のボランティアに支えられています。読み聞かせは、さっきの教授の研究の中でですね、読み聞かせは聴覚をつかさどる側頭葉や知覚、情報処理を行う後頭葉が活発化することによって前頭前野も活発化が観測されるということです。また、音読を取り入れている学校もありますが、脳の活性化する効果が高く、記憶力が向上するという結果が出ているそうです。読書や音読、そして読み聞かせなどは前頭前野を刺激しますが、ゲームをしているときの脳が前頭前野は停止状態になるので、ゲームを長時間していると危険であると医師会も警告を鳴らしています。この前頭前野を発達させることで、生きる力が発揮され、キレたり引きこもるといった社会的病理現象の解決に対しても対応策になる可能性を秘めているということです。

そしてもう一つ、今年の7月に国立国会図書館の子ども図書館で開催された、第1回地域における読書コミュニティ拠点形成支援推進会議に参加された方のお話です。この方も読み聞か

せのボランティアで市内の小・中学校を回っておられますが、幼児期に公民館や図書館、そして保育所、幼稚園で楽しんだお話し会が、やがてその子の読書力につながっていくための環境がどの子にもひとしく与え続けられているとは限らない。その環境が整っているなら、どの子にでも手を伸ばすことのできる学校図書館は、子供たちにとって最もすぐれた読書環境の拠点になり得る場所であるとおっしゃっていました。

以上、この2点、その前のお話も含めて、子供の育ちの面、それから環境面を含めて配置についてよりよい方法でですね、進めていきたいと思っておりますけれども、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） 読書をするということについては、今神武議員がおっしゃったとおり、大学の先生のご高説のとおりだというふうに私も思います。私自身も小さいときは余り、田舎生まれで育ちですから、そういった環境にありませんでしたので、余り読書をしておりませんでしたけれども、物心ついて社会に出て読書量がぐんと増えた段階でも、それを恐らく取り戻したんじゃないかなと思うぐらいございます。読書については本当に必要だというふうに思っております。読み聞かせも、特に幼児期において読み聞かせ、そして読書する習慣をつけさせるというふうなことについては、今の言われたとおりだというふうに思っております。子供たちのそういったいい習慣を身につけさせるというふうなことも社会の務め、あるいは家庭での親の務めでもあるだろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） ありがとうございます。公共の施設である学校での図書機能、そして読書環境を整えるためにも早急に前向きに取り組んでいただいて、平成24年度の予算に反映していただけるよう要望して、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大田勝義議員） 2番神武綾議員の一般質問は終わりました。

次に、1番陶山良尚議員の一般質問を許可します。

〔1番 陶山良尚議員 登壇〕

○1番（陶山良尚議員） ただいま議長から一般質問の許可をいただきましたので、通告の内容に従い質問をさせていただきたいと思っております。

次代を担う子供たちの育成についてでございます。

今日、私たちの生活は大変便利になった反面、物の大切さや人と人とのきずななど、日本人にとってとても大切な心や道徳観など、多くの事柄が失われつつあるような気がいたします。ここで私たちは、先人たちが築いてきた我が国や日本人のすばらしさにもっと目を向け、見直す時期に来ているのではないかと思います。

今年3月に起きた東日本大震災では多くの方が被災されました。自分たちも苦しい中で、被

災された方々はお互いに助け合いながら復興に向け頑張っている姿を見ていますと、人を思いやる気持ちや人に対する優しさなど、改めて日本人のすばらしさを感じた次第であります。

今後、我が国は超高齢化社会を迎え、労働力人口の減少、社会保障費の増大など、厳しい時代となることが予想されます。そのような中、今後我が国を背負って立つのは今の子供たちであります。将来に向け国を愛する心、また日本人としての誇りを持つ子供たちを育てることが私たち大人の責務であります。私たちは脈々と先人より受け継いできたこの国のすばらしさを今の子供たちに伝えていかなければなりません。子供たちの教育水準を上げることも大事でございますけれども、まずは日本人として立派な心を持った子供たちを育てることが今後の日本のためにも必要な教育じゃないかと考えます。

また、国を愛することとともに、郷土を愛する心を持つ子供の育成も大事であると考えます。そのような観点から、郷土の自然や文化、歴史など先人の営みを学び、地域の方々からいろいろな話を聞き、一緒に地域で活動し、交流を持つことで人のぬくもりを感じながら、改めて郷土のよさを認識し、その成長にもつながっていくものと確信いたします。地域の子供はその地域で育てていくのが一番であります。また、本市では十分なほど教育に活用できる資源があります。次代を担う子供たちは国にとっても本市にとっても大事な宝であります。平成18年に改正された教育基本法第1章教育の目標にも、5つの柱の一つとして「伝統と文化を尊重し、それをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」と明記されております。また、本市の教育施策要綱にも教育目標の一つとして同じような項目がございます。

そのような観点から、本市の教育方針について、また国と郷土を愛する教育への考え方、本市の具体的な現在の取り組みについてお伺いいたします。

再質問は自席にてお伺いさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（大田勝義議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 国と郷土を愛する教育についてお答えいたします。

最初に、議員ご指摘のように国と郷土を愛する教育はとても重要だと思います。今回の大震災等でも改めて地域のきずなとか、避難所でのいろいろな行動とともに、いかに地域の存在が大きいかということを改めて感じさせられたところでございます。

生まれ育った郷土や国を愛する気持ちは、自然な感情として育つ面もあろうかとも思いますが、きちんとした指導も大切です。平成18年12月に教育基本法が改正されました。その中で議員もご指摘のように、教育の目標として公共の精神や生命、自然を尊重する態度とともに、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことなどが規定されました。このことを受けまして、学校教育法でも同様の目標が規定され、そして教育課程の基本である学習指導要領でも教育基本法や学校教育法などに従うことが最初に明示されております。また、本市の教育目標の1項目にも、郷土の歴史や文化を愛し、尊重する心豊かな市民の育成と市民文化の創造を掲げているところで

ございます。

このようなことから、学校教育では各教科の指導、特に関係が深い社会科や国語科、音楽科、体育科、また道徳、学校行事等での指導の中で、身近な地域の課題や歴史を調べる学習を通し、地域社会の形成や伝統文化や歴史への関心を高める指導を行っています。

特に地域人材の方々を事業協力者として招聘し、琴や太鼓、茶道、三味線、能楽、華道等の芸術文化に関する学習を行っています。また、米づくりやどろんこ祭り、川の清掃など学校の特色を生かし、地域と密着した活動も行っているところです。そして、本市の豊かな自然や歴史遺産を生かして、史跡解説員とともに史跡を調査したり、伝統行事に関する体験学習等の実施なども行っており、その他、古都の光への参加とか、また今年から太宰府子どもじまん認定も実施させていただいているところであります。

今後に向け、コミュニティスクールの推進等を通し、地域との連携を一層図りながら、次代を担う子供たちの育成に努めてまいりたい所存でございます。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 1番陶山良尚議員。

○1番（陶山良尚議員） 今教育長のほうからですね、さまざまな内容について話がございましたけども、まず教育に関する事務の管理及び施行状況の点検評価について、先ほどおっしゃったように事業協力者招聘回数ということで622回ということで記載がございます。内容についても先ほどおっしゃった内容でございますけども、これについてですね、例えばわかる範囲で結構ですので、どこの小・中学校でやられているのかとか、具体的な授業時間とか、内容についてももう少しちょっと詳しくお聞かせいただければと思いますけれども。

○議長（大田勝義議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 先ほど申しました琴とか太鼓、特に琴は太宰府西中学校は非常に優秀な成績をおさめております。太鼓はですね、ちょっと数はわかりませんが、かなりの学校で行っております。茶道、三味線は中学校の音楽の教科書にも載っております、授業協力者の協力を得ながら行っていると思います。それから、米づくりは水城小学校が非常に有名でございます。どろんこ祭りにつきましては、国分小学校、それから川の清掃については大佐野地区とか、前は太宰府中校区でも行っていたようでございます。

そのほか、学校の特徴を生かして地域と密着した活動を行っておるところでございます。よろしいでしょうか。

（1番陶山良尚議員「はい」と呼ぶ）

○議長（大田勝義議員） 1番陶山良尚議員。

○1番（陶山良尚議員） ありがとうございます。それでですね、今あった内容、主に芸術文化に関すること、また体験学習等々でございましたけども、私が思うにはですね、やはり子供のころから自分の住んでいる地域のことについて学ぶことは非常に大切であり、そういう中から郷土のことを思い、愛することにつながっていると思っております。

また、太宰府市は全国的にも有名なまちでありますし、そのような体験等とかはですね、また自覚と誇りを持つことで頑張ろうというやる気は自分自身の生き方にもつながっていくと思っております。ただ、やはりふるさと太宰府に関連するような事柄についてですね、もう少し学習の中に入れていただければなと思っております、特に私が思うにはですね、伝統工芸としましてですね、木うそなんかがございますよね。木うそ等々やはりこれもですね、途絶えたら大変なことですし、やっぱり子供たちにですね、太宰府市はこういう伝統工芸もあるんだということも含めて、例えば図工の時間に実施を、ちょっとそういう先生に来ていただいてやるとかですね、この間ちょっと関係者の方からも聞きましたけども、太宰府検定というのが来年ですね、30周年ということもありまして企画されているようでございますけども、そういうことも含めて、授業の一環としてですね、太宰府にちなんだこと、先ほど教育長のほうでですね、史跡等々の解説員に来ていただいて話があったとかいろいろありましたけども、実際に史跡地を回ったり、そういった中で勉強していただくとかですね、体験学習、また史跡地の、散歩をし、そういう形で実際に子供たちが体験していただくような機会を増やしていただければと思っております。太宰府検定ということで、私も余り詳しくは知りませんが、これについてちょっとですね、簡単でも結構なんでご説明いただければと思っておりますけども。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（齋藤廣之） 太宰府検定につきましては、主催は古都大宰府保存協会主催ということで、市制30周年記念に向けまして今事前の準備をさせていただいております。全国にこの太宰府検定を発信するというので、検定日を来年の5月19日に実施をするということで、検定会場を福岡国際大学及び福岡女子短期大学のほうで現在計画をさせていただいておりますという情報、またこのチラシ等が近々来ましたので、また議員さん方のほうにもぜひ宣伝のために配布させていただければと思っております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 1番陶山良尚議員。

○1番（陶山良尚議員） それでですね、こういう太宰府検定、せっかくされるわけですから、こういうことについて、やっぱりいい機会ですので、このようなことを授業の一環として使いながら歴史教育、太宰府市の歴史や史跡等々を勉強するというのもできるのではないかと思いますけども、この太宰府検定自体ですね、今後記念的なものじゃなくて、継続されるかどうかも含めてですね、授業の一環として使っていただくようなことはできないのかということちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（大田勝義議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） この事業そのものはですね、太宰府検定実行委員会ということと、太宰府で共催をやっているということでございますので、私どもがすぐどうこうということはなかなか言えないところでございますけど、私自身としてはせっかく始めたらですね、やっぱり続けん受けた人がいろいろ期待しているんじゃないかと思っております。そういう感じでございます

ますので、私自身としてはぜひ続けてもらいたいな。ちょっと余談になりますけれども、これ問題をつくってある方は歴史関係の非常に著名な方がつくっていただいていますので、楽しい問題ができるんじゃないかと期待しているところです。

○議長（大田勝義議員） 1番陶山良尚議員。

○1番（陶山良尚議員） それについてはですね、教育長がおっしゃったように続けていただいて、少しでも子供たちの教育の中で入れ込んでいただければと思っております。また、最近では本市も若い世帯の方、また定住者の方が増えておりまして、そういう点からしましたら、今後太宰府の発展にはその子供たち、よそから来られた方も大変重要になってくるかと思えます。特にそういう方たちはですね、太宰府に住むということが、やはり大変なことだということを経験していただきながら、やはり太宰府のよさを感じて、長い間ずっと定住していただかなければならないと思っております。

そういうような中でですね、例えば子供の教育の中で親も一緒になって体験できるような機会があればと思っておりますけれども、学校以外でも、子ども会等々の活動がありますけれども、できたら課外授業の一環として親も一緒に学べるような機会もあればなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） まず、太宰府のすばらしさといいますかね、私たちもそう感じるんですけど、先日東京のほうに、寮に入っている学生さんと話す機会があったんですが、寮でどこ、出身地の紹介なんかしたときに、僕は太宰府だと言ったときに、周りの学生さんたちが修学旅行で太宰府はあそこあそこ行っただと、いいところやねという話を聞いて、改めて太宰府がいいところだなあということを感じたというように、なかなかここにおいて若い人たちは感じないまま、ほかのところで気づくというような点もあるやもしれません。つついこれが平常の状況というふうにとらえれば、よさ悪さを余り感じないかなということも思ったりしとりますけれど、できるだけPRに努めたいと思っております。

それから、おっしゃるように親子、特に親御さんが子供さんを連れて行ってですね、いろんなところを見学するような機会があると非常にいいなと思っております。実は2年ほど前だったと思いますが、親子で歴史散策というので、文化財課のほうで夏休みに主催した行事があったんですが、去年、おとどしだったですかね、非常に暑い夏でしたので、それもあったのかもしれないんですけど、思ったより参加者が少なくてですね、もうちょっとこれはPRせにゃいかんという話をしていたところです。そしたら、先ほど申しましたように子供認定問題集を今度配ったり、ちょうどそのころ筑紫地区の史跡等を配ったりしまして、子供に配ったら親御さんのほうに関心持って連れていったという話も聞いておりますので、いろんな資料等の配布とかPRをもっともっとするとそういう方が増えるのかなと思ったりはしているところです。

○議長（大田勝義議員） 1番陶山良尚議員。

○1番（陶山良尚議員） ぜひですね、親も含めてですね、やはり太宰府市のことを知っていただ

くような施策等々が必要じゃないかと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

郷土を愛するということですね、そういう地元のいろんな資源を生かして教育をするのも大事なことでありますけども、もう一点これについても、ちょっと私の思いから質問させていただきたいと思ひます。

昨今ですね、厳しい経済状況や経済構造の変化、雇用形態の多様化などによって定職につかなかつたり、勤労意欲に欠ける若者が急増しております。このようなことから、子供の時分より将来に向け勤労観、また職業観を身につけ、厳しい社会の変化に適應する能力や自己の進路に対し目的意識を持って学業に取り組むことが大事であると思ひます。例えばですね、物づくりや収穫体験、先ほども教育長言われましたけども、職業別に地域の人から話を聞いたりとか、職場体験、学習、ボランティア等々地域の方に協力していただき、そういう取り組みが必要であると思ひます。そのような体験をすることでですね、社会の仕組みや働くことの大切さなどを感じることができると思ひますけども、このような観点からですね、例えば中学生等々が、地域の例えば企業とか福祉施設等々へ行って学ぶという体験学習等々、もし既にありましたら詳しくお聞かせいただければと思ひます。

○議長（大田勝義議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 今議員言われましたように、非常に重要なことだと思ひますし、教育のほうでキャリア教育という呼び方をしております、非常にクローズアップといいますかね、今視点を当てて一生懸命やっつけていかなければならない領域の一つというふうにとらえております。

今の話の中にありましたように、職場体験等がやはり中心になるわけですがけれども、子供たちも職場体験することによって大分成長したなと思うことが多々ありまして、非常にいい体験ではあると思ひます。

それ以外にですね、前は大体進路指導というような関係で、中学生ぐらいから指導していたことがあるんですけども、先ほどの話にありましたように、やっぱり小学校5、6年生ぐらいからやっぱりそういう目標を持って取り組むということが大事じゃないかということ、そういうことで進めているところです。

それから、ボランティア的な活動といたしましては、例えば吹奏楽部がいろんな施設の訪問をしたりするとかですね、また中学生はなかなか地域の行事に出ないんでご迷惑かけているところがあるかと思ひますけれども、学校のほうからぜひ出るように指導をすることによって、今まで以上に参加できるような形にしたりというようなことで、おっしゃるようなことにつながるような教育をしていきたい、力を入れていきたいと思ひます。

○議長（大田勝義議員） 1番陶山良尚議員。

○1番（陶山良尚議員） ぜひですね、そういう教育も大事でありますので、これからも充実させていきたいと思ひます。

それと、ただいま教育長のほうからございましたけども、キャリア教育についてでございます。まさにこのことがキャリア教育ということでございますけども、文部科学省でも以前よりこのキャリア教育、経済産業省を含めてですね、いろいろ審議されておりました。また、本年12月にもそういう審議会から答申が出ておりますけども、キャリア教育、大変なですね、これは労力とか、いろんな形で先生方のご負担もあるかとは思いますが、例えばキャリア教育について太宰府市において審議されたとか、何か話をされたとか、そういうことは内部でありますでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） このことに絞って特に話したということはございませんけど、先ほど言いましたように、今後の教育にどういう点を重点を置いていくかというようなことの中の一つとして、キャリア教育が今後より推進されていくというふうなことで説明したということがございます。

○議長（大田勝義議員） 1番陶山良尚議員。

○1番（陶山良尚議員） 私が調べたところではキャリア教育、既に県、市レベルでもやられている地域もございます。また、キャリア教育といいまして、この勤労関係だけじゃなくて幅広く、やはり次代を担う子供たちの教育にとっては大変重大なことでございますので、できましたらこういうことも視野に入れながら、今後とも考えていただけたらと思っておりますのでございます。

あと私、1点だけちょっと教育の中で気になったことがございまして、本市には九州国立博物館がございまして、この博物館がせっかくある以上ですね、やはり博物館で例えば子供たちの教育に関すること、もう既にされてあったらそれはそれでいいとは思いますが、例えばボランティア活動を含めてせっかくあるわけですから、その辺を活用した体験学習ということもできないのかなと常々思っておりました。以前ある高校で国博のほうに学生にボランティアで行かせたいという話をしたところ、なかなか国博自体がいい返事をしなかったということも一部の関係者から、私はここの関係者から聞いておりますけども、実際にそういうことがあるのかどうか含めてですね、その辺の受け入れ態勢というか、もしどっかの学校がそういう形で授業の一環として使いたいとか、そういうことがあったときには対応していただけるものかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思っておりますけども。

○議長（大田勝義議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） ボランティアを受け入れる態勢がどうかということはなかなかわかりかねますけれども、例えば高等学校とそれから九州歴史資料館のいろいろな技術的な事柄についての学習会等はかなりやっているんじゃないかと思えます。

それから、本市の場合ですが、以前といたしますか、開設されたときから6年生の音楽会をですね、あそこのミュージアムホールをお借りしまして行って、あとその後、4階のほうの陳列を見学するというようなことをしていた。ただ、今年は九大の100年が先に押さえられまして

できなかったというような状況ではございましたけれども、またぜひ来年からは復活したいと思っております。

それから、小学校の美術作品をあそこのフロアのほうに、かなりの量ですけれども、展示させていただくなどしながら、国立博物館のほうに子供たちが行くような機会をつくったりさせていただいているところです。

○議長（大田勝義議員） 1番陶山良尚議員。

○1番（陶山良尚議員） 今話を聞きまして安心したところでございますけども、せっかくそういう教育施設がございますし、国と市という関係もございますけども、しっかりその辺の連携をとりながら、教育の中にも生かしていただければと思っております。

いずれにせよ、非常にこれから先ですね、先ほど述べましたけども、国を支えていくのは若い子供たちでございます。これからですね、10年先、20年先、私たちの親世代でも思うことがございまして、なかなか子供たちにしっかりとしたことを教えていけないのが現状なところもございまして、やはり学校で子供たちは一日のうち大半を過ごすわけでございますし、しっかりとした教育の中から太宰府市にとってもよりよい人材が育てばそれが一番ですし、その子供たちが将来また太宰府に帰ってきて、例えばこの近くで仕事をするとか、そういう形ですね、また太宰府市にとって有意義な人材となればと思っております。

ふるさと、郷土のことについては以上でございますけども、最後にですね、やはり今年ワールドカップの女子サッカーでもなでしこが優勝、また活躍したり、そんな中で最後まであきらめられないという強い気持ち、またフェアプレーなど、海外からも大変な称賛を浴びるほどございました。我が国はスポーツ界だけでなく、科学技術分野にしてもですね、さまざまな素晴らしい科学者等々、また育てているところでございます。そういう国でございますから、これからは子供たちにやはり夢と希望を持てるような社会をつくっていかねばならないと思っております。なかなかこれはですね、国だけでできることではございませんし、やはり子供たちが育っていく本市、太宰府市にとりましては、この太宰府市をしっかりと育てていくことが重要でございます。その上からですね、例えば愚問になるかもしれませんが、そういう学校教育の中で夢や希望を持てるような教育について、そういう時間が持ててあるのかとか、生徒同士が夢についてまた話し合う時間等々、そういうカリキュラムがあるのかどうか、ちょっとお聞かせいただければと思っております。

○議長（大田勝義議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） すべてのことは、将来に通じるために行っていると言え、それまでになりますけれども、そういうことをきちっと設定してやっている、例えば2分の1成人式といいますか、小学校4年生ぐらいのときが10歳になりますので、そういうふうにして将来の夢を語ったりするような機会があったり、6年生になりますと多分卒業文集等ではそういうことを記入していくんじゃないかというふうに思います。それとともに、道徳の時間等ではですね、や

はり将来どんなふうなことになっていくかというようなことも考えながらのいろんな話だと思  
います。

先ほどキャリア教育の話が出ましたけれども、こういうこともそういう将来の目標との関連  
でつながっていくことではないかと思っております。ただ、やはり日々目先のことがですね、  
やっぱりどうしても中心になりがちかなという感じを持っておるところです。

○議長（大田勝義議員） 1番陶山良尚議員。

○1番（陶山良尚議員） 教育長のほうからさまざまなお答弁をいただきまして、大変ですね、太  
宰府市いろんな面ですね、教育については先生たちの頑張りや、内容的にも進んであるのか  
なと思うところがございます、安心したところがございますけれども、最後に市長にちょっと  
お伺いしたいところがございますけれども、将来ですね、何度も言いますが、太宰府市の子  
供、どのような形で未来育てていただくのがいいのか、将来の希望する子供の像について、教  
育方針、市長にお願いしたいと思っております。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） 大変難しい質問のようでございますけれども、やはり子供たちには夢を語  
り、そしてふるさとを思い、そのためにはふるさとを知るというふうなことが大事だと思いま  
す。私の今までの体験上といえましょうか、市長の活動の中で散見しておりますのは、家庭、  
地域あるいは学校と、その中でも地域の中での青少年の育成に関する取り組みを強力に行っ  
ていただいております。例えば柔道、剣道あるいはソフトボ  
ール、野球を通じて、そして礼に始まり礼で終わるというふうなこと、あるいは私がグラウンド  
を訪問しますと、ソフトボールのチームの子供たちが1列に整列して、ありがとうございます  
、おはようございますというかけ声もかけられるというふうな状況、学校教育だけではなく  
て、あるいは家庭教育だけではなくて、地域の中でのそうしたそれぞれの分野での指導者の皆  
様方、監督されている皆様方等のそういったご協力等によって子供たちが育ておるんだなあ  
というふうに思っておるところでございます。子供たちはそれぞれの立場の中でいいものが、  
たくさん芽がございます。小さいときから目標を持って、そして自分の生きるべき道といいま  
しょうかね、それを早い時期に探していただいて、それのもとにさらに努力するというふうな  
形になりますので、そういった教育環境を微力でございますけれども、市長の立場でつくっ  
ていってやりたいなあというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 1番陶山良尚議員。

○1番（陶山良尚議員） どうもありがとうございました。なかなか取りとめのない質問になりま  
したけれども、今後ともですね、一層の学校教育の充実を望みまして、一般質問を終わらせてい  
ただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（大田勝義議員） 1番陶山良尚議員の一般質問は終わりました。

ここで16時5分まで休憩いたします。

休憩 午後3時50分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後4時05分

○議長（大田勝義議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

会議時間は午後5時までとなっておりますが、午後5時を過ぎた場合は、会議規則第8条第2項の規定により本日の日程終了まで会議を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、お諮りしましたとおりといたします。

4番芦刈茂議員の一般質問を許可します。

〔4番 芦刈茂議員 登壇〕

○4番（芦刈 茂議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告いたしておりました内容について質問をさせていただきます。最後でございますので、手短にまとめたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

1件目、友好都市多賀城市との今後の交流について。

3月11日、東日本大震災の被害を受けた友好都市多賀城市は、2mから4mの津波が押し寄せ、浸水面積662ha、市内では188の方が亡くなり、家屋の被害約1万戸、被害総額65億円でした。多賀城市内にあるソニー仙台も大きな被害を受けました。本市としては、震災直後から物心ともに支援の体制を組み、いち早く支援活動に取り組みました。連続して職員を派遣され、文化財課の担当者は被害を受けた文化財の調査、復旧に交代で当たりました。また、10月中旬、議長、議会事務局長がお見舞いに行かれ、11月初旬には多賀城市の市制記念式典に市長、議長みずから参加されました。私も10月9日の復興祭に参加いたしました。もう瓦れきは片づけてありましたが、潮につかった畳がうずたかく積み上げられていました。海辺の近くの家の側面には2mほどの津波の跡が残っておりました。参加しました万葉復興祭は塩釜青年会議所が中心になり、多賀城市関係団体と実行委員会を結成し、多賀城跡で行われました。太宰府の古都の光を参考にされ、多賀城跡は灯籠の光に包まれました。私も文化協会の方と一緒に着物を着てお茶のお点前をして、市長、教育長にお茶を差し上げました。皆さん優しくてすばらしい方たちばかりで心のこもった交流をさせていただきました。今後の多賀城市との交流についてどのように進めていかれるのかお伺いしたいと思います。

また、先日の朝日国際マラソンに多賀城市の医師安島雄二さん44歳が完走されました。ここ数年来られているようです。また来年走られるなら応援したいと考えております。

2件目、市内の道路、駐車場の現状と今後についてお尋ねいたします。

1つ、昨年クリスマスの夜、吉松で大きな事故に遭われまして、車が池に落ちて7人の若者が亡くなりました。ガードレールがあったら事故は防げたと考えますが、現状は池の周りをパ

イプで囲ってあるように見えますが、安全対策はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

2、9月6日午前9時前に観世音寺二丁目11-26の前の県道76号線で自転車と自動車の接触事故があり、国分の方が亡くなりました。関屋から政庁前にかけて道幅が狭いのではないのでしょうか。大型トラックやバスの車体の幅しかありません。路側帯に自転車が通ると、車は大きく対向車線にはみ出します。ちょうど前日、私も前から車のはみ出してきてぶつかりそうになりました。高校生の自転車通学の道にもなっています。安全対策はどのようになっているのでしょうか、お伺いします。

また、12月6日午後4時47分、君畑の交差点で二日市方向に横断歩道を直進する自転車に左折していた自動車が衝突いたしました。少し暗くなりかけた夕方、信号を急いで渡ろうとしていた自転車、歩行者をやり過ぎて左折する自動車、どちらも老婦人、起こるべくして起こった事故ではなかったのでしょうか。交通指導員はだれもいませんでした。大きな交差点の安全対策はどのようになっているのでしょうか。

3、6月議会で指摘した水城第一広場の不法駐車車の車2台はもう半年間とめっ放しです。注意の立て札は立っていますが、今後どのようにされるのでしょうか。

3件目、水城少年スポーツ公園の管理について。

地域住民からトイレの掃除ができていない、サッカーのネットが破れていると生涯学習課に連絡いたしましたら、すぐにネットをきれいに張りかえ対応してくださり、ありがとうございます。今回の指定管理者の指定には上がっておりませんが、水城台と水城ヶ丘の住民が利用していることを考えれば、特定の個人に委託するのではなくて、協働のまちづくりの観点から自治会に任せて、清掃も含めて考えてみたらどうでしょうか、お伺いいたします。

4件目、景観まちづくりについて。

建設経済常任委員会で金沢、富山、彦根の先進地視察をさせていただきました。金沢は古い町並みが残り、山からの水が水路を川になって流れています。富山はモダンなレールバスが走っていました。先週、三浦友和、余貴美子主演の公開された映画「RAILWAYS愛を伝えられない大人たちへ」は富山が舞台の映画です。ブルーのレンタサイクルもすてきでした。金沢も富山も古い町並みが残っています。また、太宰府では辛うじて小鳥居小路やどんかん道に残っています。水城では古い造り酒屋の和風の建物が平成3年に1日で壊されてしまいました。また、太宰府では線や面で残っているところがあります。今後のまちづくりについてお聞きいたします。

5件目、太宰府市制30年と今後の文化行政について。

太宰府と同じく市制周年事業を抱えている大野城、筑紫野市では市民に標語を募集したり、プロジェクトを募集したりしていると聞きます。井上市長におかれては市制30年の事業を抱えられてあるということで、大いなる気持ちで臨まれておると思いますが、市制30年事業の進捗状況をまず第一にお聞きいたします。

2項目め、また先日お聞きしました文化振興基本指針の進捗状況についてもお聞きいたします。

3項目め、また関連していきいき情報センター1階のNPOボランティア支援センターの広さを増やす計画があるとお聞きします。若者のソーシャルビジネスへの支援やサークル、NPOが集まって議論する中から太宰府の未来が見えてくるのではないのでしょうか。どのような応援をNPOセンターに考えてあるのかお聞きいたします。

先日、筑紫野文化会館であった太宰府の劇団道化の吉林食堂の演劇を見ました。筑紫野市の文化館館長があいさつの中で、今後は演劇に力をやっていきたい。市民ミュージカルをつくる。いろんなところから七、八百万円の補助金をもらったが、それを生かしていきたい。財団の専務理事は毎日新聞の出身と聞きました。劇団道化の責任者に、太宰府でもやってくださいとお願いしたら、太宰府市さんは幾らお金を出してくれますかと言われました。太宰府の文化行政に出すお金は、施設と運営には出されますが、ソフトの中身には乏しいのではないのでしょうか。また、事業を運営する責任者が市役所の兼任の方や天下りがほとんどです。なぜもっと力と人脈を持った民間の資金を引っ張ってこれる専門の人たちを公募しないのでしょうか。今太宰府には新しい時代を切り開いていける企画力、行動力を持った人材が必要です。とりわけ市役所の若い職員の中からもどんどん出てきてほしいと考えます。

以上、件名別に回答いただきまして、自席で再質問をさせていただきます。よろしくお聞きいたします。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 1件目の多賀城市との交流についてご回答いたします。

平成17年11月に宮城県多賀城市と太宰府市は友好都市を締結いたしました。行政や議会はもとより、観光や産業の関係者を初めさまざまな市民レベルでの交流も含めましてこれまで取り組んでまいりました。こうした中、今年の3月11日の東日本大震災で多賀城市が甚大な被害に遭われました。一刻も早く友好都市を支援することができるよう、太宰府市としては3月13日に災害支援対策会議を設置いたしました。そして、災害見舞金を初め飲料水や食料など緊急救援物資の支援を行いました。さらに、5月から9月までの期間には、総合相談窓口業務、文化財保護業務、被災家屋調査などの応援として18人の職員派遣を行う人的な支援も行ってまいりました。

多賀城市におかれましては、避難所を閉鎖することができるなど、復興の兆しが見えてきたということから、延期されておりました市制施行40周年記念式典を11月に実施されました。これには市長及び議長が招待されております。

その中で、式典の中で太宰府市という紹介がありましたときには、会場からより一層大きな拍手があっておりました。非常に太宰府市の応援を多賀城市の方も十分承知されているというふうな実感を受けたところでございます。

来年になりますと、太宰府市では30周年記念式典が行われます。同じように多賀城市長と議

長を招待するところで計画をいたしております。

また、例年ですけれども、市民政庁まつりでは今年、多賀城市のブースを設けまして、物販、それと災害の復興のパネル展等をさせていただき、多賀城市の職員と太宰府市民の交流も行っております。

新たな取り組みといたしましては、3・11の追悼と復興ということを祈念いたしまして、太宰府市と友好都市であります奈良市とも連携し、平成24年、来年の3月11日に多賀城市、奈良市、太宰府市の3市で一斉に灯をともしという追悼と復興の光のイベントを計画しております。詳細がわかりましたら、改めて議員協議会などで議員の皆さんにもご報告をさせていただきたいと思っております。

今後につきましては、今まで同様復興への支援継続を初めまして、さまざまな方面から官民を挙げて交流を深めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大田勝義議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） ありがとうございます。来年3月11日、奈良市と一緒に復興祭をされるということで、とてもいいことだと思いますし、行政、あるいはトップの方は交流ありますが、議員同士の交流というのがちょっといま一つのような感じがしてございまして、私たち自身ももうちょっと力を入れていかなきゃいけないのではないかというふうに考えております。

次、お願いいたします。

○議長（大田勝義議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（神原 稔） 2件目の市内の道路、駐車場の現状と今後についてご回答いたします。

1項目めの吉松事故現場についてですが、この事故現場の対応といたしましては、県が管理しています県道31号線の歩道に筑紫野警察署と那珂県土整備事務所との協議により、歩行者用のガードパイプにかえまして、車両用のガードパイプが交差点の歩車道部の境界部と篠振池のふちに二重に設置されるなどの安全対策が講じられております。

2項目めの政庁前の道路についてですが、関屋交差点から政庁前までの区間は路側帯が一部狭くなっている状況がございまして、この県道を管理しております那珂県土整備事務所におきまして、道路の史跡地側の路側部の改良に関して検討がされておるというのを聞いております。県に要望するのはもちろんでございますけど、史跡地にも隣接しとる関係から、その改良方法等について積極的にかかわってまいりたいと考えております。

それから、大きな交差点の安全対策はということでございまして、これに関しましては運転者の交通ルールの遵守、それから歩行者、自転車の交通マナーの向上というのが、これは大事だと思います。機会あるごとに啓蒙啓発が必要じゃないかと考えております。

3項目めの水城跡第一広場の現状と今後でございまして、現在広場の本来の利用目的に反して特定の車両が長期間駐車していることから、広場内の目立つ複数ところに警告書を掲示し、注意喚起を行っております。

今後の対応につきましては、長期間駐車している車両所有者あて文書を送付するなどして、特定の車両が長期間広場を専用することがないように、引き続き対応してまいります。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 1番目の吉松の事故現場ですが、池の周りをパイプで囲つると同時に、ガードパイプを二重に歩道側と池の周りにしてあるということで、通常のガードレールの役目も果たして安全になっていると考えてよろしいのでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（神原 稔） はい、そのとおりだと思います。

○議長（大田勝義議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） ありがとうございます。

2番目に行きます。観世音寺二丁目11-26の前の道路ですが、事故現場を、道路の幅をはかりました。路側帯というか、線を引っ張っているところのブロック塀のところは45cmです。白い線を引っ張ったところが15cmです。見ておりましたら、みんな自転車は白線の道路側を走ります。つまり45cmと15cmあっても、自転車はこちらを走らざるを得ないんです。白線と白線の間が5.3m、大型のバス、トラックの大体の車幅というのはどのようなものでしょうか。5.3mですから、半分割ると2.65m。

○議長（大田勝義議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（神原 稔） 車両の幅は車両構造令ですかね、決まって、大型はたしか2m40cmだったとちょっと記憶しております。言われるように路側帯、路側が狭いというのは承知しております。県のほうにもこの区間は狭いというのは、県のほうも認識されとります。今ガードレールのかわりに壁といいますか、防護の壁みたいなのが、高さが約1m程度のやつがございますけど、あれに関して改良といいますか、やりたいというのを聞いております。先ほど言いましたようにそれを聞いております。史跡地でもありますし、史跡地側に歩道もありますし、いろんな理由でああいう形で以前整備されたと思いますので、安全はもちろんですけど、景観上等も考慮して積極的に改良方法について協議を進めてまいりたい、かかわってまいりたいということです。

○議長（大田勝義議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 今でもブロック塀の上に花束が置いてあります。風で飛ばないように石で押さえてあります。本当残念だったなと思うのは、あと2m行ったらですね、路側帯というか、そこが45cmのところは88cmになるんです。あとその自転車が、一、二m先に行っておけば事故は起こらなかつたらうと。ちょうど学業院中学校のところからそこまでが道幅が極端に狭いということがもうはっきりしとりますので、善処をよろしくお願ひしたいと思いますと同時にですね、それからもうちょっと市役所のほうに来まして、政庁前の三差路から学業院中学校の方向に向けての信号の手前100mはもう白線がありません。そのあたりも改良をお願いした

いと思います。

○議長（大田勝義議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（神原 稔） それもあわせて県のほうに要望してまいります。

○議長（大田勝義議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） ありがとうございます。

3番目の水城第一広場の長期間の駐車についてですが、1台の車はボンゴ型の車ですが、車検証はついておりません。もう一台の車は車検が切れております。2カ月に1回どういうわけか動きます。でも、6カ月とめっ放しでして、車検切れの車を駐車場がわりに使っものかという現状ですから、早急にこれについては撤去し、本来の目的にできるようにやっていただきたいと思います。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（齋藤廣之） ナンバーがついている分については、警察のほうに問い合わせして、所有者を調べ、所有者のほうに文書通知で当然移動していただくといえますかね、そういう指導をしていますし、車検切れの分につきましては、一定の放置自動車の撤去ルールがございますので、そのルールに従って撤去してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） もう半年になりますので、どうぞ早急に善処方お願いしたいと思えます。

3件目、お願いいたします。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（齋藤廣之） 3件目の水城少年スポーツ公園の管理につきましてご回答申し上げます。

水城少年スポーツ公園の管理につきましては、個人の管理員及び造園業者と市と1年間の契約で管理運営を行っております。市が主体的に管理運営を行っているところでございます。管理員としての業務内容は、施設を午前6時に解錠し、夜の9時に施錠することです。次に、便所の日常の清掃としまして、週1回以上、または必要に応じてといたしております。公園内の簡易清掃、さらに日報を作成し、隔週で提出することといたしております。自治会へのこのスポーツ公園を管理運営を任せられないかのご質問につきましては、現在のところ現状維持で管理を行ってまいりたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 契約の期間はいつまででしょうか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（齋藤廣之） 契約につきましては、1年間でございますので、来年の3月31日という

ことで契約をしております。

○議長（大田勝義議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 見ますと、トイレの掃除はなされていないという感じがしますし、日報を出してもらおうということになっていますが、日報等は出されているのでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（齋藤廣之） 日報につきましては、提出をいただいておりますし、トイレは私も一度、毎日はないですけど、行きましたら、通常といたしますかね、のトイレの状態では、私が見たときはですけども、ございました。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 地域の人たちは何とか改善してほしいというふうに思っておりますので、来年3月切れるとすれば、事前にできれば地域の人たちにもご相談いただければいいのではないかと思います。

以上です。

次、お願いいたします。

○議長（大田勝義議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（神原 稔） 4件目の景観まちづくりについてご回答いたします。

本市は平成22年度に策定いたしました景観まちづくり計画、景観計画、太宰府市民遺産活用推進計画、そして昨年認定を受けました歴史的風致維持向上計画を連携させまして、本市の特徴である歴史文化を生かした景観まちづくりへの取り組みを開始したところでございます。

今後、来年、平成24年度ですが、小鳥居小路の水路の復元、それからどんかん道のサイン整備などの事業を今後展開し、これまでの太宰府の風景等を受けとめて、将来へ続く太宰府の風景を着実に育てていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 古都の光が9月25日になされておるわけですが、お聞きしますと、小鳥居小路は一部灯籠をつけている。どんかん道についてはなされていないというふうに思っておりますが、せっかくそういうすばらしい歴史的な建物が残っているわけですから、それを活用し、そういう行事の中に繰り込んでいき、古都の光はもう6年たったんですかね。恐らく1万個の灯籠と関係している人たちが約1,000人、子供から老人まで含めた大きな一つの太宰府の市民の行事になってきているというふうに思いますので、そういうことをあわせて小鳥居小路、どんかん道の活用なり、もっとスポットを当てるといふようなことをやっていただきたいというふうに思います。

○議長（大田勝義議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（神原 稔） 小鳥居小路につきましては、現在あります、今は石でふたがかかっ

とるような状態ですが、あの水路につきましては大切な歴史的遺産と考えております。先ほど申しましたように平成24年度から現地調査を含めてその水の取水方法、それから水路の整備方法についても地元と協議を進めていながら検討していくということにしております。また、どんかん道につきましても、福岡県の民俗文化財に指定されております天満宮の神幸式の通り道でもあります。そのような由緒ある道であることを示す表示、解説板、それからサイン、それからポケットパーク的な解説広場の整備を計画しております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） ありがとうございます。5件目、お願いいたします。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） ここ市長答弁ということでございますが、私のほうから回答させていただきます。

まず、1項目の市制施行30周年事業につきましての進捗状況をご質問なさいました。現在4月8日に予定をしております30周年の記念式典、扶餘郡との姉妹都市締結調印式を皮切りに、平成24年度中、1年にわたって開催します各種行事につきまして、現在新年度予算の審査とあわせまして準備も進めておるところでございます。9月議会におきましても申し上げましたが、基本的には新たに大きなイベントなどは打ち出さず、既存の事業に冠をつけまして開催していくことを主体と考えております。その中でも太宰府検定、全国万葉フォーラムin太宰府、「太宰府人物志」の刊行などを行いまして、またつくし青年会議所主催の市民ミュージカルであります「ASUKA」についても支援をしていく予定としております。また、NHKの公開録画など申請してございまして、採択されますと誘致できる事業もございまして、現在申請も行っておりまして、まだ結果の通知がないところでございますが、そのようなものを含めて全体的な事業の確定は現在まだなされておられません。鋭意努力を行っております。今後、事業が確定次第、議会の皆様にもご報告をしながら進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（齋藤廣之） 次に、文化振興基本指針の進捗状況につきましてご回答申し上げます。

現在、市民意識調査を行い、その集約・分析作業の最終段階に入っております。また、文化振興審議会立ち上げのために、審議会委員の選考に着手しておりますが、委員の中に市民公募枠を設けておりますので、広報紙1月号や市ホームページに委員募集について掲載する予定でございます。

今後は審議会を開催し、市民意識調査の結果報告、庁内組織における文化振興状況の総括報告などを行いながら、本市の文化振興及び基本指針を作成してまいりたいと考えております。

また、文化芸術拠点の充実、文化の担い手や人材につきましては、この文化振興審議会におきまして論議なされると思っておりますので、まずはこの文化振興基本計画を作成させていただきた

いというふうに考えております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 続きまして、NPO・ボランティアセンターについてご回答いたします。

NPO・ボランティア支援センターは新しい市民主体の担い手を支援するため、NPOやボランティアを初めとするさまざまな活動の情報・交流・支援の拠点として平成18年に設置いたしました。設立当初は2階の会議室みたいな小さな部屋でございましたけれども、平成21年には2階の事務室から1階へと移動いたしました。それまでよりも広い部屋を活用し、相談業務や打ち合わせなどに利用できる施設へと改善をいたしたところでございます。

情報の提供・収集、研修、講座はもとより、ボランティアをしたい人と必要としている人との橋渡しを行ったり、印刷機などの機材の提供も行っております。本年度は気楽に相談したり打ち合わせができるよう、レイアウトの変更等も行い、改善をいたしております。

現在、NPO・ボランティア支援センターは行政が設置し、業務はNPOに委託して運営を行っております。

今後とも多様な情報を発信し、よりよい環境整備を進めながら、さらに使い勝手のいいセンターにしていきたいと思います。

○議長（大田勝義議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 1番の式典についてお尋ねいたします。

お聞きしますと、扶餘との友好都市というか、姉妹都市の関係で長年橋渡しをしてくださった李夕湖氏と、そのご子息の太宰府の一番最初の国際交流員の李タウン氏がおいでになるというふうに聞いております。李夕湖氏はもう83歳になられる方で、百済の歴史と文化についてとてもお詳しい方で、大阪にいられて八女の学校に疎開して来られて、それから戦後すぐ韓国に帰られて、扶餘の扶蘇山のもとで博物館をつくったり、いろんな歴史の研究に携わった方だというふうに聞いておまして、またそのご子息の李タウン氏は全羅北道の圓光大学の先生をしているというふうに聞いております。もう李夕湖氏の高齢の年齢からすれば、ひょっとしたら最後になるかもしれないという感じがしておりますが、そういう長年の功績ある方たちを式典にお招きするのはもちろんですが、できたらそういう方たちの長年の何かお話ができるような機会をつくっていただくととてもいいんじゃないかというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 李夕湖さん親子につきましては、前回訪韓したときにもお会いいたしております。まだまだかくしゃくとしてございまして、高齢ではございますが、元気ではございました。そのお会いしたときにも、古い話から含めまして、もう時間が足りないほどたくさんのお話を聞かせていただいております。そういう方が今回久しぶりに太宰府にお見えになるとい

うことで、私どもも楽しみにしておるところでございます。ただ、この4月8日の式典関係の前後についてはまだスケジュールが確定しておりません。今おっしゃいましたような李夕湖さんのほうのお話等を聞く機会があれば、時間が許せばそのような時間を設ければ、できるなら設けたいというふうにも考えておりますが、まだちょっとスケジュール等確定しておりませんので、今後進める中で検討したいと思っております。

○議長（大田勝義議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） ありがとうございます。いろんな形で式典のことが進んでいるかと思いますが、また議会のほうにもご報告いただければと思います。

2番目、文化振興基本指針の進捗状況ですが、広報紙1月号で募集するというふうなことがありましたが、いつごろまでにその制定を考えてありますでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（齋藤廣之） 若干の遅れている状況はございますが、1月に委員を募集いたしまして、年度内には審議会を立ち上げて、前回ですかね、前々回の議会的时候には来年の秋ぐらいという回答はさせていただいて取りましたが、立ち上げて約1年ぐらいは最低かけないとつくり上げ切れないかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 市民の参加をなるべく多くしていただいて、太宰府は文化歴史についてのことをいろいろやっている方がたくさんいると思いますので、そのあたりのところをご配慮いただき、いろんな団体、いろんなサークルの代表者を入れて、太宰府の文化行政の今後について検討いただければというふうにお願いたします。

3番目、ボランティアセンターの関係ですが、福岡市には赤坂の青年センター5階にNPO・ボランティアセンターあすみんがあり、夜まで会議に自由に使えるという環境が整っております。私も議会から文化スポーツ振興財団の理事にさせていただいておりますが、期待して臨んだわけですが、私、茶道関係で福岡県の文化団体連合会や福岡の市民芸術祭の委員をしたことがあります。県は一分野の県民祭の企画に70万円の助成金を11から12団体に出します。福岡市は幅広く1団体3万円の助成金を出して、それぞれ約1,000万円の文化行政、あるいは民間のいろんな企画に対する枠を持っております。もっと文化に力を入れて「歴史とみどり豊かな文化のまち」太宰府の中身をつくっていく活動を充実、いろんな形で助成してやっていただきたいというふうに思っております。

先日、市民遺産の認定式があったわけですが、市民遺産の認定という認定証を各団体に差し上げてあったわけですが、私は副賞で金一封10万円ぐらいの活動助成金を出していいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（齋藤廣之） 太宰府には多くの文化歴史資源がご提言いただいたように、ご質問の中

にもありましたようにございます。文化財は文化財保護法では重要なものは国が指定をして、国のそういう補助の中でやっていくということでございますが、文化財以外のそういう文化遺産については市民の力で守り育てます。そして、次の世代につなげていこうということで、この市民遺産制度というのを発足させております。と言いながら、この市民遺産条例もつくらせていただいて、そういう市民活動に対しての助成制度の条項も設けておりますので、そういう部分については今後の検討といえますか、十分検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） いきいき情報センターのボランティアセンターそのものの、具体的な来年度のいろんな設備等々を出しているなり、部屋は確保しているということですが、そのあたりの拡張の具体性というのはどうなんでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） あすみんなみたいに広いスペースを確保して、サロンのフロアがあるのが理想だと私たちも思っております。ただ、太宰府市の限られた施設の中で最大限の努力をしているところでございます。その経過は先ほど言いましたように、スタートは小さな会議室からスタートしましたがけれども、今は1階に移動していただいて、以前に比べるとかなり改善はされた。今後につきましても、いろんな公共施設の改造等とかあったり、場所の変動等がありましたら、なるべく広いスペースを確保できればというふうに思っておりますけれども、そういう機会をとらえて改善は今後とも続けてまいりたいと考えております。

○議長（大田勝義議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 今のボランティアセンターの奥に文化スポーツ振興財団の応接室というか、若干の打ち合わせスペースがあるようですが、そのあたりまで含めてしていただくと、もっといろんな人が集まっているいろんな会議ができるんじゃないかというふうに思いますし、時間の関係も夕方6時ぐらいで閉まっているようなことがあるようですが、広さ、時間、あわせてご検討いただきたいということをお願いいたします。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） あそこの1階フロアにつきましては、今おっしゃいましたように財団のスペースがもともとあったところでごさいます、既得権益じゃございませんけれども、今後はいろんな相談をしまして、少しでも広げられればというふうに協議はしてまいりたいと思っておりますけれども、確約は何とも言えません。ただ、努力はしてまいります。

それと、あそこだけに限らずどっかがあけば、それも情報を仕入れて、よりいいところがあれば移るといことも視野に入れて、よりよい環境はつくっていききたいというふうには考えております。

○議長（大田勝義議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） ありがとうございます。いろんな形で文化関係に力、先ほどスポーツの

関係もありましたが、文化関係にも力を入れていただくことをお願いしたいと思いますと同時に、来年が市制30年、その次の年が菅原道真公が亡くなって1,111年、水城、大野城の1,350年という年が回ってきますので、いろんな形で私たちも地域で、議会で力を入れて活動することを考えまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大田勝義議員） 4番芦刈茂議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大田勝義議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

次の本会議は12月19日午前10時から再開いたします。

本日はこれもちまして散会いたします。

散会 午後4時47分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程 (5日目)

[平成23年太宰府市議会第4回(12月)定例会]

平成23年12月19日

午前10時開議

於議事室

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第54号 | 市道路線の認定について(建設経済常任委員会) |
| 日程第2 | 議案第55号 | 太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について(総務文教常任委員会) |
| 日程第3 | 議案第56号 | 太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について(総務文教常任委員会) |
| 日程第4 | 議案第57号 | 太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について(総務文教常任委員会) |
| 日程第5 | 議案第58号 | 太宰府市立水城共同利用施設の指定管理者の指定について(総務文教常任委員会) |
| 日程第6 | 議案第59号 | 太宰府市立長浦台共同利用施設の指定管理者の指定について(総務文教常任委員会) |
| 日程第7 | 議案第60号 | 太宰府市立青葉台共同利用施設の指定管理者の指定について(総務文教常任委員会) |
| 日程第8 | 議案第61号 | 太宰府市立大佐野共同利用施設の指定管理者の指定について(総務文教常任委員会) |
| 日程第9 | 議案第62号 | 太宰府市立向佐野共同利用施設の指定管理者の指定について(総務文教常任委員会) |
| 日程第10 | 議案第63号 | 太宰府市立国分共同利用施設の指定管理者の指定について(総務文教常任委員会) |
| 日程第11 | 議案第64号 | 太宰府市立通古賀共同利用施設の指定管理者の指定について(総務文教常任委員会) |
| 日程第12 | 議案第65号 | 太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について(総務文教常任委員会) |
| 日程第13 | 議案第66号 | 太宰府市民図書館の指定管理者の指定について(総務文教常任委員会) |
| 日程第14 | 議案第67号 | 太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について(総務文教常任委員会) |
| 日程第15 | 議案第68号 | 大宰府展示館の指定管理者の指定について(総務文教常任委員会) |
| 日程第16 | 議案第69号 | 太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について(環境厚生常任委員会) |
| 日程第17 | 議案第70号 | 太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について(環境厚生常 |

任委員会)

- 日程第18 議案第71号 太宰府市スポーツ推進審議会条例の制定について（総務文教常任委員会）
- 日程第19 議案第72号 太宰府市立運動公園条例等の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第20 議案第73号 太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第21 議案第74号 太宰府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第22 議案第75号 平成23年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について（分割付託）
- 日程第23 議案第76号 平成23年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第24 議案第77号 平成23年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第25 発議第4号 太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する条例の制定について（携帯電話中継基地局問題特別委員会）
- 日程第26 決議第1号 飲酒運転撲滅に関する決議
- 日程第27 請願第2号 ワクチン接種緊急促進事業の継続に関する請願書（環境厚生常任委員会）
- 日程第28 意見書第9号 防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書（総務文教常任委員会）
- 日程第29 意見書第10号 太陽光発電システム設置補助制度の創設を求める意見書（環境厚生常任委員会）
- 日程第30 意見書第11号 「子ども・子育て新システム」に関する意見書（環境厚生常任委員会）
- 日程第31 意見書第12号 ワクチン接種緊急促進事業継続の意見書
- 追加日程第1 再議第1号 再議書（太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する紛争防止条例の制定について（平成23年12月19日議決））
- 日程第32 議員の派遣について
- 日程第33 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（18名）

- | | | | | | |
|----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 陶山良尚 | 議員 | 2番 | 神武綾 | 議員 |
| 3番 | 上疆 | 議員 | 4番 | 芦刈茂 | 議員 |
| 5番 | 小嶋真由美 | 議員 | 6番 | 長谷川公成 | 議員 |
| 7番 | 藤井雅之 | 議員 | 8番 | 原田久美子 | 議員 |
| 9番 | 後藤邦晴 | 議員 | 10番 | 橋本健 | 議員 |

11番 不老光幸 議員
13番 門田直樹 議員
15番 佐伯 修 議員
17番 福廣和美 議員

12番 渡邊美穂 議員
14番 小柳道枝 議員
16番 村山弘行 議員
18番 大田勝義 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

| | | | |
|------------------|------|----------|------|
| 市長 | 井上保廣 | 副市長 | 平島鉄信 |
| 教育長 | 關 敏治 | 総務部長 | 木村甚治 |
| 地域づくり
担当部長 | 今泉憲治 | 市民生活部長 | 古川芳文 |
| 健康福祉部長 | 井上和雄 | 建設経済部長 | 神原 稔 |
| 会計管理者併
上下水道部長 | 三笠哲生 | 教育部長 | 齋藤廣之 |
| 総務課長 | 古野洋敏 | 経営企画課長 | 石田宏二 |
| 市民課長 | 原野敏彦 | 環境課長 | 濱本泰裕 |
| 福祉課長 | 宮原 仁 | 保健センター所長 | 中島俊二 |
| 都市整備課長 | 今村巧児 | 上下水道課長 | 松本芳生 |
| 教務課長 | 木村裕子 | 監査委員事務局長 | 関 啓子 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 田中利雄 | 議事課長 | 櫻井三郎 |
| 書記 | 白石康子 | 書記 | 花田敏浩 |
| 書記 | 茂田和紀 | | |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大田勝義議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第54号 市道路線の認定について

○議長（大田勝義議員） 日程第1、議案第54号「市道路線の認定について」を議題といたします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 後藤邦晴議員。

〔9番 後藤邦晴議員 登壇〕

○9番（後藤邦晴議員） おはようございます。

建設経済常任委員会に審査付託されました議案第54号「市道路線の認定について」、審査内容と結果を報告いたします。

審査においては、まず補足説明を受けた後、現地調査を行って審査いたしました。

今回認定する路線は、開発により道路用地の帰属を受けた松本6号線、1路線です。

本議案について、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第54号は委員全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第54号の報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 自席へどうぞ。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第54号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、議案第54号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時02分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2から日程第15まで一括上程

○議長（大田勝義議員） お諮りします。

日程第2、議案第55号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について」から日程第15、議案第68号「太宰府展示館の指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、お諮りしましたとおひ一括議題とし、付託しておひました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔13番 門田直樹議員 登壇〕

○13番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会に審査付託された議案第55号から議案第68号までについて、その主な審査内容と結果を報告いたします。

まず、議案第55号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について」報告いたします。

史跡水辺公園は、シンコースポーツ株式会社九州支店を指定管理者として平成21年4月1日から施設の管理運営を行っているが、指定期間が平成24年3月末をもって満了することから、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により公募を行った結果、同社1社のみのおひ募があり、選考委員会において過去のおひ算及び事業内容等を検討した結果、候補者としてシンコースポーツ株式会社九州支店を指定管理者として指定するものであります。また、指定期間は平成24年4月1日から3年間である旨、説明を受けました。

委員からは、平成21年度からの指定期間の中で、シンコースポーツ株式会社の管理運営に対する市民からの苦情等の有無について質疑があり、執行部からは、特にないとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第55号は委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第56号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」報告いたします。

同センターの指定期間が平成24年3月末をもって満了することから、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、公募によらない候補者として財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を選定し、引き続き指定管理者として指定するものであり、指定期間は平成24年4月1日から2年間とする旨、説明を受けました。

委員から、指定管理者を選定する際に、特定の日に発生している駐車場不足の問題や周辺の交通渋滞問題に対する対応、改善について財団から提案等あっているのかについて質疑があり、執行部からは、その問題等の対応については、指定管理という面ではなく、関係所管課で会議を開き、協議して対応しているとの回答がありました。

また、駐車場満車時に太宰府中学校の駐車場を臨時的に使う際は、不審者の問題もあるため、学校へ事前連絡をするよう徹底してほしいとの要望がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第56号は委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第57号「太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について」から議案第65号「太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について」までを一括して報告いたします。

市内9カ所の共同利用施設は、各地元自治会を指定管理者として管理運営を行っているが、平成24年3月末をもって指定期間が満了することから、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条に規定により、公募によらない候補者として各地元自治会を選定し、引き続き指定管理者として指定するものであり、指定期間は平成24年4月1日から2年間とする旨、説明を受けました。

委員からは、当該施設は、公募を行ったり、地元自治会以外の団体等を指定管理の候補者として指定することはないので、指定期間を2年ではなく、5年、10年でもいいのではないかと質疑があり、執行部からは、法令上2年でなければならないという規定はないが、太宰府市においては市の実情に合わせ、公募によらない随意選定の場合の指定期間は2年としていること、またこの指定期間については、今後検討していきたいとの回答がありました。

関連質疑を終え、討論はなく、これらについて一括して採決した結果、議案第57号から議案第65号までについては、委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第66号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」及び議案第67号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」を報告いたします。

市民図書館及び文化ふれあい館の指定期間が平成24年3月末をもって満了することから、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、公募によらない候補者として財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を選定し、引き続き指定管理者として指定するものであり、指定期間は平成24年4月1日から2年間とする旨、説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第66号、議案第67号は、いずれも委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第68号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」を報告いたします。

大宰府展示館の指定期間が平成24年3月末をもって満了することから、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、公募によらない候補者として

財団法人古都大宰府保存協会を選定し、引き続き指定管理者として指定するものであり、指定期間は平成24年4月1日から2年間とする旨、説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第68号は委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） これから質疑を行います。

議案第55号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第56号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第57号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第58号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第59号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第60号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第61号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第62号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第63号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第64号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第65号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第66号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第67号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第68号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第55号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第55号に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(大田勝義議員) 全員起立です。

よって、議案第55号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時11分〉

○議長(大田勝義議員) 次に、議案第56号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第56号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(大田勝義議員) 全員起立です。

よって、議案第56号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時12分〉

○議長(大田勝義議員) 次に、議案第57号「太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第57号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(大田勝義議員) 全員起立です。

よって、議案第57号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時13分〉

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第58号「太宰府市立水城共同利用施設の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第58号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、本案は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時14分〉

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第59号「太宰府市立長浦台共同利用施設の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第59号に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、議案第59号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時14分〉

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第60号「太宰府市立青葉台共同利用施設の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第60号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

議案第60号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時15分〉

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第61号「太宰府市立大佐野共同利用施設の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第61号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、議案第61号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時16分〉

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第62号「太宰府市立向佐野共同利用施設の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 討論を終わります。

採決を行います。

議案第62号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、議案第62号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時16分〉

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第63号「太宰府市立国分共同利用施設の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第63号に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(大田勝義議員) 全員起立です。

よって、議案第63号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時17分〉

○議長(大田勝義議員) 次に、議案第64号「太宰府市立通古賀共同利用施設の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第64号に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(大田勝義議員) 全員起立です。

よって、議案第64号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時18分〉

○議長(大田勝義議員) 次に、議案第65号「太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第65号に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(大田勝義議員) 全員起立です。

よって、議案第65号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時18分〉

○議長(大田勝義議員) 次に、議案第66号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第66号に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成

の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(大田勝義議員) 全員起立です。

よって、議案第66号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時19分〉

○議長(大田勝義議員) 次に、議案第67号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第67号に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(大田勝義議員) 全員起立です。

よって、議案第67号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時19分〉

○議長(大田勝義議員) 次に、議案第68号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第68号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(大田勝義議員) 全員起立です。

よって、議案第68号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時20分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16と日程第17を一括議題

○議長(大田勝義議員) お諮りします。

日程第16、議案第69号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」及び日程第17、議案第70号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) 異議なしと認め、お諮りしましたとおり一括議題とし、付託しております環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

[14番 小柳道枝議員 登壇]

○14番(小柳道枝議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第69号及び議案第70号について、審査の内容とその結果を報告いたします。

まず、議案第69号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」報告いたします。

本議案は、女性センタールミナスの指定管理者について、現在の指定管理期間が3月末をもって満了することから、公募によらない候補者として、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に引き続き平成24年度から2年間にわたり指定管理者の候補者に選定するものであります。

これについて委員からの質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第69号は委員全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第70号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」報告いたします。

本議案は、老人福祉センターの指定管理者について、公募によらない候補者として、社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会を引き続き平成24年度から2年間にわたり指定管理者の候補者に選定するものであります。

これについて委員から、老人福祉センターの利用者数について質疑があり、執行部からは、平成22年度の開館日数295日で、延べ2万850人の利用があったとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第70号は委員全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(大田勝義議員) これから質疑を行います。

議案第69号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) 次に、議案第70号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第69号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第69号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(大田勝義議員) 全員起立です。

よって、議案第69号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時24分〉

○議長(大田勝義議員) 次に、議案第70号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第70号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(大田勝義議員) 全員起立です。

よって、議案第70号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時25分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第18から日程第20まで一括議題

○議長(大田勝義議員) お諮りします。

日程第18、議案第71号「太宰府市スポーツ推進審議会条例の制定について」から日程第20、議案第73号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」までを一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) 異議なしと認め、お諮りしましたとおり一括議題とし、付託しております総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

[13番 門田直樹議員 登壇]

○13番(門田直樹議員) 総務文教常任委員会に審査付託された議案第71号から議案第73号について、その審査内容と結果を報告いたします。

まず、議案第71号「太宰府市スポーツ推進審議会条例の制定について」、本案はスポーツ振

興法の全見直しが行われ、新しくスポーツ基本法が本年8月24日に施行されたことにより、太宰府市スポーツ振興審議会条例の全部を改正し、新たに条例を制定するものであります。この全改正の主な内容は、基本となる法律名や審議会の名称を改め、読みかえや条文内容の整理等を行うものとの説明を受けました。

委員からは、現行審議会の開催状況、委員の構成及び改正に伴う委員の任期などについて質疑があり、執行部からは、スポーツ振興審議会の開催は、平成22年3月策定の太宰府市スポーツ振興基本計画の作成の際に行われ、識見を有する者7名、関係行政職員3名、合計10名の委員で構成されていること、改正後のスポーツ推進審議会委員については、経過措置として現行の委員としての残任期間をそのまま引き継ぐことになるとの回答がありました。

また、改正後の審議会の取り組みについて質疑があり、執行部からは、スポーツ振興基本計画の施策内容や進捗状況等についてスポーツ推進審議会へ諮問し、実施計画の見直し等を行っていく必要があるとの回答を得ました。

その他、関連質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第71号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第72号「太宰府市立運動公園条例等の一部を改正する条例について」、本案もスポーツ振興法の見直しが行われ、新しくスポーツ基本法が本年8月24日に施行されたことに伴い、3つの条例の一部改正をまとめて提案されたもので、改正内容は引用する法律名等を改めるものなどであります。

委員からは、振興から推進に改正されたことにより、何か力を入れる変化はあるのかについて質疑があり、執行部からは、体育指導委員の活動や事業への取り組み等においても、振興からより一歩進んだ活動を行っていくとの回答がありました。

その他、質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第72号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第73号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」、本案は、本年11月8日の税制審議会答申の意向を尊重し、歴史と文化の環境税の適用期間をさらに3年間延長、平成27年5月22日までとするものであるとの補足説明がありました。

委員からは、今回の審議会の内容について質疑があり、執行部からは、9月24日から審議会を4回開催し、歴文税の事業概要報告、みらい基金の状況報告等もなされた。その中で、歴文税は必要である、歴文税からみらい基金へ移行すべきであるなどさまざまな意見をいただいた中で、総括として歴文税の3年継続が望ましいとの答申をいただいたとの説明を受けました。

さらに委員からは、税制審議会の答申内容について説明を求めため、本年度11月8日の答申及び平成20年12月26日の答申の資料要求があり、執行部より答申の写しが提出されました。

関連質疑の中、この条例改正案が上程に至るまでの過程、税制審議会の審議内容等について、もう少し協議する時間が必要であるとして、継続審査を求める動議が提出されたため、継続審査とすることについて採決を行ったところ、議案第73号は委員大多数の賛成で継続審査と

することに決定しました。

その後、12月15日に委員会を再開し、議案第73号について再度審議を行いました。

委員からは、次期見直しの際には議会で審議する時間をとるために、審議会の開催時期を少し早めることは可能であるかという質疑があり、執行部からは、審議会の中で検討していきたいとの回答がありました。

質疑、協議の後、討論では、今回の歴史と文化の環境税を3年間継続する条例の改正に当たっては、太宰府古都・みらい基金制度の施行が実施されているにもかかわらず、議会に対して事前説明やみらい基金との関連に対する執行部の見解の説明がなかったことは、市執行部に反省を促すとともに、本税がその趣旨からして制度上の公平性に疑念を持ちながらの継続は、納税者と特別徴収義務者の協力が前提であり、市当局は両者に協力と理解を求める努力をされるよう要望して、賛成するとの意見がありました。

討論を終え、採決の結果、議案第73号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第71号から議案第73号について報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第71号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第72号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第73号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第71号「太宰府市スポーツ推進審議会条例の制定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第71号に対する委員長報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時32分〉

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第72号「太宰府市立運動公園条例等の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第72号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時33分〉

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第73号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第73号に対する委員長報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、議案第73号は原案のとおり可決しました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時33分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第74号 太宰府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大田勝義議員） 日程第21、議案第74号「太宰府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

〔14番 小柳道枝議員 登壇〕

○14番（小柳道枝議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第74号「太宰府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」、審査の内容と結果をご報告いたします。

本議案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が本年7月29日に公布、施行されたことに伴い、災害弔慰金を支給する遺族の範囲を拡大するものであります。

これについて委員からの質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第74号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第74号に対する委員長報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時36分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第22 議案第75号 平成23年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

○議長（大田勝義議員） 日程第22、議案第75号「平成23年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員会の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔13番 門田直樹議員 登壇〕

○13番（門田直樹議員） 各常任委員会に分割付託された議案第75号「平成23年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」の当委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

まず、歳入としましては、19款1項1目前年度繰越金8,742万円の増額補正、これは平成22年度の繰越一般財源8億9,618万4,000円のうち、8,742万円を今回の補正に充当するものです。よって、1節前年度繰越金の補正後予算額は7億6,433万円となります。

歳出の主なものとしましては、まず2款1項4目広聴広報関係費、13節委託料、電子掲示板システム構築委託料1,500万円の増額補正、これは行政情報、観光情報及び駐車場の満空情報

など、市からさまざまな情報発信を行うため、縦1.6m、横2.2m程度のLEDビジョンを庁舎前県道沿いに設置するための委託料であります。今回の設置が有効であれば、増設も今後検討していきたいとの説明を受けました。

次に、9款1項2目非常備消防費、消防団関係費の19節公務災害補償組合負担金570万円の増額補正、これは東日本大震災により犠牲となられた消防団員に対する公務災害補償等に要する経費が多額となるため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正され、平成23年度限りにおいて消防団員1人当たりの掛金が1,900円から2万4,700円に増額したことによる差額分の補正計上であります。

次に、10款3項1目学校管理費、施設整備関係費、15節の各校校舎等補修工事1,890万円の増額補正、これは市内の4中学校の音楽室に空調設備を設置するための工事費で、年度を越える事業となることから、第2表繰越明許費に計上されています。

続いて、第3表債務負担行為補正としましては、市民図書館、大宰府展示館及び文化ふれあい館の指定管理料などが計上されております。

その他審査では、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠等について質疑、確認を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第75号の総務文教常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

（10番橋本 健議員「議長、暫時休憩を求めます」と呼ぶ）

（「今の橋本副議長の休憩動議に賛成いたします。それと、ちょっと閉会中継続審査の申し出の資料の件でも確認したいことがありますので、あわせて休憩を求めます。以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） それでは、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時41分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時00分

○議長（大田勝義議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、建設経済常任委員長 後藤邦晴議員。

〔9番 後藤邦晴議員 登壇〕

○9番（後藤邦晴議員） 続きまして、議案第75号の建設経済常任委員会所管分について、その主

な審査内容と結果を報告いたします。

まず、歳出の主なものとしましては、8款2項3目道路新設改良費のその他の道路改良関係費として1,000万円が補正計上されております。これは、市営土木工事のための工事請負費で、毎年各自治会からの市営土木工事としての要望に対応するための主に道路の舗装工事や側溝の工事を行っておりますが、要望箇所の中でも特に優先順位の高い工事、歩行者の安全確保のためにも工事路線の延長を必要とする工事、市営土木工事として本年度に施工する必要があるものなどに対応するため補正されています。

次に、8款4項6目地域狭隘道路拡幅事業関係費として890万円が補正計上されております。これは、五条一丁目の狭隘な道路のセットバックを行うための測量、分筆登記書類作成費用、工事費用、補償費用として補正されています。

続いて、歳入の主なものとしては、14款2項3目土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金として445万円が増額補正されております。これは、歳出の地域狭隘道路拡幅事業関係費に充当されるものです。

また、地方債補正についても審査をしました。

審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第75号「平成23年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

〔14番 小柳道枝議員 登壇〕

○14番（小柳道枝議員） 次に、議案第75号の環境厚生常任委員会所管分についてご報告申し上げます。

当委員会所管分の主なものとしましては、3款1項2目老人福祉費の高齢化社会対策費、19節負担金、補助及び交付金350万円の増額補正、これは自治体、住民組織、NPO、福祉サービス事業者等との協働により、見守り活動などの人材育成、地域資源を活用したネットワークの整備、先進的、パイロット的事業の立ち上げ支援など、日常的に支え合い活動をするための体制立ち上げに対して助成を行うもので、市内の高齢者などを対象に買い物代行や生活支援事業の立ち上げを予定しているNPO法人に対して、その初期費用を補助するものであり、この財源については高齢者等地域支え合い体制づくり事業費補助金が歳入として計上されております。

同じく3款1項の4目障がい者自立支援費の介護・訓練等給付関係費3,224万円の増額補正、まず介護・訓練等給付費3,000万円、これは日常生活に必要な支援を受ける介護給付と、それから自立した生活に必要な知識や技術を身につけていただくための訓練給付の費用であります、これらの福祉サービスの利用増加に伴う補正であります。

次に、身体障がい者・児補装具給付費224万円、これは補装具の交付や修理が増えたことによる補正であります。この3,224万円のうち2,418万円については、国、県の障がい者自立支援給付費負担金が充当されております。

次に、同じく3款1項の4目後期高齢者医療費、後期高齢者医療関係費1,131万6,000円の増額補正、これは平成22年度療養給付費の確定に伴い、不足額を補正するものであります。

次に、同じく3款の2項5目乳幼児医療対策費、医療費1,500万円の増額補正、これは対象者1人当たりの給付費などが予算編成時の試算により増加しているため、不足額を補正するものであります。この財源としまして、補正額の2分の1が乳幼児医療費補助金として歳入に計上されております。

また、債務負担行為補正として、老人福祉センター指定管理料及び女性センタールミナス指定管理料が追加されております。

審査に当たっては、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠などについて質疑を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第75号の環境厚生常任委員会所管分は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時08分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第23と日程第24を一括上程

○議長（大田勝義議員） お諮りします。

日程第23、議案第76号「平成23年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」及び日程第24、議案第77号「平成23年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を一括議題にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、お諮りしましたとおひ一括議題とし、付託しておひした環境厚生常任委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

〔14番 小柳道枝議員 登壇〕

○14番（小柳道枝議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第76号及び議案第77号について、その審査の内容と結果をご報告いたします。

まず、議案第76号「平成23年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」報告いたします。

まず、歳出の主なものを説明いたします。

2款1項の1目一般被保険者療養給付費1億4,271万4,000円の増額補正、2目退職被保険者等療養給付費1,069万9,000円の増額補正、3目一般被保険者療養費925万円の増額補正、4目退職被保険者等療養費70万5,000円の増額補正、これは上半期の支払額が前年同期よりも高い伸びを示していることから、今後の支払見込額に対する不足額を補正するものであります。

同じく2款2項1目一般被保険者高額療養費、高額療養費1,017万1,000円の増額補正、これは自己負担限度額を超えた医療費について助成するものであります。医療技術の進歩に伴い支出が増加しており、予算編成時の見込みよりも高い伸び率を示していることから、不足額を補正するものであります。

次に、3款1項1目後期高齢者支援金、後期高齢者支援金850万8,000円の増額補正、これは現役世代の負担分を国保特別会計から拠出するもので、通知に基づき不足額を補正するものであります。

次に、11款1項2目償還金、償還金4,976万7,000円の増額補正、これは過年度交付の精算額が確定したことによる国、県への返還金であります。

続きまして、歳入の主なものを説明いたします。

2款1項1目療養給付費等負担金183万8,000円の増額補正、これは保険給付費に対する国の負担金であります。給付費の増加に伴い補正するものであります。

同じく2款の2項1目財政調整交付金1,134万9,000円の増額補正、これは療養給付費等負担金と同様に、保険給付費の支出増加に伴い補正するものであります。

次に、3款1項1目療養給付費交付金2億2,242万8,000円の増額補正であります。現在、被用者の期間が一定期間ある65歳未満の退職者が国保に加入した場合、健康保険組合、協会けんぽ、共済組合などから拠出金を受ける制度が経過措置として講じられております。団塊の世代の大量退職時代を反映し、予算編成時の見込みよりも多い交付決定通知があったため、差額を補正するものであります。

説明を終え、さしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第76号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第77号「平成23年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」報告いたします。

本補正予算は、平成22年度介護保険事業の国と県の負担金、交付金の確定に伴い、精算返還金1,474万8,000円を増額補正するものであります。財源として基金繰入金と前年度繰越金を充当しております。

これに対する委員からの質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第77号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第76号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第77号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

これより討論、採決を行います。

議案第76号「平成23年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第76号に対する委員長報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時16分〉

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第77号「平成23年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第77号に対する委員長報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時17分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 発議第4号 太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する条例の制定について

○議長（大田勝義議員） 日程第25、発議第4号「太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、携帯電話中継基地局問題特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

携帯電話中継基地局問題特別委員会委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

○17番（福廣和美議員） 携帯電話中継基地局問題特別委員会に審査付託されました発議第4号「太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する条例の制定について」、審査内容と結果を報告します。

本案は、今定例会初日に議員提案された全13条の条文と附則から成る条例案です。12月5日に議員全員構成による特別委員会を設置し、12月6日、8日、15日と3日間にわたって審査をいたしました。

審査に当たりまして、まず最初に太宰府市が定めております太宰府市携帯電話基地局設置にかかる住民紛争等の防止に向けた実施方針に関し、市執行部より実施方針の考え方や現在紛争中の市の対応状況等について詳細な説明を求め、その後、太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する条例案の第1条から附則まで、条文ごとに提案者であります門田直樹委員から補足説明を受け、それに対する質疑を行いながら、議論を重ねました。

議論の詳細な内容につきましては、議員全員で構成されている特別委員会でありますので、省略をさせていただきます。

条例案に対する審査を行う中で、門田直樹委員から一部字句の修正を加えた条例案の修正動議が提出されましたので、修正案を議題として審査を行いました。修正案の審査の途中、委員

から、もう少し検討する必要があるとの理由により継続審査の動議が提出をされましたので、修正案の質疑中ではありましたが、先決動議である継続審査を求める動議を議題とし、採決を行いました。採決の結果、賛成少数で継続審査としないことに決定をいたしました。

継続審査の動議が否決されましたので、修正案の審査に戻り、中断されていた質疑を再開をいたしました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、修正案は賛成多数で可決すべきものと決定をいたしました。

修正案が可決されたことにより、続いて修正部分を除く原案について採決を行い、修正部分を除く原案につきましても賛成多数で可決すべきものと決定をいたしました。

修正案及び修正部分を除く原案がともに可決されたことにより、本特別委員会に付託されました発議第4号は賛成多数で修正可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） 報告は終わりました。

質疑は全議員で構成された特別委員会で審査しておりますので、省略いたします。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 次に、賛成討論はありませんか。

13番門田直樹議員。

○13番（門田直樹議員） 発議第4号に賛成の立場から討論します。

携帯電話中継基地局の問題は、電磁波による健康被害を心配する住民と、安全を主張し、建設を進める事業者との対立をどう防ぐかということでもあります。この問題に関しまして、市執行部により太宰府市携帯電話基地局設置にかかる住民紛争等の防止に向けた実施方針が策定されました。しかしながら、同指針の内容は、市や事業者がその責務を果たしていくための具体的な手続や結果に対する責任と、また近隣住民がいつ計画を知るかなどの記述がなく、紛争を防止するものとしては極めて不十分であります。今回発議されました条例案は、紛争防止を目的としており、当事者の主な責務としては、事業者は計画書を提出し、説明会を行い、報告する、近隣住民は真摯に対応する、市は計画書等を公開するといった内容です。

この条例案を審議するために議員全員で構成されました携帯電話中継基地局問題特別委員会では、本年12月15日に賛成多数で可決されました。内容は、賛成10、反対7ですが、反対された7名の委員は継続審査を主張され、その理由として、市民の声を聞くべき、議会としての研究が十分でない、個人としても現時点で理解が十分でない等を上げておられます。

まず、市民の声を聞くべきというご意見ですが、平成16年に議会でこの問題が取り上げられて以来、多くの市民の声をいただいております。1年前には公明党の清水議員の紹介で提出され、採択された請願もその一つであり、また昨年12月21日には2,532名の署名を集めた要望書

が市長に手渡されました。請願、要望書ともに実効性のあるルール、すなわち条例の制定を望むと明記されております。

次に、議会として研究が十分でない、個人の理解が十分でない等のご意見についてですが、先ほども述べましたとおり、平成16年から7年越し、計5回の一般質問がなされ、予算、決算時にも繰り返しこの問題解決の必要が指摘されています。さらに、昨年12月定例会で慎重審議を重ねて請願を採択したことを考え合わせますと、理解や研究が十分でないとの理由は理解できません。

また、議会では、議員有志で携帯電話基地局問題研究会を立ち上げ、毎月会合を行い、全議員にご案内をし、参加を要請してまいりました。本年10月の定例議員協議会では、議長にご相談の上、協議会の議案として説明をさせていただき、その中ではっきり条例案を発議する旨を申ししております。したがって、聞いてなかった、急な話だというのは心外であり、理解できません。

以上のような経緯、また特別委員会では条例の中身に対する反対意見は皆無であった事実を申し述べ、賛成討論とします。

○議長（大田勝義議員） ほかに討論はありませんか。

10番橋本健議員。

○10番（橋本 健議員） 発議第4号「太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する条例の制定について」意見を述べさせていただきます。

今回の条例は、基地局建設の反対を主張しているのではなく、事業者と市民との紛争防止を目的としており、趣旨は市の実施方針と何ら変わるものではありません。60日前までの事業計画書の提出や40日前までの説明会開催など、ルールをつくり、責任を明確にただけであります。かつて私は、2年間紛糾のため大変苦しい思いをした経験がございます。このような長期にわたる紛争にならないよう、また建設過程での発覚による住民とのトラブルや過激な紛争を未然に防ぐ意味でも必要な条例であります。

以上をもちまして賛成討論といたします。

○議長（大田勝義議員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第4号に対する委員長の報告は修正可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（大田勝義議員） 大多数起立です。

よって、発議第4号は修正可決されました。

〈修正可決 賛成10名、反対7名 午前11時28分〉

(市長井上保廣「議長」と呼ぶ)

○議長(大田勝義議員) 市長。

○市長(井上保廣) ただいま可決されました発議第4号太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する紛争防止条例に係る議決につきましては、再議に付する手続をさせていただきますので、暫時休憩をお願い申し上げます。

○議長(大田勝義議員) ただいま市長から再議提出という提案がありましたので準備いたしますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時29分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時15分

○議長(大田勝義議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど市長から提案がありました再議の件につきましては、日程第31の後に追加します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 決議第1号 飲酒運転撲滅に関する決議

○議長(大田勝義議員) 日程第26、決議第1号「飲酒運転撲滅に関する決議」を議題とします。提出者の説明を求めます。

1番陶山良尚議員。

[1番 陶山良尚議員 登壇]

○1番(陶山良尚議員) 決議文をもちまして提案説明にかえさせていただきたいと思います。

なお、提出者は私、陶山良尚、賛成者は小柳道枝議員、門田直樹議員でございます。

飲酒運転撲滅に関する決議。

交通事故のない安全で安心して暮らせる社会の実現は、市民すべての切実な願いです。今から5年前の平成18年8月、福岡市で起きた飲酒運転による事故で幼い3人の子供の命が奪われました。この事故は大きな衝撃と深い悲しみをもたらし、私たちは飲酒運転の怖さを改めて痛感したところでした。

しかしながら、その後も飲酒運転がなくなることなく、ここ筑紫野警察管内においての飲酒運転取り締まりによる検挙件数は、平成19年が83件、平成20年が67件、平成21年が64件、そして平成22年が76件と、後を絶たない状況です。そして、本年2月には、粕屋町で2人の高校生が飲酒運転による乗用車によって死亡するという痛ましい事故が起きました。

このような悲劇を二度と繰り返さないためには、私たち一人一人が飲酒運転による交通事故の悲惨さを深く認識し、運転者の交通安全意識の向上はもとより、家庭や職場、さらには地域が一体となって、飲酒運転は絶対にしない、させない、許さないという強い意志を示さなければなりません。

よって、本市議会は交通安全意識の徹底を強く呼びかけるとともに、関係機関、団体との連携を強化し、市民一丸となって飲酒運転撲滅に向けて全力を挙げて取り組むことをここに宣言

します。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大田勝義議員） 説明は終わりました。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決をいたします。

決議第1号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、決議第1号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午後1時18分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第27 請願第2号 ワクチン接種緊急促進事業の継続に関する請願書

○議長（大田勝義議員） 日程第27、請願第2号「ワクチン接種緊急促進事業の継続に関する請願書」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

〔14番 小柳道枝議員 登壇〕

○14番（小柳道枝議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第2号「ワクチン接種緊急促進事業の継続に関する請願書」について、その審査の内容と結果を報告いたします。

本請願については、各委員に意見を求める形で審査を進めました。

意見では、国内で年間1万5,000人が発症し、そのうち2,500人が死亡しており、これが若年化している。副作用はあるものの、予防できるワクチンとしてぜひ接種を進めていきたい。ワクチンを接種することによって医療費の削減効果があり、費用対効果の面からもぜひ採用していただきたいなど賛成する立場からの意見がある一方で、反対の立場から、強い痛みを伴う副作用の指摘がありました。

これに対しては、ワクチンを常温に戻すことによって痛みを軽減できるとされており、こうした医師のちょっとした工夫でクリアできる問題であるとの意見がありました。

協議を終え、討論はなく、採決の結果、請願第2号は委員多数の賛成で採択すべきものと決定しました。

なお、本請願は厚生労働大臣あて意見書の提出を求めるものであり、委員会で協議した結果、本日、委員会提出議案として意見書案を本会議に提案することといたしております。

以上で報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） ただいまの委員長報告の中で反対の立場からご意見が出て、結果としては賛成多数で採択をされたということだったんですが、反対討論は出なかったということなんですけれども、この反対されたその理由というのは何か、どういった形でか、述べられたのでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

○14番（小柳道枝議員） 質問者の中からあったのは、痛みが伴うので、それはどうなのかという質問でございました。その中で、賛成者のほうから、常温に戻すとその痛みも軽減できるのではないかというふうにお答えがありました。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） ということは、反対された方のその反対理由としては、強い痛みがあるから、このワクチン接種には反対だというふう理解してよろしいわけですね。

○議長（大田勝義議員） 環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

○14番（小柳道枝議員） そういうふうにもとれると思いますが、本人の意見はそこでもございましたので、それ以上は委員会としては問うておりません。

○議長（大田勝義議員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第2号に対する委員長報告は採択です。本案を委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長(大田勝義議員) 大多数起立です。

よって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

〈採択 賛成16名、反対1名 午後1時23分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 意見書第9号 防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書

○議長(大田勝義議員) 日程第28、意見書第9号「防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔13番 門田直樹議員 登壇〕

○13番(門田直樹議員) 総務文教常任委員会に審査付託された意見書第9号について、その審査内容と結果を報告いたします。

意見書第9号「防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書」について審議した結果、質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長(大田勝義議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行いたいと思います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第9号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(大田勝義議員) 全員起立です。

よって、意見書第9号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午後1時25分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第29と日程第30を一括上程**

○議長（大田勝義議員） お諮りします。

日程第29、意見書第10号「太陽光発電システム設置補助制度の創設を求める意見書」及び日程第30、意見書第11号「子ども・子育て新システム」に関する意見書を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、お諮りしましたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

〔14番 小柳道枝議員 登壇〕

○14番（小柳道枝議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました意見書第10号及び意見書第11号について、その審査の内容と結果を報告いたします。

まず、意見書第10号「太陽光発電システム設置補助制度の創設を求める意見書」について報告いたします。

まず、賛成者となっている委員から、県内では独自の補助制度を設けている市もあるが、自治体の財政格差もあり、導入されていない自治体もある。自然エネルギー普及の観点からも県が率先して補助制度を創設し、県全体で取り組んでいくべきであるとの補足説明がなされました。

これに対して委員から、さしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、意見書第10号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、意見書第11号「子ども・子育て新システム」に関する意見書について報告いたします。

まず、提出者となっている委員から、これについては年内に最終取りまとめを行い、来年の通常国会に提出される予定ではあるが、幼稚園と保育園の一体化の方針はあるものの、どんなふう運営されるのか決まっていない状況であるため、本意見書を提出するものであるとの補足説明がありました。

委員からは、意見書中の保育現場に市場原理が持ち込まれるという点、また福祉としての保育制度が維持されないという点について説明を求める意見が出され、提出者からは、規制緩和によって民間の株式会社などの参入が予想されることから、これによって保育の質が下がったりすることや、保育園に入れない子供が出てくるのが懸念されているとの説明がありました。

協議を終え、討論はなく、採決の結果、意見書第11号は委員多数の賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

意見書第10号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) 次に、意見書第11号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

7番藤井雅之議員。

○7番(藤井雅之議員) 意見書の賛成者としたしまして、まず賛成多数という取りまとめにご尽力をいただいたことに関しましては感謝を申し上げたいと思います。その上で、1点お伺いしたいことは、昨年12月の議会におきましても、文言は当然違いますけれども、この子ども・子育て新システムに関する請願及びそれに付随して意見書が提出をされておりますが、そのときも多くの委員さんの賛成多数という形で請願、それぞれ意見書も提出されておりますが、そういった昨年12月の議会の、要は決定に関して、この意見書に対する内容がどうなのかというような、そういった部分の議論はございましたでしょうか。その1点だけ確認の意味で質問させていただきます。

○議長(大田勝義議員) 環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

○14番(小柳道枝議員) ただいまの藤井議員のご質問にお答えします。

昨年12月議会の件は、今議会では議論はありませんでした。

○議長(大田勝義議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

意見書第10号「太陽光発電システム設置補助制度の創設を求める意見書」について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第10号に対する委員長報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(大田勝義議員) 全員起立です。

よって、意見書第10号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午後1時31分〉

○議長(大田勝義議員) 次に、意見書第11号「子ども・子育て新システム」に関する意見書について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第11号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長(大田勝義議員) 大多数起立です。

よって、意見書第11号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対1名 午後1時32分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31 意見書第12号 ワクチン接種緊急促進事業継続の意見書

○議長(大田勝義議員) 日程第31、意見書第12号「ワクチン接種緊急促進事業継続の意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

[14番 小柳道枝議員 登壇]

○14番(小柳道枝議員) ワクチン接種緊急促進事業継続の意見書。

議員の皆様にはお手元に配付しているとおりでございます。朗読をもって説明にかえさせていただきますと思います。

提出先は厚生労働大臣、提出者は環境厚生常任委員会委員長小柳、私でございます。

ワクチン接種緊急促進事業継続の意見書。

我が国では、海外ではWHOが推奨している予防接種で防ぐことができる疾患に使用されているワクチンの多くが定期接種化されていない実情は周知の事柄です。

平成22年11月26日から、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業が実施されていますが、来年度以降については予算措置が講じられておらず、現状のままでは平成24年3月31日までに本事業が終了することになり、事業の対象者が今年度内に接種が完了できない可能性があり、短期間で終了することは国民にとって不公平な制度となります。

予防接種で防ぐことができる疾患に対する予防接種については、国策として定期接種化され、国民が平等に公費で受けられる制度を恒久的に実施すべきであり、以下の点について実現するよう強く要望いたします。

記。

海外との予防接種政策の遅れをなくするため、予防接種で防ぐことができる疾患を速やかに定期接種化し、財政措置を行うこと。

VPDワクチンの定期予防接種化が実現するまでの間は、緊急促進事業を継続して実施し、国民に公平な機会を与えること。

予防接種法においては、市町村の財政面を考慮し、実費徴収も可能とされているが、すべての国民が費用の負担なく予防接種を受けることができ、安心して感染症の予防ができる体制を整備し、接種に対する普及啓発を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

皆様方のご理解をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第12号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（大田勝義議員） 大多数起立です。

よって、意見書第12号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対1名 午後1時36分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大田勝義議員） 市長から、先ほど議決されました発議第4号については、地方自治法第176条第1項の規定により、再議に付する旨の文書が提出されました。

お諮りします。

本件を日程に追加し、議題にすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、再議第1号を追加日程とし、議題とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 再議第1号 再議書（太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する紛争防止
条例の制定について（平成23年12月19日議決））

○議長（大田勝義議員） 市長から、再議に付する理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 本日修正議決されました「太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する紛争防止条例の制定について」は、次の点につきまして異議がございますので、地方自治法第176条第1項の規定に基づきまして再議に付するものでございます。

まず、1点目といたしまして、携帯電話基地局の問題につきましては、平成22年12月議会におきまして採択されました「安心安全の見地に基づく携帯電話中継基地局設置の適正化に関する請願」や、請願採択に基づく施策の早期実施に関する要望書を受けまして、関係する住民との協議や携帯電話事業者との協議、行政内部における検討などを行ってまいりました。この経緯を総合的に判断した中で、住民と携帯電話事業者との紛争を防止することを目的といたしました「太宰府市携帯電話基地局設置にかかる住民紛争等の防止に向けた実施方針」を平成23年7月19日に定めまして、これにより対応することを決定したところでございます。

市といたしましては、電波防護指針値を超えない強さの電波により健康に悪影響を及ぼす確固たる証拠は認められないという国の見解や、携帯電話基地局が電波法などの法令を遵守して設置、運営されておりますことから、携帯電話基地局の設置等についての条例を制定することは適切ではないと考えております。

しかしながら、住民の中には、携帯電話基地局から発射される電波についての不安を抱く方もおられますので、その不安の払拭に向けまして住民と携帯電話事業者との間に立つ市の中間的な役割を定め、必要に応じて携帯電話事業者に電波の安全性についての説明を求めるなど、市、事業者、住民がそれぞれの立場から携帯電話基地局に関する紛争の防止に努めることを定めているところであります。

今後とも、この実施方針に基づきまして携帯電話基地局に関する紛争の防止についての対応を行うことといたしておりますので、この実施方針以外に携帯電話基地局設置に関する条例を制定する必要はないものと考えております。

2点目といたしまして、携帯電話基地局による住民紛争のほぼすべてが電磁波による健康被害に対する不安から来るものであると考えられ、周辺住民の理解を得るまでには時間を要することや、理解を得られないことも考えられます。また、携帯電話の普及や高機能携帯機器への移行によりまして、今後も携帯電話基地局の新設や改造を行わなければ、携帯電話の円滑な使用に障害が発生するおそれがあると思っております。

平成23年12月12日付で事業者から提出をされました意見書にもありますように、事業者といたしましては、条例の制定により携帯電話基地局の設置等が進まなくなることが想定され、その結果、利用者にも多大なる影響を及ぼすことを懸念されております。市といたしましても、携

帯電話基地局の設置等ができない地域におきまして、携帯電話を使用する多くの市民の通信の利益を害するおそれを懸念いたしますとともに、年間700万人を超える来訪者の携帯電話使用にも影響を及ぼすものと考えております。

特に、現在では、携帯電話が高齢者や子供たちの安全確認に利用されておりますことや、119番、110番などの緊急時の連絡手段として最も利用されていること、また災害時等の非常通信手段としても各地でその威力を発揮しているところであります。このため、携帯電話がどこでも円滑に使用できる環境を整備するということは、住民福祉の向上や安全・安心のまちづくりという観点からも重要であると考えております。

以上の理由から、今回議決されました案件につきましては、再度審議をお願いするものであります。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 説明は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後1時44分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時55分

○議長（大田勝義議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

追加日程第1、再議第1号「再議書（太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する紛争防止条例の制定について（平成23年12月19日議決））」につきましては、議員全員で構成する携帯電話中継基地局問題に関する特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、お諮りしましたとおり決定いたしました。

お諮りします。

特別委員会の正副委員長は議長が指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認めます。

よって、特別委員会の委員長は17番福廣和美議員、副委員長には上疆議員を指名したいと思います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後3時56分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後4時00分

○議長（大田勝義議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第32 議員の派遣について

○議長（大田勝義議員） 日程第32、「議員の派遣について」を議題といたします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第33 閉会中の継続調査申し出について

○議長（大田勝義議員） 日程第33、「閉会中の継続調査申し出について」を議題といたします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出がっておりますので、別紙のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大田勝義議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、お諮りしましたとおり決定いたしました。

これをもちまして平成23年太宰府市議会第4回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認めます。

よって、平成23年太宰府市議会第4回定例会を閉会いたします。

閉会 午後4時02分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成24年 2月20日

太宰府市議会議長 大 田 勝 義

会議録署名議員 後 藤 邦 晴

会議録署名議員 橋 本 健